～みんな同じ空の下～

第３次

# 茅野市障害者保健福祉計画

（茅野市障害者計画・茅野市障害福祉計画・茅野市障害児福祉計画）

2018～2023

～お互いに支え合い、その人らしく暮らせるまちづくり～

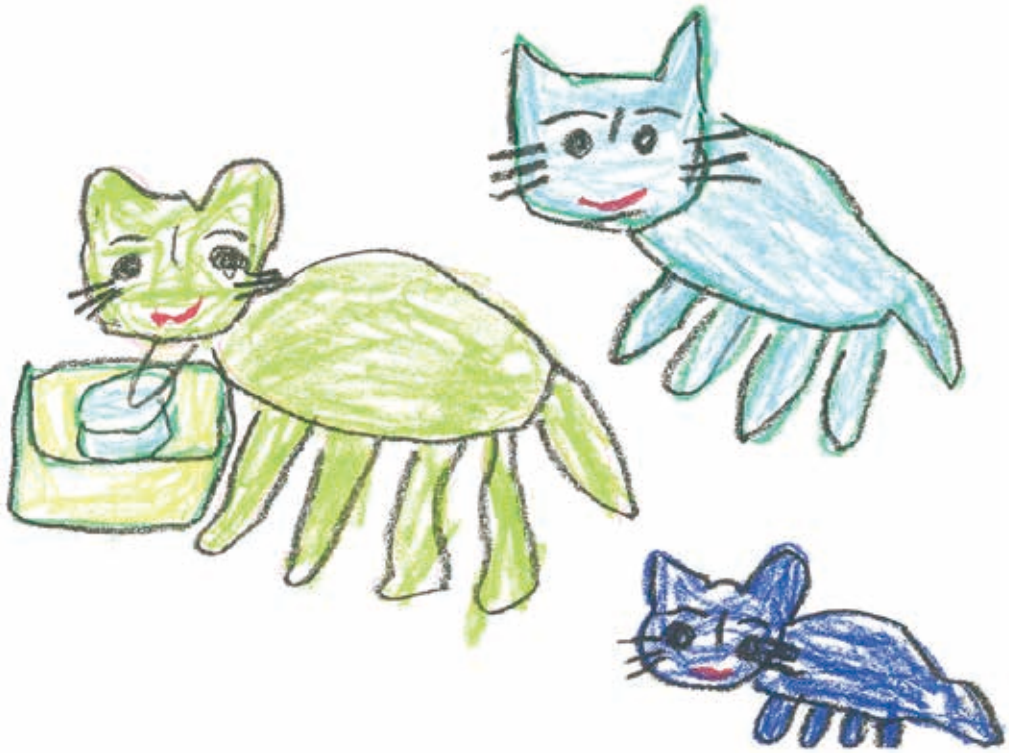

長野県　茅野市

茅野市長　柳平千代一

# みんなでつくる
# みんなの茅野市

茅野市は、平成19年３月に「第１次茅野市障害者保健福祉計画」、平成25年３月には「第２次茅野市障害者保健福祉計画」を策定し、障害のある方々が地域社会でともに暮らし、社会活動に自由に参加するための課題解決に取り組んできました。この間、国においては「障害者の権利に関する条約」を批准するため必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しが行われました。条約に謳われた「障害は個人にではなく社会にある」との考えを具現化するための様々な制度改正が進む中、障害のある方々を取り巻く環境はさらに大きく変化しています。

この度、こうした取組の更なる充実を図り、めまぐるしく変化する障害福祉施策に対応するため「第３次茅野市障害者保健福祉計画」を策定しました。前回計画策定時と同様に、策定にあたっては「第２次茅野市障害者保健福祉計画」の検証結果やアンケート・ヒアリング調査の分析等をもとに、福祉21茅野障害福祉部会の皆さんに多くの議論を重ねていただきました。

今回の計画では、「福祉サービスの更なる充実と体制整備」「出生時から成人までの一貫した個別支援」「障害の特性に応じた就労・就業支援の強化」「障壁のない、移動しやすい、快適な地域生活環境の推進」「実際の緊急時を具体的に想定した防災対策」を重点課題として掲げ、障害のある方一人ひとりのニーズに合わせた様々な支援に取り組みます。

計画策定にご協力いただきました障害福祉部会員の皆さんをはじめ関係各位に心から感謝を申し上げます。

これからも「みんなでつくるみんなの茅野市」を合言葉に、「福祉でまちづくり」による計画の実現に向けて、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年３月

福祉 21 障害福祉部会
部会長　戸川　榮司

# 障害のある人が
# 安心して暮らせる
# まちを目指して

各障害者団体代表、各施設代表をはじめとする幅広い関係機関の方々からなる部会での多岐にわたる議論を経て、「第３次茅野市障害者保健福祉計画」が作成できました。障害者や支援者のアンケートやヒアリング調査でのニーズに、最大限配慮した計画となっていますが、大切なのはこのような計画を一般市民にも広く知ってもらうことだと思います。

2016年７月に起きた相模原市の障害福祉施設での痛ましい事件では、容疑者の「障害者なんていなくなればいい」との供述を知って、障害者を持つ親としてやるせない気持ちになりました。現代のような高齢化社会・ストレス社会では、いつでも健常な人が障害者のような存在になるかもしれないのです。

障害者への差別意識をなくすには子どもの頃からの教育が重要です。知らなければ障害者を普通から外れた人として差別するのは自然な反応です。障害者の存在をみんなが知って障害者が身近に安心して暮らせること、それを周辺の人が温かく見守っているというまちを目指したいと思います。

「障害の理解」を考えるとき、私は、東京大学名誉教授である江川滉二先生（故人）が、ご自身も親の立場として地元の新聞社に寄せたコラムを思い出します。先生は、「障害者が生まれてくる、その理由は多くの場合わからない。単にある確率で障害者は生まれてくるのである。私だったかもしれないし、あなただったかもしれない。確率の問題ということは、誰がそれに当たるかはわからないということである。」「障害者は障害を持って生まれた瞬間に、すでにわれわれに対してこれ以上ないほどの大きな貢献をしてくれているのだ。」と言っています。地域の多くの人たちがこのように考えてくれたら、障害者がもっと暮らしやすくなると思います。

平成30年３月



# 目　次


はじめに

計画の構成 …… 2

## 第Ⅰ編　基本的考え方

第1章　計画の概要 …… 3
1　計画策定の背景 …… 3
2　計画策定の趣旨 …… 5
3　計画の性格及び位置づけ …… 5
4　計画の期間・見直しの時期 …… 5
5　計画の進捗管理 …… 5
6　「障害」の表記について …… 7

## 第Ⅱ編　現状と課題

第1章　第２次茅野市障害者保健福祉計画の検証 …… 10
第2章　茅野市の現状 …… 27
第3章　障害者及び介護者等の生活状況とニーズの整理 …… 36
1　ニーズ調査（アンケート調査・ヒアリング調査）報告 …… 36
2　身体障害者アンケート調査 …… 41
3　精神障害者アンケート調査 …… 46
4　知的障害者アンケート調査 …… 51
5　介護者・保護者アンケート調査 …… 54
6　ヒアリング調査 …… 59
第4章　今後の施策における主な課題 …… 65

## 第Ⅲ編　計画の理念・基本目標

第1章　計画の理念 …… 67
第2章　計画の目標 …… 67

## 第Ⅳ編　課題別施策の推進

第1章　生活支援 …… 68
第2章　保育・療育・教育 …… 77
第3章　雇用・就業 …… 82
第4章　移動支援・生活環境 …… 88
第5章　防災・減災 …… 90
第6章　社会参加 …… 92
第7章　人権・権利擁護 …… 94
第8章　啓発・広報 …… 96
第9章　情報・コミュニケーション …… 98
第10章　保健・医療 …… 99

## 資　料

# はじめに

## 計画の構成

本計画は、次の４つの編部によって構成されています。

### 第Ⅰ編　基本的考え方

計画策定の背景と趣旨、計画の性格及び位置づけ、計画期間、進捗管理等を明らかにしています。

### 第Ⅱ編　現状と課題

障害種別や程度、障害のある人の状況や日常生活に関する地域の現状、課題、ニーズをまとめています。

### 第Ⅲ編　計画の理念・基本目標

第Ⅰ・Ⅱ編を踏まえ、本計画において目指すべき施策の理念・目標を明らかにします。

### 第Ⅳ編　課題別施策の推進

計画の基本目標を実現するために、前計画を更に充実させ

「①生活支援」
「②保育・療育・教育」
「③雇用・就業」
「④移動支援・生活環境」
「⑤防災・減災」
「⑥社会参加」
「⑦人権・権利擁護」
「⑧啓発・広報」
「⑨情報・コミュニケーション」
「⑩保健・医療」

の課題ごとに『現在までの取組』『障害者及び介護者等の意向』『基本的な考え方』『今後の取組』を示しています。

また、「①生活支援」「②保育･療育･育成」「③雇用･就業」は「障害福祉計画」･「障害児福祉計画」の具体的内容にあたります。



# 第Ⅰ編　基本的考え方

## 第１章　計画の概要

### 1　計画策定の背景

茅野市では、昭和 56 年（1981 年）の国際障害者年を契機に各障害者団体、ボランティア等を中心に組織された「茅野市障害者福祉街づくり推進協議会」による 10 か年の茅野市国際障害者年長期行動計画、引き続き「茅野市障害者計画策定委員会」による平成 11 年度（1999 年度）から平成 17 年度（2005 年度）までの７か年を期間とする「茅野市障害者福祉計画」を策定し、障害のある方々が地域社会の中でともに暮らし、社会活動に自由に参加できるための課題解決に取り組んできました。

平成 18 年（2006 年）４月に障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体と位置づけられ「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。茅野市では、計画的にサービス提供を推進してゆくために、数値目標を設定し、障害者施策を計画的、総合的に推進するための中長期計画である「障害者計画」と一体的に障害者施策の在り方を定めた「第１次茅野市障害者保健福祉計画」を策定しました。更に、平成 24 年（2012 年）６月には障害者総合支援法が成立し、障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設などに対応するため「第２次茅野市障害者保健福祉計画」を策定し、障害のある人が地域で自立した生活を送るための障害者施策を推進してきました。

また、長野県では、平成 24 年（2012 年）３月に「長野県障害者プラン 2012」を策定し障害者の総合的な相談支援体制の整備や西駒郷などの施設から地域への生活移行を更に推し進めています。

一方、国においては、平成 19 年（2007 年）９月「障害者の権利に関する条約*」に署名した後、条約締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、「障害者基本法」の改正（平成 23 年（2011 年）８月）、「障害者総合支援法」の成立（平成 24 年（2012 年）６月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の成立（平成 24 年（2012 年）６月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成 25 年（2013 年）６月）など、様々な法制度等の整備が行われ、平成 26 年（2014 年）１月に障害者権利条約の批准に至りました。

「やまびこ園」利用者の作品

＜用語解説＞
＊障害者の権利に関する条約……平成 18 年（2006 年）12 月 13 日に第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。全ての障害者に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障害者の差異の尊重および障害者の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障害児童の発達しつつある能力の尊重および障害児童の同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障害を理由とするいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。日本は平成 19 年（2007 年）９月同条約に署名後、国内法の整備等を進め、平成 26 年（2014 年）１月に条約批准に至った。障害者に関する法は、リハビリテーションや福祉の観点から考えられることが多いが、この条約は国際人権法に基づいて人権の視点から考えて創られている。「個人は他の個人とその個人の属する社会に対して義務を負い、国際人権法に定められた人権を促進する責任がある」ことを明記しており、「障害は個人ではなく社会にある」といった視点からの条約である。更に、「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな！（Nothing about us without us !）」というスローガンを掲げ、障害者の視点から創られた条約であることも画期的であり特徴的である。

〈国の動き…法改正を中心に〉

| | |
|---|---|
| 平成17年<br>(2005年) 4月 | 「発達障害者支援法」施行<br>・障害の定義を明確化<br>・保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を越えて一体的な支援体制を整備 |
| 平成18年<br>(2006年)<br>4月 | 「障害者自立支援法」施行(10月完全施行)<br>・障害種別に関わらず必要なサービスを利用できるよう、サービス利用の仕組みを一元化<br>・市町村が一元的にサービスを提供<br>・利用者負担の見直しや国や地方自治体の責任を明確化して財源を確保し、安定的な制度を構築 |
| 平成18年<br>(2006年)<br>12月 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行<br>・障害者等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進 |
| 平成19年<br>(2007)年<br>4月 | 「学校教育法等の一部を改正する法律」施行<br>・盲・ろう・養護学校を、障害種別を越えた特別支援学校に一本化 |
| 平成21年<br>(2009年)<br>4月 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行<br>・中小企業における障害者雇用の一層の促進<br>・短時間労働に対応した雇用率制度の見直し |
| 平成22年<br>(2010年)<br>12月 | 「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立(平成24年(2012年)4月までに順次施行)<br>・負担能力に応じた負担が原則であることを明確化<br>・発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明示　など |
| 平成23年<br>(2011年)<br>6月 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立<br>(平成24年(2012年)10月施行)<br>・障害者への虐待を発見した者に市町村への通報を義務付け<br>・虐待が疑われる家庭への市町村の立入調査　など |
| 平成23年<br>(2011年)<br>7月 | 「障害者基本法の一部を改正する法律」成立(平成23年(2011年)8月施行)<br>・目的規定の見直し<br>・障害者の定義の見直し<br>・地域社会における共生<br>・差別の禁止　など |
| 平成24年<br>(2012年)<br>6月 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合基本法)」成立(平成25年(2013年)4月施行)<br>(*一部は平成26年(2014年)4月施行)<br>・障害者の範囲の見直し<br>・障害支援区分の創設<br>・重度訪問介護の対象拡大<br>・共同生活介護の共同生活援助への一元化<br>・地域移行支援の対象拡大<br>・地域生活支援事業の追加　など<br><br>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達法)」成立<br>(平成25年(2013年)4月1日施行)<br>・地方公共団体等に、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定　など |
| 平成25年<br>(2014年)<br>6月 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」成立<br>(平成28年(2016年)4月施行)<br>・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を規定　など |
| 平成26年<br>(2014年)<br>1月 | 「障害者権利条約」国会承認　批准書寄託(2月19日発効)<br>・障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための措置等を規定　など |
| 平成28年<br>(2016年)<br>4月 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立(5月13日施行)<br>・成年後見制度促進会議、成年後見制度利用促進委員会の設置<br>・成年後見制度利用促進基本計画の策定を規定　など |



## 2　計画策定の趣旨

こうした動きの中、茅野市では「第１次茅野市障害者保健福祉計画」「第２次茅野市障害者保健福祉計画」をもとに実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、生活上何らかの障害のある市民の皆さんの様々なニーズに適切に対応するため、平成 30 年度（2018 年度）からの新たな計画となる「第３次茅野市障害者保健福祉計画」を策定し、障害のある方がその人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりを目指します。

## 3　計画の性格及び位置づけ

本計画は、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」と、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「国の基本指針に即して障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」更に、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく「国の基本指針に即して障害児通所支援、及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援、及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」を一体化して作成する計画です。茅野市における障害のある人（障害のある子どもを含む）に関する施策を総合的に推進するための基本指針であり、また、障害福祉サービス等の必要量と見込量の年間の推計、必要量の確保に関する計画になっています。

更に、本計画は国の「第４次障害者基本計画」及び長野県の「長野県障がい者プラン 2018（仮）」を上位計画にし、茅野市の「第５次総合計画」及び「第３次福祉２１ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）」の障害福祉の分野を担い、「茅野市健康づくり計画」「茅野市高齢者保健福祉計画」「茅野市こども・家庭応援計画」等関連計画との整合性を踏まえて策定します。

## 4　計画の期間・見直しの時期

本計画の期間は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の目標値達成期間に合わせて、2018 年度から 2023 年度までの６か年とします。また、障害福祉計画の部分にあたる第Ⅳ編第１章「生活支援」第３章「雇用・就業」及び障害児福祉の部分にあたる第２章「保育・療育・教育」については、2020 年度に数値目標の見直しを行います。
（ただし、計画期間中に施行される制度改正等により、2020 年度以外にも、期間中に計画を一部見直す場合があります。）

## 5　計画の進捗管理

本計画に基づく施策を推進するために、庁内の関係部課相互の連携を図るとともに、庁外の関係機関との連携を強化し総合的な検討や計画的な実施に努めます。また、庁内の推進体制として「茅野市障害福祉推進会議」を設置し、障害者施策担当課だけでなく、庁内全体として障害のある方への支援に取り組みます。計画の進捗状況や数値目標等の実現に向けて、「福祉 21 茅野障害福祉部会」を「茅野市自立支援協議会」と位置づけ、計画の点検・評価による進行管理と具体的課題の検討を行います。計画の推進のためには、茅野市自立支援協議会と行政が力を合わせて活動することが必須です。「茅野市らしい福祉」を目指して、自立支援協議会の活性化に向けて課題の投げかけやネットワークづくりの支援を行います。

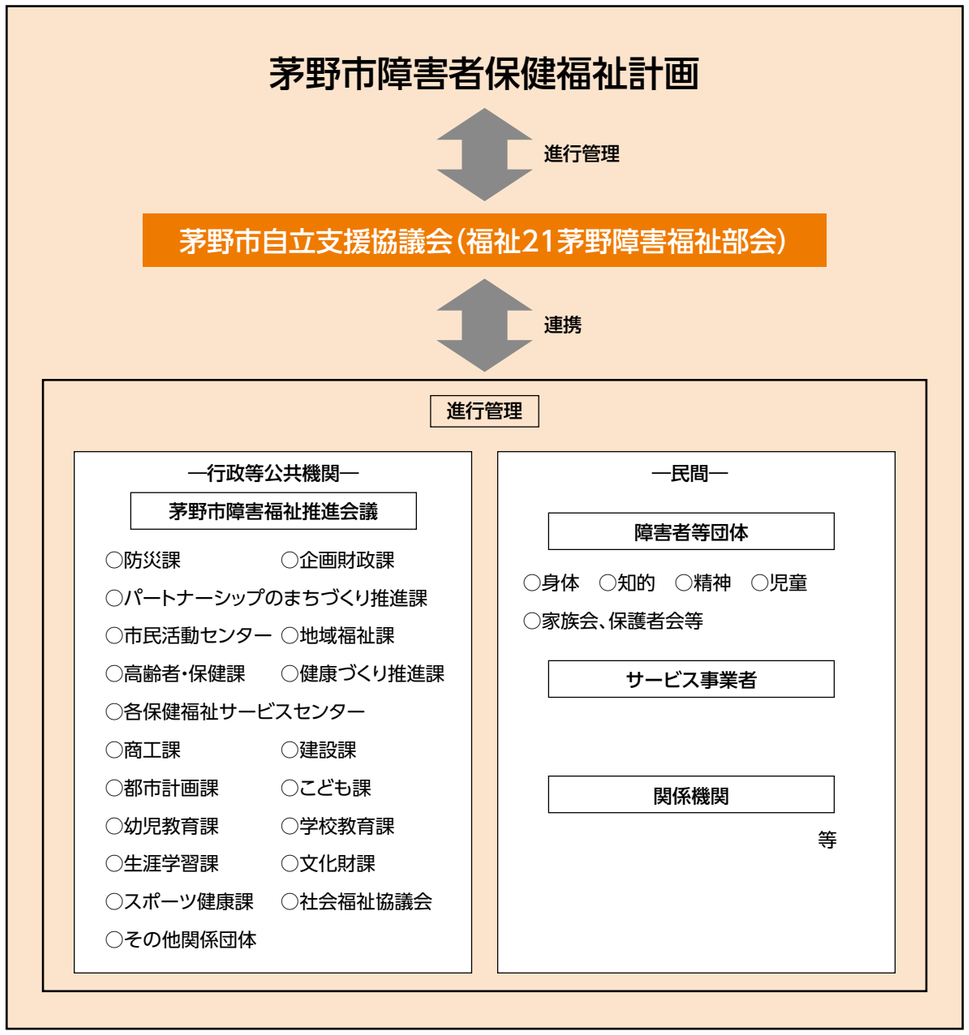


また、「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会*」において、障害別分科会・課題別分科会や、サービス事業者等の連絡会・学習会等を開催し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、地域で支えあう推進体制を整備します。

計画の広報については、「広報ちの」や市のホームページでの紹介等により広く市民への周知を図ります。

＜用語解説＞

＊諏訪地域障がい福祉自立支援協議……地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第 89 条の３により「地方公共団体は、単独で又は協同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」と規定されている。茅野市では、福祉２１茅野障害福祉部会を「茅野市自立支援協議会」と位置づけ「茅野市障害者保健福祉計画」の点検・評価による進行管理を担っているが、より広域的な課題解決のための具体的調整・検討の場として、６市町村共同の自立支援協議会である「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会」が設置されており、諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に事務局が置かれている。圏域の社会福祉団体、施設等の事業者、学校関係、ハローワーク、行政関係者等が参加しており、課題別専門部会の開催等活発に活動している。



## 6 「障害」の表記について

計画策定にあたり、「障害」の表記については以下の議論を行いました。

茅野市では、第１次茅野市障害者保健福祉計画（平成 19 年（2007 年）３月策定）の策定時から、「障害」の表記について、福祉 21 茅野障害福祉部会や関係者間で議論を重ねてきました。

国では、「障害者自立支援法（平成 18 年（2006 年）４月施行）」に代わる新たな法律として、「障害者総合支援法（平成 24 年（2012 年）６月施行）」を公布するにあたり、政府主導で「障害」を「障がい」と表記するという動きが広がりましたが、それに対して当事者をはじめ関係者が反対の意見を述べました。最大の反論は「当事者抜きで勝手に政府が決めるな」という意見でした。そこで内閣府は、平成 21 年（2009 年）12 月に閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進本部」の下に置かれた「障がい者制度改革推進会議」の中に、「『障害』の表記に関する作業チーム」を立ち上げ、多くの関係者による検討により、「障害」、「障がい」、「障碍」、「しょうがい」、「チャレンジド」といった複数の案を選択肢として議論した結果、平成 22 年（2010 年）に「障害」という表記を残すという結論に至りました。当事者を含めた関係者の結論であり、国は今も「障害」という表記を使用しています。

推進会議での議論の中でもっとも説得力のあったのは、障害の考え方が昔と大きく変わったということです。これはアメリカやイギリスをはじめとしたＥＵ各国に普及していますが、もともとは国連で採択されたＩＣＦ（国際生活機能分類）という考え方で、障害とは個人に帰属するものではなく社会にその原因があり、その結果、障害を被っている人という考え方です。（「社会モデル」といいます。）本人はかわいそうな人でも気の毒な人でもないのです。あるいは「疾病や病気はその人の問題で、個人や家族の責任でなんとかしなければならない」という考え方でもありません。今の生活のしづらさの原因は、社会の側の問題、例えばバリアフリーが進んでいないとか、制度やサービスが十分でないとか、地域の人たちの差別や偏見があるとか、そうした「障害」をなくしていかなければならない。そのことが「障害者差別解消法」であり、「障害者権利条約」の主旨になっています。

一方で、「害」の文字だけをとりあげて、「けしからん」という意見があります。「害」ではなく「妨げる」「隔てる」といった意味の「礙」「碍」の方がよいという意見もあります。それならば「障」という文字もおかしいという意見もあります。「しょうがい」と表記すべきということです。更には「しょうがい」という言葉自体にとらわれず、その人たちは人生に挑戦している人「チャレンジド」と全く違う言い方にすべきだという立場もあります。

それぞれに使う人の理由はあります。ただし、もっとも避けなければならない

のは、あたかも流行言葉のように自分たちの意見もなく、まわりに流されて使うことです。言葉は、時代によって移り変わるものですし、何よりも当事者の意見が優先されることが大事ですが、本質は用語の問題ではなく、それが何を意図しているかということです。市民の福祉意識に何も働きかけず、福祉教育も行わず、こうした本質的な意義を問うことなしに、ただ用語だけを一方的に変えることには意味がありません。当事者の願いや意見の多くは表記の問題ではなく、そもそも「障害者」と「健常者」という人間を二分するような考え方そのものが問題なのだということです。

「障がい」と表記だけして、「私たちは差別をしていません」あるいは「私は理解者です」とするのではなく、誰もが市民として「同じ空の下」で生きている一人ひとりとして捉えていくこと。その際に社会の側の「障害」を取り除いていくことこそが、茅野市の地域福祉の進め方であると考えます。茅野市の障害者保健福祉計画やビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）は、このことを正面に据え、しっかりと議論して実現していく過程を大切にしていきたいと思います。

これは現時点での茅野市の到達点です。これから先、いろいろな議論の中で、もっとよい言葉、それは当事者をはじめ市民のみなさんが最も適切だと思われる言葉が合意されたときには、柔軟に対応していくことが大切であると考えます。

そこで、あらためて結論は次の通りです。

第３次茅野市障害者保健福祉計画では、「障害」の表記は継続して用いることにします。この計画は行政計画であり、根拠法に基づいて策定されているわけですから、計画名はその法律に基づいて「障害」を使用します。

ただし、この「障害」という言葉が使われた背景の問題性をきちんと市民に問題提起し、「障害」に替わるもっと新しい言葉や違う言い方についても議論を深めていきます。そのことは地域共生社会をどのように実現していくかという本質的な問いかけです。

これからも市民の皆さんと深く議論を重ね、全ての市民が安心して共に暮らしていける地域を目指していきたいと考えます。

〈茅野市の保健福祉に関する計画期間〉

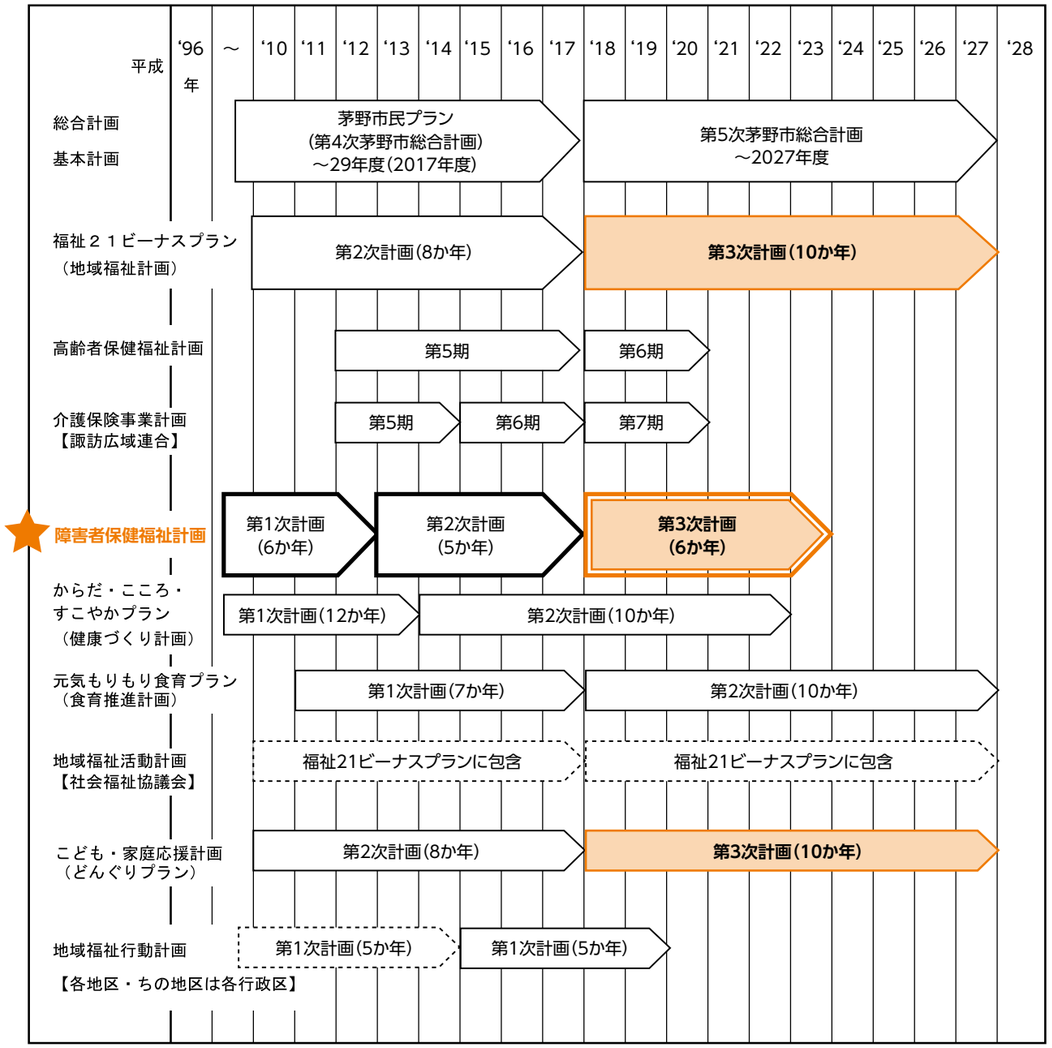

# 第Ⅱ編　現状と課題

## 第１章　第２次茅野市障害者保健福祉計画の検証

（平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度））

前回計画では、総合的に施策を展開してゆく中で、３つの数値目標と、障害福祉サービスごとの見込量を設定し進捗管理を行いました。

### １　目標値

#### 〈目標値 1〉……福祉施設入所者の地域生活への移行

◎平成26年度（2014年度）目標数値（第3期障害福祉計画）

・平成26年度末（2014年度末）までに19人（平成17年度末（2005年度末）入所者数の39.6%）の地域移行を目指します。

平成17年度末（2005年度末）入所者数　……48人
平成26年度末（2014年度末）地域移行数目標値　……19人（39.6%）
平成26年度末（2014年度末）地域移行数実績　……19人（39.6%）

◎平成29年度（2017年度）目標値（第4期障害福祉計画）

・平成29年度末（2017年度末）までに5人（平成25年度末（2013年度）　入所者数の12.5%）の地域移行を目指します。

平成25年度末（2013年度末）入所者数　……40人
平成29年度末（2017年度末）地域移行数目標値　…… 5人（12.5%）
平成29年度末（2017年度末）地域移行数実績（見込）……3人（ 7.5%）

※平成26年度（2014年度）までの目標値は達成しましたが、平成29年度（2017年度）までの目標値は達成できない見込みです。

#### 〈目標値 2〉……施設入所者の削減

◎平成26年度（2014年度）目標数値（第3期障害福祉計画）

・平成26年度末（2014年度）までに9人（平成17年度末入所者数の18.8%）の入所者削減を目指します。

平成17年度末（2005年度末）入所者数　……48人
平成26年度末（2014年度末）入所者減少数目標値 …… 9人（18.8%）
平成26年度末（2014年度末）入所者減少数実績　…… 8人（16.6%）

◎平成29年度（2017年度）目標値（第4期障害福祉計画）

・平成29年度末（2017年度末）までに2人（平成25年度末入所者数の5%）の入所者削減を目指します。

平成25年度（2013年度末）現在入所者数　……40人
平成29年度末（2017年度末）入所者減少数目標値　…… 2人（5%）
平成29年度末（2017年度末）入所者減少数実績（見込）…… −1人（増加）

※平成26年度（2014年度）までの目標値は達成できず、また、平成29年度（2017年度）までの目標値についても達成できない見込みです。

入所施設状況については、地域移行可能な入所者についてはある程度移行が進んだ一方で、新たに施設入所する方も見られる現状です。



#### 〈目標値 3〉……福祉施設から一般就労への移行

◎平成26年度（2014年度）目標数値（第3期障害福祉計画）

・平成26年度末（2014年度末）に福祉施設から5人（平成17年度（2005年度）末就労者数の2.4倍）の一般就労を目指します。

平成17年度末（2005年度）就労者数　……2人
平成26年度末（2014年度）就労者数目標値　……5人（2.4倍）
平成26年度末（2014年度）就労者数実績　……0人

◎平成29年度（2014年度）目標値（第4期障害福祉計画）

・平成29年度末（2017年度末）に福祉施設から6人（平成25年度末（2013年度末）就労者の2倍）の一般就労を目指します。

平成25年度末（2013年度末）就労者数　……3人
平成29年度末（2017年度末）就労者数目標値　……6人（2倍）
平成29年度末（2017年度末）就労者数実績（見込）……6人（2倍）

※平成26年度（2014年度）までの目標値は達成できませんでしたが、平成29年度（2017年度）までの目標値は達成できる見込みです。

就労者の状況としては、就労と離職を繰り返しながら、また福祉施設を再度利用しながら一般就労を目指している方が多く、就労相談窓口を中心に、様々な相談窓口が利用されている現状です。

「ふくろう玉川」利用者の作品

## 2　各種福祉サービス実績

### (1)訪問系サービス

**●居宅介護(重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む)**　(時間／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用時間数 | 見込 | 1075 | 999 | 1053 | 1111 | 1169 | 1231 |
| | 実績 | 656.0 | 532.2 | 210.6 | 535.8 | 800.5 | 1147.1 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 36 | 39 | 42 |
| | 実績 | | | 34 | 39 | 39 | 36 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用時間数 | 見込 | 1270 | 1510 | 1770 | 1250 | 1510 | 1770 |
| | 実績 | 577.6 | 593.0 | 1188.8 | 1015.8 | 996.7 | 1770 |
| 実利用人数 | 見込 | 53 | 75 | 82 | 68 | 75 | 82 |
| | 実績 | 45 | 50 | 55 | 53 | 64 | 82 |

図表1　居宅介護

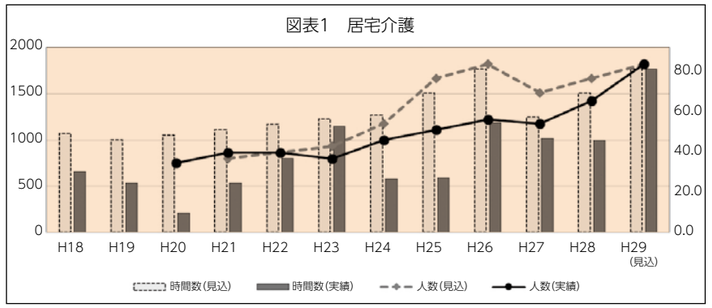


・H20年度にかけて一時的に利用実績が減少したのは、以前外出介護で利用していた該当者が移動支援等の他事業に移行したためと考えられます。利用実人数は増加傾向と考えられます。

### (2)日中活動系サービス

**●生活介護**　(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 437 | 874 | 1127 | 1288 | 1426 | 1518 |
| | 実績 | 111.0 | 383.3 | 326.1 | 333.6 | 419.9 | 967.2 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 56 | 62 | 66 |
| | 実績 | | | 19 | 24 | 30 | 76 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 450 | 500 | 550 | 1800 | 1900 | 2000 |
| | 実績 | 1550.1 | 1623.0 | 1675.5 | 1799.58 | 1879.08 | 2000 |
| 実利用人数 | 見込 | 35 | 40 | 45 | 100 | 110 | 120 |
| | 実績 | 89 | 89 | 94 | 98 | 105 | 120 |



図表2　生活介護

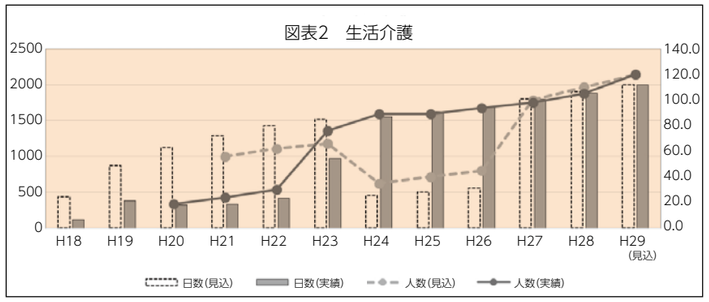


・全体的に増加傾向ですが、H23年度の急激な増加は、旧法施設サービスからの移行によるものと考えられます。

**●自立訓練(機能訓練)**　(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 0 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | 実績 | 18 | 0.8 | 20.3 | 5.7 | 13.8 | 38.7 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | | | 2 | 1 | 2 | 3 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 25 | 25 | 25 | 50 | 50 | 50 |
| | 実績 | 16.2 | 5.4 | 22.3 | 1.1 | 1.7 | 50 |
| 実利用人数 | 見込 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 |

図表3　自立訓練(機能訓練)

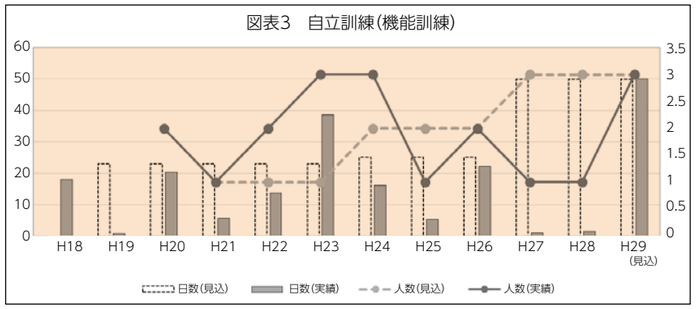


・年度により利用人数、日数ともばらつきはあります。

**●自立訓練(生活訓練)**　(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 46 | 115 | 138 | 161 | 184 | 184 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7.3 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 7 | 8 | 8 |
| | 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 2 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 25 | 25 | 25 | 50 | 50 | 50 |
| | 実績 | 38.0 | 25.8 | 20.17 | 24.66 | 56.83 | 50 |
| 実利用人数 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 |

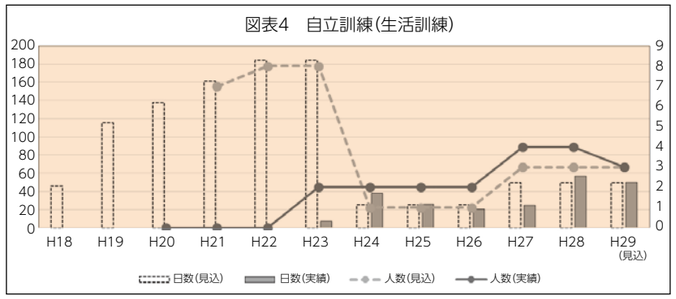


・当初の利用はありませんでしたが、H23年度以降はサービス提供体制の整備が進み利用の実績がありました。

### ●就労移行支援

(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 115 | 276 | 322 | 299 | 299 | 322 |
| | 実績 | 0 | 0.8 | 0 | 17.8 | 72.4 | 54.1 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 13 | 13 | 14 |
| | 実績 | | | 0 | 3 | 8 | 5 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 250 | 375 | 500 | 95 | 100 | 105 |
| | 実績 | 55.5 | 63 | 79.5 | 100.4 | 95.58 | 105 |
| 実利用人数 | 見込 | 10 | 20 | 35 | 5 | 6 | 7 |
| | 実績 | 3 | 3 | 6 | 15 | 12 | 12 |

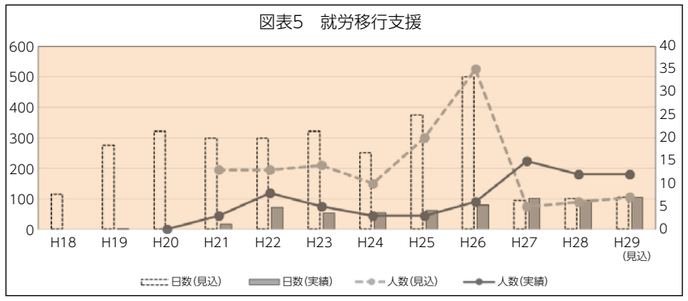


・サービス提供体制の整備により、徐々に利用が見られます。

### ●就労継続支援A型

(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 0 | 0 | 46 | 115 | 184 | 230 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38.9 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 5 | 8 | 10 |
| | 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 6 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 250 | 500 | 750 | 400 | 450 | 500 |
| | 実績 | 197.5 | 316.3 | 326.4 | 387.7 | 492.5 | 500 |
| 実利用人数 | 見込 | 10 | 20 | 26 | 20 | 25 | 30 |
| | 実績 | 11 | 16 | 17 | 27 | 35 | 30 |



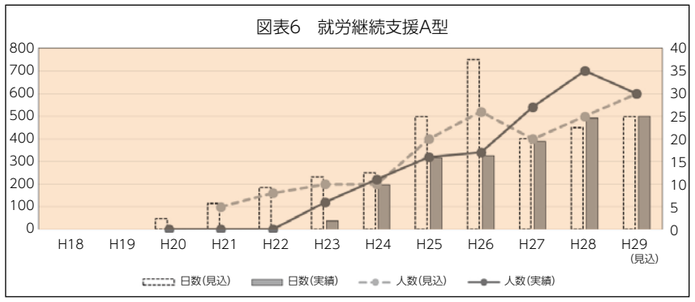


・H23年度以降の体制整備により利用人数、日数とも増加しています。

### ●就労継続支援B型

(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 46 | 115 | 230.0 | 345 | 483 | 598 |
| | 実績 | 32.6 | 35.2 | 39.0 | 35.7 | 345.3 | 494.9 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 15 | 21 | 26 |
| | 実績 | | | 3 | 3 | 42 | 51 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 1000 | 1100 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 |
| | 実績 | 1065.6 | 1086.6 | 1092.5 | 1337.2 | 1329.58 | 1350 |
| 実利用人数 | 見込 | 50 | 55 | 60 | 80 | 85 | 90 |
| | 実績 | 71 | 71 | 92 | 102 | 97 | 90 |

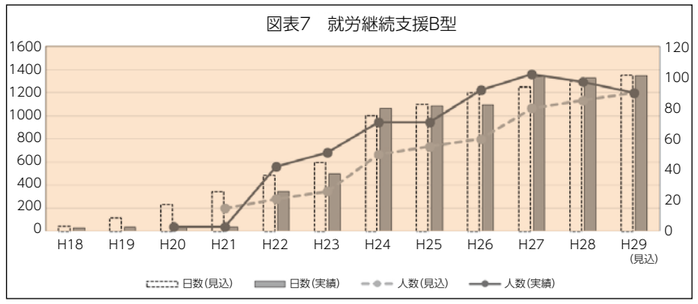


・H22年度に事業所の開設や移行があり、急激に利用実績が増加しましたが、A型事業所の開設により横ばいの傾向です。

### ●療養介護

(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 実績 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 |

図表8　療養介護

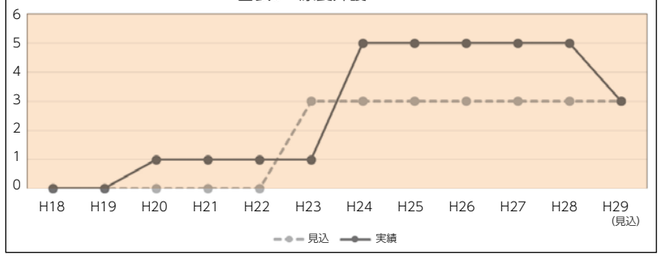


・旧法施設の新法移行が進み、5名の利用実績がありました。

●短期入所(福祉型)　(※H26までは医療型を含む)　(日数／月)(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 43 | 44 | 47 | 47 | 50 | 51 |
| | 実績 | 62.0 | 50.1 | 48.1 | 69.7 | 95.0 | 143.9 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 22 | 22 | 25 |
| | 実績 | | | 16 | 23 | 18 | 23 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | 100 | 120 | 130 | 200 | 210 | 220 |
| | 実績 | 143.83 | 169.25 | 187.33 | 104.2 | 126.0 | 220 |
| 実利用人数 | 見込 | 25 | 28 | 30 | 30 | 32 | 35 |
| | 実績 | 18 | 23 | 32 | 31 | 30 | 35 |

●短期入所(医療型)　(日数／月)(人)

| | | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 実績 | 4.3 | 5.5 | 5 |
| 実利用人数 | | 3 | 3 | 3 |

図表9　短期入所(福祉型・医療型)　(※医療型はH26まで含む)

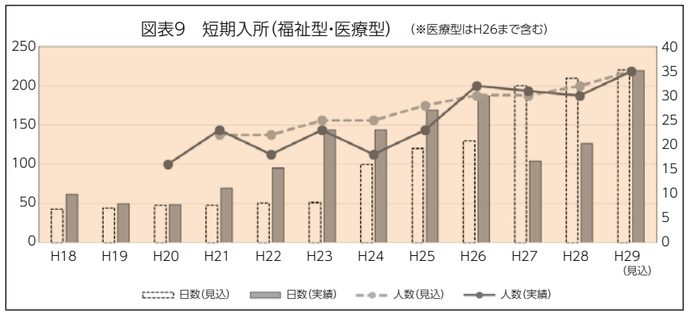


・利用人数は増加傾向ですが、利用日数はばらつきがあります。

## (3)居住系サービス･･･年間実利用人数

●共同生活援助　(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 13 | 15 | 18 | 22 | 25 | 28 |
| | 実績 | 12 | 14 | 16 | 22 | 27 | 28 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 30 | 33 | 35 | 38 | 39 | 40 |
| | 実績 | 38 | 36 | 35 | 39 | 46 | 40 |



図表10　共同生活援助

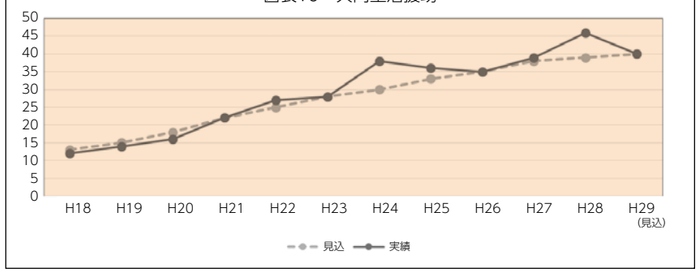


・サービス提供施設が徐々に整備されるに伴い利用人数も増加しています。

●施設入所支援　(人)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 11 | 30 | 38 | 42 | 42 | 42 |
| | 実績 | 1 | 13 | 13 | 14 | 17 | 42 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | 41 | 40 | 39 | 39 | 39 | 38 |
| | 実績 | 44 | 44 | 42 | 44 | 44 | 38 |

図表11　施設入所支援

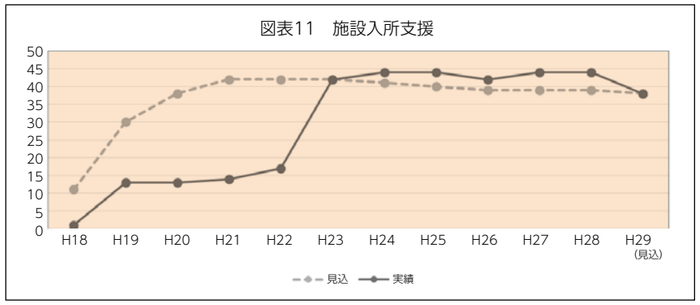


・旧法施設サービスの新法への移行がH23年度に集中し、利用実績に反映されています。利用人数は横ばいの傾向です。

## (4)相談支援サービス

●計画相談支援　(人／月)

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用人数 | 見込 | 7.4 | 30.8 | 67.6 | 55 | 60 | 64 |
| | 実績 | 6.58 | 31.75 | 39.9 | 55.9 | 51.8 | 64 |

図表12　計画相談支援

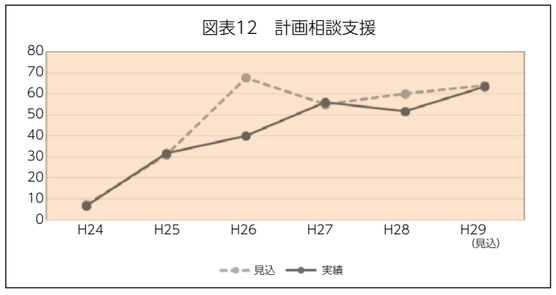


・サービス提供事業所の整備が徐々に進み、利用者は増加の傾向です。

### ●地域移行支援

（人／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用人数 | 見込 | 0.4 | 0.8 | 0.8 | 2 | 2 | 3 |
| | 実績 | 0 | 0.33 | 0.08 | 0.58 | 0.25 | 3 |

図表13　地域移行支援

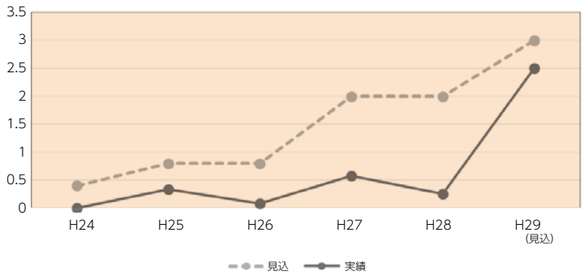


・サービスの提供事業所や移行先の体制整備が進まず、サービスの利用はわずかです。

### ●地域定着支援

（人／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用人数 | 見込 | 0.4 | 0.8 | 0.8 | 2 | 3 | 4 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0.08 | 0.58 | 0 | 4 |

図表14　地域定着支援

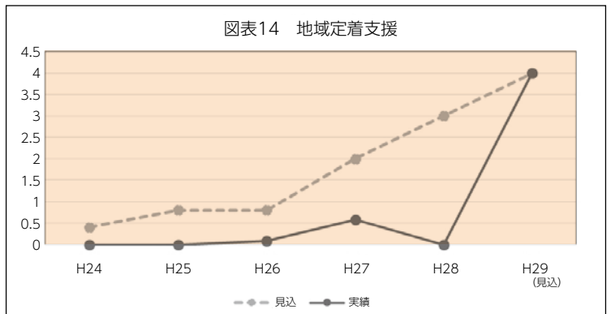


・地域移行支援同様、サービスの提供事業所や移行先の体制整備が進まず、サービスの利用はわずかです。

## (5)障害児支援

### ●児童発達支援

（日／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | | | | 90 | 126 | 160 |
| | 実績 | 22.4 | 45.2 | 100.8 | 119.1 | 74.0 | 160.0 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 6 | 7 | 8 |
| | 実績 | 2 | 4 | 6 | 7 | 12 | 8 |



図表15　児童発達支援

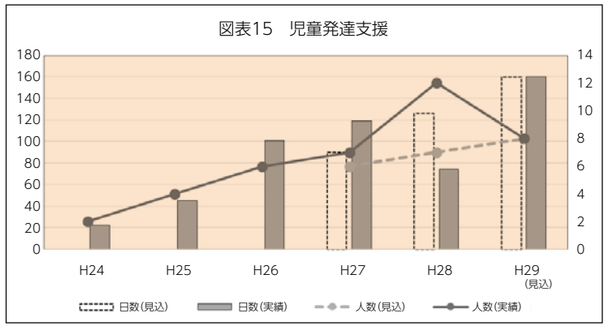


・サービス提供事業所が徐々に整備され、利用は増加の傾向です。

・医療型児童発達支援については利用実績がありませんでした。

### ●医療型児童発達支援

（日／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | | | | 10 | 10 | 10 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

### ●放課後等デイサービス

（日／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | | | | 30 | 60 | 100 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 57.9 | 70.5 | 100 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 3 | 4 | 5 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 12 | 19 | 5 |

図表16　放課後等デイサービス

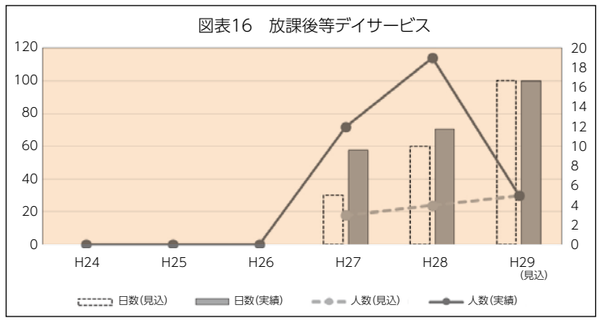


・サービス提供事業所の整備が進まず、H27年度からようやく利用の実績がありました。

### ●保育所等訪問支援

（日／月）

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用日数 | 見込 | | | | 2 | 6 | 8 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0.4 | 0 | 0 | 8 |
| 実利用人数 | 見込 | | | | 2 | 3 | 4 |
| | 実績 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |

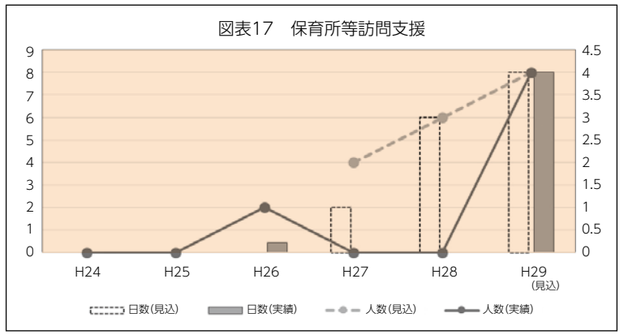


・H26年度に1人の利用がありました。

●障害児相談支援

(人／月)

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1か月あたりの延利用人数 | 見込 | | | | 12 | 15 | 18 |
| | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0.2 | 5.2 | 18 |

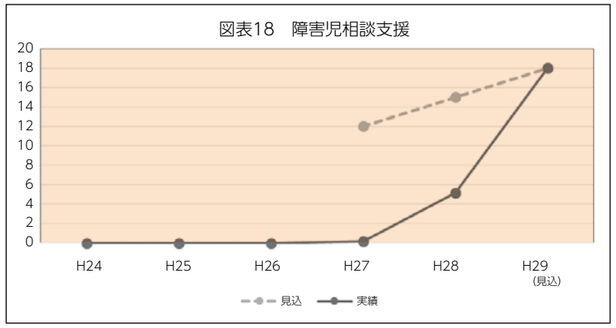


・平成27年度以降利用実績がありました。

●障害児入所支援(福祉型・医療型)

(人／月)

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実利用人数 | 見込 | | | | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |

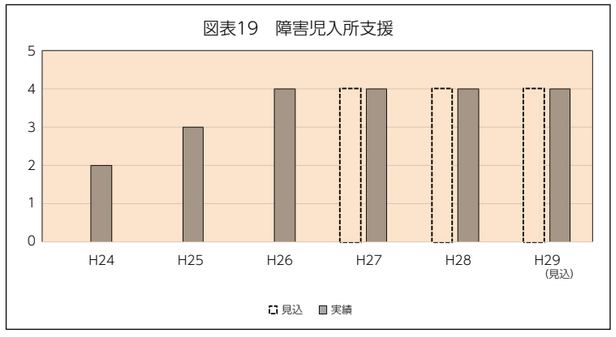


・入所児童はH26年以降4人で推移しています。



## (5)地域生活支援事業

●相談支援窓口　　5箇所

●コミュニケーション支援事業

手話通訳(利用実人数・年間延利用回数)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 延派遣回数 | 見込 | 358 | 375 | 392 | 409 | 426 | 443 |
| | 実績 | 295 | 206 | 199 | 186 | 170 | 192 |
| 実利用者数 | 見込 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 | 16 |
| | 実績 | 14 | 16 | 13 | 15 | 18 | 15 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 延派遣回数 | 見込 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 実績 | 210 | 185 | 197 | 158 | 116 | 200 |
| 実利用者数 | 見込 | 17 | 17 | 18 | 18 | 19 | 19 |
| | 実績 | 13 | 12 | 11 | 11 | 12 | 19 |

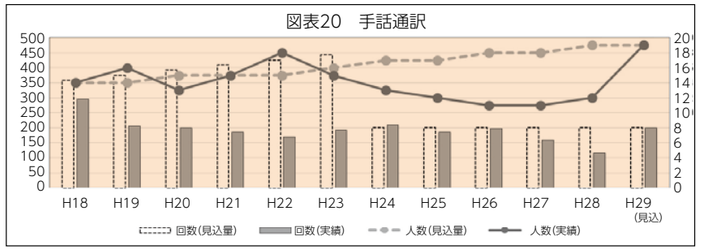


・利用人数、派遣回数とも、やや減少傾向です。

●要約筆記(利用実人数・年間延利用回数)

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 延派遣回数 | 見込 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | 実績 | 13 | 10 | 4 | 4 | 4 | 9 |
| 実利用者数 | 見込 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 |
| | 実績 | 6 | 8 | 3 | 3 | 3 | 3 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 延派遣回数 | 見込 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績 | 2 | 2 | 27 | 13 | 14 | 10 |
| 実利用者数 | 見込 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| | 実績 | 6 | 6 | 3 | 3 | 3 | 10 |

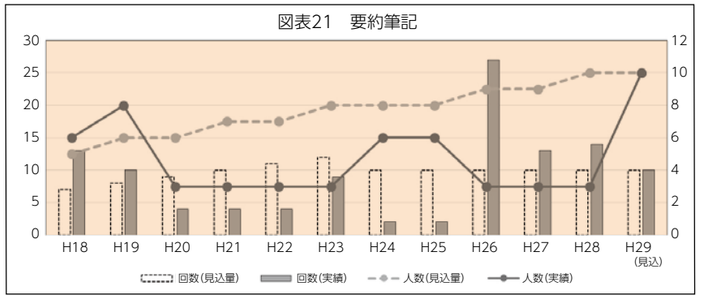


・年度ごとにばらつきはありますが、ほぼ横ばいに推移しています。

## ●日常生活用具給付等事業（年間延件数）

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護・訓練支援用具 | 見込 | 8 | 8 | 10 | 10 | 12 | 12 |
| | 実績 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 自立生活支援用具 | 見込 | 10 | 10 | 12 | 12 | 14 | 14 |
| | 実績 | 6 | 12 | 9 | 31 | 8 | 9 |
| 在宅療養等支援用具 | 見込 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 |
| | 実績 | 4 | 5 | 5 | 4 | 8 | 4 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| | 実績 | 16 | 10 | 15 | 18 | 13 | 9 |
| 排泄管理支援用具 | 見込 | 249 | 261 | 273 | 285 | 297 | 309 |
| | 実績 | 318 | 374 | 437 | 862 | 881 | 546 |
| 住宅改修費 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護・訓練支援用具 | 見込 | 5 | 6 | 7 | 5 | 6 | 7 |
| | 実績 | 4 | 2 | 7 | 2 | 2 | 7 |
| 自立生活支援用具 | 見込 | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 30 |
| | 実績 | 11 | 38 | 8 | 5 | 5 | 30 |
| 在宅療養等支援用具 | 見込 | 12 | 12 | 13 | 10 | 11 | 12 |
| | 実績 | 8 | 7 | 11 | 7 | 12 | 12 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込 | 15 | 15 | 16 | 20 | 20 | 22 |
| | 実績 | 6 | 28 | 23 | 14 | 17 | 22 |
| 排泄管理支援用具 | 見込 | 900 | 900 | 950 | 900 | 900 | 910 |
| | 実績 | 551 | 537 | 1121 | 1140 | 1204 | 910 |
| 住宅改修費 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |

図表22　日常生活用具（介護・訓練支援／自立生活支援）

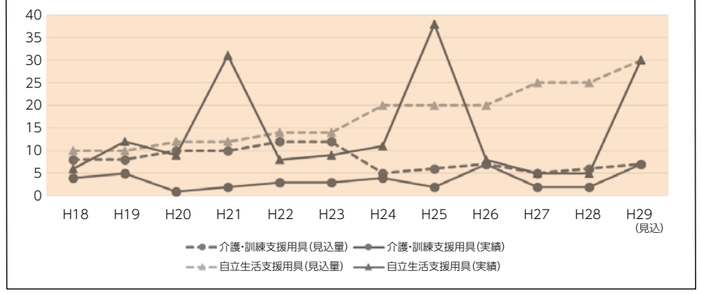


・項目ごとにばらつきはありますが、ほぼ横ばいに推移しています。



図表23　日常生活用具（在宅療養等支援／情報・意思疎通支援）

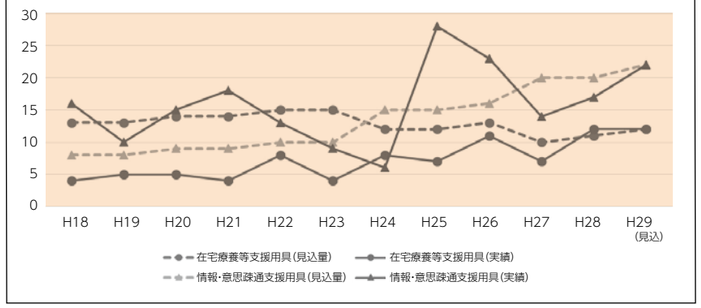


図表24　日常生活用具（排泄管理／住宅改修）

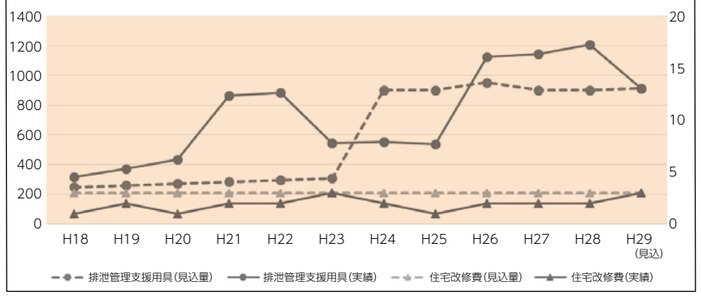


## ●移動支援事業

（実施箇所数・利用者実数・年間延利用時間数）（H18は10月～3月分）

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施箇所数 | 見込 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 |
| | 実績 | 5 | 7 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 利用者数 | 見込 | 27 | 29 | 30 | 32 | 33 | 34 |
| | 実績 | 8 | 16 | 19 | 15 | 20 | 25 |
| 延利用時間数 | 見込 | 3060 | 3206 | 3352 | 3498 | 3644 | 3790 |
| | 実績 | 412.5 | 1807.5 | 2016.5 | 1955 | 2088 | 2041 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実施箇所数 | 見込 | 9 | 9 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| | 実績 | 9 | 13 | 12 | 12 | 13 | 11 |
| 利用者数 | 見込 | 20 | 20 | 25 | 35 | 38 | 40 |
| | 実績 | 35 | 33 | 34 | 47 | 47 | 40 |
| 延利用時間数 | 見込 | 1500 | 1500 | 2000 | 1500 | 2000 | 2000 |
| | 実績 | 1337.5 | 1233 | 1733.5 | 1722 | 1483 | 2000 |

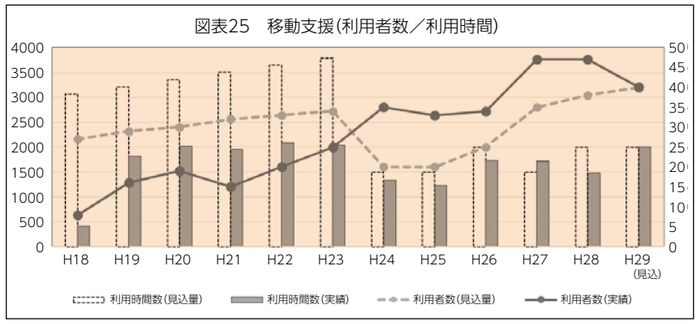


・利用者実数は増加傾向ですが、利用時間数は、H19年度に増加後はほぼ横ばいです。

## ●地域活動支援センター事業　(1か月あたりの延利用日数･実人数)

| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ピアあすなろ | 実人数 | 見込 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 |
| | | 実績 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| | 延日数 | 見込 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 0 |
| | | 実績 | | 37.3 | 51.3 | 34 | 20.6 | 0 |
| ひまわりの里 | 実人数 | 見込 | 15 | 20 | 25 | 25 | 30 | 35 |
| | | 実績 | 27 | 29 | 36 | 31 | 35 | 35 |
| | 延日数 | 見込 | 350 | 400 | 450 | 200 | 200 | 200 |
| | | 実績 | 93.3 | 111.2 | 105.2 | 110.9 | 107.16 | 200 |

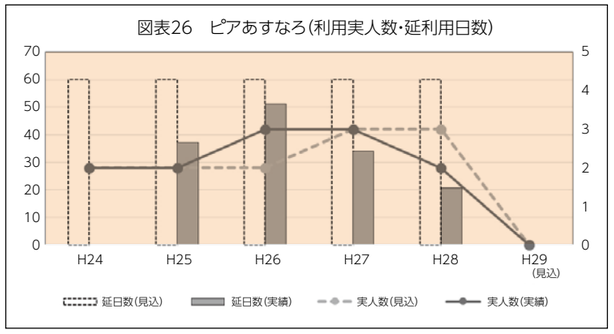


・あすなろセンターがH24年度から就労継続支援B型事業所に移行しピアあすなろが開設されましたが、利用者は年間2～3名で推移し、H29年度の利用者は見込めない状況です。ひまわりの里は年間40名前後の利用者で、ほぼ横ばいに推移しています。

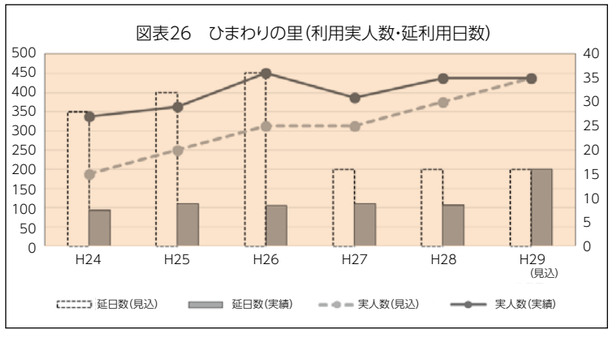




## ●タイムケア事業

| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 登録事業者数 | 実績 | 11 | 11 | 15 | 19 | 20 | 21 |
| 実利用人数 | 実績 | 32 | 33 | 40 | 44 | 50 | 54 |
| 年間延利用時間 | 見込 | | 2200 | 2200 | 2400 | 2400 | 2600 |
| | 実績 | 2296 | 2962 | 3240.5 | 3679 | 4287 | 4597.5 |

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 登録事業者数 | 見込 | 20 | 20 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 実績 | 22 | 21 | 18 | 20 | 17 | 22 |
| 実利用人数 | 見込 | 55 | 55 | 60 | 60 | 60 | 70 |
| | 実績 | 57 | 62 | 62 | 65 | 70 | 70 |
| 年間延利用時間 | 見込 | 4200 | 4400 | 4500 | 5000 | 5000 | 5000 |
| | 実績 | 4816 | 5239 | 4854 | 4951 | 5886 | 5000 |

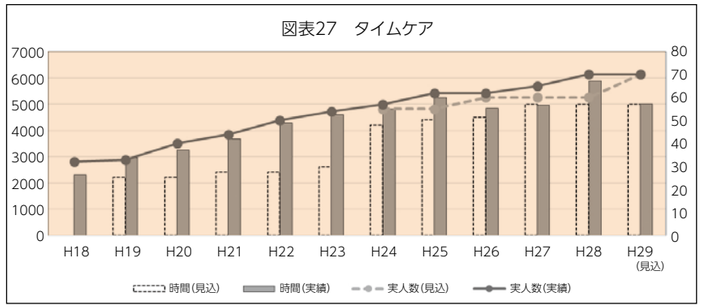


・利用人数、利用時間数とも増加傾向です。

「多機能型施設 モモ」利用者の作品

## 3　前回計画検証のまとめ

以上の実績や、課題別施策の実績評価表等の検討を行い意見集約しました。

＜生活の場の支援について＞

・施設から地域への動きが鈍くなってきている。グループホームの整備にもっと力を入れる必要がある。
・一方で、親がいなくなっても自分のうちで暮らし続けたい方の支援も強化してほしい。
・グループホームを建てやすいような地域の環境整備に心を配ってほしい。地元の反対運動に合って計画を断念するようなことがあると本当に残念に思う。

＜移動支援、移送支援について＞

・福祉バスやデマンド交通の範囲は拡大したが土日祝日には利用できない。検討が必要。
・移動の支援（送迎、公共交通充実等）と活動の支援（余暇活動等）が、関連しているためにかえってごちゃごちゃになってしまう。事業の名前も似通っていて誤解されやすい。整理しながら支援を考えていく必要がある。
・移動の問題がやはり切実。何をするにしても移動の手段が必要。茅野市の地理的な特徴によることも大きい。

＜障害児支援について＞

・現在行われている発達サポーター養成講座を、例えば民生委員の研修として取り入れるなどもっと対象を広げて展開してほしい。
・どんぐり手帳をもっと広く周知してほしい。
・発達支援センターの活動をもっと広げて、0 ～ 18 歳まで関わってほしい。
・学習場面でのタブレット端末の導入など、教育支援機器を更に充実してほしい。
・養護学校の学童クラブを継続しながら放課後等デイサービスをもっと充実させてほしい。
・18 歳から 20 歳までの狭間の支援が不十分。多方面にわたって必要。

＜災害時の支援体制について＞

・災害時の支援体制を具体的に確立してほしい。

＜その他＞

・陸上競技場の入り口階段への手すりの設置などすぐに対応された事例がある。今後もできることはすぐ対応してほしい。
・親と性別の違う子どもの着替え用の部屋が確保されたが、今後検討されるときはもう少し利用しやすい場所にしてほしい。
・市民活動センターでの企画に具体的にどんな支援や配慮があれば、障害のある方の活動拠点とすることができるか、意見を出し合う場が必要。
・相談支援専門員がもっと充実して活動しやすくなるよう、事業所へ働きかけてほしい。
・いざというときにすぐサービスを利用できるように、前もってサービスに慣れておくためのサービスの紹介や利用を進めていく必要がある。
・例えば介護保険事業者の基準該当適応利用*等の制度紹介等、様々な事業者への働きかけを通じてサービス提供できる事業者を更に充実する。

＜用語解説＞

＊基準該当適応利用……障害福祉サービスを提供する事業所は「指定障害福祉サービス事業所」として国が定める事業所の基準を満たす必要があるが、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で市町村が認めたものにおいて、当該事業者が障害者を受け入れた場合、「基準該当障害福祉サービス」として自立支援給付費が支払われることとなっている。この制度を周知・利用することで、障害のある方の利用できる事業所の選択肢を更に広げることができると考えられるが、介護保険施設を利用することとなるため、実際の利用には事業所と利用者とのマッチングや報酬単価等の課題がある。



# 第２章　茅野市の現状

## 1　身体障害

### (1)身体障害者手帳所持者の推移

●年度別所持者数(各年度末現在)　（人）

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 1,540 | 1,589 | 1,627 | 1,711 | 1,696 | 1,763 | 1,859 | 1,881 | 1,941 |
| 人口 | 55,959 | 56,366 | 56,674 | 56,848 | 57,061 | 57,201 | 57,379 | 57,382 | 56,391 |
| 人口に対する割合 | 2.75% | 2.82% | 2.87% | 3.01% | 2.97% | 3.08% | 3.24% | 3.28% | 3.44% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 1,995 | 2,016 | 2,075 | 2,112 | 2,087 | 2,019 |
| 人口 | 56,121 | 56,030 | 55,679 | 55,167 | 55,912 | 55,792 |
| 人口に対する割合 | 3.55% | 3.60% | 3.73% | 3.83% | 3.73% | 3.62% |

図表1　身体障害者手帳所持者数の推移

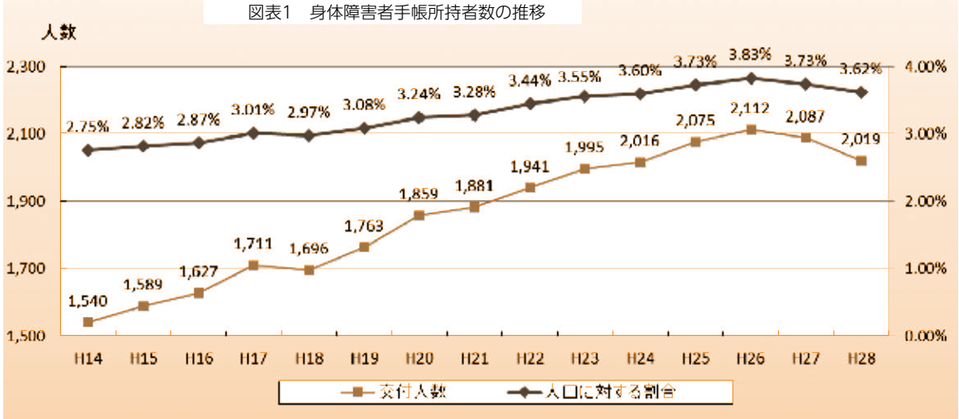


・茅野市の身体障害者手帳所持者は2,019人(H29年3月31日現在)になり、総人口に対して3.62%を占めています。H26年度をピークに減少傾向に転じています。

### (2)身体障害者手帳所持者の年齢

●年齢別所持者数(各年度末現在)　（人）

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 29 | 27 | 25 | 30 | 30 | 30 | 32 | 40 | 38 |
| 18～64歳 | 554 | 538 | 525 | 613 | 633 | 714 | 806 | 491 | 509 |
| 65歳以上 | 957 | 1,024 | 1,077 | 1,068 | 1,033 | 1,019 | 1,021 | 1,350 | 1,394 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 41 | 42 | 46 | 44 | 50 | 45 |
| 18～64歳 | 511 | 498 | 483 | 523 | 448 | 425 |
| 65歳以上 | 1,443 | 1,476 | 1,546 | 1,545 | 1,589 | 1,549 |

図表2　年齢別推移

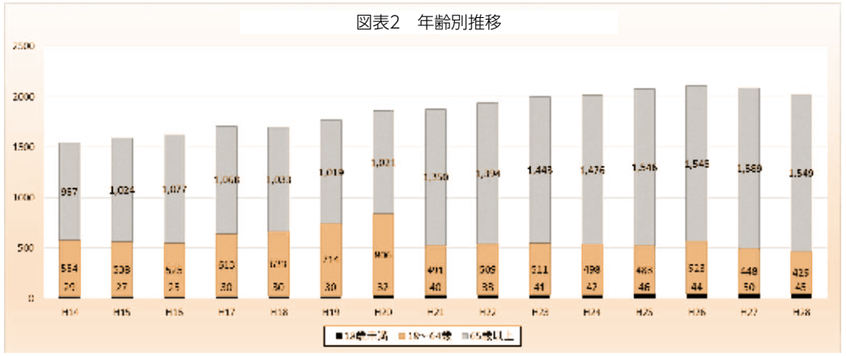

・年齢をみると、18歳未満が45人、18～64歳が425人、65歳以上が1,549人で、65歳以上が全体の76.7%を占めています。

### (3)身体障害者手帳所持者の障害の程度

●等級別所持者数(各年度末現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級 | 419 | 434 | 469 | 506 | 508 | 525 | 565 | 562 | 500 |
| 2級 | 277 | 289 | 282 | 295 | 290 | 295 | 282 | 294 | 305 |
| 3級 | 252 | 265 | 261 | 269 | 267 | 279 | 308 | 317 | 379 |
| 4級 | 319 | 339 | 365 | 385 | 375 | 409 | 428 | 446 | 487 |
| 5級 | 156 | 153 | 142 | 148 | 148 | 147 | 157 | 146 | 147 |
| 6級 | 117 | 109 | 108 | 108 | 108 | 108 | 119 | 116 | 123 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級 | 520 | 528 | 553 | 648 | 496 | 606 |
| 2級 | 296 | 280 | 278 | 239 | 261 | 224 |
| 3級 | 405 | 407 | 405 | 365 | 386 | 369 |
| 4級 | 511 | 535 | 577 | 609 | 606 | 564 |
| 5級 | 146 | 144 | 143 | 159 | 165 | 135 |
| 6級 | 117 | 122 | 119 | 92 | 173 | 121 |

図表3　等級別推移

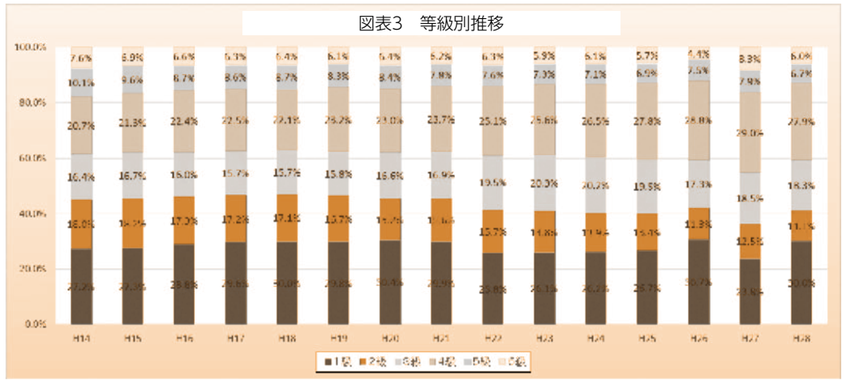

・障害程度(手帳等級)をみると、ばらつきはありますが、5級・6級の割合が減少しており、3級・4級が増加傾向にあります。1級・2級は減少傾向です。



### (4)身体障害者手帳所持者の障害の種別

●障害種別所持者数(各年度末現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 132 | 136 | 134 | 123 | 123 | 125 | 129 | 120 | 118 |
| 聴覚・平衡機能 | 105 | 100 | 98 | 96 | 96 | 93 | 101 | 99 | 104 |
| 音声・言語機能 | 25 | 37 | 40 | 31 | 31 | 29 | 28 | 29 | 28 |
| 肢体不自由 | 967 | 964 | 974 | 1,033 | 1,026 | 1,058 | 1,106 | 1,107 | 1,140 |
| 内部障害 | 311 | 352 | 381 | 428 | 420 | 458 | 495 | 526 | 551 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 116 | 107 | 105 | 111 | 108 | 110 |
| 聴覚・平衡機能 | 98 | 95 | 96 | 107 | 104 | 100 |
| 音声・言語機能 | 31 | 33 | 31 | 25 | 36 | 34 |
| 肢体不自由 | 1,178 | 1,194 | 1,234 | 1,253 | 1,248 | 1,147 |
| 内部障害 | 572 | 587 | 609 | 616 | 591 | 628 |

図表4　障害種別推移

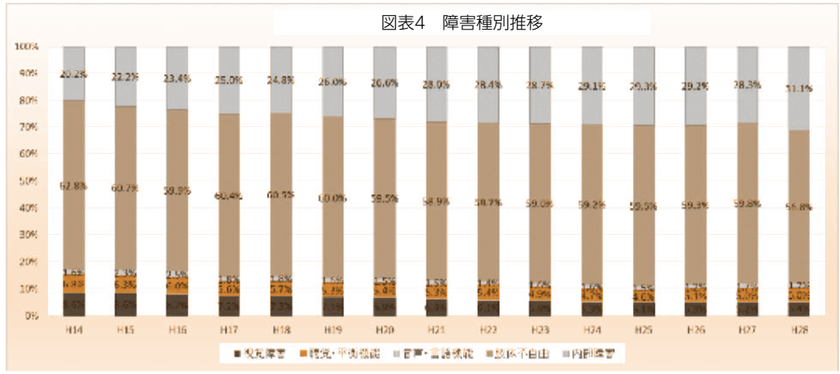

・障害種別をみると肢体不自由が1,147人(56.8%)で最も多く、また、内部障害が年々増加しています。

## 2　知的障害

### (1)療育手帳所持者の推移

●年度別所持者数(年度末現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 183 | 194 | 244 | 251 | 255 | 262 | 262 | 272 | 283 |
| 人口 | 55,959 | 56,366 | 56,674 | 56,848 | 57,061 | 57,201 | 57,379 | 57,382 | 56,391 |
| 人口に対する割合 | 0.33% | 0.34% | 0.43% | 0.44% | 0.45% | 0.46% | 0.46% | 0.47% | 0.50% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 295 | 327 | 339 | 355 | 380 | 391 |
| 人口 | 56,121 | 56,030 | 55,679 | 55,167 | 55,912 | 55,792 |
| 人口に対する割合 | 0.53% | 0.58% | 0.61% | 0.64% | 0.68% | 0.70% |

図表5　療育手帳所持者数の推移

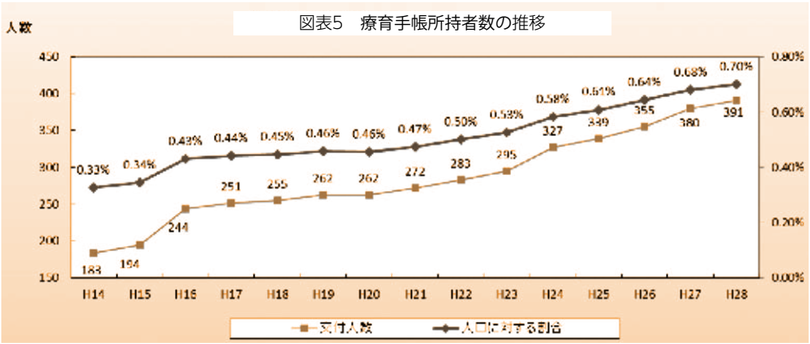


・療育手帳所持者の推移をみると、H29年3月31日現在391人で、年々増加しています。

### (2)療育手帳所持者の年齢

●年齢別所持者数(各年度末現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 54 | 57 | 74 | 70 | 67 | 65 | 67 | 70 | 78 |
| 18歳以上 | 129 | 137 | 170 | 181 | 188 | 197 | 195 | 202 | 205 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 78 | 84 | 90 | 88 | 94 | 99 |
| 18歳以上 | 217 | 243 | 249 | 267 | 286 | 292 |

図表6　年齢別推移

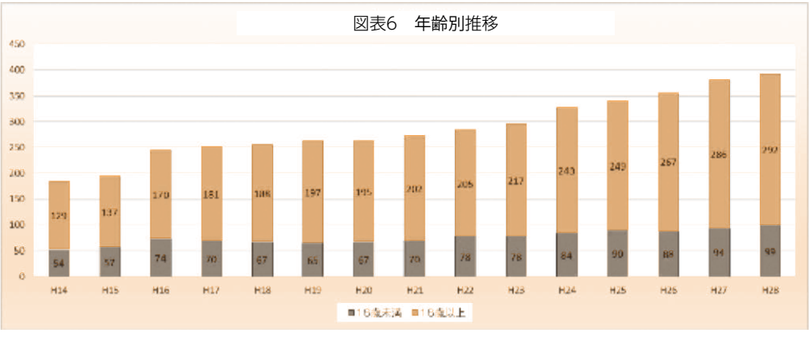


・年齢をみると、18歳未満が99人、18歳以上が292人で18歳以上が全体の74.7%を占めています。ともに増加の傾向ですが、特に18歳以上が大きく増加しています。

### (3)療育手帳所持者の障害の程度

●等級別所持者数(各年度末)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 重度(A1) | 80 | 76 | 106 | 113 | 114 | 117 | 118 | 116 | 119 |
| 中度(A2･B1) | 66 | 72 | 86 | 81 | 79 | 73 | 75 | 76 | 73 |
| 軽度(B2) | 37 | 46 | 52 | 57 | 62 | 72 | 69 | 80 | 91 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 重度(A1) | 117 | 120 | 125 | 129 | 137 | 137 |
| 中度(A2･B1) | 79 | 93 | 92 | 96 | 103 | 106 |
| 軽度(B2) | 99 | 114 | 122 | 130 | 140 | 148 |



図表7　等級別推移

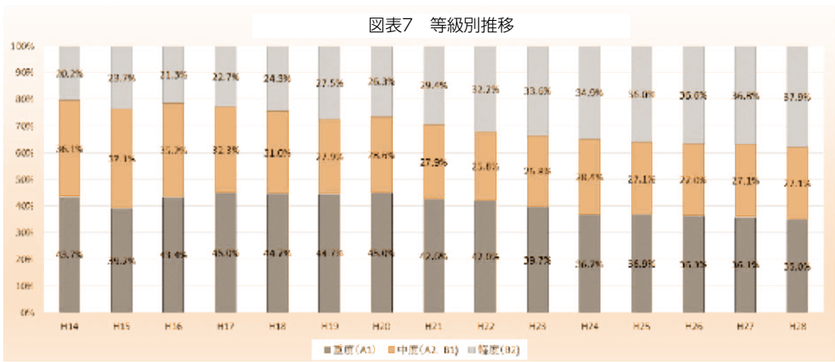


・障害程度をみると、以前は重度(A1)・中度(A2･B1)の割合が多かったですが、ここ数年は軽度(B2)が最も多く、H28年度は148人(37.9%)となっています。

## 3　精神障害

### (1)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

●年度別所持者数　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 73 | 98 | 123 | 140 | 164 | 201 | 249 | 311 | 343 |
| 人口 | 55,959 | 56,366 | 56,674 | 56,848 | 57,061 | 57,201 | 57,379 | 57,382 | 56,391 |
| 人口に対する割合 | 0.13% | 0.17% | 0.22% | 0.25% | 0.29% | 0.35% | 0.43% | 0.54% | 0.61% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 365 | 376 | 356 | 344 | 377 | 400 |
| 人口 | 56,121 | 56,030 | 55,679 | 55,167 | 55,912 | 55,792 |
| 人口に対する割合 | 0.65% | 0.67% | 0.64% | 0.62% | 0.67% | 0.72% |

図表8　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

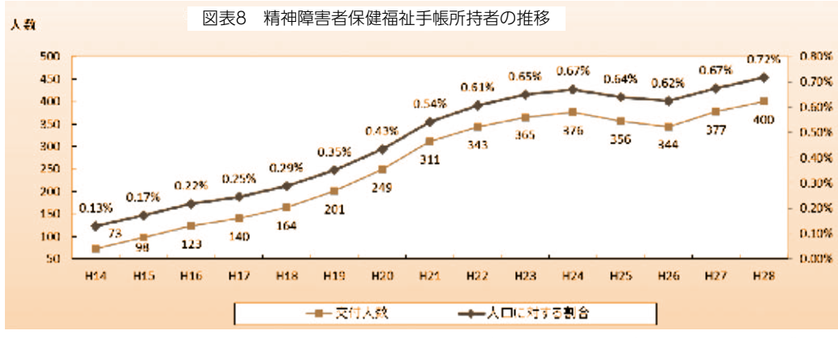


・精神障害者福祉手帳所持者は、当初急激な増加がみられましたが、ここ数年は横ばいの状況です。H18年度までは全て18歳以上でしたが、H19年度以降は18歳未満の方にも交付されています。

●年齢別所持者数(各年度末)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 18歳以上 | 73 | 98 | 123 | 140 | 164 | 200 | 248 | 311 | 342 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 1 | 2 | 3 | 4 | 3 | 2 |
| 18歳以上 | 364 | 374 | 353 | 344 | 374 | 398 |

### (2)精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度

●等級別所持者数(各年度末現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級 | 28 | 40 | 40 | 57 | 82 | 112 | 152 | 218 | 245 |
| 2級 | 38 | 48 | 67 | 68 | 62 | 68 | 82 | 82 | 90 |
| 3級 | 7 | 10 | 16 | 15 | 20 | 21 | 15 | 11 | 8 |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級 | 263 | 263 | 234 | 229 | 245 | 259 |
| 2級 | 93 | 103 | 106 | 100 | 117 | 122 |
| 3級 | 9 | 10 | 16 | 15 | 15 | 19 |

図表9　等級別推移

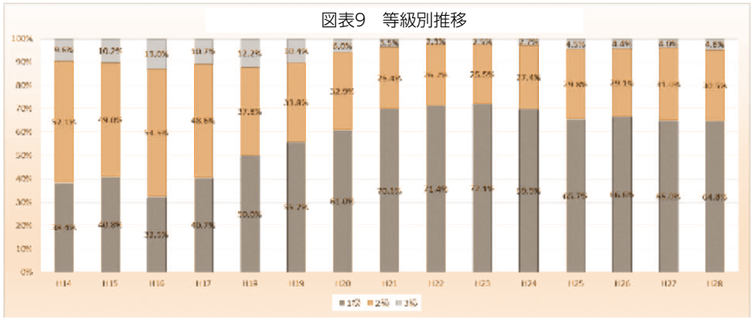

・障害程度(手帳等級)をみると、1級が529人(64.8%)と最も多いですが、交付数全体に占める割合をみると、ここ数年では2級・3級がわずかに増加してきています。

### (3)自立支援医療(精神通院)認定患者数

●自立支援医療(精神通院)認定患者数　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 患者数 | 474 | 666 | 683 | 693 | 614 | 683 | 711 | 807 | 834 |
| 人口 | 55,959 | 56,366 | 56,674 | 56,848 | 57,061 | 57,201 | 57,379 | 57,382 | 56,391 |
| 人口に対する割合 | 0.85% | 1.18% | 1.21% | 1.22% | 1.08% | 1.19% | 1.24% | 1.41% | 1.48% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 患者数 | 849 | 782 | 821 | 782 | 877 | 877 |
| 人口 | 56,121 | 56,030 | 55,679 | 55,167 | 55,912 | 55,792 |
| 人口に対する割合 | 1.51% | 1.40% | 1.47% | 1.42% | 1.57% | 1.57% |

図表10　自立支援医療(精神通院)患者数推移

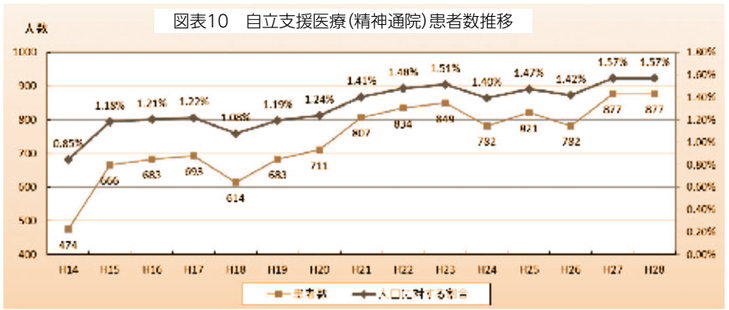


・H18年度の制度改正により減少しましたがその後は年々増加し、ここ数年は横ばいの状況です。



## 4　発達障害

平成17年（2005年）4月に施行された「発達障害者支援法」により、発達障害児・者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他などの発達障害により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者または児とされており、知的障害のないものは精神障害児・者として手帳や自立支援医療の認定を受けることができます。平成22年（2010年）12月の法改正により発達障害が障害者の範囲に含まれることが明示され、手帳等を所持しなくても制度の対象者として必要な福祉サービスを利用できるようになりました。

### (1)特別支援学級数・在籍児童生徒数の推移

●特別支援学級数(各年度5月1日現在)　(数)

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 9 | 11 | 11 | 12 | 14 | 14 | 15 | 15 | 17 |
| 中学校 | 8 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 | 8 | 8 |
| 学級数 | 17 | 18 | 18 | 19 | 22 | 22 | 24 | 23 | 25 |

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 17 | 19 | 19 | 20 | 21 | 21 | 23 |
| 中学校 | 9 | 9 | 10 | 9 | 10 | 10 | 11 |
| 学級数 | 26 | 28 | 29 | 29 | 31 | 31 | 34 |

●児童生徒数(各年度5月1日現在)　(人)

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 26 | 34 | 38 | 50 | 55 | 50 | 56 | 54 | 57 |
| 中学校 | 29 | 20 | 21 | 16 | 24 | 23 | 29 | 34 | 30 |
| 児童・生徒数 | 55 | 54 | 59 | 66 | 79 | 73 | 85 | 88 | 87 |

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 62 | 76 | 79 | 79 | 88 | 93 | 94 |
| 中学校 | 34 | 39 | 48 | 43 | 53 | 58 | 63 |
| 児童・生徒数 | 96 | 115 | 127 | 122 | 141 | 151 | 157 |

図表11　特別支援学級数・児童生徒数の推移

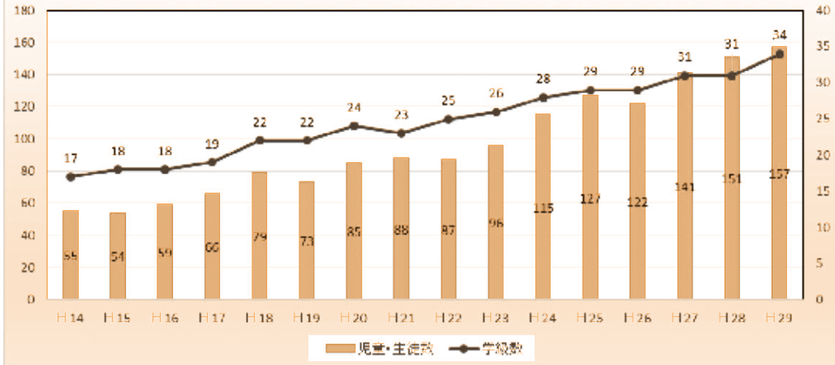


・茅野市内の特別支援学級は、H29年5月1日現在で学級数が34学級、児童生徒数が157人であり、学級数、児童生徒数とも年々増加しています。

### (2)諏訪養護学校の児童生徒数の推移

●在籍児童生徒数(各年度5月1日現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全校 | 121 | 126 | 123 | 114 | 120 | 116 | 130 | 137 | 148 |
| うち茅野市 | 37 | 40 | 38 | 39 | 41 | 40 | 39 | 50 | 52 |
| 全校に対する割合 | 30.6% | 31.7% | 30.9% | 34.2% | 34.2% | 34.5% | 30.0% | 36.5% | 35.1% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全校 | 151 | 147 | 144 | 147 | 153 | 163 | 173 |
| うち茅野市 | 56 | 55 | 58 | 60 | 54 | 60 | 64 |
| 全校に対する割合 | 37.1% | 37.4% | 40.3% | 40.8% | 35.3% | 36.8% | 37.0% |

図表12　諏訪養護学校児童生徒数の推移

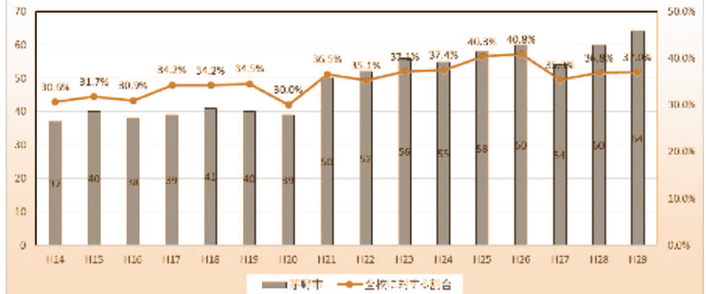


・諏訪養護学校における、茅野市の児童生徒数は、H29年5月1日現在64人であり、全校に対して37.0%を占めています。児童生徒数は増加傾向ですが、全校に占める割合はここ数年横ばいの状況です。

### (3)花田養護学校の児童・生徒数

●在籍児童生徒数(各年度5月1日現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全校 | 89 | 81 | 84 | 88 | 88 | 86 | 82 | 86 | 82 |
| うち茅野市 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 全校に対する割合 | 4.5% | 4.9% | 3.6% | 3.4% | 4.5% | 4.7% | 2.4% | 2.3% | 2.4% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全校 | 84 | 84 | 82 | 80 | 77 | 81 | 83 |
| 茅野市 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 6 |
| 全校に対する割合 | 2.4% | 1.2% | 1.2% | 2.5% | 2.6% | 3.7% | 7.2% |

図表13　花田養護学校児童生徒数の推移

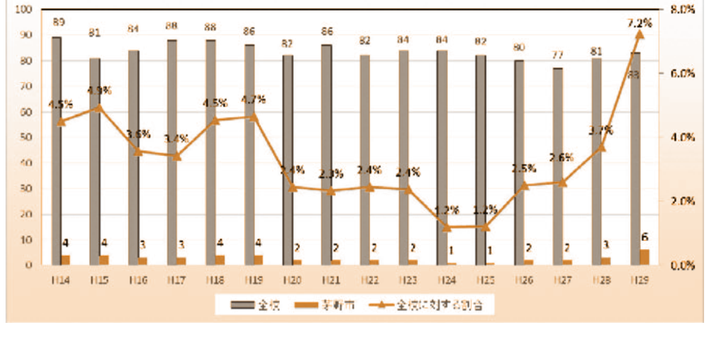


・花田養護学校における、茅野市の児童生徒数はH29年5月1日現在6人であり、全校に対して7.2%を占めています。



## 5　難病患者

平成 25 年（2013 年）4 月から、発病原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病等」が障害者総合支援法による障害福祉サービス等の対象となりました。当初は 130 疾患でしたが、範囲の見直しが行われ、平成 29 年（2017 年）4 月には 358 疾患に拡大されています。また医療費助成の対象となる指定難病（特定疾患）については、長野県から「特定疾患資料受給者証」が交付されており、平成 27 年（2015 年）1 月には 110 疾患でしたが、平成 29 年（2017 年）4 月には 330 疾患に拡大されています。

### (1)特定疾患医療受給者証交付数

●在籍児童生徒数(各年度5月1日現在)　(人)

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 161 | 168 | 176 | 181 | 205 | 211 | 236 | 255 | 269 |
| 人口 | 55,959 | 56,366 | 56,674 | 56,848 | 57,061 | 57,201 | 57,379 | 57,382 | 56,391 |
| 人口に対する割合 | 0.29% | 0.30% | 0.31% | 0.32% | 0.36% | 0.37% | 0.41% | 0.44% | 0.48% |

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付人数 | 292 | 321 | 342 | 374 | 385 | 415 |
| 人口 | 56,121 | 56,030 | 55,679 | 55,167 | 55,912 | 56,033 |
| 人口に対する割合 | 0.52% | 0.57% | 0.61% | 0.68% | 0.69% | 0.74% |

図表14　特定疾患医療受給者証所持者の推移

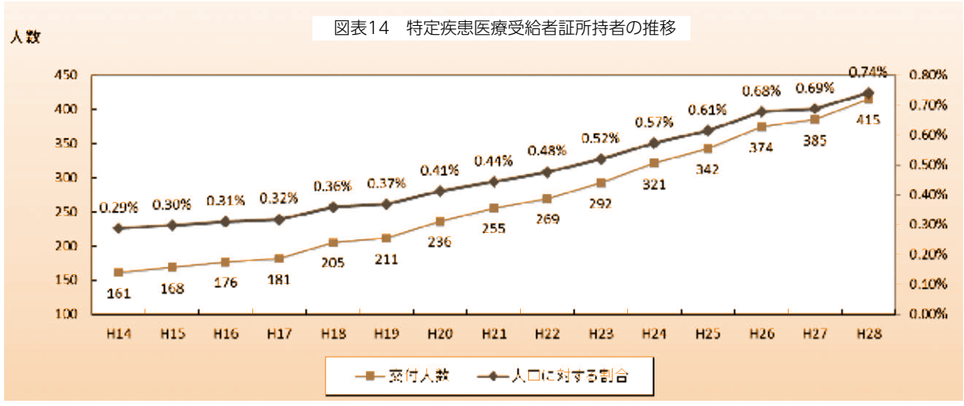


・茅野市における受給者証所持者の推移をみると、H29年3月31日現在415人で、年々増加傾向にあります。

「この街学園」利用者の作品

# 第３章　障害者及び介護者等の生活状況とニーズの整理

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者、介護者等に対して、日常生活、就労、介助、福祉サービスの状況等を把握するためアンケート調査を実施しました。また、各種団体、施設等を対象にヒアリング調査も実施しました。

## 1　ニーズ調査 ( アンケート調査・ヒアリング調査 ) 報告

### （1）調査の目的

茅野市第３次障害者保健福祉計画策定にむけて、障害当事者・家族のニーズを把握し、障害のある方の自立と社会参加を促進し福祉施策を進める上での基礎的データとします。

### （2）調査実施にあたって（経過）

茅野市は障害者保健福祉計画の策定にあたって、毎回調査を実施してきました。第１次調査（平成10年（1998年））では障害当事者のニーズのみならず、介護者・保護者のニーズを把握し総合的に分析を行いました。調査票による調査への回答が難しいと思われる知的障害者については、ヒアリング調査によってニーズを把握しました。第２次調査（平成17年（2005年））では、精神障害者を調査対象として位置づけたことが特徴的で、またサービス提供事業者の職員からの意見も聞き取りました。第３次調査（平成24年（2012年））は、第２次調査を基本に「定点調査」として、地域住民も対象に加えて実施しました。

今回の第４次調査（平成28年（2016年））では、過去の調査を基本に「定点調査」として実施するとともに、当事者アンケートの対象に知的障害者を加えました。アンケート調査及びヒアリング調査の全体構成は以下の通りです。

#### ①　障害当事者

| | 1998年 | | 2005年 | | 2012年 | | 2016年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング |
| 身体障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 知的障害 | － | ○ | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ |
| 精神障害 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

#### ②　保護者･関係団体

| | 1998年 | | 2005年 | | 2012年 | | 2016年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング | アンケート | ヒアリング |
| 身体障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 知的障害 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 発達障害 | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 精神障害 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

### （3）調査の方法

・実施主体　：福祉21茅野障害福祉部会・茅野市
・調査委託先：（学校法人）日本福祉大学
・ニーズ調査（アンケート調査・ヒアリング調査）



### (4) アンケート調査対象と期間

①身体障害者手帳所持者　550名
②精神障害者保健福祉手帳所持者　350名
③療育手帳所持者　250名
④介護者・保護者　500名

アンケート調査実施期間：平成28年（2016年）10月18日～31日
アンケート調査方法：対象別の無作為抽出による郵送調査
※　調査概要は後述の通り。

### (5) ヒアリング調査対象と実施期日

| 日程 | 時間 | 団体 | 会場 |
|---|---|---|---|
| 9月<br>12日(月) | 13:30～15:00 | NPO法人ふくろうSUWA<br>(ふくろう玉川通所者･保護者) | ふくろう玉川 |
| | 15:30～17:00 | NPO法人やまびこ会<br>(精神家族会) | ひまわり作業所 |
| | 19:00～20:30 | 茅野市聴覚障害者協会 | 茅野市役所701会議室 |
| 9月<br>13日(火) | 9:15～10:30 | あすなろセンター(通所者･保護者)<br>手をつなぐ育成会 | あすなろセンター |
| | 10:45～12:00 | デイサービスセンターモモ<br>(通所者･保護者) | デイサービスセンターモモ |
| | 13:00～15:00 | R for I<br>諏訪養護学校PTA保護者会 | 茅野市役所701会議室 |
| | (13:00～14:00) | 前半グループ<br>(未就園児～中学生位まで) | |
| | (14:00～15:00) | 後半グループ<br>(中学生～高等部位まで) | |
| | 15:15～17:00 | ひまわり作業所(通所者) | ひまわり作業所 |
| 9月<br>14日(水) | 10:00～11:30 | この街学園(通所者･保護者) | この街学園 |
| | 13:00～14:30 | NPO法人八ヶ岳福祉農園<br>(通所者･保護者) | 八ヶ岳福祉農園 |
| | 14:45～15:45 | 茅野市視覚障害者福祉協会 | 茅野市役所701会議室 |

### (6) 調査の結果より（計画策定にむけての論点整理）

今回のニーズ調査（アンケート調査とヒアリング調査）を通して、茅野市における障害者保健福祉として明らかになった現状を踏まえ、茅野市第３次障害者保健福祉計画を策定するにあたって議論が必要な論点について、以下の通りまとめました。

#### ＜概要＞

アンケート調査に関しての回答率は、身障手帳所持者:69.1%（64.4%)、精神保健福祉手帳所持者:53.7%（58.4%)、介護者・保護者62.4%（54.4%)、療育手帳所持者56.4%と、前回と比較してほぼ上昇しています。郵送調査として他市と比較しても高い回答率であり、関心の高さがうかがえました。

「療育手帳の所有者」

今回は初めて「知的障害者」を対象にした調査を実施しました。回答者にあたっては、本人自身が回答したものが 48.2%（68 人）と最も多く、本人主体という意味からも、本調査を実施したことは大きな意義があったと思われます。

その中で「今までと同じように暮らしたい」が最も多く 66.0%でした。従来からこの分野では親亡き後の生活のことが心配され、入所施設からグループホームという施策の変遷がありましたが、今後は「生活の継続」という視点から今までと違う支援の在り方も求められています。このことはヒアリング調査でもシェアハウスなどの試みが提案されていました。一方で 82.2%の人が家族と同居しており、成人期の過ごし方として、自立のあり方や高齢に伴う両親の負担の問題が潜在化していることも懸念されます。

「身体障害者手帳の所持者」

手帳所持者の高齢化が進展しています。60 歳以上の割合は平成 23 年で 72.3%（参考指標：同年の全国の在宅の身障者：68.7% )、今回は 85%と、前回より更に上昇しています。また全体の約 4 割が手帳の 1，2 級と重度化しています。

調査の中では、①災害時の対応：情報、避難方法、避難所生活、復旧後の生活不安　②日常における生活のしづらさ：特に買い物支援、交通手段　③日常生活で障害があるために諦めることの多さ：仕事、スポーツ、趣味、娯楽、コミュニケーション　についてあげられていました。

「精神障害者保健福祉手帳の所持者」

調査の中では、生活で不安なこととして、病気の再発や悪化、経済的なこと、親がいなくなったときの対応、不安を抱えながら生活することのしんどさを訴える声が多く、特に急に具合が悪くなったときの対処、また就労への期待と課題があげられています。（約 6 割が未就労）

また具体的には、医療費の補助（遠方への通院の交通費含む）や親亡き後の生活保障、精神障害の理解の啓発等、災害時の避難生活（集団生活が難しい）があげられています。

「保護者・介護者」

主たる介護者は女性が多く、高齢化が進み、健康状態の不調を３割が訴え、半数以上が疲れを感じており、６割以上が睡眠不足です。介護時間は長時間化しています。

「何かあったときに世話を頼める人がいない」（25.2%）が多く、また相談したいときに「頼れる人がいない」（23.1%）、あるいは近隣との関係も気を遣うなど難しい一面がうかがえます。保護者・介護者の 1/4 近くがなんらかの理由で社会的に孤立している側面がみられることは大きな課題です。その際に、相談先として最も多いのは「保健福祉サービスセンター」で 32.4%であり、その役割が期待されています。

以下については、特定の障害を問わず、「アンケート調査」「ヒアリング調査」の 2 つの調査結果から共通して、計画の論点としてあげられます。

●「支援機関のネットワークについて」

①保健福祉サービスセンター、市役所、社協、その他との相談機関のネットワーク

各所に相談窓口は整備されてきたものの、「たらい回し」にされたという声があがっています。それぞれの役割を周知するだけではなく、利用者が不信感を持たないような受け止め方、つなぎ方、支援のあり方を考えていかなければなりません。

最近では、市内だけではなく、広域の機関や事業所も増えてきた中で、連携して支援していくネットワークのあり方を検討しなければなりません。6 市町村内での地域間格差を指摘する意見もありました。

また今後、障害者自立支援協議会等が重要な機能を果たしていくことになりますが、広域と茅野市の調整のあり方などの課題があります。



②事業所間のネットワーク

就労支援事業所を中心に事業所が増加してきました。このことは選択肢が増えたということで評価されていますが、事業所間のネットワークの必要性が指摘されました。

具体的には商品開発、販路拡大、企業等への働きかけなどは単事業所だけでは難しく、複数の事業所の連携が必要です。また小規模な事業所にとって、職員研修や人材確保などの面で負担が大きく、こうした面においても事業所間の連携が必要であるという声が多かったです。

●「サービスの質的な継続と変化に応じた対応のしくみ」について

今回、法改正にもとづきサービス等利用計画がつくられたことで、相談支援専門員に対しての評価が高かったです。アセスメントや支援計画をしっかりと立てていくことが重要です。次の段階では、支援計画の評価（モニタリング）が求められることになります。客観性をもった評価が、その人のサービスの質を左右することから、茅野市としての評価の仕組みについても検討しておく必要があります。

また本人の能力低下や体調等の変化などによって、当該事業所の作業が適さないなどの場合が出てきます。あるいは職員や利用者間での人間関係などでうまくいかないときなども生じます。そうした際に、利用者が事業所を変えることが容易にできるようにならないかという意見が複数寄せられました。一度、事業所を選択してしまうと他に異動しにくくなる、あるいは情報が十分でない中で選択せざるを得ないという状況に対しての改善策を検討する必要があります。

●「送迎」という移動保障について

障害種別を問わず、「送迎」に関するニーズが多数寄せられました。茅野市内での生活の中で、移動保障が重要である一方、それがうまく機能していない恐れがあります。障害だけでなく高齢者も含めてのことですが、コミュニティバスの路線や運行計画等が障害者のニーズに合っていないのかもしれません。

作業所等への通勤や帰宅の時間帯、土日など休日の運行、活動圏域は広いので近隣市町との接続などの課題があります。ただしこれらを全てコミュニティバスだけで解決できるかは難しく、移動保障としての送迎支援について検討する必要があります。

●「余暇」の過ごし方について

余暇支援については、以前の調査からも指摘されており、第 2 次計画上あまり改善が見られなかったと思われます。

とくに体育施設（プールなど）への要望が多く、障害者スポーツへの期待が高いです。健康増進も含めて検討が必要です。

公民館活動への参加、職場（作業所）と自宅だけの往復ではなく、障害があっても立ち寄れる居場所の確保といった要望も多く、また週末の過ごし方として親以外の人たちと多用な経験ができるようにしたい、してほしいという本人、家族の意見も多かったです。

●「18 歳から 20 歳のはざまの支援」について

特別支援学校等に在籍中は、いろいろな情報提供があったのに、卒業後は情報提供だけではなく、何もフォローがないことへの不安や要望が多く寄せられました。20 歳を過ぎると書類が多く届くこともあり、逆に混乱するという意見もありました。卒業後から 20 歳といった期間の支援が丁寧に行われる必要があります。

●「権利擁護、合理的配慮*」について

成年後見制度等に対する関心は高いが、今はまだ不要という意見も多いです。先述したように、茅野市の場合、親との同居率が高いため、親が健在のあいだは不要と考えていることがうかがわれます。親の高齢化に伴い、その必要性が切迫してきますが、具体的な内容がわかりにくいため、利用につながらないというケースもあるとの意見がありました。

また、障害者本人ではなく、親の認知症が進行しているなど親の介護に携わる中で、権利擁護の必要性を感じている人も生じています。そうした人たちへの制度の説明や使いやすい運用について検討していく必要があります。

さらに、障害者差別解消法の施行により合理的配慮が求められており、情報保障など具体的にとらえていく必要があります。それに伴い、商業施設も含めて事業者などへの働きかけが不可欠です。

### ●「啓発、福祉教育、身近な地域での関わり」について

茅野市全体というよりも、より身近な地域での啓発活動や福祉教育を求める声が多く、近隣とのトラブルを含めて、地域住民の理解や日常的な関わりが必要との意見が多かったです。その中には災害時の支援も含めて近隣との関係をよくしておきたいという声があり、そうした側面への施策や専門職からの働きかけを検討していく必要があります。

またこうした福祉意識の向上は、幼少期からの学習が不可欠であり、以前に比べて茅野市の福祉教育が停滞しているのではないかという指摘もありました。教育委員会や学校との連携も含めて、福祉教育の推進のあり方を考えていく必要があります。

「軽井沢治育園」利用者の作品

＜用語解説＞
＊合理的配慮……「合理的配慮」とは、障害者権利条約第２条に「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。原文では reasonable accommodation と表記され、ここでいう accommodation は「配慮」と訳されているが、実際にはそれよりも具体的な意味を持つ「便宜」「助け」と解釈するのが適切でわかりやすい。国内では、障害者基本法第４条に「差別の禁止」として合理的配慮を謳っており、更に障害者差別解消法により、行政機関等に対して差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられている。（民間事業所は努力義務）



## ■2　身体障害者アンケート調査

### （1）調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）からの茅野市の障害者保健福祉計画策定にむけて、身体障害者本人のニーズを把握し、障害者の自立と社会参加を促進するための福祉施策を進める上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

### （2）調査の方法

①調査の対象者
本調査の対象者は、茅野市在住の身体障害者手帳所持者 550 名を対象としました。
②調査の実施期間
平成 28 年（2016 年）10 月 18 日に調査票を配布し、10 月 31 日を返送の締め切りとしました。
③調査の実施方法
自記式調査票方式とし、調査票の配布及び回収は郵送によって行いました。
④調査票の回収状況
配布した調査票 550 通。回収票は 380 通でした（回数率 69.1%）。

### （3）調査の内容

調査内容は、福祉サービスの利用状況、日常生活の不便について、社会参加や地域生活、就労に関すること、住民の障害に関する理解、保健・医療に関すること、行政に対する評価などの項目を中心としました。

① 1998年・2005年・2011年に実施した同様の調査と比較する

| 年度 | 対象者数 | 有効回収数 |
|---|---|---|
| 1998年 | 400人 | 313人(78.3%) |
| 2005年 | 500人 | 311人(62.2%) |
| 2011年 | 500人 | 322人(64.4%) |
| 2016年 | 550人 | 380人(69.1%) |

② 障害別分析

| | |
|---|---|
| 視覚障害 | 視覚 |
| 聴覚障害 | 聴覚、平衡機能 |
| 肢体不自由障害 | 片半身のマヒ、全身性マヒ、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、運動機能 |
| 内部障害 | 呼吸器機能、じん臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能 |
| その他 | 知的障害、自閉症、精神疾患、音声、そしゃく機能、その他 |

### （4）回答者の基本属性

調査票の回答者は、「本人がご自身で記入回答」が 69.5%（264 人）で最も多く、次いで、「本人の意思を『代筆』で記入」が 12.9%（49 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 9.2%（35 人）でした。本人以外の記入については、ご家族が 71.6%（83 人）、その他は 8.6%（10 人）でした。

●性別・年齢

性別は、「男」が 48.7%（185 人）、「女」が 51.1%（194 人）でした。年齢は、「60 歳代」が 23.7%、「70 歳代」が 32.9%、80 歳代が「24.7%」、「90 歳以上」が 3.9%、60 歳以上が 85%となっており、高齢者の占める割合が高くなっています。

●地区
　居住している地区は、「宮川」が 21.6%（82 人）、「ちの」が 19.2%（73 人）、「玉川」が 18.4%（70 人）で、３地区で全体のほぼ６割を占めています。
●同居家族
　同居家族についての回答で最も多いのは「２人」42.9%（163 人）、次いで「３人」が 20.5%（78 人）、「１人」11.3%（43 人）でした。また、同居家族のうち、職業を持っている人は、「１人」が 26.0%（94 人）、「０人」が 18.5%（67 人）、「２人」が 15.7%（57 人）でした。
●家族構成等（現在同居している家族の状況）
　ご家族の構成は、最も多いのが「『夫婦』のみの世帯」で 35.5%、「『夫婦と未婚の子』のみ、または『親と未婚の子』のみの世帯 26.1%でした。高齢者世帯（65 歳以上だけか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の家族で構成される世帯）について「はい」と回答したのは 48.4%（184 人）、「いいえ」と回答したのは 42.1%（160 人）で、全体の約半数が高齢者世帯でした。
●世帯の生計中心者について
　世帯の生計中心者は、「本人」が 48.7%（185 人）、「配偶者」が 23.4%（89 人）、「子ども」が 12.4%（47 人）の順に多かったです。世帯の生計中心者の昨年の収入は、「150 ～ 300 万円未満」が 39.7%、「150 万円未満」が 25.5%、「300 ～ 500 万円未満」が 11.3%でした。
●主な障害の内容・種類等について
　障害の内容・種類は、「肢体不自由（下肢）」が最も多く 41.1%でした。次いで、「肢体不自由（上肢）」が 17.4%、「心臓機能」が 16.8%となっています。肢体不自由と内部障害が多いです。障害発生の原因は、疾病では「骨や関節の病気」が最も多く 20.0%、次いで「内部疾患」11.1%、「脳血管性の病気など（脳出血など）」が 8.7%となっています。障害発生の年齢については、「60 歳代」が 19.5%（74 人）、「50 歳代」が 15.8%（60 人）、「70 歳代」が 15.5%（59 人）の順に多かったです。
●身体障害以外の障害について
　身体障害以外の障害の有無については、「ない」が 73.2%で、身体障害と他の障害との重複が「ある」と回答したのは 14.7%でした。
●身体障害者手帳の等級について
　身体障害者手帳の等級は、「１級」が 27.4%（104 人）、「２級」が 9.5%（36 人）で、約４割が重度の障害となっています。
●身体障害者手帳以外の障害者手帳の所持について
　身体障害者手帳以外の手帳の所持は、「療育手帳」が 1.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 1.8%でした。療育手帳の等級は、「Ａ１」が 85. ７%、「Ａ２」が 14.3%で、より重い等級が多く、また、精神障害者保健福祉手帳の等級も、「１級」が 42.9%、「２級」が 14.3%、「３級」が 14.3%で、療育手帳と同様により重度の等級が多かったです。

### (5) まとめ

#### ①在宅福祉サービスの利用状況について

**問１　障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について**

　障害者総合支援法による在宅福祉サービスは、「利用していない」が 73.9%、「利用している」が 15.8%で７割以上が利用していませんでした。

**問２　障害支援区分の認定の有無について**

　障害支援区分の認定は、「受けていない」が 45.5%（173 人）、認定を「受けている」が 21.6%（82 人）で約半数が認定を受けていませんでした。問１「障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果をふまえると、認定を受けている人の約７割がサービスを利用しています。

**問３　介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について**

　介護保険法による在宅福祉サービスは、「利用していない」が 75.5%（287 人）、「利用している」が 16.1%（61 人）で、７割以上が利用していませんでした。

**問４　介護保険の認定の有無について**

　介護保険の認定は、「認定を受けている」が 25.8%（98 人）、「認定を受けていない」が、60.0%（228 人）で６割が受けていませんでした。問３「介護保険法による在宅福祉サービスの利用について」での集計結果をふまえると、認定を受けている人の約６割がサービスを利用しています。

**問５　今後の在宅福祉サービスの利用希望について**

　今後の在宅福祉サービスの利用は、「ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい）」が 16.8%、「必要になったら利用したい」が 58.9%、「利用したくない」が 5.0%でした。

**問６　問５で「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）**

　利用したくない理由は、「とくに理由はない」が 36.8%、「家族や親族の介助でやっていけるから」が 21.1%、「配偶者などの介助だけでやっていけるから」が 15.8%でした。

**問７　保健福祉サービス必要時の家族親戚以外の相談先について**

　相談先として、「市役所」が最も多く 51.1%、次いで「各保健福祉サービスセンター」が 47.1%と、行政の窓口が多かったです。「病院や開業医」は 27.9%でした。最初に相談に行く場所は、市役所 16.2%、各保健福祉サービスセンター 11.5%、病院や開業医が 6.2%でした。

**問８　災害発生直後に想定される不安について（複数回答）**

　災害直後の不安は、「情報を早く、正確に得ることができるかどうか不安である」が 51.8%、「家族や外部の人にすぐ連絡できるかどうか不安である」が 39.7%でした。

**問９　非常時や災害対策の一つとして個人情報を提供することについて（複数回答）**

　災害対策として情報提供をすることは、「警察署や消防署に情報を提供してもよい」が 48.2%、「地区の役員や消防団に情報を提供してもよい」が 40.5%の順に多く、一方、「プライバシーに関わるので情報を提供したくない」は 7.9%でした。

#### ②　日常生活における不便の解消に関することについて

**問 10　住まいの形態について**

　住まいの形態は、「持ち家（一戸建て）」が 87.9%で、約９割を占めました。

**問 11　住まいの改善・改造をしたい箇所について（複数回答）**

　住宅で改善・改修をしたいところは、「特にない」が 44.7%で最も多く、次いで、「浴室」17.9%、「手すりの設置」13.2%、「段差の解消」11.8%でした。

**問 12　日常生活における外出時の同伴者要否について**

　外出は、「ひとりで外出できる」が 55.3%、「必ず同伴者が必要」23.4%、「時々同伴者が必要」14.7%の順でした。

**問 13　問 12 で「必要」と回答した同伴者について**

　外出の際の同伴者は、「子ども及びその配偶者」が 55.2%、「配偶者」が 53.8%、「兄弟姉妹」18.6%とほとんどが家族によるもので、「友人や仲間」は 10.3%でした。最も同伴することが多い人は、「配偶者」が 28.7%、「子ども及びその配偶者」が 8.4%でした。

**問 14　外出時、街の中や建物の中で、困ったり不便に感じているところについて**

　街の中や建物の中で、困ったり不便を感じるところは、「買い物をする場所」17.6%、「交通手段」12.4%、「居住地の周辺」11.1%の順でした。

#### ③　社会参加や地域活動について

**問 15　「自立に関する意見」についての考え方**

　自立に関する意見は、「家族の助けを借りて」が 28.9%、「援助やサービスを使って」が 24.2%で増えてきています。「できるだけ自分の力で」は 28.7%で減少傾向にあります。

**問 16　「自立に関する意見」で何を重要視するか**

　自立に関する意見で重要視しているものとして最も多いのは、「⑦公的年金や賃金などを得て、経済的に暮らしが成り立つこと」が 45.0%、次いで「③趣味や余暇の時間を持ち、精神的にも充実していること」が 30.8%、「⑤身の回りの家事などの生活技術が身についていること」が 24.5%でした。「重要視する」との合計でも同じ傾向です。

**問 17　社会福祉についての情報収集について（複数回答）**

社会福祉の情報は、市の広報紙から得ているが 57.6％で最も多く、次いで、回覧板 36.8％、一般の新聞・雑誌 30.0％でした。

### 問 18　近所で困った時に手伝いを頼める人の存在の有無について

困ったときに頼んだり手伝ってもらえる人は、「いざというときには頼める人がいる」が 43.2％、「いつでも気軽に頼める人がいる」が 21.8％と、頼める人がいる割合は６割を超えています。一方で、「何か頼める関係ではない」13.2％、「まったくいない」13.4％で、約３割の人は頼める人がいない状況にあり、その割合は徐々に増えてきています。

### 問 19　自分と異なる障害のある人とのつきあいについて（複数回答）

普段の生活の中で、自分と異なる種別の障害のある人とのつきあいは、「特につきあう機会はない」が 41.6％と最も多く、次いで「家族や親戚としての関わり」が 20.0％でした。

### 問 20　活動等の参加について（複数回答）

活動参加については、高齢者クラブが 19.2％、公民館活動が 10.5％、自主的なサークル活動等が 9.2％の順で、「何も参加していない」が 47.6％で最も多いです。

### 問 21　この１年間に体験したこと、体験してみたいことについて（複数回答）

この１年間で体験したことは、「⑫ショッピング（県内外）」が 40.8％と最も多く、次いで「⑤日帰り旅行」が 29.5％、「⑥一泊以上の国内旅行」が 23.2％でした。今後してみたいことは、「⑥一泊以上の国内旅行」が 20.3％で最も多く、次いで「⑤日帰り旅行」が 17.1％、「⑦海外旅行」が 11.8％、「③コンサート、演劇、映画鑑賞」が 11.6％でした。

### 問 22　問 21 で回答した体験をする上で、不便に感じること（複数回答）

不便に感じることとして、「費用がかかる」が 17.5％、「一緒に楽しむ仲間が少ない、またはいない」が 16.1％、「目的地までの交通が不便」が 15.3％の順に多かったです。

### 問 23　日常生活において、障害によってあきらめたり、妥協したりしたこと

日常の生活を送る中で、障害があるためにあきらめたり、妥協したりしたことが「ある」は 36.6％、「ない」は 31.6％で、ある方が多いです。

## ④　就労について

### 問 24　収入のある仕事に就いているかどうか

「仕事をしている（休職中も含む）」は 21.8％、「仕事をしていない」は 67.4％で、していない割合が年々増えています。

### 問 24-1　問 24「している」場合の勤務形態について

勤務形態は、「アルバイト・パート・日雇」が最も多く 30.1％、次いで「自営業または家族従業員」が 26.5％、「会社員・団体の正職員」が 12.0％の順でした。

### 問 24-2　問 24「していない」その理由について

仕事していない理由は、「仕事をする年齢でない（高齢など）」が 71.9％で最も多く、「障害が重い」が 22.3％、「病気・病弱である」が 15.6％でした。

### 問 25　適当な仕事がある場合の就職転職希望の有無について

適当な仕事があれば就職転職の希望は、「そのつもりはない」が 52.4％と最も多く、「就職したい」が 8.2％でした。そのつもりはないの割合が徐々に増えてきています。

### 問 26　必要と考える就労支援について

就労についての必要な支援は、「求人情報を提供してほしい」が 5.5％、「相談にのってほしい」が 3.4％、「就職・転職先を一緒に探してほしい」が 2.1％でした。「支援必要はない」は 32.9％でした。

## ⑤　収入について

### 問 27　定期的な収入について（複数回答）

定期的な収入は、「障害年金以外の年金」が 39.5％と最も多く、次いで「障害年金」が 16.3％、「勤め先の給料・役員手当等」が 11.3％でした。

### 問 28　ひと月あたりの平均的な収入について（年金、手当、仕送り等含む）

ひと月あたりの平均的な収入は、「5 ～ 10 万円未満」が 18.2％、「10 ～ 15 万円未満」が 17.1％、「15 ～ 20 万円未満」が 12.1％の順でした。

## ⑥　障害者に対する住民理解について

### 問 29　茅野市民の障害者に対する住民理解の進展について

障害者に対する住民理解については、「かなり進んできている」が 7.6％、「まあまあ進んできた」が 26.8％で、３割以上が進んできたという評価でした。

### 問 30　地域住民の障害者に対する偏見や誤解の有無について

地域の人々の偏見や誤解があることについて、「あまり思っていない」が 33.4％、「思っていない」が 25.5％と、偏見や誤解はないと思うという割合は約６割で、徐々に増えてきています。

### 問 31　障害を理由として差別を受けた経験の有無について

今までに障害を理由とした差別を受けた経験は、あるが 8.9％（34 人）、ないが 60.8％（231 人）でした。

### 問 31-1　「ある」場合の差別を受けた時期について（複数回答）

差別を受けた時期は、「少し前（１年～５年前頃）」が 29.4％、「以前（５年～ 10 年前頃）」と「かなり昔（10 年以上前）」が各 23.5％、「最近（１年以内）」が 14.7％でした。

### 問 32　障害者に対する住民理解を深めるための方法について（複数回答）

障害者に対する住民理解を深めるための方法として、「障害者自身が積極性を持つ」が 22.4％で最も多く、次いで、「障害者も使いやすい施設を作る」が 18.2％、「障害者が街に出かけやすい整備をすすめる」17.6％の順でした。

## ⑦　保健・医療に関することについて

### 問 33　定期的な健康診断の受診について

定期的な健康診断は、「受けている」が 51.3％で徐々に減少し、「受けていない」が 35.0％で、増加傾向にあります。

### 問 34　かかりつけ医師の有無について

かかりつけの医師については、「かかりつけの医師がいる」が 83.7％（318 人）、「かかりつけの医師がいないので欲しいと思っている」が 4.7％（18 人）でした。

### 問 35　歯の治療で悩んだり、困っていることについて

歯の治療で悩んだり、困っていることは、「悩みや困っていることがある」が 12.6％（48 人）で、「今のところは特にない」は、71.8％（273 人）でした。

## ⑧　人権と権利擁護について

### 問 37　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか

虐待を見たり聞いたりしたことは、「ない」が 56.3％（214 人）、「ある」が 5.8％（22 人）でした。

## ⑨　行政に対する評価について

### 問 39　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）

茅野市における障害者福祉全般の印象について、「実際に相談やサービス利用はしていないが、制度があるだけで安心できる」が 31.6％と最も多く、次いで、「以前のことはよくわからない・知らない」が 24.2％、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が 20.0％、「以前より気軽に相談やサービス利用ができるようになった」が 16.1％の順に多かったです。

## 3　精神障害者アンケート調査

### （1）調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）からの茅野市障害者保健福祉計画策定にむけて、障害者の生活実態と保健福祉サービスに対する要望を把握し、精神障害者の自立と社会参加を促進するための福祉施策を進める上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

### （2）調査の方法

①調査の対象者

本調査の対象者は、茅野市在住の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 350 名を対象としました。

②調査の実施期間

平成 28 年（2016 年）10 月 18 日に調査票を配布し、10 月 31 日を返送の締め切りとしました。

③調査の実施方法

自記式調査票方式とし、調査票の配布及び回収は郵送によって行いました。

④調査票の回収状況

配布した調査票 350 通。回収票は 188 通でした（回数率 53.7%）。

### （3）調査の内容

調査内容は、別添の調査用紙の通り、茅野市の障害者福祉計画策定にむけて、福祉施策を進める上での基礎資料とするため、住まいの現状や日常生活及び地域生活の現状、就労、医療と緊急時の対応、収入、日常の相談、情報収得、障害者施策に関する要望などの項目を中心としました。

① 2005年2012年に実施した調査と比較する

| 年度 | 対象者数 | 有効回収数 |
|---|---|---|
| 2005年 | 108人 | 70人(64.8%) |
| 2012年 | 250人 | 146人(58.4%) |
| 2016年 | 350人 | 188人(53.7%) |

### （4）回答者の基本属性

記入者は、「本人がご自身で記入回答」が 71.8%（135 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 13.8%（26 人）の順でした。本人以外の記入について、記入した方とご本人との関係は、「ご家族」が 77.4%（41 人）、「その他」が 9.4%（5 人）でした。

●性別・年齢

性別は、男性が 50.5%（95 人）、女性が 49.5%（93 人）でした、また年齢は、「40 歳代」が 23.9%と最も多く、次いで、「50 歳代」が 20.7%でした。30 歳代～ 50 歳代の合計が、全体の 6 割を超えています。

●地区

地区は、「宮川」が 28.7%、「ちの」が 19.7%、「玉川」が 18.6%と、3 地区で約 7 割を占めています。

●同居家族

同居家族は、「3 人」が 30.3%と最も多く、次いで「2 人」が 26.1%、「1 人」が 19.1%、「4 人」が 12.8%と身体障害者と比較して、同居家族が多い傾向にありました。同居家族のうち、職業を持っている人は、「1 人」が 30.7%、「0 人」が 23.5%、「2 人」が 16.2%でした。

●家族構成等（現在同居している家族の状況）

ご家族の状況は、「『夫婦と未婚の子』のみ、または『親と未婚の子』のみの世帯」が 37.8%と最も多く、次いで、「『単身』世帯（ひとり暮らし）」が 20.7%でした。高齢者世帯　(65 歳以上だけか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の家族で構成される世帯) について「はい」と回答したのは 25.5%（48 人）、「いいえ」と回答したのは 70.2%（132 人）でした。

●世帯の生計中心者について

世帯の生計中心者は、「本人」と「親」が同数でそれぞれ 33.5%（63 人）、次いで「配偶者」が 18.1%（34 人）の順でした。世帯の生計中心者の昨年の収入は、「150 万円未満」が 35.1%と最も多く、次いで「150 ～ 300 万円未満」が 27.7%でした。

●精神障害者保健福祉手帳の等級について

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「1 級」が 53.7%、「2 級」が 30.3%、「3 級」が 6.9%で、より重度の手帳取得者が多いです。

●精神障害者手帳以外の障害者手帳の所持について（複数回答）

精神障害者保健福祉手帳以外の手帳は、「持っていない」が 71.3%で、「身体障害者手帳」は 9.6%、「療育手帳」は 2.1%が他の手帳を所持していました。身体障害者手帳の等級は「1 級」が 50.0%と最も多く、「2 級」が 11.1%、「3 級」が 16.7%となっています。療育手帳の等級は、「B 1」が 1 人、「B 2」が 3 人で、比較的軽度の等級でした。

### (5) まとめ

#### ①　在宅福祉サービスの利用状況について

**問 1　障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について**

障害者総合支援法の在宅福祉サービスの利用は、「利用している」が 11.2%、「利用していない」が 80.3%で、利用していない割合が 8 割を超えていました。

**問 2　障害支援区分の認定の有無について**

障害支援区分の認定は、「認定を受けている」が 25.0%、「受けていない」が 26.1%でした。「わからない」が 44.1%と最も多く、問 1「障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果をふまえると認定を受けている人の約 4 割がサービスを利用しています。

**問 3　介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について**

介護保険法による在宅福祉サービスの利用は、「利用している」が 6.9%（13 人）、「利用していない」が 82.4%（155 人）でした。

**問 4　介護保険の認定の有無について**

介護保険の要介護認定を「受けている」は 10.6%（20 人）、「受けていない」は 69.1%（130 人）でした。問 3「介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果をふまえると、認定を受けている人の約 6 割がサービスを利用しています。

**問 5　今後の在宅福祉サービスの利用希望について**

今後の在宅サービス利用意向は、「ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい）」が 17.0%、「必要になったら利用したい」が 51.6%、「利用したくない」が 7.4%でした。

**問 6　問 5 で「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）**

利用したくない理由は、「配偶者などの介助だけでやっていけるから」「とくに理由はない」が各 35.7%、「申請などの手続きが面倒だから」が 21.4%でした。

**問 7　保健福祉サービス必要時の、家族・親戚以外の相談先について**

家族・親戚以外に相談に行くところは、「市役所」が 52.1%と最も多く、次いで「各保健福祉サービスセンター」が 48.4%、「病院や開業医」が 42.6%でした。最初に相談に行くところは、市役所が最も多く 36.7%、次いで、各保健福祉サービスセンターが 17.6%、病院や開業医が 12.2%でした。

#### ②　住まいについて

**問 8　現在の住まいについて**

現在の住まいは、「自宅（家族と同居）」が 62.8%（118 人）で最も多く、次いで「賃貸アパート（ひとり暮らし）」が 9.0%（17 人）、「自宅（ひとり暮らし）」が 6.9%（13 人）、「病院に入院中」が 6.4%（12

人）でした。

### 問９　将来住みたい場所について

将来住みたい場所は、「自宅（家族と同居）」が 48.4％と最も多いが、徐々に減少しています。「自宅（ひとり暮らし）」が 10.6％、「賃貸アパート（ひとり暮らし）」が 6.4％、「グループホーム」が 5.3％、「わからない」が 17.6％であり、割合が徐々に増加しています。

### 問 10　問９で回答した場所に住むために必要な制度やサービスについて（複数回答）

将来住みたいところに住むために必要な制度やサービスは、「家族の理解」が 38.2％、「医療の充実」が 27.0％、「近隣の理解」が 26.3％、「食事サービス」が 24.3％の順に多かったです。

## ③　日常生活および地域生活について

### 問 11　日常生活において、主に手助けを受けている人について（複数回答）

日常生活での手助けは、「両親」が 42.6％、「配偶者」が 29.3％、「兄弟姉妹」が 20.7％、「娘・息子（その配偶者も含む）」、「施設職員」が各 14.4％と、親族によるものが多いです。

### 問 12　現在の生活の満足度について

現在の生活の満足度は、「満足している」が 42.6％、「不満である」が 25.0％、「わからない」が 29.3％でした。

### 問 14　日常の過ごし方について（複数回答）

日頃の過ごした方は、「自宅で過ごしている」が 60.6％と最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所・地域活動支援センター等に通っている」が 21.3％でした。

### 問 15　希望する日頃の活動について（複数回答）

希望する日頃の活動は、「自宅で過ごしたい」が 51.6％と最も多いが、「アルバイト・パートとして働きたい」25.5％、「正規の従業員（自営業含む）として働きたい」が 24.5％と、働くことに意欲的な意見も多くみられ、徐々に増えてきています。

### 問 17　現在の生活で不安なことについて（複数回答）

現在の生活で不安なことは、「病気の再発や悪化への不安」が 54.3％と最も多く、次いで、「経済的なことが不安」47.3％、「親がいなくなった後が不安」33.5％でした。

### 問 18　日常生活の中で困っていることについて（複数回答）

日常生活の中で、困っていることは、「急に具合が悪くなった時の対処」が 28.2％、「部屋の掃除や整理整頓」が 27.1％、「食事の準備や調理」が 18.1％、「近所の人との会話や付き合い」が 17.0％、「規則正しい生活をすること」が 16.5％の順でした。

### 問 19　地域で生活していく上で必要なものについて（複数回答）

地域で生活していくうえで必要なものは、「相談にのってくれる市町村の精神保健福祉専門の職員」が 50.5％で最も多く、次いで「具合が悪くなったらいつでも診療してくれる、かかりつけの病院・診療所」が 44.1％、「相談にのってくれる病院・診療所の相談員」が 38.3％で、上位３位は、過去の回答傾向と同じです。

### 問 20　日常生活において、障害によってあきらめたり、妥協したりしたこと

日常生活を送る中で、障害があるためにあきらめたり、妥協したことが「ある」は 45.7％で、「ない」は 21.3％でした。

### 問 21　障害を理由として差別を受けた経験の有無について

障害を理由とした差別を受けた経験が「ある」は 28.2％、「ない」は 39.9％、「わからない」は 25.5％でした。

### 問 21-1　「ある」場合の差別を受けた時期について

差別を受けた時期は、「最近（１年以内）」と「少し前（１年～５年前頃）」が各 28.3％で、最も多かったです。

## ④　就労について

### 問 22　仕事の有無

現在仕事を「している」は 28.2％、「していない」は 64.9％で、前回調査よりしている人の割合が、増加の傾向を示しています。

### 問 23　問 22「している」場合の職業形態について

職業の形態は、「就労支援施設等に通所」が 37.7％（20 人）と最も多く、次いで、「パート・アルバイト」が 35.8％（19 人）、「自営業」が 15.1％（８人）の順でした。

### 問 24　「していない」場合の理由について（複数回答）

仕事をしていない理由は、「障害・病気などの健康上の問題」が 77.9％と最も多く、次いで「適当な職業、職場がない」が 30.3％、「通勤が困難である」が 15.6％の順でした。

### 問 25　仕事に対する気持ちについて

仕事に対する気持ちでは、「できれば働きたい」が 34.0％、「ぜひ働きたい」が 21.8％と多く、働きたい気持ちが高い傾向にあります。

### 問 26　自身の就労について必要な支援（複数回答）

就労についての支援は、「相談にのってほしい」が 39.9％と最も多く、次いで「求人情報を提供してほしい」が 18.6％、「就職・転職先を一緒に探してほしい」が 18.1％でした。「支援の必要はない」は 16.0％でした。

## ⑤　医療と緊急時について

### 問 27　初めて精神科・神経科を受診した年齢について

初めて精神科・神経科を受診したのは、「20 歳代」が 29.3％と最も多く、次いで「19 歳以下」が 23.4％、「30 歳代」が 16.0％と、若いころに受診しています。

### 問 28　精神科・神経科への入院の有無について

精神科・神経科への入院歴は、「ある」が 66.5％、「ない」が 27.7％で６割以上に入院経験があります。

### 問 29　定期的な外来通院について

定期的な通院は、「している」が 87.2％で、ほとんどが定期的な通院をしているが、5.3％は「していない」と回答しています。

### 問 30　主治医がいる病院の地域について

主治医がいる病院の地域で、最も多いのは「諏訪地域（岡谷・諏訪・富士見など）」が 55.3％で、「茅野市内」は 25.5％、「中信地域（松本・塩尻・安曇野など）」は 9.6％でした。

### 問 31　定期的な通院の方法について

定期的な通院方法は、「一人で行く」が 52.7％（99 人）と最も多く、次いで「家族と一緒に行く」が 42.0％（79 人）でした。

### 問 32　具合が悪くなったときの対応について

具合が悪くなった時は、「自分から受診している」が 54.8％で最も多く、「自分から受診していない」は 13.8％でした。18.6％が「わからない」と回答しています。

### 問 34　身体の病気の有無について

身体の病気が「ある」は 36.7％（69 人）で、「ない」は 48.4％（91 人）でした。４割近くが何らかの身体の病気を抱えています。

**問 35　災害発生時、想定される不安や困りごとについて**

避難生活へに不安や医療の継続等、様々な事項が記載されています。

⑥　収入について

**問 36　定期的な収入について（複数回答）**

定期的な収入は、「障害年金」が 66.0％で最も多く、次いで「家族からの援助」が 15.4％、「勤め先の給料・役員手当等」が 11.2％、「就労支援施設等の工賃」が 10.1％でした。

**問 37　ひと月あたりの平均的な収入について（年金、手当、仕送り等含む）**

ひと月あたりの平均的な収入は、「５～ 10 万円未満」が 31.9％、「10 ～ 15 万円未満」が 19.1％、「５万円未満」が 6.9％の順でした。

**問 38　収入のうち、自分のために使える金額について（家賃、食費、光熱費除く）**

ひと月あたりの自分のために使える金額は、「１～５万円未満」が 38.4％で最も多く、「５～ 10 万円未満」10.7％であるが、「１万円未満」が 6.9％、「まったくない」が 3.1％でした。

⑦　日常の相談等について

**問 39　相談相手の有無について**

相談相手が「いる」と回答したのは 78.2％でしたが、10.6％は相談相手が「いない」と回答しています。

**問 40　「いる」場合の相談相手について（複数回答）**

相談相手は、「親」が 46.3％、「兄弟」と「配偶者」が各 27.9％と家族が多いが、「主治医・病院・診療所の職員」が 46.3％、「障害福祉サービス事業所の職員」が 21.1％、「地域活動支援センターの職員」10.9％と、専門職を相談相手にしている人も多くありました。

**問 41　今、一番相談したいことについて（複数回答）**

今、一番相談したいことは、「病気のこと」が 34.0％、「身体の不調のこと」が 27.7％と病気や体のことが多い傾向にあるが、「お金のこと」、「親がいなくなったあとの不安」が各 24.5％、「就職や仕事のこと」が 17.0％、「家族や友人などの人間関係のこと」が 12.2％と、多岐にわたっています。

⑧　情報取得について

**問 42　保健・医療・福祉に関する情報収集について（複数回答）**

保健・医療・福祉に関する情報を得ているのは、「市役所・保健福祉サービスセンター」が 48.9％と最も多く、次いで、「病院・診療所」が 38.8％、「家族」が 20.2％の順でした。

⑨　人権と権利擁護について

**問 43　「成年後見制度」について知っているか**

成年後見制度については、「わからない」が 34.0％と最も多く、次いで「よく知らないが興味や関心がある」が 27.1％、「利用はしていないがよく知っている」が 13.8％、「自分には必要ない」12.2％でした。

**問 44　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか**

過去に虐待を見たり聞いたりしたことについて、「ある」は 22.9％、「ない」は 33.5％でした。

⑩　障害者施策に関する要望について

**問 46　これから力を入れてほしい主な障害者福祉施策について（複数回答）**

これから力を入れてほしい障害者福祉施策は、「医療費の軽減など医療制度の充実」が 43.1％と最も多く、次いで「親亡きあとの生活保障」が 33.0％、「障害者理解への啓発や交流の促進」が 28.2％、「情報提供・相談体制の充実」が 25.5％、「障害の早期発見、早期療育事業の充実」が 24.5％の順でした。

⑪　行政に対する評価について

**問 47　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）**

茅野市における障害者福祉全般の印象については、「以前のことはよくわからない・知らない」が 39.9％で最も多かったが、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が 19.1％、「実際に相談やサービス利用はしていないが、制度があるだけで安心できる」が 18.6％、「以前より親切に相談してもらえるようになった」が 16.0％でした。



## 4　知的障害者アンケート調査

### （1）調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）の茅野市障害者保健福祉計画策定にむけて、障害者の生活実態と保健福祉サービスに対する要望を把握し、知的障害者の自立と社会参加を促進するための福祉施策を進める上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

### （2）調査の方法

①調査の対象者

本調査の対象者は、茅野市在住の療育手帳をお持ちの方 250 名を対象としました。

②調査の実施期間

平成 28 年（2016 年）10 月 18 日に調査票を配布し、10 月 31 日を返送の締め切りとしました。

③調査の実施方法

自記式調査票方式とし、調査票の配布及び回収は郵送によって行いました。

④調査票の回収状況

配布した調査票 250 通。回収票は 141 通でした（回数率 56.4％）。

### （3）調査の内容

調査内容は、別添の調査用紙の通り、茅野市の障害者福祉計画策定にむけて、福祉施策を進める上での基礎資料とするため、住まいの現状や日常生活及び地域生活の現状、就労、収入、日常の相談、情報収得、障害者施策に関する要望などの項目を中心としました。

### （4）回答者の基本属性

記入者は「自分」が最も多く 48.2％（68 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 43.3％（61 人）でした。本人以外の記入については、「ご家族」が 93.2％（68 人）で９割以上はご家族が記入していました。

**問１　年齢**

年齢は、「20 歳代」が 34.0％（48 人）と最も多く、「30 歳代」が 21.3％（30 人）、「40 歳代」が 19.9％（28 人）の順でした。

**問２　性別**

性別は、「男性」が 67.4％で、「女性」が 32.6％でした。身体障害、精神障害と比較して、男性の回答者の割合が多いです。

**問３　地区**

住んでいる地区は、「ちの」が 24.8％、「宮川」が 21.3％、「玉川」が 21.3％で、７割近い人が３地区に居住しています。

**問４　療育手帳の所持について**

療育手帳を「持っている」と回答したのは、98.6％で、ほぼ全員が療育手帳を持っています。

**問５　手帳に記載の障害の程度について**

障害の程度は、「Ａ１」が 27.7％、「Ａ２」が 3.5％、「Ｂ１」が 26.2％、「Ｂ２」が 35.5％でした。

**問６　療育手帳以外の障害者手帳の所持について**

療育手帳以外の障害者手帳は、「持っていない」が 72.3％と最も多く、「身体障害者手帳を持っている」が 14.2％、「精神障害者保健福祉手帳をもっている」が 5.7％でした。身体障害者手帳の等級は、「１級」が 30.0％、「２級」が 25.0％、「３級」が 15.0％と、重度の身体障害と重複していました。精神障害保健福祉手帳の等級は、「1 級」が 62.5％、「2 級」が 25.0％、「3 級」が 12.5％ でした。

### 問７　一緒に暮らしている人の有無について（複数回答）

一緒に暮らしているのは、「親と暮らしている」が 82.3%と最も多く、次いで「兄弟姉妹と暮らしている」が 17.0%、「夫婦で暮らしている」「一人で暮らしている」は各 5.7%でした。

### 問８　今後の暮らし方の希望について

今後の暮らし方は、「今までと同じように暮らしたい」が 66.0%と最も多く、「今は一緒に住んでいない新しい家族と一緒に暮らしたい」が 5.0%、「一人暮らしをしたい」が 4.3%、「グループホームで暮らしたい」が 3.5%、「施設で暮らしたい」が 3.5%の順でした。

## (5) まとめ

### ①　あなたの生活について

### 問９　日常生活について

日常生活において、食事や着替え等はひとりでできる割合が高いが、お金の管理や気持ちを伝えること、気持ちがわかることなどは難しい傾向があります。

### 問 11　昼間の過ごし方の希望について

昼間の過ごし方の希望は、「今までと同じように過ごしたい」が 81.6%と最も多く、次いで「今までとは違うように過ごしたい」が 11.3%でした。

### 問 12　「今までとは違うように過ごしたい」場合の希望（複数回答）

今までと違う過ごし方として、「会社で働きたい」が 50.0%、「施設や事業所に通いたい」が 43.8%、「家の仕事を手伝いたい」が 6.3%でした。

### ②休日の外出について

### 問 13　休日の外出について

休日の外出は、「１週間に１回くらい外出する」が 39.7%（56 人）、「お休みの日には毎回外出する」が 24.8%（35 人）と比較的外出しているが、一方で「まったく外出していない」は 2.8%（4 人）でした。

### 問 14　外出時の手伝いについて

外出時の手伝いは、「いつもお手伝いが必要」が 33.3%（47 人）で最も多かったが、「いつも一人で外出できる」も同程度の 30.5%（43 人）でした。

### 問 15　一人で外出できないときの外出方法について（複数回答）

一人で外出できない場合は「家族と一緒に外出する」が 67.4%と最も多く、「福祉サービスを利用している」が 12.8%、「友だちや知り合い、ボランティア等と一緒に外出する」が 6.4% でした。

### ③　あなたのお金について

### 問 16　１か月あたりの収入について

１か月あたりの収入は、「５～ 10 万円未満」が 36.7%と最も多く、次いで「１万円未満」が 17.7%、「１～５万円未満」が 17.7%、「10 ～ 15 万円未満」が 15.2%であった。「0 円（まったくない）」と回答したのは 3.8%でした。

### 問 17　１か月あたりの収入の内訳について

収入の内訳の各項目について、最も多いものは給料・工賃等は「1 万円未満」が 41.2%、年金は「5 ～ 10 万未満」が 87.3%、手当は「1 ～ 5 万円未満」が 50.0%、家族や親戚からの仕送り・お小遣いは「1 万円未満」が 75.0%でした。

### 問 18　１か月あたり使うお金の額について（一人暮らしにかかる費用も含む）

１か月に使っている金額は、「１～５万円未満」が 41.1%、「５～ 10 万円未満」が同じく 41.1%でした。



### 問 19　ひと月あたりのお金の使い道について

各項目のお金の使い道について最も多いものは、「福祉サービスの料金」は「１万円未満」が 64.3%、「食費」は「１～５万円未満」が 74.2%、「家賃」は「１～５万未満」が 75.0%、「電気、ガス、水道料金」は「１～５万未満」が 73.7%、「病院にかかるお金」は「１万円未満」が 69.0%、「その他」は「１～５万未満」が 73.9%でした。

### 問 20　困ったことがあった時の相談相手について（複数回答）

困ったときの相談相手は、「家族」が 63.1%と最も多く、次いで「いつも通っている施設の職員さん」が 24.8%、「友だち・知り合い」が 18.4%の順であった。身体障害者や精神障害者で回答の多かった「市役所や保健福祉サービスセンターの職員」は 17.7%でした。

「精明学園」利用者の作品

## 5　介護者・保護者アンケート調査

### （1）調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）からの茅野市障害者保健福祉計画策定にむけて、障害者本人のニーズのみならず、介護者・保護者のニーズを把握し、障害者の自立と社会参加を促進するための福祉施策を進める上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

### （2）調査の方法

①調査の対象者

本調査の対象者は、茅野市在住の身体障害児者・知的障害児者、精神障害児者・発達障害児者の介護者・保護者 500 名を対象としました。

②調査の実施期間

平成 28 年（2016 年）10 月 18 日に調査票を配布し、10 月 31 日を返送の締め切りとしました。

③調査の実施方法

自記式調査票方式とし、調査票の配布及び回収は郵送によって行いました。

④調査票の回収状況

配布した調査票 500 通。回収票は 312 通でした（回数率 62.4%）。

### （3）調査の内容

調査内容は、介助者・保護者の健康状態、介護の状況、福祉サービス利用状況、教育について、介護の問題や悩み、社会参加・地域生活、障害者の自立生活、活動について、行政に対する評価などの項目を中心としました。

① 1998年2005年及び2012年に実施した調査と比較する

| 年度 | 対象者数 | 有効回収数 | 性別 |
|---|---|---|---|
| 1998年 | 310人 | 259人(83.5%) | 男性26%、女性71% |
| 2005年 | 350人 | 234人(66.9%) | 男性27%、女性68% |
| 2012年 | 500人 | 272人(54.4%) | 男性36%、女性63% |
| 2016年 | 500人 | 312人(62.4%) | 男性33%、女性65% |

### （4）回答者の基本属性

調査票回答者は、「本人がご自身で記入回答」が 42.4%、「家族や支援者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 37.9%、「本人の意思を『代筆』で記入」が 15.4%であった。本人以外の記入について、記入された方とご本人の関係は『ご家族』が 90.5%で９割を超えていました。

●性別・年齢

介護者・保護者の性別は、「男性」が 32.8%（102 人）、「女性」が 65.0%（202 人）で女性が男性のほぼ 2 倍でした。年齢は、「60 歳代」が 21.5%、「70 歳代」が 20.9%、「80 歳代」が 9.3%と 60 歳以上で半数を超え、90 歳代も 1.0%でした。一方、「40 歳代」が 20.6%、「30 歳代」が 7.7%、「20 歳代」が 1.0%と、40 歳以下も３割程度ありました。

●障害のある方の人数

障害のある方の人数は、「１人」が 87.1%、「２人」が 9.3%、「３人以上」は 1.0%でした。

●障害のある方の年齢（複数回答）

障害のある方の年齢は、「80 歳以上」が 20.9%と最も多く、60 歳以上が約半数である一方、「10 歳未満」が 12.5%、「10 歳代」が 15.8%と約３割が 20 歳未満でした。

●地区

地区は、「ちの」が 20.9%、「玉川」が 19.9%、「宮川」が 18.0%で、３地区で約６割を占めています。

●障害のある方との続柄

障害のある方との続柄は、「親」が 32.5%、「配偶者」が 26.4%、「子ども」が 27.7%、「兄弟」が 2.3%でした

●障害のある方と同居しているか等

現在障害のある方と「同居している」は 80.7%、「別に暮らしている」は 9.6%で、８割近くが同居していました。同居家族の人数は「３人」が 31.9%と最も多く、次いで「２人」が 21.1%、「４人」が 19.9%、「５人」が 15.1%と、比較的家族数が多い傾向がみられます。同居家族で職業を持っている人数は、「１人」が 33.9%、「２人」が 21.9%、「３人」が 4.8%であるが、「０人」も 12.0%でした。

●家族構成等（現在同居している家族の状況）

家族構成は、「夫婦と未婚の子」のみ、または「親と未婚の子」のみの世帯が 49.8%と最も多く、次いで、「夫婦」のみの世帯 18.6%であった。高齢者世帯（65 歳以上だけか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の家族で構成される世帯）かどうかに「はい」と回答したのは 34.1%（106 人）、「いいえ」と回答したのは 58.6%（182 人）でした。

●仕事の有無について

仕事の有無について、「仕事はしていない」が 48.9%、「パート・アルバイトなどをしている」が 17.0%、「常勤で働いている」が 9.3%の順でした。

●障害のある方が該当するもの（複数回答）

障害のある方は、「身体障害者（65 歳以上）」が 35.4%と最も多く、次いで「知的障害児（18 歳未満）」が 15.4%、「知的障害者（18 歳以上 65 歳未満）」が 12.5%、「身体障害者（18 歳以上 65 歳未満）」が 10.6%でした。

### (5) まとめ

#### ①　あなたの健康状態について

**問１　健康状態について**

健康状態は、「まあまあ健康である」が 54.7%で最も高く、次いで「やや不調である」が 25.1%、「非常に健康である」が 7.7%でした。

**問２　「やや不調である」「非常に不調である」場合、治療や検査を受けているか**

治療や検査については、「受けている」が 85.9%と最も多いが、「なかなか受診できない」が 10.1%、「受けていない」が 2.0%でした。

**問３　身体の疲れについて**

身体の疲れは、「やや疲れる」が 53.1%と最も多く、「とても疲れる」が 22.8%であり、７割以上が身体の疲れを自覚しています。

**問４　睡眠の状態について**

睡眠の状態は、「いつも睡眠不足」が 17.7%、「ときどき睡眠不足」が 45.0%で６割以上が睡眠不足の状態です。「睡眠はとれている」は３割程度でした。

#### ②　介護の状況について

**問５　一日のうち介護をしている時間の平均**

一日で平均して介護をしている時間は、「３時間未満」が 28.3%、次いで「３～６時間未満」が 15.8%でした。「12 ～ 15 時間未満」が 4.2%、「15 時間以上」が 8.4%で１割以上の介護者が一日の半分以上を介護の時間に割いています。前回の調査を比較して、介護時間は長くなっている傾向がみられます。

**問６　障害のある方の、日常生活の中で必要な介護について**

介護を必要とする内容は一部介助を含めると、「外出（送迎を含む）」が 68.9%と最も多く、「入浴」が 52.7%、「衣類の着脱」が 49.8%、「食事」が 47.3%でした。

### 問７　この１年間、２日以上介護できなかったことがあるか

この１年間で２日以上介護できなかったことが「ある」は 32.2%、「ない」は 51.1%でした。

### 問 7-1　「ある」場合のその理由について（複数回答）

介護できなかった理由は、「病気」が 39.0%、「会合等への出席」が 28.0%、「冠婚葬祭」が 24.0%、「疲労」が 20.0%、「旅行」が 15.0%でした。

### 問 7-2　問７「ある」場合のその対応について（複数回答）

介護できなかったときの対応は、「同居の家族に頼んだ」が 46.0%、「施設への緊急一時保護・ショートステイ（短期入所）を利用した」が 25.0%、「別居の家族に頼んだ」が 19.0%で、家族に頼む割合が高かったです。

## ③　在宅福祉サービスの利用状況について

### 問８　障害のある方の、障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について

障害者総合支援法による在宅福祉サービスについて「利用をしている」は 23.2%、「利用していない」は 57.6%で、半数以上がサービスの利用をしていませんでした。

### 問９　障害のある方の、障害支援区分の認定の有無について

障害支援区分の認定について、「受けている」は、47.9%（149 人）、「受けていない」は 17.4%（54 人）でした。問８での集計結果をふまえると、認定は受けている人の約半数はサービスを利用していません。

### 問 10　障害のある方の、介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について

介護保険法による在宅福祉サービスについて、「利用している」は 20.9%（65 人）、「利用していない」は、54.7%（170 人）でした。

### 問 11　障害のある方の介護保険の認定の有無について

介護保険の要介護認定について、「認定を受けている」は 34.1%（106 人）、「受けていない」は、40.8%（127 人）であった。問 10 での集計結果をふまえると、認定を受けている人の約半数はサービスを利用していません。

### 問 12　在宅福祉サービスの利用希望について

今後の在宅福祉サービス利用意向について、「必要になったら利用したい」が 49.2%（153 人）と最も多く、「ぜひ利用したい」が 25.4%（79 人）でした。

### 問 13　問 12「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）

利用したくない理由は、「自分の介助だけでやっていけるから」が 57.1%、「家族や親族の介助でやっていけるから」が 42.9%でした。

### 問 14　茅野市の障害者福祉に対する各種制度の実施やサービスについて

知っている制度は、「医療費の助成」が 65.9%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 61.1%、「地域福祉課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 60.8%と割合が高く、半数以上の方が知っていました。利用している制度は、「医療費の助成」が 65.9%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 48.9%、「地域福祉課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 32.2%でした。今後利用したい制度は、「地域福祉課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 38.3%、「医療費の助成」が 35.7%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 33.8%でした。

## ④　教育等について（18 歳以下の障害児をお持ちの保護者）

### 問 15　学校教育の充実のために希望する施策について（複数回答）

学校教育の充実のために望む施策は、「教育内容の専門性の向上と充実」が 45.9%、「学校の施設・設備の改善」が 42.4%、「進路指導の充実」が 41.2%、「養護学校の通学制と送迎の確保」が 37.6%、「障害児と健常児が一緒に学ぶ、統合保育や統合教育の推進」が 29.4%、「保護者への相談・助言の充実」が 25.9%と、学校のことだけでなく、卒業後のこと、保護者のことなど多岐にわたっていました。



### 問 16　義務教育終了後の進路希望について（進路を選択した場合も含む）

義務教育後の進路希望については、「養護学校高等部」が 55.8%、「一般高校（諏訪圏域内）」が 15.1%、「就職」が 5.8%であったが、「わからない」も 12.8%でした。

### 問 17　学校教育終了後の進路のために希望する施策について（複数回答）

学校教育終了後の進路のために望む施策として、「通所して働ける就労支援施設の設置・拡充」が 44.3%、「一般企業への就職促進・職場開拓など」が 37.5%、「更なる高等教育や専門教育のための教育訓練機関の整備（職業訓練校・各種学校など）」が 30.7%でした。

### 問 18　どんぐり手帳の利用の有無、認知について

どんぐり手帳について、「利用している」が 48.2%（41 人）、「利用はしていないが知っている」が 32.9%（28 人）、「知らない」が 14.1%（12 人）でした。

### 問 19　今後のどんぐり手帳の利用希望について

生涯に渡る支援サポート手帳としてのどんぐり手帳を「必要があれば利用したい」は 57.6%、「18 歳以降もぜひ利用してみたい」は 21.2%でした。

## ⑤　介護の問題や悩みなどについて

### 問 20　介護の問題や悩みについて（複数回答）

介護の問題や悩みとして、「心身の疲労・負担」は 40.2%、「経済的な負担」は 27.0%、「自分の時間が持てない」は 14.8%、「仕事に出られない」は 12.5%など、疲労や負担に加え、経済的な問題、健康問題、家族や近所の方の理解など、さまざまな問題や悩みを抱えています。心身の疲労・負担、経済的な負担については、前回調査と比較して負担が増してきています。

### 問 21　問 20 の悩みについて、家族・親族以外の相談先について

家族・親族以外の相談先は、「各保健福祉サービスセンター」が 32.5%、「市役所」が 21.2%、「友人・仲間」が 16.1%の順でした。最初の相談先は「市役所」が 6.1%、次いで「各保健福祉サービスセンター」「友人・仲間」が各 5.5%でした。

### 問 22　介護をする中で、家族や近隣、生活上困ることについて（複数回答）

家族や近隣のことで困ることは、「何かあったときに本人の世話を頼める人がいない」が 25.1%で最も多く、次いで「家族そろっての外出ができない」14.8%、「友人とのつきあいができない」が 13.5%でした。一方で「困っていることは特にない」も 25.1%でした。「何かあった時に世話を頼める人がいない」と「近所に大変気を使う」と回答した割合が増えてきています。生活・環境のことで困ることは、「災害時の対応や避難について不安」が 31.5% と最も多く、次いで「介護をしていて費用がかさむ」が 14.5%、「仕事に出たいがなかなか出られない」が 13.2% と多かったです。一方で「困っていることは特にない」は 17.0% でした。

### 問 23　障害のある方の将来について不安なこと（複数回答）

将来に対する不安は、「経済的な心配」と「自分の病気や体調が悪化して要介護になること」が各 36.7%と最も多く、次いで「日常生活の支援が受けられるか」が 29.9%、「一緒に暮らす人がいるか」が 25.4%、「生活する場所があるか」が 24.1%、「困った時に頼れる人がいない」が 23.2%でした。

### 問 24　成年後見制度について知っているか

「成年後見制度」については、「よく知らないが興味や関心がある」が 33.4%と最も多く、「利用はしていないがよく知っている」が 25.7%でした。

### 問 25　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか

過去に虐待を見たり聞いたりしたことについて、「ない」が 50.8%、「ある」が 16.7%でした。

## ⑥　社会参加・地域生活について

### 問 27　この１年間にしたこと、今後してみたいことについて（複数回答）

この１年間にしたことは、「②理美容院へ行く」が 55.9%と最も多く、次いで、「①ゆっくりと買

い物をする」が 46.9%、「④友人との歓談」が 37.3%の順でした。この１年間にしたいことは、「⑦一泊以上の国内旅行」が 37.6%と最も多く、次いで「⑧海外旅行」が 28.0%、「⑥日帰り旅行」が 26.4%の順でした。

⑦　障害者の自立生活について

**問 28　「自立」について考える際に重要視すること**

「自立」について、「大変重要視する」で最も多いのは、「⑥行政などへの積極的な参加・参画の機会があること」が 30.2% でした。また、「重要視する」との合計も同様の結果でした。

**問 29　障害のある方の今後の生活はどうあって欲しいか**

今後の生活についての考えは、「様々な福祉サービスや援助を利用しながら、家族と一緒に生活する」が 51.8%と最も多かったです。

**問 30　「地域の人々はいまだに障害者に対する偏見や誤解をもっている」と思うか**

地域の人の障害者に対する偏見や誤解は、「思っている」の 23.2%と「少し思っている」の 29.6%を合計すると、半数以上の人があると回答しました。

**問 31　障害を理由として差別を受けた経験の有無について**

差別を受けた経験は、「ない」が 41.8%、「ある」が 14.8%でした。

**問 32　問 31「ある」場合の時期について**

差別を受けた時期は、「少し前（１年～５年前頃）」が 33.3%、「以前（５年～ 10 年前頃）」が 21.6%、「かなり昔（10 年以上前）」、「最近（１年以内）」もそれぞれ 19.6%でした。

**問 34　障害者に対する住民の理解を深めるために必要なことについて（複数回答）**

住民理解を深めるためには、「子どもたちに対する福祉教育を充実する」が 30.9%と最も多く、「障害者が街に出かけやすい整備をすすめる」は 28.9%でした。

**問 35　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）**

茅野市における障害者福祉全般の印象について、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が 27.3%と最も多かったです。

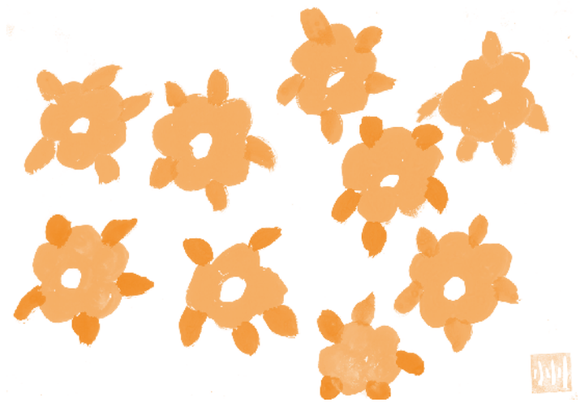

「この街学園」利用者の作品



## 6　ヒアリング調査

アンケート調査による幅広いデータだけでなく、当事者や家族、事業者の生の声をお聞きすることで、より実態に近いニーズを把握することを目的にヒアリング調査を実施しました。障害種別を超えて共通する課題として整理しました。

### (1) 調査実施時期

平成 28 年（2016 年）９月 12 日（月）～９月 14 日（水）

### (2) 調査対象

NPO 法人ふくろう SUWA（ふくろう玉川通所者・保護者）
NPO 法人やまびこ会（精神家族会）
茅野市聴覚障害者協会
あすなろセンター（通所者・保護者）
手をつなぐ育成会
デイサービスセンターモモ　（通所者・保護者）
Ｒ for Ｉ
諏訪養護学校ＰＴＡ保護者会
ひまわり作業所（通所者）
この街学園（通所者・保護者）
NPO 法人八ヶ岳福祉農園（通所者・保護者）
茅野市視覚障害者福祉協会
以上 12 団体 100 名

### (3) 結果の概要

**●生活全般について**

送迎について

・お医者さんに車に乗ってはいけないと言われているので車で送ってくれる手段やサービスが欲しい。
・土日だと送迎をしてもらえないので、病院へ行きたくても行けない。送迎のサービスを充実させてほしい。
・土日や夜などバスを運行してほしい。火曜日のメリーバス週一回では足りない。
・土日のバスがないことが不便。土日のバスを増やしてほしい。
・来月からバスの時間が毎日変わるので不便。
・バスでも人数か多ければ乗れないときもあるので、送迎を確実にしてほしい。
・降りる場所を知らせるボタンがついていないバス（ビーナちゃん）で合図をすることができない。
・定期的なことなので、手帳を示すことで降車場所のときに声をかけてくれるような仕組みが必要。
・朝や土日バスの本数を増やしてほしい。交通手段が増えるといい。
・ビーナちゃんバスの路線を増やしてほしい。
・行政境（他市町）のバスの行き来が不便。行政バス間の接続をしてほしい。
・市町村の境界を越えて、移動に際してどこでも行けるバスが欲しい。
・バスの回数券など、お金の面での対策が欲しい。

商業施設等について
・駅の周りにスーパーが少ないこと。買い物に苦労することがある。
・カラオケが好きなのにカラオケ屋さんが少ないこと。
・最近は自動式のレジがあるが、私たち（視覚障害）は使えない。
・スーパーなどで、どこのレジが空いているか分かるようになればいいなと思う。

住居支援について
・グループホームのニーズはあるのに、数が足りていない。多様なグループホームがあって、選択できるようになることが理想。
・グループホーム数が足りていない。
・グループホームも必要であるが、親なき後も自宅で過ごせるような支援を考えられないか。例えば、シェアハウスのような形態や公的な運営体制など。
・夜間一人になるとき、家に誰か来てほしい。
・親が亡くなった後、施設だとかグループホームと言われるが、私は今の自宅で過ごしたい。
・居宅を中心にさまざまなサービスを受けたい。
・生活の支援だけではなく、経済的な安定も必要。
・利用者それぞれのニーズに合ったグループホームがほしい。
・親が介護できなくなったとき、ケアハウスやグループホームなどが必要。
・グループホームについて、地域の人たちの理解を広めてほしい。
・施設にも人によって合う、合わないがあるため多岐にわたる生活の場があったらいい。
・何かあったときに、柔軟に他の事業所に移動できるような仕組みがあればいい。

## ●身近な地域での生活について
・区の情報がほしい
・区の放送の内容をファックスで送ってほしい。公民館へのファックスの設置。
・雪かきや草取りの実施や延期の連絡をしてほしい。放送があったことを知らず、出不足金を徴収されたことがあった。
・亡くなった方の情報が入るようにしてほしい。
・引っ越してきても人付き合いをしたい。
・市営住宅は人の入れ替わりが多く、顔も知らないまま区長が毎年変わる。区長さんが変わっても放送をファックスで送ることを続けるなど、理解してもらいたい。
・地域で暮らし続けていくためには、地域の人も支え合っていけるように考えなくては。
・最近は個人情報保護法でどの程度まで相手に干渉していいのか分からず、隣組の組長さんがどこまで手を出していいのか分からないといっていた。
・地域との関係は、モモの周りはとてもいいが、自宅がある地域はあまりよくない。
・親なき後、地域に溶け込んで生きていけるのかが心配。地域を巻き込んで行事とかに気軽に参加したりできたらいい。
・地域の人たちに理解を得ていくことはとても大変なこと。（保護者）
・いろいろと働きかけて、少しずつ変わっていく。（職員）
・この街のまわりの関係はよくなってきても住んでいる近所ではまだまだ理解されていない。（保護者）
・地区の情報をアナウンスで流してほしい。
・例えば交差点で音声付信号機が完成したときに、最初のときには当事者を呼んで、説明会などをしてほしい。せっかく設置されても知らなかったり、間違ってしまうこともある。
・ゴミの分別の袋の種類がわからないので、点字付きのゴミ袋を茅野市でも活用してほしい。
・アルミホイルやサランラップの違いも分からないから点字をつけてほしい。
・回覧板が読めないので、なにか配慮がほしい。



## ●相談について
・どこに行けば、どんな相談ができるのか情報が入ってこない。自分で調べないとわからない。そうした情報すら入ってこないので、何を知らないのかすら分からない。
・制度が変わって相談支援専門員が一人ひとりにつくようになって、とてもありがたい制度だなと思っている。
・相談支援専門員の数が足りないのではないか。
・茅野市では保健福祉サービスセンターが身近にあるので、困ったときにはすぐに相談ができる。その点で他市よりも相談はうまくいってると思う。
・支援センターでケアプランをつくる際、本人や保護者の人の意見を聞いてしっかりと作っていただいている。
・年金をもらい始める２０歳までの２年間の費用をどうしたらいいのか教えてほしい。こうした卒業後のことはどこへ相談に行けばいいのかわからない。
・相談はＲ for Ｉや特別支援学校の先生にしているが、福祉施設の内容など福祉制度の細かい所は分からない
・親が先回りして相談するだけではなく、本人が相談できる場があったらいい。
・申請や更新へ行ったときに窓口で、書類の提出日や締め切り日に猶予を設けてほしい。
・茅野市の中では生活は落ち着いているし、丁寧に支援をしてもらっている。
・家庭内で問題を抱えている人が多い。
・家族の理解がなかったりした場合、親に対して病状等を説明してくれる職員がいてほしい。
・さまざまな行政手続きが繁雑で、親がいなくなった後が心配なので、窓口を一本化してもらえるといい。
・独居だと市から気にしてもらい様々なサービスを利用できるが、例えば障害者一人、高齢者一人といった家族がいると網にひっかからない。
・サービスセンターの職員をもっと増やしてほしい。
・肥満気味になったり食事に栄養の偏りがあると医者に言われるが、栄養のことを相談ができる場所がほしい。

## ●権利擁護などについて
・成年後見の制度について研修したが、活用にまでは至っていない。
・利用できる対象の人は限られるような印象が強い。
・成年後見制度も財産管理だけでなく、生活のコーディネートもしてほしい。
・成年後見の勉強はしているが、現実的にならないのが現状。高齢者が中心になっているので障害者の方にも向いてほしい。
・成年後見を担う人材を養成し、研修していってほしい。
・訪問販売や宗教などから守る方法を考えてほしい。

## ●就労・作業所について
・この５年間でＡ型、Ｂ型といった就労支援の作業所が増えた。当事者にとって選択肢が増えた。
・一般就労ができる人が少しずつ増えてきたが、まだ壁は厚い。
・一般就労へのステップアップがしっかりしてきた。
・一方で企業の理解がまだ足りていないと感じることも多い。
・一般就労でトラブルが生じたときなど、いつでもＡ型作業所に戻ることができると安心できる。
・就労の中身がどこの作業所も似たり寄ったり。もっと多様な仕事のメニューを増やして、選択肢が出てくれば良い。
・行政に提出するいろいろな更新の手続きなどを、事業所でも処理できるようにならないか。
・ピアあすなろの活用方法について、昼は地域活動支援、夜はショートステイなどができないか。
・就労場、作業所や住む場を、いろいろと選択できるようにしてほしい。一度決めてしまうと後は

ずっと同じところを利用するのではなく、定期的に希望が出せるような仕組みができないか。
・障害の種別や程度によって、それぞれに適した作業等ができるように選択肢があるといい。
・年月が経つと重度化してきて、作業は単調になる一方で、介護に手がとられていく。そうなると新しい人（比較的軽度）がきても十分な個別対応ができなくなっている。利用者の状況やニーズにあわせて異動ができるようなシステムを茅野市としてつくれないか。
・もっと地域に出て行けるような機会がほしい。
・商品開発や販路開拓の際に協力してもらうことはできないか。
・とくに冬もできるような仕事が求められている。
・作業や商品開発をすることは、ひとつの作業所だけでは限界。いろいろな農家や企業、商工会などと協働していくといいが、そうしたつながりの機会や話し合いの場があるといい。
・よい職員を確保したいが、人件費が厳しい。できれば施設の運営費給付費などを増やしてほしい。

### ●余暇の過ごし方について

・市内に障害者もいける喫茶店が少ないこと。
・もっといろいろな場所へ出かけるために、ヘルパーさんがいてほしい。
・休日の余暇活動でもヘルパーさんの利用をしたい。
・仲間と一緒にできる参加型の企画を提案してほしい。
・家族のように休日にどこかへ連れて行ってくれたりしてほしい。
・歳や背も大きくなっても公園感覚で安全に遊べて交流できるような場所がほしい。
・住民向けの講座に参加できないため、障害がある子でも参加できる講座や教室を開いてほしい。
・安心してスポーツができる、あるいはスポーツを指導してくれるような場所が欲しい。
・プールや体育館、温泉などに行きたいが、重度の障害児は断られてしまう。
・スポーツや音楽など参加でき、体を動かして仲間を創れる場が欲しい。
・障害者がもっとスポーツを楽しむことができるように、障害者スポーツ指導者の確保や育成をしてほしい。
・せっかく公民館でいろいろと活動があるのに、障害者にはそうした情報もないし、参加できるのかどうかもわからない。いろいろな講座に参加したいと思うが、ぜひ可能にしてほしい。
・今度できる市民活動センターが障害者にとって利用しやすいものにしてほしい。単に段差がなければいいということだけではなく、声をかけてくれたり、必要な配慮をしてもらえるような福祉がわかる職員が窓口にいてほしい。

### ●医療・保険について

・入院時の書類が大変で、緊急の時などは特に大変。
・発達障害について理解のある医療機関が必要。
・専門的な「療育」の場が茅野市にもあるとよい。
・夜間の吸引があるため入院を断られてしまうことがあり、とても困る。
・急で何かあったときに、即対応できるサービスがない。
・精神障害者の場合、主治医が松本や山梨など、遠くに通っている人が多い。
・精神のクリニックを予約すると３カ月待ちの時もある。
・必要な時にすぐ、精神科の先生に診てもらえないことがある。
・茅野市では精神科で入院できる医療機関がないので、検討してほしい。
・入院の時、完全看護だと親以外の人の付き添いができない。親だけでは限界がある。親以外でも付き添いができるようにしてほしい。
・入院時に、完全看護でもタイムケアの制度が利用できるとよい。
・障害に理解がある歯科医の人がいてとても助かっている。
・信濃医療福祉センターに、同行した兄弟の保育をしてくれるスペースをつくってもらいたい。本人の診察等のためには兄弟を預かってもらう先を探すのが大変である。
・中央病院の待合室でパニックを起こしてしまうため、多数の患者さんと一緒ではなく狭くても障害のある子がいられる場が欲しい。
・障害児・者の場合、口腔ケアが十分にできていない。歯科医はいてくれるが、歯科予防について力を入れてもいいのではないか。
・茅野市にも入院できる精神病院が欲しい。
・中央病院に精神の常勤の先生が入ってほしい。

### ●災害時の対応について

・災害時の職場での配慮を考えてほしい。
・災害時などの緊急時の情報保障
・地震や防災のメールが登録していない人や、迷惑メールが多いため登録をしていない人でも、緊急時には情報が届くようにしてほしい。
・災害時にはメールだけではなく、FAX でも情報が届くようにしてほしい。
・災害が起こったときどこの避難所にいけばいいのかわからない。近くの学校で本当に大丈夫なのか。
・近くの避難所に避難するのではなく、福祉避難所に最初から避難したい。熊本でも問題になったが、結局、一時避難所に行っても対応してもらえなかったり、排除されたりする。それならば少し遠くても親の責任で連れていくので、しっかりと安心できる福祉避難所を開設してほしい。
・茅野にいて災害起きたとき集まる場を明確にしてほしい。
・避難所には、避難食としてペースト食や医療品、薬を備蓄してほしい。
・必要な介護用品など備品を避難所に備えておいてほしい。
・災害時に、子ども二人を抱えて避難できるか不安。
・公民館の１部屋に福祉室を作る等、配慮が必要な子のための部屋を考えてもらえたらよい。
・災害時のために研修や勉強会を行いたい。
・視覚障害者に対応した音声や点字とかでできた防災マップや避難マニュアルがあればありがたい。
・逃げられたとしても、その後どうすればいいのか分からない。
・怪我したときなど誰が助けてくれるのか、誰に声をかけていいのか分からない。
・作業等でも職員研修が必要であるが、ひとつの作業所だけでやるのではなく、連携した取組が必要ではないか。

### ●情報保障について

・手話の担い手が少なくなっており、間際になって依頼されると予定が重なり入ることができない。
・手話通訳ボランティアをするために県に３回研修にいかなければならず、手話通訳と生活のどちらかを優先しなければならない。
・障害者差別禁止法が施行されて、合理的配慮に基づいて情報保障もされなければならないが、手話だけでなく要約筆記や点字でも、後継者が少なくて困っている。行政や社協でもっと育成に関しての啓発等をしてほしい。

### ●職員研修や他事業所との連携について

・情報交換をしたいため、よその親の会や作業所の情報も知りたい。
・職員を募集しても集まらない。
・職員研修に費用と時間がかかるため、効率化を図るために、職員研修の仕組みを地域で行えるよう検討してほしい。
・職員の質を高めるために、一カ月単位で別の事業所で受け入れてもらうなど、相互の研修を行えたらいいのではないか。
・男性でないと務まらない余暇活動もあるので、男性の職員の人数を増やしてほしい。

・作業所同士の横のつながりをもちたい。

●行政への要望

・20 歳になるので年金の手続きをしなければならないが、市から詳しい情報がないので、個別にお知らせが欲しい。学校に在籍していたときにはその都度、情報が入ってきたが、卒業してしまうと制度や手続きの仕方がわからなくなる。サービスセンターや市役所に行けば教えてくれるが、そもそもそうした制度があること自体を知らなければ行くこともできない。
・サービスセンターに行ったときに気軽に相談できるような雰囲気を出してほしい。忙しいから障害者の相談は迷惑だという姿勢が伝わってくる職員もいる。
・市民への啓発活動を継続的に行ってほしい。
・以前は社協を中心に福祉教育を積極的に行っていたが、最近はあまりそういう話を聞かなくなった。福祉教育はとても大事だと思うが、教育委員会や学校はきちんと認識しているのか。
・もっと保健師の人たちが各地区にどんな人がいてどのような状態でいるのかを把握してほしい。
・企業への働きかけをしてほしい。
・障害福祉計画をつくる中で、漠然とした理念先行の目標ではなく具体的に整備目標をたててほしい。
・行政や関連する仕事を優先的に発注したり、確保するようなとりくみをもっと積極的にしてほしい。
・ニーズが多い放課後等デイサービスを市内に増やすように、政策的に誘導してほしい。
・施設を自分たちで探して、お願いして体験して決めるという今の仕組みは、保護者の負担が大きい。
・特別支援学校の卒業後の居場所があってほしい。
・諏訪養護学校の寄宿舎に入ることができるのか、早い時期に分かるようにしてほしい。
・就労してからの余暇活動の受け皿を行政として増やしてほしい。
・市でも障害者の使える施設を紙で分かるようにして情報提供してほしい。なんでもホームページでいうのは困る。
・茅野市の地域福祉は進んでいるが、他の市との地域間格差がないようにしてほしい。茅野市で利用できてもよそでは利用できないこともある。
・障害者保健福祉計画を茅野市だけではく、諏訪、岡谷も含めた諏訪広域で策定してほしい。
・茅野市のサービスセンターなど優れたしくみをぜひ他市にも広げてほしい。
・障害者理解が深まる啓発活動を積極的に実施してほしい。
・ボランティアコーディネーターの研修をしてほしい。
・障害者が安心して利用できるプール、温泉、体育館などの施設整備が必要。少なくても職員や指導者への研修が必要ではないか。
・施設などを建設したり、新規事業を立ち上げるときに、行政からもアドバイスなどがほしい。
・行政から来る書類を簡素化して、子どもたちが理解できるようにしてほしい。今の書類は専門職しかわからないような文書の内容。保護者だって読んでも何が説明されているのかわからない。
・選挙の時、それぞれの候補者の具体的な施策を分かりやすく解説してほしい。今の選挙広報紙では難しくてわかりにくい。
・保健福祉サービスセンター、市役所、社協がもっと連携してほしい。相談や手続きによってはたらい回しになることもある。
・マイナンバーの管理を誰がしてくれるのか。
・音声情報については、いつまでもカセットテープではなく、CD やデータなどにして配信してくれるとありがたい。もちろんカセットテープの方がいい人もいるので、個別対応してほしい。
・タイムケアが 300 時間しかなく、長期休暇はタイムケアでは足りない。



# 第 4 章　今後の施策における主な課題

茅野市における今後の施策について「前回計画の検証」「アンケート調査・ヒアリングの分析」「今までの部会での話し合い」「国・県の方針、新制度の指針」の４つの視点をふまえ、障害部会で検討しました。

茅野市において、重点的に取り組む必要のある課題は次の 5 つです。

## 1　福祉サービスの更なる充実と体制整備（生活支援）

障害者総合支援法の施行による障害福祉サービスの充実により、給付事業の利用はますます増加しています。施設から地域への移行の動きが徐々に鈍くなる中、グループホームの整備等が更に求められる一方で、親がいなくなっても自分のうちでずっと暮らし続けたいといった声も聞かれています。また、サービス利用に際して相談支援専門員の役割が更に重要となっているにも関わらず、まだまだ人員が足りない現状です。一人ひとりのニーズに合わせ、福祉サービスの更なる充実と体制整備が求められます。

## 2　出生時から成人までの一貫した個別支援（保育・療育・教育）

切れ目のない一体的な支援の必要性が謳われる中で、18 歳から 20 歳までの狭間の支援が不十分との声が多く聞かれます。関連部署との連携を強力に進め境目のない支援体制を構築し、子どもの成長に合わせたスムーズなサービス利用などの相談体制の充実が求められます。

## 3　障害の特性に応じた就労・就業支援の強化（雇用・就業）

就労移行支援、就労継続支援を行う事業所の充実により、ますます多様になる障害者のニーズに応える体制を整えていく必要があります。障害のある人にとっての就労は、所得保障としての側面はもちろん、生きがいでもあるとの声があります。一方でたくさん働いて十分な賃金を得ることばかりでなく、その人らしく働くための多様な就労の場が必要です。意欲と能力に応じてそれぞれに適した仕事ができるよう、きめ細やかな支援が求められます。

## 4　障壁のない、移動しやすい、快適な地域生活環境の推進（移動支援・生活環境）

ニーズ調査からは障害の種別を問わず「送迎」に関する多数の要望や意見が出されています。茅野市の地理的な特徴によることも大きいですが、コミュニティバスを含めた公共交通機関の運行計画が障害者のニーズに合っていない可能性があります。ニーズの全てに対して、公共交通機関の仕組みだけで答えていくことは難しいですが、移動保障としての「送迎」も含めて、生活環境のバリアフリー化をより一層図り、多様な移動手段の充実が求められています。

## 5　実際の緊急時を具体的に想定した防災対策（防災・減災）

平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」以降、災害発生時の対応については、障害種別に関係なく、当事者・家族とも大きな不安を抱えています。情報提供のあり方、実際の避難経路や避難の方法・安否確認、避難所生活等全ての面で、実態に即した具体的な対応が必要です。

その他、茅野市が取り組む必要のある課題は次の 5 つです。

## 6　地域社会への参加と余暇活動の充実（社会参加）

障害があっても立ち寄れる居場所の確保や、週末の過ごし方として家族以外の人たちとの多様な経験の要望等、ニーズの多様化が伺えます。当事者の社会参加の充実は、当事者の自己実現だけににとどまらず、地域における障害理解にもつながります。また、地域の活動ばかりでなく、スポーツ、レクリエーション・文化活動など様々な活動の充実が求められています。

## 7　将来を見据えた権利擁護制度等の周知・活用（人権・権利擁護）

成年後見制度等への関心は高い一方で、親が健在の間は不要との考えも見受けられます。また、親の高齢化に直面する中で、当事者自身が権利擁護の必要性を感じ始める事例も現れています。合理的配慮が求められる中、具体的で丁寧な制度周知が求められています。

## 8　啓発学習活動の推進（啓発・広報）

茅野市全体ではなく、より身近な地域での啓発活動や福祉教育を求める声が多い中、幼少期からの学習が福祉意識の向上につながると考えられます。地域における障害理解が進むことが、例えば災害時の支援体制の充実や、合理的配慮への理解などに直接関わる重要な課題となります。様々な角度や媒体を利用して障害理解が進むよう、関係機関と連携し「心のバリアフリー」に取り組むことが必要です。

## 9　情報バリアフリーの推進（情報・コミュニケーション）

障害のある人だけでなく、地域全体のコミュニケーションの希薄化が一段と進んでいます。障害のある人と健常者との情報格差が生じないよう充分な支援が求められると同時に、福祉のまちづくりを視点とした小地域活動が必要です。

## 10　保健・医療の充実（保健・医療）

特にかかりつけ医を持たない方だけでなく、かかりつけ医のいる方でも、身近な医療相談や情報提供の窓口が求められています。



# 第Ⅲ編　計画の理念・基本目標

## 第 1 章　計画の理念

本計画は上位計画である「福祉 21 ビーナスプラン」に提示されている「4 つのねがい」を目指す姿と捉え、基本理念とします。

①一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち
②生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
③ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち
④すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

## 第 2 章　計画の目標

（一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるために）
（すべての人にとって豊かで快適に生活することができるために）

### 1　自己実現と社会参加への支援

障害に対する誤解や偏見を解消し、障害のある人が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活することができる地域づくりをめざし、継続的でよりきめ細やかな普及啓発活動の取組を進めます。福祉教育を充実させ、子どもの時から障害についての理解を進め、障害のある人と健常者がお互いに認め合い理解しあえるよう、心のバリアフリーに取り組むとともに、障害のある方自身も「その人らしく」「生きがいと役割をもって」「当たり前の存在として」より積極的に社会参加できるよう、支援活動の充実を図ります。また、障害のある方の社会参加を保障するため、生活環境（建物・交通等）、情報、制度など様々な場面において、障害の有無に関わらず、全ての市民が平等に社会参加と自己実現することのできる、安心・安全なまちづくりを進め、地域社会に対するアクセスのしやすさ、利用しやすさ（アクセシビリティ）を追求します。

（生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるために）
（ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまちになるために）

### 2　地域を基盤とした自立生活の支援

障害のある方もない方も、共に身近な地域の中で豊かな自立生活を営み、生涯を通じて安心した生活が営めるよう、一貫して支援する総合的支援体制を確立します。障害のある人の多用なニーズに対応するため、一人ひとりの障害特性や生活の個人差に合わせた丁寧なケアマネジメントが、必要とする全ての障害のある人に提供できるよう、保健福祉サービスセンターの体制整備をより充実します。一人ひとりの個性が大切にされ、いきいきと暮らしていけるよう、支えあいの「福祉でまちづくり」を推進します。

# 第Ⅳ編　課題別施策の推進
## 第１章　生活支援（福祉サービス）

### 1　現在までの取組

・障害者総合支援法の施行により、サービス利用の一元化が更に進み、障害の種類に関わらず、同じ仕組みでのサービス利用が可能となりました。
・利用者負担について応能負担の原則が継続され、グループホームの家賃補助や施設利用者の食費補助などの補足給付制度等、低所得者に対する自己負担の軽減が図られました。
・「障害福祉のしおり」を作成し、利用できるサービスについて、事業所情報も含め情報提供に努めました。
・市内４か所の保健福祉サービスセンターで、24 時間 365 日の総合相談窓口を設け、福祉サービスの必要なケースについて、初回相談から申請、調査、支給決定までの全てを、地区担当のサービスセンターで一貫して行うシステムの構築・実践を行いました。
・全てのサービスセンターに「障害者ケアマネジメント従事者研修」の修了者が配置され、相談支援に支障のないよう、業務に係る職員の研修派遣が進められました。
・「諏訪圏域基盤整備計画」を基に、施設整備のための県補助金制度について事業所への情報提供に努めました。
・この街福祉会が整備した児童発達支援センター「この街きっず学園」に対し、諏訪圏域６市町村の負担分として施設整備補助金を交付しました。
・NPO 法人やまびこ会が整備した就労継続支援施設「ひまわり作業所」と地域活動支援センター「ひまわりの里」に対し補助金及び負担金を支出し、施設整備を支援しました。
・障害福祉に係るマンパワーの確保と質の向上のため、関係者の学習会や研修会を開催しました。
・「福祉 21 茅野障害福祉部会」を茅野市自立支援協議会に位置づけ、計画の進行管理を行いました。
・諏訪圏域６市町村の広域的な課題に取り組むため、諏訪圏域の自立支援協議会が設置され、専門部会などを中心にアンケート調査やシンポジウム・講演会の実施、ワーキンググループの開催、支援マップの作成、先進地視察など活発な活動がなされました。
・諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について諏訪圏域６市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図りました。また、病院からの地域移行を更に推進するため、県で廃止となった「精神障害者退院支援コーディネーター配置事業」について、オアシスに引き続き配置し、同じく６市町村で費用分担しました。
・諏訪圏域で面的に整備を進める「地域支援拠点の整備*」について、圏域の自立支援協議会においてプロジェクトチームを立ち上げ検討を進めました。

### 2　障害者及び介護者の意向

・保健福祉サービスセンターをはじめとして各所に相談窓口が整備される中で、「便利になった」「安心できる」との意見がある一方で、「たらい回しにされた」との声があります。窓口ごとの役割の周知や、不信感を持たれない相談の受け止め方、つなぎ方など支援の在り方を検討する必要があります。
・相談先として最も多いのは「保健福祉サービスセンター」であり、その役割は更に大きくなっています。

＜用語解説＞
＊地域支援拠点の整備……障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。長野県では平成 29 年度（2017 年度）末までに各圏域に少なくとも一つを整備することとしており、諏訪圏域においては「面的整備」として地域における複数の機関や事業所が分担して機能を担う体制を整えていく方針を基に、平成 30 年（2018 年）４月から実施される見込みとなっている。



・就労支援事業所を中心に事業所が増加し選択肢が増えた一方、事業所間のネットワークの必要性が課題となっています。
・制度改正にもとづき、一人ひとりの状況やニーズに即した個別の支援を実施するための計画として「サービス等利用計画」がつくられたことで、相談支援専門員の評価は高く、障害のある方や家族の大きな支え手となっています。
・グループホームの更なる建設を求める声がある一方で、「親亡き後も子どもが自分の持ち家で生活を継続できるような支援がほしい」といった要望も聞かれます。在宅生活を支える福祉サービスの充実が求められています。
・福祉サービスを利用していない方に対する情報提供が足りないといった意見があります。（どこへ聞けばいいのか、誰に聞けばいいのかわからない、等）
・制度の改正がたびたびあり、その都度サービス提供の仕組みがどう変わっていくのか、利用者にもサービス事業者に向けても具体的に説明していく必要があります。

### 3　今後の取組

**＜基本的な考え方＞**

障害者総合福祉法による制度に関する周知徹底を図るとともに、法の趣旨にのっとり、障害福祉サービスの充実等により障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。介護者や障害のある方自身の高齢化が進む中、障害のある方とそのご家族が安心して地域で生活できるよう、保健・福祉・医療の連携により、継続的・総合的・専門的な相談窓口の拡充と、ケアマネジメント体制の更なる充実を図ります。過不足のない適切なサービス量の確保に努めるとともに、サービス支給量の決定については、障害支援区分の認定も含めより公平で透明性のある仕組みを構築します。

**（1）目標値**

**＜福祉施設入所者の地域生活への移行＞**

茅野市の平成 28 年度（2016 年度）末における施設入所者数は 41 人です。福祉施設から地域生活への移行を促進する各種施策を実施することにより、2020 年度末までに 5 人（12.2%）の人がグループホームやケアホーム、自宅等を住まいの場として地域生活への移行を目指します。また、これにあわせて 2020 年度末の施設入所者数 1 人（2.4%）削減を目指します。

| 項目 | 2020年度目標数値 | |
|---|---|---|
| | 数値 | 考え方 |
| 地域生活移行者数 | 5人<br>(12.2%) | 2020年度末までに入所施設から地域生活へ移行する人数<br>(2017年～2020年度の累計数) |
| 入所者減少数 | 1人<br>(2.4%) | 2020年度末時点の入所者減少数<br>(2016年度の入所者数からの減少数) |
| 入所者数 | 40人 | 2020年度末の入所者数 |

＊地域移行数は、死亡・入院など地域移行以外の理由による退所者を含みません。

(参考:H28年度(2016年度)までの入退所実績　各年度末　※H29は見込数)　(人)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入所者数(総数) | 43 | 42 | 40 | 39 | 41 | 41 | 40 | 40 | 40 | 42 | 41 | 41 |
| 退所者数 | 7 | 2 | 3 | 6 | 2 | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 3 | |
| 新規入所者数 | 2 | 1 | 1 | 5 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 4 | 2 | |
| 減少数(前年度と比較) | 5 | 1 | 1 | 1 | −2 | 0 | 1 | 0 | 0 | −2 | 1 | 0 |
| 地域移行数(退所者の内) | 5 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 |

## (2) 自立支援給付事業（サービス見込み量とその考え方）

・見込量は月ごとの利用人数や利用日数、利用時間を推計しています。平成 28 年度（2016 年度）までの実績と伸び具合、国や県から示された見込量の考え方、障害部会での意見等により見込まれた数値です。

### 訪問系サービスの見込量

＜1か月あたりの延利用時間数／利用実人数＞

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 居宅介護 | 時間 | 622 | 492.3 | 467.6 | 521 | 485 | 456.9 | 491.1 | 496.8 | 544.9 |
| | 人 | 27 | 29 | 30 | 35 | 36 | 32 | 38 | 41 | 45 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2.9 | 10.0 | 15.8 | 543.7 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 時間 | | | | | | | 71.2 | 74.9 | 95.5 |
| | 人 | | | | | | | 5 | 5 | 7 |
| 行動援護 | 時間 | 34 | 39.9 | 43.0 | 14.8 | 13.5 | 13.3 | 5.3 | 5.5 | 4.8 |
| | 人 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | 2 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 302 | 674.0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問系サービス合計 | 時間 | 656.0 | 532.1 | 510.9 | 535.8 | 800.5 | 1147.1 | 577.6 | 593.0 | 1188.8 |
| | 人 | 30 | 33 | 34 | 39 | 39 | 36 | 45 | 50 | 55 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 居宅介護 | 時間 | 539.8 | 586.3 | 1100 | 700 | 800 | 900 |
| | 人 | 44 | 55 | 65 | 60 | 65 | 70 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 419.0 | 361.4 | 20 | 500 | 500 | 500 |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 同行援護 | 時間 | 49.8 | 40.8 | 250 | 100 | 150 | 200 |
| | 人 | 6 | 6 | 10 | 10 | 12 | 14 |
| 行動援護 | 時間 | 7.3 | 8.3 | 50 | 20 | 30 | 40 |
| | 人 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 訪問系サービス合計 | 時間 | 1015.8 | 996.7 | 1770 | 1670 | 1830 | 1990 |
| | 人 | 53 | 64 | 82 | 77 | 84 | 91 |

### ＜サービス内容と見込量の考え方＞

・居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。利用数、利用人数とも増加する見込みです。

・重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。現在の利用者 1 名が継続利用する利用量を見込んでいます。

・同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し移動に必要な情報を提供します。現在の移動支援利用者の内、視覚障害者の利用実績をもとに見込んでいます。



・行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。現在までの利用実績をもとに見込んでいます。

・重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い人に居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。現在利用者は 0 名ですが、1 名の利用を見込みます。施設の意向と利用者の状態により見込量は大きく変化する見込みです。

### 日中活動系サービスの見込量

＜1か月あたりの延利用日数／利用実人数＞

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 生活介護 | 人日分 | 111.0 | 283.3 | 326.1 | 333.6 | 419.9 | 967.2 | 1550.1 | 1623.0 | 1675.5 |
| | 人 | 8 | 19 | 19 | 24 | 30 | 76 | 89 | 89 | 94 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日分 | 18.0 | 0.8 | 20.3 | 5.7 | 13.8 | 38.7 | 16.2 | 5.4 | 22.25 |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7.3 | 38.0 | 25.8 | 20.17 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 療養介護 | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 |
| 短期入所 | 人日分 | 62 | 50.1 | 48.1 | 69.7 | 95 | 143.9 | 143.83 | 169.25 | 187.33 |
| | 人 | 15 | 21 | 16 | 23 | 18 | 23 | 18 | 23 | 32 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 生活介護 | 人日分 | 1799.58 | 1879.08 | 2000 | 2100 | 2200 | 2300 |
| | 人 | 98 | 105 | 120 | 130 | 140 | 150 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日分 | 1.08 | 1.66 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 人 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日分 | 24.66 | 56.83 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 人 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 療養介護 | 人 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 |
| 短期入所(福祉型) | 人日分 | 104.2 | 126.0 | 220 | 160 | 170 | 180 |
| | 人 | 31 | 30 | 35 | 35 | 40 | 45 |
| 短期入所(医療型) | 人日分 | 4.3 | 5.5 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| | 人 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 |

### ＜サービス内容と見込量の考え方＞

・生活介護

常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。今後の利用量は穏やかに増加見込みです。

・自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。生活訓練と併せた利用量を見込んでいます。

・自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する生活能力向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と併せた利用量を見込んでいます。

・療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関である事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。実際の対象者は医療施設に入所中で、施設の意向により変動が見込まれます。

・短期入所
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成 27 年度（2015 年度）からは、福祉型・医療型それぞれの実績と見込を掲載しています。利用量、利用人数とも増加すると見込んでいます。

### 居住系サービスの見込量

<1か月あたりの実利用人数>

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 共同生活援助<br>(共同生活介護) | 人 | 12 | 14 | 16 | 22 | 27 | 36 | 38 | 36 | 35 |
| 施設入所支援<br>(退所者を含む) | 人 | 1 | 13 | 13 | 14 | 17 | 42 | 44 | 44 | 42 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 自立生活援助 | 人 | | | | 1 | 1 | 1 |
| 共同生活援助 | 人 | 39 | 46 | 40 | 48 | 49 | 50 |
| 施設入所支援<br>(退所者を含む) | 人 | 44 | 44 | 38 | 44 | 44 | 44 |

＜サービス内容と見込量の考え方＞

・自立生活援助
平成 30 年度（2018 年度）から創設される新しいサービスです。施設やグループホームを利用していた方で一人暮らしを希望される方に、定期的な巡回訪問や随時対応を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行います。当面１名の利用を見込んでいます。

・共同生活援助（グループホーム）
日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害のある方に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。平成 26 年（２０１４年）４月から共同生活介護（ケアホーム）と一元化されています。徐々に増加していく見込みです。

・施設入所支援
生活介護、または自立訓練もしくは就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。新規入所者を含め利用者は横ばいの見込みです。

### 相談支援の見込量

<1か月あたりの延利用人数>

| | 単位 | 実績 | | | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 計画相談支援 | 人 | 6.6 | 31.8 | 39.9 | 55.9 | 51.8 | 63.5 | 74.7 | 76.3 | 78.0 |
| 地域移行支援 | 人 | 0.0 | 0.3 | 0.1 | 0.6 | 0.3 | 2.5 | 3.0 | 3.5 | 4.0 |
| 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0.1 | 0.6 | 0 | 4.0 | 10.0 | 15.0 | 20.0 |

＜サービス内容と見込量の考え方＞

・計画相談支援
障害福祉サービスを利用する人の個別のサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者と連絡調整を図ります。全てのサービス利用者が計画相談支援を利用すると見込んでいます。



・地域移行支援
障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に対し、個別の支援計画を作成し、住居の確保や地域生活への移行活動の支援等を行います。サービスを提供する事業者の体制整備の状況により、見込量の変動が見込まれます。

・地域定着支援
居宅での単身等で生活する障害者に対し個別の計画を作成し、連絡体制の確保や訪問等を行います。地域移行支援と同様に、サービスを提供する事業者の体制整備の状況により、見込量の変動が見込まれます。

### （3）サービス見込み量の確保のための方策と計画

・障害者総合支援法による障害福祉サービスついて、細かな制度改正にも対応できるよう、当事者や家族及びサービス提供事業者等、関わる全ての人々に対し情報提供を充実し、制度の周知徹底を図ります。
・サービス提供事業者との連携を更に強化し、サービス実施体制の充実とサービス利用者の選択肢の確保に努めます。
・グループホームの更なる開設に向けて圏域を中心に調整を図るとともに、自宅での生活を希望する方には、できるだけ長く生活を継続できるよう在宅サービスの充実を図ります。
・諏訪圏域全体の基盤整備計画を基に、サービス事業所等施設整備が更に進むよう６市町村と調整を図ります。
・障害福祉に関わるマンパワーの確保と質の向上のため、関係者の学習会や研修を計画し実行します。
・個別の障害やライフステージにあわせた適切なサービスを受けることができるよう、各保健福祉サービスセンターを中心とした総合相談窓口の充実を図ります。

### （4）地域生活支援事業

<相談支援事業>

サービス見込量とその考え方

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 相談支援事業<br>・障害者相談支援事業<br>・地域自立支援協議会の設置 | 箇所数 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 |
| 相談支援機能強化事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | 単位 | 実績 | | | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 相談支援事業<br>・障害者相談支援事業<br>・地域自立支援協議会の設置 | 箇所数 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 | 5<br>2 |
| 相談支援機能強化事業 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

・相談支援事業
障害当事者やその家族の様々な相談に応じる総合相談窓口を設置します。

①障害者相談支援事業
茅野市では、各保健福祉サービスセンターにおいて、介護保険の地域包括支援センターと一体的に総合的な窓口として設置し、福祉サービス利用援助、社会資源活用支援、社会生活向上の支援、他専門機関紹介等権利擁護等も含め障害のある人に関わる相談支援体制を整備します。また、より専門的・広域的な相談窓口として、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」も活用します。

②自立支援協議会の設置

相談支援事業の実施にあたっては、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談事業の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の推進を図ります。茅野市では「福祉 21 茅野障害福祉部会」でこの機能を果たしていきます。また、広域的な調整機能が必要な事項については「オアシス」に事務局を設置された「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会」にて検討を進めていきます。

・相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員等を配置し、相談支援機能の強化を図ります。諏訪圏域では「オアシス」が基幹相談支援センターとして機能を果たしていきます。

<コミュニケーション支援事業>

サービス見込量とその考え方

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 手話通訳者派遣事業 | 派遣可能登録者数 | | | | | | | | | |
| | ・手話通訳士 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | ・手話通訳者 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 | 18 | 11 |
| | 年間延派遣回数 | 295 | 206 | 199 | 186 | 170 | 192 | 210 | 185 | 197 |
| | 実利用者数 | 14 | 16 | 13 | 15 | 18 | 15 | 13 | 12 | 11 |
| 要約筆記者派遣事業 | 派遣可能登録者数 | | | | | | | | | |
| | ・要約筆記奉仕員 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 10 | 10 | 18 |
| | 年間延派遣回数 | 13 | 10 | 4 | 4 | 4 | 9 | 2 | 2 | 27 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 手話通訳者派遣事業 | 派遣可能登録者数 | | | | | | |
| | ・手話通訳士 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | ・手話通訳者 | 12 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 年間延派遣回数 | 158 | 116 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 実利用者数 | 11 | 12 | 19 | 15 | 15 | 15 |
| 要約筆記者派遣事業 | 派遣可能登録者数 | | | | | | |
| | ・要約筆記奉仕員 | 17 | 6 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 年間延派遣回数 | 13 | 14 | 10 | 10 | 10 | 10 |

聴覚、言語、音声機能障害のため、意思疎通に支障のある障害のある人に、手話通訳者、要約筆記者*を派遣する事業です。現行の事業内容を低下させることのないよう、各機関と調整を図っていきます。技術者の養成と人数の確保について働きかけを行います。

<用語解説>

＊要約筆記……聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とし、あくまで「発話時点で要約し通訳すること」を保障するのであって音声の記録行為とは異なる。一般的に、聴覚障害者は手話で会話ができるとの認識が多いが、実際には手話で完全なコミュニケーションをとれる人の数は多くはない。とりわけ中途失聴者や難聴者は、第一言語を音声言語としている場合が多く、そのため言語を文字として理解できる識字能力を活用し要約筆記を主な情報保障手段とし、手話を会話の補助手段とすることが増えている。



<日常生活用具*給付等事業>

サービス見込量とその考え方

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 介護・訓練支援用具<br>(特殊寝台・マット等) | 年間延件数 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 | 2 | 7 |
| 自立生活支援用具<br>(入浴補助用具・聴覚者屋内信号装置等) | | 6 | 12 | 9 | 31 | 8 | 9 | 11 | 38 | 8 |
| 在宅療養等支援用具<br>(たん吸引機、盲人用体温計等) | | 4 | 5 | 5 | 4 | 8 | 4 | 8 | 7 | 11 |
| 情報・意思疎通支援用具<br>(点字器、人工喉頭等) | | 16 | 10 | 15 | 18 | 13 | 9 | 6 | 28 | 23 |
| 排泄管理支援用具<br>(ストマ用具、紙おむつ等) | | 318 | 374 | 437 | 862 | 881 | 546 | 551 | 537 | 1121 |
| 住宅改修費<br>(居宅生活動作補助用具で、小規模な住宅改修を伴うもの) | | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 介護・訓練支援用具<br>(特殊寝台・マット等) | 年間延件数 | 2 | 2 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 自立生活支援用具<br>(入浴補助用具・聴覚者屋内信号装置等) | | 5 | 5 | 30 | 20 | 25 | 30 |
| 在宅療養等支援用具<br>(たん吸引機、盲人用体温計等) | | 7 | 12 | 12 | 10 | 11 | 12 |
| 情報・意思疎通支援用具<br>(点字器、人工喉頭等) | | 14 | 14 | 22 | 15 | 20 | 25 |
| 排泄管理支援用具<br>(ストマ用具、紙おむつ等) | | 1140 | 1204 | 910 | 950 | 980 | 1000 |
| 住宅改修費<br>(居宅生活動作補助用具で、小規模な住宅改修を伴うもの) | | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に６種、60 品目（①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費）の用具を給付します。現行の事業内容を低下させることのないよう各機関との調整を図ります。

<用語解説>

＊日常生活用具……在宅の重度障害者等の日常生活の利便を図るために給付・貸与される用具の総称。補装具が身体の損傷、欠損、機能低下を補うために身体の一部を他の方法で代替する手段として用い、常用して生活の効率を保つための恒久的な更正用機器、器具類であるのに対し、日常生活用具は、日常生活の便宜を図り、介護する者の負担を軽減する等のために改善された用具・器具類である。

<移動支援事業>

サービス見込量とその考え方

＊H18実績は10月～3月分

| 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 実施箇所数 | 5 | 7 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 13 | 12 |
| 利用実人員 | 8 | 16 | 19 | 15 | 20 | 28 | 35 | 33 | 34 |
| 年間延利用時間数 | 412.5 | 1807.5 | 2016.5 | 1955.0 | 2088.0 | 2041.0 | 1338.0 | 1233.0 | 1734.0 |

| 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 実施箇所数 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 15 |
| 利用実人員 | 47 | 47 | 40 | 50 | 55 | 60 |
| 年間延利用時間数 | 1722.0 | 1483.0 | 2000 | 2000 | 2100 | 2200 |

屋外での移動に困難のある障害児・者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。各機関との調整を図りながら「個別支援」「グループ支援」などニーズに合わせた利用方法で実施していきます。

＜地域活動支援センター*事業＞

サービス見込量とその考え方(1か月あたりの延利用日数)

| | 単位 | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|
| | | H30 | H31 | H32 |
| ひまわりの里(茅野市分) | 人日分 | 200 | 250 | 300 |

*実績は23P参照

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等状況に応じた支援を行います。利用者がいなくなった「ピアあすなろ」での機能を「ひまわりの里」に集約し、現在の通所者が今後も引き続き利用できるよう関係機関との連絡、調整を図ります。

＜用語解説＞

＊地域活動支援センター……通所者に対し「創作的活動または生産活動の機会の提供」などを行う障害者通所施設の一つ。自立支援給付事業の生活介護や就労継続支援などの「障害福祉サービス事業」とは異なり、利用者は「障害程度区分認定」を受ける必要はなく、利用料等も実施主体の市町村ごとに異なる。茅野市では利用者負担はない。就労支援や介護の提供を目的としない、日中の居場所の一つとして、通所者のニーズに沿った運営形態が求められる。

＜日中一時支援事業＞

サービス見込量とその考え方

| | 単位 | 実績 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 登録事業者数 | 箇所 | 11 | 15 | 19 | 20 | 21 | 20 | 21 | 20 |
| 実利用人数 | 人 | 33 | 40 | 44 | 50 | 54 | 57 | 62 | 66 |
| 年間延利用時間 | 時間 | 2962 | 3240.5 | 3679 | 4287 | 4597.5 | 4816.0 | 5239.0 | 5186.2 |

| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 登録事業者数 | 箇所 | 20 | 21 | 22 | 21 | 21 | 22 |
| 実利用人数 | 人 | 65 | 70 | 70 | 75 | 77 | 80 |
| 年間延利用時間 | 時間 | 4951.0 | 5886.5 | 5000 | 5010 | 5020 | 5030 |

家庭において介護を必要とする心身障害児（者）が、一時的に他の人の介護を必要とする時に、登録介護者に介護委託することにより、本人、家族の地域生活を支援します。茅野市においてはタイムケア事業がこれにあたります。現行の事業内容が低下することのないよう、各機関との調整を図ります。



# 第２章　保育・療育・教育

## １現　在までの取組

### (1) 就学前教育・療育の充実

・医療、保健、保育、教育、福祉を継続的・横断的に支援する体制を進めるために、出生時からの情報を一元的に記録管理する「どんぐり手帳」を市内全ての子どもを対象に引き続き配布しました。(平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）　合計 3300 部配布)
・作成したどんぐり手帳を発達支援センター及び保育園や、新生児訪問、乳幼児健診、予防接種時での活用を推進しました。
・諏訪養護学校では、茅野市在住の児童生徒全員に、どんぐり手帳を活用した個別支援計画を作成しました。
・どんぐり手帳活用推進委員会を開催し、内容の更新や活用の検討を行いました。
・保護者や職員向けアンケートにより、どんぐり手帳に対する意識調査を行い、活用推進計画を検討しました。
・全園で障害児の受け入れ体制を整え、健常児と共に育つ統合保育を行いました。(平成 28 年度(2016 年度）現在　受け入れ園 16 園、障害児数 51 人、加配保育士 38 人)
・障害の状況や保育の方法、指導について専門機関からの助言を受けました。また、作業療法士や相談員等の園訪問により、継続的な指導を受けました。
・講演会や学習等を通じて、障害児保育の質の向上に努めました。
・「茅野市発達支援センター」では、センター内のやまびこ園で乳幼児の機能訓練や家庭支援を行い、32 組の親子が通園しました。平成 28 年度（2016 年度）は、言語訓練 45 回、理学療法を 22 回、作業療法を 21 回、音楽療法を 24 回実施し、子ども及び保護者の療育、訓練場としての充実を図りました。また、臨床心理士による心理相談 56 件の他、信濃医療福祉センターからの訪問による療育相談等を実施しました。
・保育園や学校等での、子ども及び保護者の相談支援として、発達・育児・就学等の相談、発達検査、医療機関への紹介など相談件数が 466 件と増加し、早期からの支援へとつながりました。

### (2) 学校教育の充実

・心身に障害のある児童生徒に適切な教育支援を行うため、臨時教育支援委員会を含む 4 回の茅野市教育支援委員会を開催しました。
・中学校区単位でチームを構成し、他の学校の教育支援委員からの助言も含め、より適切な教育支援方法を検討し、実施しました。
・特別支援学級に入級の児童生徒は、障害の程度に応じて学校行事、生活、学習等を通常の学級で過ごしました。また個別の指導計画の立案、実施、見直しを行っています。
・特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし充実を図りました。また、特別支援学校に通学する児童生徒と地域の小中学校児童生徒との交流機会をより増やすことができるよう、平成 29 年度（2017 年度）から副学籍制度を導入できるよう条例を制定しました。
・特別支援学級に入級する児童生徒の関わりを大切にするため、学校間の交流を行いました。
・各校特別支援教育コーディネーターを配置し、学内または福祉・医療等の関係機関との連絡・調整に努めました。平成 27 年度（2015 年度）から永明小学校にＬＤ等通級指導教室が設置され、市内のＬＤ等で学びにくさを抱える児童生徒の全体把握と、必要な教育的支援の充実を進めています。
・特別支援教育就学奨励費を継続して支給しています。
・インクルーシブ教育の推進について、教育支援委員会を開催し、個々に合った就学の場、教育的配慮ができるよう検討しています。特別支援教育コーディネーター等連絡会での研修会を通じ、教職員の資質向上の機会につながる情報伝達を行っています。

### (3) 放課後、長期休業時対策の充実

・各小学校に全 13 の学童クラブを開設し、昼間保護者が家庭にいない児童に対して家庭的な雰囲気の中で指導員による正しい生活指導により児童の健全を図るよう努めました。また、平成 29 年度（2017 年度）より同時登録の兄弟姉妹の利用料減免措置を講じるため「茅野市学童クラブ条例」を改正しました。
・諏訪養護学校に通う小学部、中学部の児童生徒の放課後活動の場として、開校日、第 3 土曜日、長期休暇や振替休業日に学童クラブを開設しています。
・「未就園児のつどい」を市内全保育園で実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行いました。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・ニーズ調査によると、教育の充実について望むことは「教育内容の専門性の向上と充実」「学校施設・設備の改善」「進路指導の充実」「養護学校の通学制と送迎の確保」となっています。
・また「どんぐり手帳」については約 5 割の保護者が実際に利用しており、約 3 割の保護者が利用はしていないが知っていると答えています。
・一方、市の職員や支援者への「どんぐり手帳」の周知が足りないとの声も聞かれます。
・部会の中では「長野県発達障がい者サポーター養成講座の対象者をもっと広げて、幅広く実施してほしい」「就学前や学童期だけでなく、中学部・高等部までを対象に発達支援センターの活動として関わってほしい」といった声や、「学習場面でのタブレット端末の導入など、教育支援機器を更に充実してほしい」といった意見が出されました。
・18 歳から 20 歳までの狭間の支援が不十分で、多方面にわたっての支援が必要との意見が、家族や支援者から出されています。

## 3　今後の取組

＜基本的考え方＞

生涯に渡って健やかに、安心して子育てができる地域を目指して、現在ある支援体制を更に充実させ、個々の障害特性やニーズに応じた個別支援計画による一貫的な支援を継続できる体制づくりを目指します。

就学指導を更に充実させ、個々の能力を引き延ばすための環境を、保護者とともに的確に判断・指導していきます。また、学校と地域との交流を更に活発に行い、地域全体で障害児を見守る環境を育てます。

### (1) 就学前教育・療育の充実

＜目標及びサービスの見込量とその考え方＞

・国では市町村が目指す目標として
この 4 つの体制整備を目標として定めており、諏訪圏域ではこれらを圏域全体で整備・推進していくこととしています。

1　児童発達支援センターの設置
2　保育園等訪問支援を利用できる体制の構築
3　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保
4　医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

・諏訪圏域には、今ある体制として
1 についてはこの街福祉会が運営する「この街きっず学園」
2 については「この街きっず学園」「WAKUWAKU すたじお」
3 については「重症心身障害児通園事業　もあ」（信濃医療福祉センター）
があり、また、4 については諏訪地域障害福祉自立支援協議会療育支援部会を協議の場とするよう検討が進められています。



・茅野市では、心身の発達に支援を必要とする児童及びその保護者・家族等が相談いただける拠点として開設した「茅野市発達支援センター」を中心に「この街きっず学園」や他の事業所の他、保育園等各種専門職と連携しながら、支援体制を整えます。

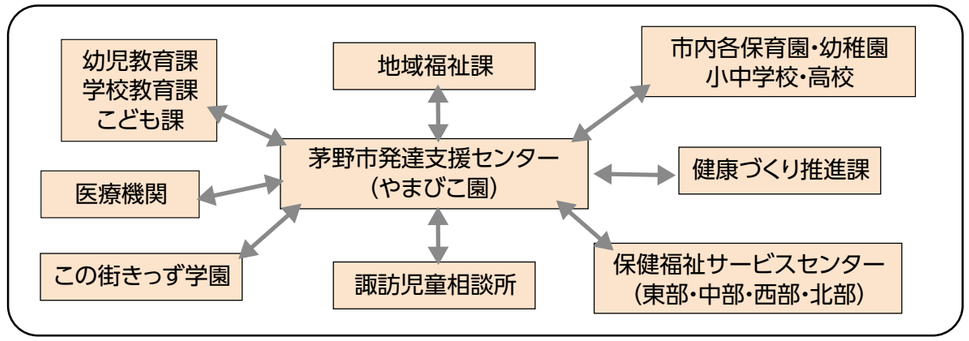


### 障害児支援サービスの見込量

見込量は月ごとの利用人数や利用日数を推計しています。平成28年度(2016年度)までの実績と伸び具合、国や県から示された見込量の考え方、障害部会での意見等により見込まれた数値です。
＜1か月あたりの延利用日数／利用実児童数＞

| | 単位 | 実績 | | | | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 児童発達支援 | 人日分 | 22.4 | 45.2 | 100.8 | 119.1 | 74.0 | 160.0 | 150 | 160 | 170 |
| | 人 | 2 | 4 | 6 | 7 | 12 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 医療型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 放課後等デイサービス | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 57.9 | 70.5 | 100 | 150 | 170 | 200 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 12 | 19 | 5 | 20 | 25 | 30 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0.4 | 0 | 0 | 8 | 10 | 15 | 20 |
| | 人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| | 人 | | | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 障害児相談支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0.2 | 5.2 | 18 | 17 | 18 | 20 |

＜サービス内容と見込量の考え方＞

・児童発達支援
心身に障害のある児童を障害児支援の専門施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。利用人数、利用日数とも年々増加の傾向です。
・医療型児童発達支援
医療を必要とする重度の障害児に対し、児童発達支援及び医療を提供します。茅野市では信濃医療福祉センターで行われるサービスが想定されます。
・放課後等デイサービス
学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。今後大きく増加すると見込んでいます。
・保育所等訪問支援
保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。体制整備とともに増加する見込みです。

・居宅訪問型児童発達支援
　平成 30 年度（2018 年度）から創設される事業です。重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。1 人の利用を見込みます。
・障害児相談支援
　障害福祉サービスを利用する児童の個別のサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者と連絡調整を図ります。全てのサービス利用児童が計画相談支援を利用すると見込んでいます。

### 障害児の子ども･子育て支援等の利用見込量

| 種類 | 単位 | 実績 | | | | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 保育園 | 人 | 37 | 38 | 48 | 55 | 52 | 50 | 50 | 55 | 55 |
| 認定こども園※ | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) | 人 | 13 | 15 | 15 | 16 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

※平成29年度(2017年度)からよこうち保育園が認定こども園となっています。

＜見込量の考え方＞
・市内の保育園、認定こども園で障害児保育の受け入れ実績を基に見込んでいます。
・諏訪養護学校学童クラブの受け入れ実績を基に見込んでいます。年々増加する見込みです。

＜見込量確保のための方策と計画＞
・心身の発達に支援を必要とする児童及びその保護者・家族等が相談いただける拠点として開設した「茅野市発達支援センター」を中心に「この街きっず学園」や他の事業所の他、保育園や各種専門職と連携しながら、支援体制を整えます。
・母子保健との連携をし、親子広場・保育園・学校等への訪問相談支援、発達検査の実施等により支援の充実を図ります。
・医療的ケア児のための関係機関の協議の場として、諏訪圏域自立支援協議会療育支援部会を協議の場とするよう検討を進めます。
・どんぐり手帳活用推進委員会を開催し、内容を更新しながら、今後も手帳の作成、配布を継続します。
・特に支援が必要となる家庭には、関係する職員が保護者を通じてどんぐり手帳を積極的に活用して成長過程の記録を蓄積し、次につなげていきます。
・加配保育士研修でのどんぐり手帳の活用説明を実施します。
・保育園や学校でのどんぐり手帳の活用を推進します。
・新生児訪問時、乳幼児健診時、予防接種時でのどんぐり手帳活用や、各相談窓口でのどんぐり手帳活用を推進します。
・保育園や相談窓口等関係する市役所職員向けにどんぐり手帳活用の研修を実施します。
・どんぐり手帳を利用しやすくするため、母子手帳との一体的な活用について検討します。
・どんぐりプランの推進を通じて、障害のある子どもの家庭支援について検討します。
・平成 30 年度（2018 年度）から、子ども家庭総合支援拠点を設置し、こども、家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。また、関係機関と連携を図り、妊娠期から一貫した支援を行います。
・障害児は、引き続き全園で受け入れ統合保育を行います。
・保育園と発達支援センター、学校と発達支援センターがそれぞれに連携し、相談支援体制の充実を図ります。
・障害に関する知識を習得するために、職員研修会の開催や、専門機関への同行を実施し指導を受けることで、個々に応じた保育の充実を図ります。



### (2) 学校教育の充実
・茅野市教育支援委員会を充実させ、年 3 回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。
・就学先の決定に際して保護者と話し合い、学校見学や学校説明等を通じてそれぞれの児童生徒に合った就学先の検討に努めます。
・複数の目で見て適正な教育支援を行い、幼保小・小中の連携を強化し、早期対応に努めます。就学の場の見直しも適宜行っていきます。
・障害のある子ども自身が選択できる学習機会を計画し、実施します。
・特別支援学校に通学する児童生徒が地元の友だちとの関わりを大切にするため、随時交流を行います。
・特別支援学級に入級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、市内の学校間で交流を行います。
・障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行うため研修会等を進めていきます。長野県教育委員会、近隣町村と連携し、LD 等通級指導教室の充実が図れるよう調整を行います。
・特別支援教育を受ける全ての児童生徒の個別の指導計画を作成し、一人ひとりの成長に合わせた計画の見直しを進めます。
・特別支援教育就学奨励費の支給を継続します。
・教育支援委員会の開催により個々の児童に合った就学の場や教育的支援の充実を図り、インクルーシブ教育＊の推進を検討します。

### (3) 放課後、長期休業時対策の充実
・諏訪養護学校学童クラブを継続して開設し、児童生徒の状態に沿った適切な援助に配慮します。また、保護者が安心して就業できるよう、時間延長及びその他の土曜日の学童クラブの実施を検討します。
・今後も全保育園で「未就園児のつどい」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行います。

「やまびこ園」利用者の作品

＜用語解説＞
＊インクルーシブ教育……インクルーシブ (Inclusive) とは包含する、含まれるという意味。国連ユネスコ特殊教育部門のレナ・サレー (Saleh.L) は「全ての子どものための普遍的な教育を実現しようと、学校制度が努力していく過程の中で、全ての子供たちに対して通常の学校が門戸をオープンに開いていく」という観点に立って、インクルーシブな学校 (Inclusive School) を ①全ての児童・生徒が属し、受け入れられ、援助を受けられる場であり、同級生や仲間、学校社会の全員にサポートされる場 ②子どもによって異なる学習スタイルやペースを受容し、それを育む場 ③適切なカリキュラム、学校組織、リソースの利用、地域社会とのパートナーシップを通して教育の平等を保障する場と定義づけている。インクルーシブ教育とは、障害があろうとなかろうと、あらゆる子どもが地域の学校に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受けることであり、障害があるからといって障害児だけの特別の場で教育を受けるのではないということである。

# 第３章　雇用・就業

## 1　現在までの取組

### (1) 一般就労の現状

障害のある人の就労に関しては「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業では一般企業が 2.0%（常用労働者 50 人以上の企業）、特殊法人が 2.3%（常用労働者 43.5 人以上の企業）、国・地方公共団体が 2.3%（職員数 43.5 人以上の機関）都道府県等の教育委員会が 2.2%（職員数 45.5 人以上の機関）の法定雇用率が定められています。一方、機械的に一律の雇用率を適用することがなじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる職種について、雇用する労働者数を計算する際に除外率に相当する労働者数を控除する制度を設けていましたが、この除外率制度はノーマライゼーションの観点から平成 16 年（2004 年）４月に廃止され、経過措置として段階的な除外率の引き下げ・縮小が行われています。また、平成 30 年（2018 年）４月から法定雇用率の引き上げ等が予定されており、一般企業が 2.0%→ 2.2%（常用労働者 50 人以上→ 45.5 人以上）、国・地方公共団体が 2.3%→ 2.5%、教育委員会が 2.2%→ 2.4%となり、更に 2021 年４月までにはそれぞれ 0.1%の引き上げが行われます。

**諏訪地域における障害者雇用率の推移**

諏訪公共職業安定所（毎年6月1日現在）

| 年度 | 対象企業数(社) | 常用労働者数(人) | 算定基礎労働者数(人) | 障害者雇用数合計(人) | 実雇用率(%) | 未達成企業割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H13 | 82 | 24,618 | 22,768 | 450 | 1.98 | |
| H14 | 78 | 24,600 | 22,711 | 451 | 1.99 | |
| H15 | 75 | 24,219 | 22,438 | 436 | 1.94 | |
| H16 | 81 | 24,641 | 24,340 | 453 | 1.86 | |
| H17 | 81 | 25,736 | 25,383 | 501 | 1.97 | |
| H18 | 84 | 28,739 | 28,378 | 523 | 1.84 | |
| H19 | 89 | 30,425 | 30,038 | 522.5 | 1.74 | |
| H20 | 148 | 40,771 | 39,904 | 666.5 | 1.67 | 45.9 |
| H21 | 138 | 39,393 | 38,551 | 648.0 | 1.68 | 47.1 |
| H22 | 140 | 39,477 | 38,608 | 656.0 | 1.70 | 50.7 |
| H23 | 151 | 39,482.5 | 38,876.5 | 674.0 | 1.73 | 52.3 |
| H24 | 141 | 38,328.5 | 37,681.5 | 669.5 | 1.78 | 48.9 |
| H25 | 165 | 40,777.5 | 40,125.5 | 721.0 | 1.80 | 57.6 |
| H26 | 165 | 40,275.5 | 39,583.5 | 741.0 | 1.87 | 53.9 |
| H27 | 158 | 39,341.0 | 38,741.0 | 730.0 | 1.88 | 53.2 |
| H28 | 162 | 39,802.5 | 39,242.5 | 821.0 | 2.09 | 48.8 |

※H20.4月から岡谷出張所（岡谷市・下諏訪町）を含めた数値となっている。
※H16.4月、H22.7月、H25.4月に制度改正（除外率の引き下げ、短時間労働者の参入等）があり、それぞれの年度では実雇用率について単純に前年度と比較できない。
※障害者数は「身体」「知的」「精神」の合計（「精神」はH18から雇用率に算入されている）。



**地方公共団体における障害者雇用率の推移**

ハローワーク諏訪（%）

| 年度 | 茅野市 | 長野県(県内市町村と県を合計した平均値) | 国 |
|---|---|---|---|
| H13 | 2.48 | 2.24 | 2.14 |
| H14 | 2.17 | 2.24 | 2.14 |
| H15 | 2.25 | 2.26 | 2.19 |
| H16 | 2.16 | 2.15 | 2.15 |
| H17 | 2.14 | 2.19 | 2.14 |
| H18 | 2.48 | 2.16 | 2.17 |
| H19 | 2.31 | 2.21 | 2.17 |
| H20 | 2.37 | 2.25 | 2.18 |
| H21 | 2.39 | 2.27 | 2.17 |
| H22 | 2.597 | 2.29 | 2.29 |
| H23 | 2.16 | 2.20 | 2.24 |
| H24 | 2.22 | 2.17 | 2.31 |
| H25 | 2.18 | 2.24 | 2.44 |
| H26 | 2.18 | 2.29 | 2.44 |
| H27 | 2.17 | 2.34 | 2.45 |
| H28 | 1.89 | 2.21 | 2.45 |

※茅野市雇用率は、H25年度から「障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項に基づく特例認定機関」に認定されたため、市長部局と教育委員会を合算して算定している。

**有効求職者の状況**

障害別、市町村別有効求職者　　ハローワーク諏訪（H29年10月現在）（人）

| 障害種別 | 諏訪市 | 茅野市 | 富士見町 | 原　村 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身　体 | 21 | 43 | 7 | 4 | 75 |
| 知　的 | 21 | 24 | 5 | 2 | 52 |
| 精　神 | 58 | 44 | 9 | 9 | 120 |
| 合　計 | 100 | 111 | 21 | 15 | 247 |

障害別、年代別有効求職者　　ハローワーク諏訪（H29年10月現在）（人）

| 障害種別 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 身　体 | 1 | 6 | 9 | 16 | 25 | 18 | 75 |
| 知　的 | 5 | 19 | 15 | 10 | 3 | 0 | 52 |
| 精　神 | 1 | 10 | 33 | 50 | 23 | 3 | 120 |
| 合　計 | 7 | 35 | 57 | 76 | 51 | 21 | 247 |

登録者内訳　　ハローワーク諏訪（H29年10月現在）（人）

| 障害種別 | 有効中 | 就職中 | 保留中 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| 身　体 | 78 | 215 | 33 | 326 |
| 知　的 | 52 | 191 | 29 | 272 |
| 精　神 | 121 | 165 | 41 | 327 |
| 合　計 | 251 | 571 | 103 | 925 |

### (2) 福祉的就労*の現状

茅野市内には「あすなろセンター」「ひまわり作業所」「八ヶ岳福祉農園」「ふくろう玉川」と４か所の就労継続支援Ｂ型事業所があり、障害のある人の福祉的就労の場としてサービス提供をしています。その他、通所可能な圏域内に新しい事業所が次々に開設され、障害のある方の能力や状況に合わせ通所施設を選択できる環境が徐々に整いつつあります。一方、Ａ型事業所は茅野市内に「働くぞうさん茅野」が開設されましたが、圏域全体としてもまだまだ不足の状況です。主な作業内容は自主製品の製作・販売と下請け作業等で、各事業所とも様々な活動に取り組んでいます。

### 就労継続支援事業所作業工賃実績(H28年度)

長野県障害者支援課

| 種別 | 施設名称 | 設置主体 | 平均工賃月額(円) | 時給換算(円) | 定員 | 所在地 | 授産品目等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 株式会社あやめ | (株)あやめ | 89,813 | 765 | 20 | 諏訪市 | 商品加工、梱包。フルーツの加工。インターネット等による商品の販売。企業からの委託作業等。 |
| | 株式会社グローブ | (株)グローブ | 83,081 | 813 | 20 | 諏訪市 | 清掃作業、クリーニング作業、売店、自動車部品の成型、フルーツのカット作業等 |
| | アイ福祉サービス | (株)ひまわり福祉サービス | 80,825 | 768 | 10 | 岡谷市 | クリーニング業務 |
| | 株式会社あやめ岡谷 | (株)あやめ | 86,586 | 763 | 20 | 岡谷市 | 商品加工、梱包。フルーツの加工。店舗でのリサイクル品の販売。企業からの委託作業等。 |
| | 働くぞうさん | (株)ぞうさん | 94,077 | 833 | 14 | 富士見町 | レストラン営業、ケーキ販売、施設外就労等 |
| | 働くぞうさん茅野 | (株)ぞうさん | 65,738 | 769 | 15 | 茅野市 | レストランで使用する商品の開発・販売、清掃等 |
| | 就労継続支援A型事業所 Jumpin' | (福)清明会 | 71,530 | 809 | 20 | 富士見町 | パン及びジビエ製造、販売、受託作業 |
| B | 八ヶ岳福祉農園 | NPO 八ヶ岳福祉農園 | 15,783 | 203 | 20 | 茅野市 | 農産物加工販売・加工委託、薪販売及び委託配達 |
| | ひまわり作業所 | NPO やまびこ会 | 13,797 | 278 | 25 | 茅野市 | 焼き菓子・布・革製品・外注作業・草刈り作業等 |
| | ふくろう玉川 | NPO ふくろうSUWA | 4,277 | 48 | 10 | 茅野市 | シイタケ栽培・販売、ポスティング、アルミ缶回収分別、手芸品の製作販売 |
| | あすなろセンター | (福)茅野市社会福祉協議会 | 16,236 | 227 | 25 | 茅野市 | タップ加工、ボカシ製造販売、寒天袋詰、清掃、組立、缶類収集等 |
| | 多機能事業所 モモ(ぴっぴ) | (福)この街福祉会 | 9,280 | 220 | 20 | 富士見町 | 菓子製造、縫製機織り、ペットフードの製造 |
| | エコファ岡谷 | NPO　岡谷手をつなぐ育成会 | 7,152 | 86 | 30 | 岡谷市 | 受託作業、自主製品製作販売、農作業農作物販売など |
| | 希望の里つばさ | (福)つばさ福祉会 | 12,562 | 183 | 20 | 岡谷市 | 自主製品、委託、リサイクル |
| | 諏訪市福祉作業所 さざ波の家 | (福)諏訪市社会福祉協議会 | 9,234 | 101 | 20 | 諏訪市 | 企業からの部品組立、袋入れなど、菓子箱作り、菓子入れ |
| | ソレイユ | (福)有倫会 | 12,931 | 276 | 14 | 岡谷市 | 焼菓子、クラフト、受託、喫茶、清掃 |
| | はたらっき | NPO SUWAN | 8,283 | 286 | 12 | 岡谷市 | おにぎり、焼きそばの製造販売、草取り、封入 |
| | 第2この街学園 | (福)この街福祉会 | 5,890 | 122 | 10 | 下諏訪町 | 唐揚げ専門店、アルミリサイクル、受託作業（ポスティング、精密、DM、タオル洗濯等） |
| | あおぞら工房諏訪 | (福)この街福祉会 | 8,520 | 214 | 20 | 諏訪市 | 菓子類製及び布製品の製造販売、受託作業 |
| | ひまわり福祉サービス | (株)ひまわり福祉サービス | 16,314 | 300 | 20 | 岡谷市 | クリーニング業務 |
| | アイ福祉サービス | (株)ひまわり福祉サービス | 11,024 | 250 | 10 | 諏訪市 | クリーニング業務 |
| | ハンディーサポートきらら | NPO ハンディーサポートきらら | 26,171 | 363 | 20 | 諏訪市 | 精密、食品加工、農業 |
| | 工房エリア下諏訪 | (福)エリア創星会 | 7,917 | 149 | 14 | 下諏訪町 | パン製造販売、施設外就労、受託作業、自主製品製作他 |
| | 森の工房茜 | NPO ふぉれすと | 12,670 | 228 | 10 | 諏訪市 | 革・織製品の製作販売、資源回収、役務（農作業） |
| | ひだまり作業所 | (福)岡谷市社会福祉協議会 | 11,672 | 216 | 20 | 岡谷市 | ウエス作り、箱折、菓子詰め、りんご芯取、ごみ袋認証貼、喫茶・売店営業、加工品仕入れ販売 |

※諏訪圏内の事業所のみ掲載
※平均工賃月額=A／B　　A:工賃支払総額(円)　B:工賃支払総月数(ヶ月)

＜用語解説＞
福祉的就労……民間企業や公的機関、自営や起業、および社会的企業や協同組合などでの一般就労に対し、労働市場で職を見つけることが困難な障害者のための代替雇用（保護雇用）による就労形態のことをいわゆる「福祉的就労」と呼んでいる。障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業（A 型および B 型）などがある。



### (3) 茅野市の取組

・市内の就労継続支援 B 型事業所として運営している「ひまわり作業所」「八ヶ岳福祉農園」「あすなろセンター」「ふくろう玉川」に対し、様々な情報提供等を行いました。また、平成 27 年度（2015 年度）には、市内にはじめての就労継続支援 A 型事業所「働くぞうさん（茅野）」が運営を始めました。
・「茅野市障害者施設優先調達方針*」を策定し、障害者施設からの物品購入や役務の依頼に努めました。（平成 28 年度（2016 年度）実績：2,307,098 円）
・圏域の自立支援協議会就労支援部会を中心に通所事業所の見学会が開催され、当事者・家族等積極的に参加いただきました。（通所事業所見学会：参加者 26 名）
・ハローワークを通じて行われる就業支援事業や相談会のポスター・チラシの掲示・配布等、啓発活動に努めました。
・「茅野市雇用促進奨励金」の制度周知のため、市内 455 事業所あてにチラシを配布しました。
・「茅野市雇用促進奨励金（平成 27 年度（2015 年度）までは中高年齢者等雇用促進奨励金）」の交付実績は、平成 18 年度(2006 年度)以降 8 事業所 11 名分を交付しました。平成 28 年度(2016 年度）は 1 件でした。
・諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふでは、「特定求職困難者雇用開発助成金」等の制度活用をしながら就労相談や就労定着支援に取り組みました。また、在職者交流活動としてバス研修、学習会、交流会等を行いました。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・アンケート調査からは、「就労の相談にのってほしい」「求人情報や就職先を一緒に探してほしい」といった回答が見られました。
・ヒアリング調査からは、「ここ数年間で A 型 B 型といった就労支援施設が増えて当事者にとっての選択肢が増えた」「一般就労できる人も出てきているがまだ壁は厚い」「一般就労でトラブルになった時にいつでも A 型に戻ることができると安心」「どこの作業所も就労メニューが似たり寄ったりで、もっとメニューを増やしてほしい」といった声が聞かれました。
・事業所からは、「商品開発や販路開拓の際に協力が欲しい」「農家や企業、商工会などと協働していきたい。そういったつながりの機会や場があるとよい」「よい職員を確保したいが難しい」といった意見が出ました。

## 3　今後の取組

＜基本的な考え方＞

障害者総合支援法による制度に関する周知徹底を図るとともに、制度内の事業とその他の事業を有機的に組み合わせ、障害のある人がその能力を最大限に発揮できるよう、障害に応じた多様な選択肢の確保に努めます。景気は回復傾向にありますが、障害のある人の雇用環境はまだまだ厳しいことを踏まえ、雇用・就業の促進に向けて関係機関との連携を強化し、総合的な支援を行うことができるよう取組を進めます。

＜用語解説＞
＊障害者施設優先調達方針……「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行により、地方公共団体に対し、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務として、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・公表が義務づけされています。

## （1）目標値

### ＜福祉施設から一般就労への移行＞

茅野市の福祉施設利用者のうち、平成 28 年度（2016 年度）に一般就労により退所した人の数は 5 人です。福祉施設から一般就労への移行を促進する各種施策を実施することにより、2020 年度末には 8 人の一般就労を目指します。

| 項目 | 2020年度目標数値 | |
|---|---|---|
| | 数値 | 考え方 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 8人 | 2020年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数（2016年度就労移行者の1.6倍以上） |

### ＜就労移行支援事業利用者数（年度末 1 か月の実利用者数）＞

茅野市の就労移行支援事業利用者のうち、平成 28 年度（2016 年度）末に利用していた人の数は 5 人です。就労移行支援事業の利用を促進する様々な取組を実施することにより、2020 年度末には 7 人の事業利用を目指します。

| 項目 | 2020年度目標数値 | |
|---|---|---|
| | 数値 | 考え方 |
| 就労移行支援事業利用者数(年度末) | 7人 | H32年度末において就労移行支援を利用している者の数（2016年度末利用者の40%増） |

### ＜就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合＞

茅野市内にある就労移行支援事業所は平成 28 年度（2016 年度）現在 0 カ所です。事業所開設のための様々な取組により、2020 年度までに、市内に就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を 1 か所整備できるよう事業所に働きかけます。

| 項目 | 2020年度目標数値 | |
|---|---|---|
| | 数値 | 考え方 |
| 就労移行支援事業所数 | 1か所 | 2020年度末において市内にある就労移行率3割以上の就労移行支援事業所 |

## （2）サービス見込み量とその考え方

・見込量は月ごとの利用人数や利用日数、利用時間を推計しています。平成 29 年度（2017 年度）までの実績と伸び具合、国や県から示された見込量の考え方、障害部会での意見等により見込まれた数値です。

### 就労支援事業の見込量

＜1か月あたりの延利用時間数／利用実人数＞

| | 単位 | 実績 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 就労移行支援 | 人日分 | 18.0 | 0.8 | 0 | 17.8 | 72.4 | 54.1 | 55.5 | 63.0 | 79.5 |
| | 人 | 1 | 1 | 0 | 3 | 8 | 5 | 3 | 3 | 6 |
| 就労継続支援A型 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38.9 | 197.5 | 316.3 | 326.4 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 11 | 16 | 17 |
| 就労継続支援B型 | 人日分 | 32.6 | 35.2 | 39.0 | 35.7 | 345.3 | 491.9 | 1065.6 | 1086.6 | 1092.5 |
| | 人 | 4 | 4 | 3 | 3 | 42 | 51 | 71 | 71 | 92 |



| | 単位 | 実績 | | 実績(見込) | 計画(見込) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 就労移行支援 | 人日分 | 100.4 | 95.58 | 105 | 110 | 115 | 120 |
| | 人 | 15 | 12 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 就労継続支援A型 | 人日分 | 387.7 | 492.5 | 500 | 550 | 600 | 650 |
| | 人 | 27 | 35 | 30 | 40 | 45 | 50 |
| 就労継続支援B型 | 人日分 | 1337.2 | 1329.58 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
| | 人 | 102 | 97 | 90 | 95 | 100 | 105 |
| 就労定着支援 | 人 | | | | 1 | 1 | 1 |

### ＜サービス内容と見込量の考え方＞

・就労移行支援
　就労を希望する人に一定期間における生産活動等の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人が利用できます。平成 28 年度末（2016 年度末）における利用者の 2 割増以上の人が就労支援事業を利用することを基本に、利用者を見込んでいます。

・就労継続支援Ａ型
　一般の事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動等の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。利用開始時 65 歳未満で、事業所との雇用契約に基づく就労が可能な人に限られます。利用日数、利用者とも増加を見込んでいます。

・就労継続支援Ｂ型
　雇用契約はしないで、就労機会や生産活動等の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。圏域で最も事業所数の多いサービスであり、今後もしばらくは増加すると見込んでいます。

・就労定着支援
　平成 30 年度（2018 年度）から創設される新しいサービスです。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方に対して、企業・自宅への訪問や障害者の来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言等の支援を実施します。1 人の利用を見込んでいます。

## （3）サービス見込量の確保のための方策と計画

・就労移行、就労継続支援サービス提供事業者の確保について、特に不足している就労移行事業者、就労継続Ａ型事業者を中心に、諏訪圏域を視野に入れた取組を進めます。
・あすなろセンター、ひまわり作業所、八ヶ岳福祉農園、ふくろう玉川に対して今後も積極的に支援し、自主製品の開発や販路の開拓等通所者の工賃向上を目指します。
・ハローワークを通じて行われる就労支援事業を利用しやすくしていくため、情報提供に努めます。
・「茅野市雇用促進奨励金」制度等、今ある就労支援事業を利用しやすくしていくため、引き続き情報提供に努めます。
・行政機関との連携の他、関係機関や企業との連携についても併せて進めます。
・諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターとの連携を通じて、就労する側・雇用する側双方への積極的な情報提供に努めます。
・地方公共団体や教育委員会における法定雇用率を達成できるよう、障害者雇用に努めます。

# 第４章　移動支援・生活環境

## 1　現在までの取組

### (1) 公共道路・公園・施設等の整備

・中大塩幹線道路において、波打ち歩道の解消と歩道内の電柱移転を図り、バリアフリー化を進め、誰もが支障なく通行できる歩道にリニューアルしています。
・「あんしん歩行エリア*」を中心に利用者が安心して通行できる信号機の新設・改良を公安委員会に要望しました。平成 25 年度（2013 年度）は玉川小西、玉川小入口、大泉山、金沢小入口の各交差点がスクランブル交差点に改良され、茅野郵便局、花蒔公園前に歩行者用信号機が設置されました。平成 27 年度（2015 年度）には、永明中学校北と菊沢（菊沢下バス停）の 2 か所に歩行者用信号機が新設されました。平成 28 年度（2016 年度）は宮川保育園前の信号機が新設されました。
・公園わくわくプランに基づく中規模公園（弓振、金沢、花蒔、前宮、岳麓）のリニューアル整備工事を実施し、拡張した駐車場に新たに障害者用区画を設けました。また、公園に設置されている多目的トイレの維持管理及び修繕を行っています。
・「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想*」の策定に向けて、協議会の開催やまち歩き点検等を実施しました。

### (2) 移動手段の充実

・タクシー利用助成事業について、今までの支給対象者を拡大し、身体障害者手帳所持者 1・2 級所持者は障害の種別に関わらず支給対象としました。また、精神障害者手帳 1 級所持者も対象に加えました。
・持続可能なバス運行を図るため、バス交通の再編を行いました。日中の生活便については、週２～３日の運行とし、福祉バスビーナちゃんで設定していた高齢者・障害者の割引運賃の路線を拡大しました。
・デマンド交通について、豊平・泉野エリアの運行便数を見直し、新たに西茅野・安国寺エリアを設けました。
・社会福祉協議会に委託し実施している移送サービス利用者の７割強が透析患者であることの実態を踏まえ、社協・行政・諏訪中央病院の透析スタッフ間で協議を行い、課題解決に向けて実態把握に努めました。
・車いす利用者の方やその家族のために、車いす対応福祉自動車の貸し出しを行っています。

＜用語解説＞
＊あんしん歩行エリア……生活道路において人優先の考えの下、面的かつ総合的な交通事故対策を集中的に実施することを目的に、交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を、「あんしん歩行エリア」として、警察庁と国土交通省が合同で指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して交通事故対策を実施している。

＊茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想……茅野市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」第 25 条に基づき、茅野駅周辺において重点的かつ一体的なバリアフリー化を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するための基本構想の策定を進めている。市民等で構成された協議会を設置の上、市内の重点整備地区として公共交通、建築物、道路、駐車場、都市公園、信号などのバリアフリーを推進する区域を設定し、市民参加によるまち歩き点検やワークショップ等を実施しながら、平成 29 年度（2017 年度）内の策定を予定している。



## 2　障害者及び介護者等の意向

・ニーズ調査や障害福祉部会での検討の中で、移動支援、移送支援について様々な要望や課題の検討がされています。
・特に、ニーズ調査からは障害の種別を問わず「送迎」に関する多数の要望や意見がありました。
・茅野市の地理的な特徴によることも大きいですが、コミュニティバスを含めた公共交通機関の運行計画が障害者のニーズに合っていない可能性があります。
・公共交通機関の仕組みだけで全ての課題を解決することは難しく、移動保障としての「送迎」も含めて、多様な移動手段の充実が求められます。

## 3　今後の取組

＜基本的な考え方＞
公共施設や道路等生活空間のバリアフリー化（設備面）と公共交通機関の利用やそれに代わる移動手段確保への支援（制度面）を総合的に展開し、障害のある人が地域の中で快適に生活できるよう生活環境の改善を図ります。

・整備された歩道等既存施設の適切な維持管理に努め、障害のある人が安全で安心して移動できる環境整備に努めます。
・今後も、「あんしん歩行エリア」を中心に利用者が安心して通行できる信号機を公安委員会に要望していきます。
・公園に設置されている多目的トイレの維持管理及び修繕を行っていきます。
・公園や建築物について、軽微なものは適宜バリアフリー化を進めるとともに、公園全体については大規模改修時に、建物全体については大規模な建て替え時にバリアフリー化を行います。
・「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を進めます。
・今後も利用者実態と経済性を見極めながら、持続可能なバス交通の検討を進めます。
・タクシー券の交付について、引き続き事業内容が低下することの無いよう実施します。
・今後も増加が見込まれる透析患者の移送サービスの利用について、社協・行政・諏訪中央病院との話し合いを継続し、課題解決に努めます。

「多機能型施設 モモ」利用者の作品

# 第５章　防災・減災

## 1 現在までの取組

・災害対策基本法の改正により、これまで地域へ提供してきた「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」へと、名称や提供する情報の変更がありました。各民生児童委員及び各区長・自治会長並びに防災関係機関に名簿の提供を実施しました。
・各保健福祉サービスセンターでは、各区・自治会で進められてきたマップづくりを通じた支え合いの仕組みづくりを支援しました。また、実情に合わせ更新を促し、マップを利用した避難訓練実施支援を行いました。
・市が実施する土砂災害訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認訓練を実施しました。
・災害対策基本法の改正にあわせ「災害時要援護者支援指針」を見直し、「要配慮者防災・避難支援指針」に改正しました。
・平成２５年度（2013 年度）は米沢温泉「塩壺の湯」において、平成 26 年度（2014 年度）は河原温泉において、福祉避難所開設訓練を実施しました。障害当事者、家族、支援者、関係団体等の皆さんに参加いただきました。
・「土砂災害防止法*」に基づき土砂災害警戒区域*等が指定されました。平成 24 年度（2012 年度）版を全戸配布し、追加指定分は別様にて配布しています。
・各地域でのまちづくり講座を実施し個別に相談、指導を行っています。災害時の初動体制を中心に、マニュアル化、具体的な訓練等をお願いしています。
・消防一元化に伴い平成２７年（2015 年）２月から開始された諏訪広域消防本部指令センターで引き続きメール・ＦＡＸが運用できるよう、茅野市聴覚障害者協会とともに諏訪広域連合長あてに要望しました。茅野消防署との間で行っていた緊急メール通報･緊急ＦＡＸ通報の双方とも、指令センターにおいて運用されることになり、茅野市の聴覚障害者１１名が登録されるとともに、広域での登録に広がりました。
・サービスセンターでは、名簿掲載該当者に対し、名簿掲載の意思確認を訪問等により実施しました。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・平成 23 年（2011 年）３月に発生した「東日本大震災」以降、災害発生時の対応については、障害種別に関係なく、当事者・家族とも大きな不安を抱えています。
・特に、ヒアリング調査の中では「どこの避難所へ行けばいいのかわからない」「安心できる福祉避難所を開設してほしい」「避難所には食料や医薬品、介護用品等ちゃんと備えてほしい」「誰が声をかけてくれるのか、誰に声をかけていいのかわからない」といった声が聞かれます。
・情報提供のあり方、実際の避難経路や避難の方法・安否確認、避難所生活等全ての面で、実態に即した具体的な対応が必要です。

＜用語説明＞
＊土砂災害防止法･土砂災害警戒区域……土砂災害防止法は、平成 11 年（1999 年）広島呉土砂災害を教訓に、平成 13 年（2001 年）に施行された。土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。基礎調査として、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域について、地形、地質等を調査し、結果により、土砂災害のおそれのある区域を指定する。「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」とは、土砂災害のおそれがある区域であり、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域となっている。平成 21 年（2009 年）３月に、宮川・金沢地区が、平成 22 年（2010 年）３月に、ちの・米沢・豊平・玉川・泉野・中大塩地区の対象区域が、平成 23 年（2011 年）３月に、湖東･北山地区の対象区域が「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」として指定された。



## 3　今後の取組

＜基本的な考え方＞
地域防災計画に基づき、災害時において障害のある人を支えるシステムの具体的な運用の充実を図り、障害のある人が住み慣れた地域の中で安全に・安心して生活できるよう努めます。また、障害の有無に関わらず、日ごろの生活から災害時に備えるよう地域の中での防災意識や知識の普及を図ります。

・自主防災組織を中心に、民生委員、地域住民、ボランティア団体等の協力を得ながら、避難場所や経路等の確認をし「避難行動要支援者支え合いマップ（助け合いおたがいさまっぷ）」の活用・更新整備を行います。また、これらの取組の方針について、行政内部の意思統一を図り、各部門が連携して推進します。
・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。
・福祉避難所の開設運営訓練を行い、サービス提供事業者、医療機関との連携体制を確認します。
・障害のある方の避難体制について、地域全体への周知を図ります。
・障害福祉事業所との災害時協力協定について検討します。
・防災ガイドブックをもとに、避難所の位置や経路等確認し災害時に冷静かつ迅速に行動できるよう周知活動に取り組みます。また、平成 31 年度（2019 年度）に防災ガイドブックの更新を予定しており、更新したガイドブックを全戸に配布します。
・区・自治会単位で講座を実施しながら「災害時自主防災組織初動体制マニュアル」の作成等の活動体制整備を推進します。特に災害発生時の初動体制づくりを進めます。
・災害対策基本法の一部改正の施行に合わせ、茅野市地域防災計画において「避難行動要支援者名簿」の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制を整備します。

「軽井沢治育園」利用者の作品

# 第６章　社会参加

## 1　現在までの取組

・総合体育館では、体育館裏口にインターホンを設置し駐車場から入り易くしました。また配慮の必要な施設利用者に対して、職員のきめ細やかな対応に努めました。
・諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会の運営に携わり、茅野市からの参加者の送迎等支援を行いました。
・高齢者大学の教養講座開催時、受講者の要望に合わせ手話通訳の方を交えて行いました。
・障害者用図書として、朗読カセットテープ 338 点、朗読 CD222 点、大活字本 1889 点を所蔵しています。（平成 28 年度（2016 年度）末現在）
・当事者活動を支援するため、身体障害者福祉協会、手話サークル、手をつなぐ育成会に補助金の支給等活動を支援しました。
・尖石縄文考古館、総合博物館、守矢史料館等文化施設などは、障害者手帳を持参・提示した場合無料としています。また障害の等級に応じて、同伴の介護者 1 名を無料としています。
・運動公園内の全ての体育施設は、障害者手帳を持参・提示した場合無料としています。また車椅子等介護を要する場合は、付添者 1 名を無料としています。
・総合体育館、運動公園プールなどの公共施設で、親と性別の違う子どもでも親子が一緒に利用できる着替え用スペースとして、利用者の申し出により空部屋等を利用して着替えていただく対応をしています。
・コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（＝生活支援コーディネーター）を各地区に配置し、地域での福祉活動だけでは対応困難な個別ケース（高齢者に限定しない）の支援とそれを通じた地域活動への展開・充実を図りました。
・社会福祉協議会では、福祉推進委員を対象に「自分たちにもできる助け合い～≪ちょっと困った≫を解決するために～」をテーマに研修会を開催し、自分たちにもできる助け合いの取組を考える機会としました。
・平成 28 年（2016 年）11 月に茅野市市民活動センター『ゆいわーく茅野』がオープンしました。管理運営計画の基本方針の一つとして「ノーマライゼーションの理念を実現する場として、障害のある人など社会参加しにくい環境にある人はもちろんのこと、誰でも気軽に立ち寄れ、情報交換や交流が図れる場所と機会を提供する」とうたいました。
・県主催の障害者文化芸術祭に対する作品募集を積極的に行い、また作品の運搬等大会運営に参加しています。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・ニーズ調査では、余暇の支援について様々な意見があり、特にプールなどの体育施設への要望が多く、障害者スポーツへの関心や期待が伺われます。健康増進も含めての検討が必要です。
・公民館活動への参加など、職場や事業所と自宅の往復だけでなく、障害があっても立ち寄れる居場所の確保も求められています。
・また、週末の過ごし方として親以外の人たちと多様な経験ができるようにしたいとの声もありました。



## 3　今後の取組

＜基本的な考え方＞

障害のある人が地域社会に積極的に参加し、地域の人とともに活動し役割を果たしてゆくことは、当事者の自己実現だけにとどまらず、地域における障害理解につながります。地域の活動ばかりでなく、スポーツ、レクリエーション・文化活動などに参加することにより、生活の質を高め社会の一員として積極的な意思を持つことのできる地域を目指します。

・総合体育館の自動ドアについて、改修、改築時期に合わせ検討します。また、車いす用駐車場及び自動ドア以外の開閉しやすい手入口装置（軽量引戸等）の設置等も検討します。
・体育館の改修、改築時期まで職員のきめ細やかな対応に引き続き努めます。
・引き続き、諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会参加者の支援等を通じて障害者スポーツの推進を図ります。
・毎年、大活字本、朗読ＣＤを必要な範囲内で購入します。また、録音図書については、諏訪地域公共図書館からの取り寄せが可能であることの周知を図ります。
・当事者団体の活動補助を引き続き行います。
・運動公園内の全ての体育施設や、尖石縄文考古館、総合博物館、守矢史料館等文化施設など、市内の公共施設について利用料減免を引き続き行うとともに、その周知に努めます。
・総合体育館、運動公園プールなどの公共施設について、施設の改修・改築時に合わせ、家族更衣室の設置を検討します。
・住み慣れた地域で実践する支えあい活動をより具体的に示せるよう、茅野市社会福祉協議会に配置した「生活支援コーディネーター」に求められる３つの機能「社会資源の開発」「ネットワークの構築」「ニーズと取組のマッチング」に努めます。
・茅野市市民活動センター『ゆいわーく茅野』において、引き続き障害のある人に活動の場や交流の場、あるいは居場所そのものを提供します。

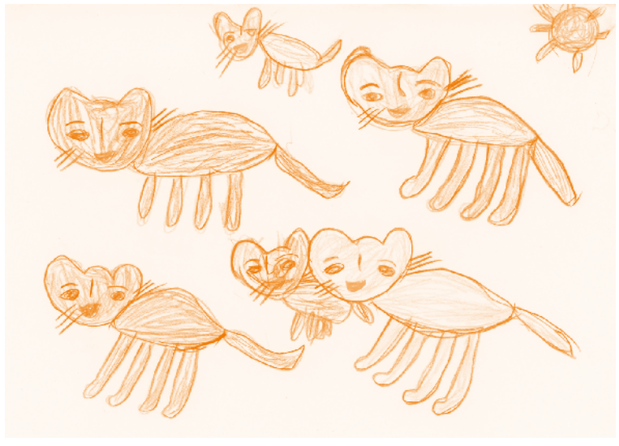

「精明学園」利用者の作品

# 第７章　人権・権利擁護

## 1 現在までの取組

・国や県の指針に基づき、障害者虐待対応の窓口等として「茅野市障害者虐待防止センター」を引き続き設置し、虐待の通報の受理、相談指導、広報啓発等を行いました。
・「茅野市高齢者・障害者虐待対応マニュアル」に沿って相談体制を整え、通報や相談に備えました。
・「日常生活自立支援事業」や「法人後見受任」を含めた総合的・専門的な成年後見・権利擁護の相談支援体制を整備するため、茅野市社会福祉協議会に「茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター」を設置しました。
・民生児童委員協議会や諏訪養護学校保護者会等の学習会に出席し、制度の周知に努めました。
・各保健福祉サービスセンターでは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関との連携に努めました。
・茅野市社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援事業における家計相談支援事業を実施し、日常的に金銭管理に不安のある対象者への潜在的ニーズをキャッチするため、各地区に配置されたコミュニティ・ソーシャル・ワーカーによる家計相談支援の普及啓発に取り組みました。
・成年後見の必要なケースについて、情報提供や手続き支援、市長による申し立て等制度利用の推進を図りました。
・成年後見に関する研修参加や勉強会の開催等により、職員の資質向上に努めました。
・「障害者差別解消法」の施行に伴い、地方公共団体の職員が適切に対応するため「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を作成しました。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・ニーズ調査からは、成年後見制度等に対する関心は高いが、今はまだ不要という意見が聞かれました。茅野市の場合、親との同居率が高いため、親が健在のあいだは不要と考えていることが多いと考えられます。
・一方で、親の高齢化に伴いその必要性が切迫してくるが、具体的な内容がわかりにくいため、利用につながらないケースもあるとの声もあります。
・中には、障害者本人ではなく、親の認知症が進行しているなど親の介護に携わる中で、権利擁護の必要性を感じている人も生じています。そうした人たちへの制度の説明や使いやすい運用について検討していく必要があります。
・また、障害者差別解消法の施行により合理的配慮が求められており、情報保障など具体的にとらえていく必要があります。商業施設も含めて事業者などへの働きかけが不可欠です。

## 3　今後の取組

＜基本的考え方＞

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」など、権利擁護に関する様々な関連法の公布を踏まえ、障害のある人に対する差別・虐待の禁止や権利を擁護する仕組みづくりを、高齢者や子どもを含めた大きな仕組みとしてとらえ、茅野市の組織づくりや制度運用を具体的に検討します。



・国や県の指針に基づき、障害者虐待対応の窓口等として「茅野市障害者虐待防止センター」を引き続き設置し、虐待の通報の受理、相談指導、広報啓発等を行います。
・虐待発見の際の通報義務が市民自身に課せられたことを踏まえ、市民向け周知活動の徹底に努めます。
・実際の事例発生時の対応について、「茅野市高齢者・障害者虐待対応マニュアル」に沿って、引き続き各関係機関と連携をとりながら迅速に対応します。
・茅野市社会福祉協議会に設置された「茅野市・富士見町・原村成年後見支援センター」を中心に、成年後見や権利擁護の総合的・専門的な相談支援体制を推進します。また、制度の周知啓発等に取り組みます。
・「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」に基づく「差別の禁止」「合理的配慮の提供」に取り組むとともに、関係機関等と連携し周知啓発に努めます。
・「成年後見制度利用支援事業」を実施し、障害のある方の権利擁護を図ります。

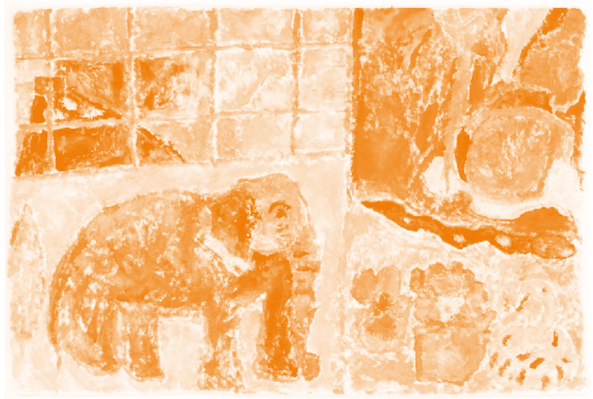

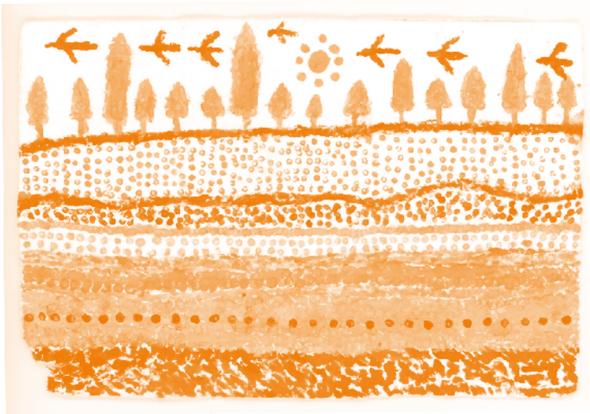

「ふくろう玉川」利用者の作品

# 第８章　啓発・広報

## 1　現在までの取組

・「ふれあいのつどい」を、実行委員会の主催により、市･社協の共催補助金等の支援のもと実施し、障害のある人同士や地域の方々との交流を深めました。
・「広報ちの」に障害福祉に係る記事を掲載しました。諏訪圏域を単位とした行事等の記事も積極的に掲載し啓発に努めました。
・「障害福祉のしおり」を 500 部製作し、手帳交付時に配布し制度説明を行いました。また、庁内関係窓口や社協等各関係団体に配布し、制度の周知に努めました。
・諏訪圏域自立支援協議会において作成した「障害福祉サービス利用ガイドブック」を利用し、障害福祉サービスの障害者サービス事業所の一覧などを通じて啓発活動に努めました。
・重度障害者の方を対象に「希望の旅」を開催し、外出の機会や、障害者同士や介助ボランティアとの交流を図りました。
・ゆいわーく茅野の運営委員会に、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画していただくことで、当事者としての意見提言をしていただきました。
・茅野市の関係機関においてぷれジョブの受け入れを行いました。また、サポーターや受け入れ先の募集に協力しました。
・民生児童委員協議会では、地区民児協単位で福祉施設への訪問研修を実施しました。
・社会福祉協議会では、車いすやアイマスク体験を通して、児童や生徒、先生方と一緒に「共に生きること 共に学びあうこと」を考えていただくことを目的に「出前福祉教室」を開催し、高齢者や障害のある方との交流を図りました。
・小学校では主に児童会の活動の中で、公共施設の掃除や町の花壇の管理、地域の施設訪問（老人ホーム、デイサービス等）を行い、交流を図りました。
・中学校では生徒会の福祉・ボランティア委員会が主となり、地元のボランティアとの交流を図り、福祉施設への訪問を行い福祉の体験交流をしました。
・ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動および市民活動の推進・支援・連絡調整を図るとともに、活動の充実のための環境整備に努めました。
・茅野市手話サークルの自主的講座開催を支援しました。具体的には講座開催にあたっての会場確保において優先的便宜を図りました。
・茅野市社会福祉協議会では、どっこいしょ広場の運営支援や、茅野どんばんにおける「ふれあい連」への参加支援等を通じて、障害者等の社会参加を促進しました。
・保育園等職員及び市民を対象に、発達障害サポーター養成講座を開催しました。

## 2　障害者及び介護者等の意向

・ニーズ調査からは、より身近な地域での啓発活動や福祉教育を求める声が多く聞かれました。
・近隣とのトラブルを含めて、地域住民の理解や日常的な関わりが必要との意見が多く、それは、災害時の支援も含めて近隣との関係をよくしておきたいという思いからの意見ですが、そうした側面への施策や専門職からの働きかけを検討していく必要があります。
・こうした福祉意識の向上は幼少期からの学習が不可欠であり、以前に比べて茅野市の福祉教育が停滞しているのではないかという指摘もありました。教育委員会や学校との連携も含めて、福祉教育の推進のあり方を考えていかなければなりません。



## 3　今後の取組

＜基本的考え方＞

障害や障害のある人について、健常者も、障害のある人同士もお互いに関心を持ち正しく理解できるよう、きめ細やかで実効性の高い普及啓発を進めます。特に、地域の中での交流活動により、障害の有無に関わらず同じ地域に暮らす住民として自然に交流し合うことができるまちづくりを進めます。

### (1) 啓発・交流の推進

・ふれあいのつどい実施のため、引き続き共催、補助金等の支援を行い、地域住民に対する啓発活動を進めます。
・「広報ちの」等を利用し、定期的な啓発活動を実施します。
・「障害福祉のしおり」について、内容を更新しながら増刷し制度説明に活用します。また、各保健福祉サービスセンターや地域福祉課の窓口での配布について徹底します。
・諏訪圏域障害者総合福祉センターと連携し、引き続き「諏訪地域障害福祉社会資源マップ」の有効活用により啓発活動の推進に努めます。
・社会福祉協議会では、外出する機会の少ない在宅の重度障害者の外出支援に応えるため、ボランティア等に協力を働きかけながら「希望の旅」等の実現に向けた取組を実践します。

### (2) ボランティア活動・福祉教育の充実

・市民活動センター『ゆいわーく茅野』の運営委員会に、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画いただき、利用方法・参加企画等の検討と取組を進めます。
・ゆいわーく茅野では、障害のある人もない人もお互いに支え合い、思い合える関係づくり、居場所づくりを構築します。また、障害のある人を特別視することなく、「自立」を見据えた活動支援を行います。
・引き続き、茅野市の関係機関においてぷれジョブの受け入れを行うとともに、サポーター、受け入れ先募集に協力します。
・民生児童委員協議会では、継続して施設訪問、研修等を実施していきます。また、民生児童委員を対象とした「発達障害者サポーター養成講座」の開催について検討します。
・学校、地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉意識の醸成に取り組みます。
・ボランティア活動者や地域住民のニーズに対応する講座を、ゆいわーく茅野の講座として企画し開催します。
・教科または特別活動を通して、今後は、小中一貫教育の中でも児童生徒が協力して継続した活動を取り入れていきます。
・ボランティア活動の充実を図るため、活動者や地域住民のニーズに対応する講座として企画し開催します。
・新しい講座の検討を進め、障害理解をより深めるため福祉教育の充実を図ります。
・社会福祉協議会では、今後も障害当事者の主体性のある活動の場が広がるよう、ゆいわーく茅野と共に協議し進めます。
・障害当事者が参画するボランティアグループや当事者支援のグループについて、障害のある人の社会参加の場、集える場、健常者と交流できる場を意識して支援を行います。
・茅野市発達支援センターでは、発達障害者サポーター養成講座を開催し、発達障害やその支援に関心を持ち、理解へとつなげます。
・公民館活動について、今後も障害のある方の理解・応援ができるような参加支援を行います。
・幼児から高齢者までの生涯に渡り、年齢に応じた福祉教育・学習・交流の機会を提供し、発達障害等を含めた幅広い障害理解の促進と「共に生きる地域」づくりに取り組みます。

# 第９章　情報・コミュニケーション

## 1　現在までの取組

・音声言語による情報が入手しにくい聴覚障害者の日常生活の利便を図るため手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施しました。
・日常生活用具給付等事業を実施し、情報・意思疎通支援用具として様々な用具を給付しました。
・視覚障害者に向けてカセットテープで配布していた声の広報を、平成 27 年（2015 年）２月から CD で配布するよう変更しました。媒体の変更によりトラックナンバーを設定できるようになり、より利用者にとって便利なものになりました。
・市役所において茅野市市民サービスアップ運動の一環として職員向け接遇の手引を作成し、一般市民だけでなく障害のある方への対応についてもサービスの向上を図りました。
・視覚障害者のニーズに沿って、平成 28 年（2016 年）２月より社協広報誌「たまご」をＣＤで配布できるようになりました。
・ボランティアグループ「ひざしの会」に対し、技術向上のための研修等情報提供し、音訳ボランティアセミナーに参加いただきました。
・ゆいわーく茅野では、音訳図書作成のための必要機器等 (PC・付属マイク等）の設置及び製作用ソフトウェア「My Studio PC」のライセンスを取得し、平成 29 年（2017 年）６月から運用を開始しました。

## 2　障害者及び介護者の意向

・ヒアリング調査の中からは、「手話通訳の担い手が少なくなっており、間際になって依頼されると予定が重なり入ることができない」といった声が聞かれました。
・また、手話通訳ボランティアをするために、県研修にいかなければならず、負担が大きいといった意見ももありました。
・障害者差別禁止法が施行され、合理的配慮に基づいて情報保障がなされる必要がありますが、手話だけでなく要約筆記や点訳においても、後継者が少なくて困っている現状があります。行政や社協を中心に人材育成に関しての啓発等の取組が求められています。

## 3　今後の取組

＜基本的考え方＞

障害に応じた福祉情報の提供について積極的に支援体制を整えると同時に、障害のある人が情報の提供や活用に際し地域から孤立することのないよう、地域のネットワークを活用しながら支援していきます。

・引き続き手話通訳者･要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚障害者の日常生活の利便を図ります。
・諏訪圏域６市町村で合同開催している「手話奉仕員養成研修事業」の周知啓発や、要約筆記講習会の開催支援等を通じ、人材育成に努めます。
・引き続き、日常生活用具給付等事業を実施し、情報・意思疎通支援用具を給付します。
・声の広報の CD 配布を継続し、利用者にとっての利便性を図ります。
・障害のある人に対する接客・接遇について研修啓発等を行い、障害のある人への対応について理解を促進します。
・社協広報紙「たまご」は、ゆいわーく茅野に市民活動センターが設置されたことにより廃刊となりましたが、引き続き発行される社協広報紙「やらざあ」について、視覚障害者のニーズに沿ってＣＤで配布できるよう検討します。
・音訳図書作成について、職員も含めた製作の使用方法を学び、音訳ボランティアが継続して活動ができるよう支援をします。



# 第 10 章　保健・医療

## 1　現在までの取組

・パパママ講座を継続して行っており、平成 28 年度（2016 年度）は延べ 173 人の参加がありました。マタニティ相談は平成 28 年度（2016 年度）に延べ 59 人の参加がありました。
・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行っています。
・ 保健福祉サービスセンター保健師による乳児訪問を生後２か月頃行い、平成 28 年度（2016 年度）は 468 件でした。
・乳幼児健診は 95％以上の出席があり、月齢に合わせた相談、指導を行いました。障害のあるお子さんについては、保護者の希望を聞きながら健診や家庭訪問での対応をしています。
・特定健診については、個別健診と集団健診合わせて平成 28 年度（2016 年度）は 4,675 人が受診しました。心電図検査では、心房細動等が発見され治療開始になった事例がありました。
・平成 28 年度（2016 年度）から特定健診で高血圧・高血糖等がある方については、医療機関への精密検査紹介状を作成したことで受診につながりやすくなりました。
・医療機関から治療中の糖尿病等がある方について、保健指導の実施依頼の連絡があった場合は、管理栄養士が栄養指導を実施しています。
・医療機関で特定健診のポスター掲示を行いました。
・長野県による在宅障害児 ( 者 ) 訪問歯科健診事業では、平成 28 年度（2016 年度）は４人の実施がありました。
・自殺予防対策として、臨床心理士による心理相談（こころの健康相談）を実施しました。
・企業向けのメンタルヘルス出張講座を開催しました。
・自殺予防について、広報ちのによる市民への啓発活動を行いました。
・平成 29 年度（2017 年度）から産後ケア事業を開始し、産後のお母さんの支援を行いました。
・福祉医療制度を継続し、高齢者、子ども、障害者等の医療費の負担軽減を図りました。

## 2　障害者及び介護者の意向

ヒアリング調査からは、「肥満気味になったり、栄養の偏りがあったりするといわれるが、栄養のことを相談できる場所が欲しい」といった声が聞かれました。また、アンケート調査からは、福祉医療制度の認知度が他の制度に比べて高く、広く周知されている様子が伺えました。

## 3　今後の取組

＜基本的考え方＞

障害のある人に対して、今後も引き続き適切な保健・医療サービスが提供されるよう、各保健福祉サービスセンターの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の早期発見、早期療育に取り組みます。障害のある人一人ひとりの特性に応じた形でコーディネートし、アドバイスするケア・マネジメント体制を更に推進します。・ 引き続き手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚障害者の日常生活の利便を図ります。

・乳幼児健診については、保護者が来てよかったと思っていただける健診を目指して取り組みます。
・特定健診の未受診者で、過去の検査数値が高くリスクがあるにも関わらず未受診の場合は、訪問をして受診勧奨を行います。
・栄養相談については、健康管理センターの管理栄養士が受け付けています。医療機関から治療中の糖尿病等がある方について、保健指導の実施依頼の連絡があった場合は、管理栄養士が栄養指導を継続して実施し連携を図っていきます。
・茅野市健康づくりポイント事業を、平成 29 年（2017 年）12 月から開始しました。市民自ら

が健康づくりに取り組む動機づけとして実施し、多くの市民に事業に参加してもらうことで、特定健診、特定保健指導、がん検診等の受診率向上を目指します。併せて、早期発見、早期治療等の疾病予防、重症化予防につなげます。

・保健福祉サービスセンターと協力して歯科医師会と連携をはかり、長野県による在宅障害児 ( 者 ) 訪問歯科健診事業に協力します。

・心理相談、メンタルヘルス出張講座、自殺予防週間、こころの健康づくりについて、広報での啓発を引き続き行います。

・茅野市自殺対策計画を、平成 30 年度（2018 年度）に策定します。自殺対策を検討する組織や推進する組織について、課を超えた連携、他職種の連携体制を整備します。

・引き続き福祉医療制度の継続を図るとともに、「こども」の医療費については平成 30 年（2018 年）８月から給付方式を見直し、医療機関窓口で自己負担分を一旦支払い後日指定口座に払い戻される「自動給付方式」から、窓口での負担が軽減される「現物給付方式」へ変更し、更なる福祉の増進を図ります。

「やまびこ園」利用者の作品

# 資　料

「多機能型施設 モモ」利用者の作品

# 茅野市

## 第３次茅野市障害者保健福祉計画

## ニーズ調査報告書

平成 29 年３月

長野県　茅野市



## 目 次


第１章　調査実施の概要 ..... 2
1　調査の目的 ..... 2
2　調査の設計 ..... 2
（1）調査票の種類と対象者 ..... 2
3　報告書の見方について ..... 2

第２章　身体障害者手帳所持者調査結果 ..... 4
1　調査票回答者について ..... 4
Ⅰ　あなたご自身のことについて ..... 4
Ⅲ　日常生活における不便の解消に関することについて ..... 16
Ⅳ　社会参加や地域活動について ..... 19
Ⅴ　就労について ..... 24
Ⅵ　収入について ..... 25
Ⅶ　障害者に対する住民理解について ..... 26
Ⅷ　保健・医療に関することについて ..... 28
Ⅹ　行政に対する評価について ..... 30
2　自由記述 ..... 30

第３章　精神障害者手帳所持者調査結果 ..... 35
1　調査票回答者について ..... 35
Ⅰ　あなたご自身のことについて ..... 35
Ⅱ　在宅福祉サービスの利用状況について ..... 38
Ⅲ　住まいについて ..... 41
Ⅳ　日常生活および地域生活について ..... 44
Ⅴ　就労について ..... 49
Ⅵ　医療と緊急時について ..... 51
Ⅶ　収入について ..... 53
Ⅷ　日常の相談等について ..... 54
Ⅸ　情報取得について ..... 56
Ⅹ　人権と権利擁護について ..... 56
Ⅺ　障害者施策に関する要望について ..... 57
Ⅻ　行政に対する評価について ..... 58
2　自由記述 ..... 58

第４章　療育手帳所持者調査結果 ..... 63
1　調査票回答者について ..... 63
Ⅰ　あなたのことについて ..... 63
Ⅱ　あなたの生活について ..... 66
Ⅲ　昼間の過ごし方について ..... 67
Ⅳ 休日の外出について ..... 68
Ⅴ　あなたのお金について ..... 69
Ⅵ　日頃の相談について ..... 71
2　自由記述 ..... 72

第５章　介護者・保護者調査結果 ..... 73
1　調査票回答者について ..... 73
Ⅰ　あなた（介護者・保護者）ご自身のことについて ..... 73
Ⅱ　あなたの健康状態について ..... 78
Ⅲ　介護の状況について ..... 79
Ⅳ　在宅福祉サービスの利用状況について ..... 81
Ⅴ　教育等について ..... 86
Ⅵ　介護の問題や悩みなどについて ..... 88
Ⅶ　社会参加・地域生活について ..... 93
Ⅷ　障害者の自立生活について ..... 93
Ⅸ　行政に対する評価について ..... 95
2　自由記述 ..... 96

第６章　障害者団体等ヒアリング調査の概要 ..... 99

第７章　各種調査からの論点整理 ..... 107




# 第１章
# 調査実施の概要

# 第１章　調査実施の概要

## 1　調査の目的

平成30年度からの茅野市障害者福祉計画策定にむけて、障害者等の生活実態と保健福祉サービスに対する要望を把握し、障害者の自立と社会参加を促進し福祉施策を進める基礎データとする。

## 2　調査の設計

### （１）調査票の種類と対象者

| | |
|---|---|
| 身体障害 | 茅野市在住の身体障害者手帳をお持ちの方 550 人 |
| 精神障害 | 茅野市在住の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 350 人 |
| 知的障害 | 茅野市在住の療育手帳をお持ちの方 250 人 |
| 介護者・保護者 | 身体障害者・精神障害者・知的障害児者の介護者・保護者 500 人<br>（いずれも無作為抽出） |

### （２）調査期間と調査方法

① 調査期間　平成 28 年 10 月 1 日～10 月 31 日

② 調査方法　郵送による配布・回収

### （３）調査票の回収状況

| 対象者 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| ①　身体当事者 | 550 人 | 380 人 | 69.1% |
| ②　精神当事者 | 350 人 | 188 人 | 53.7% |
| ③　知的当事者 | 250 人 | 141 人 | 56.4% |
| ④　介護者・保護者 | 500 人 | 312 人 | 62.4% |
| 合計 | 1,650 人 | 1,021 人 | 61.9% |

## 3　報告書の見方について

### （１）電算処理の注意点

調査結果の数値については小数点第２位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

### （２）設問の注意点

- グラフにおける「n」とは、サンプル数を示しています。回答者を限定している問いもあるため、問いによってサンプル数が異なることがあります。
- 性別、年齢等の無回答があるため、全数とは一致しないことがあります。
- 比率はすべてパーセントで表し、小数点第２位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- 複数回答の問いは、回答者全員のうちで項目を選択した方がどれだけいるかを算出するため、各項目の比率の合計は 100%を超えます。



# 第２章
# 身体障害者手帳所持者調査結果



# 第２章　身体障害者手帳所持者調査結果

## 1　調査票回答者について

### ◆アンケート回答者について

調査票の回答者は、「本人がご自身で記入回答」が 69.5%（264 人）で最も多く、次いで、「本人の意思を『代筆』で記入」が 12.9%（49 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 9.2%（35 人）であった。

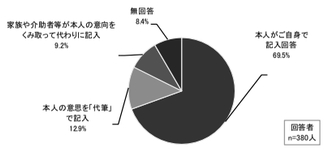


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 本人がご自身で記入回答 | 264 |
| 本人の意思を「代筆」で記入 | 49 |
| 家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入 | 35 |
| 無回答 | 32 |

### ◆本人以外の記入について

記入者は、ご家族が 71.6%（83 人）、その他は 8.6%（10 人）であった。

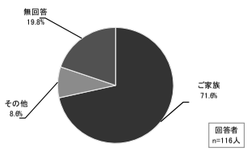


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ご家族 | 83 |
| その他 | 10 |
| 無回答 | 23 |

## Ⅰ　あなたご自身のことについて

### ●性別

性別は、「男」が 48.7%（185 人）、「女」が 51.1%（194 人）で、女性が若干多い。

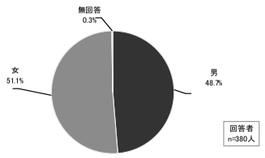


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 男 | 185 |
| 女 | 194 |
| 無回答 | 1 |



### ●年齢

年齢は、「60 歳代」が 23.7%、「70 歳代」が 32.9%、80 歳代が「24.7%」、「90 歳以上」が 3.9%、60 歳以上が 85%となっており、高齢者の占める割合が高くなっている。

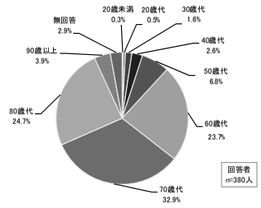


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 20 歳未満 | 1 |
| 20 歳代 | 2 |
| 30 歳代 | 6 |
| 40 歳代 | 10 |
| 50 歳代 | 26 |
| 60 歳代 | 90 |
| 70 歳代 | 125 |
| 80 歳代 | 94 |
| 90 歳以上 | 15 |
| 無回答 | 11 |

### ●地区

居住している地区は、「宮川」が 21.6%（82 人）、「ちの」が 19.2%（73 人）、「玉川」が 18.4%（70 人）で、３地区で全体のほぼ６割を占めている。

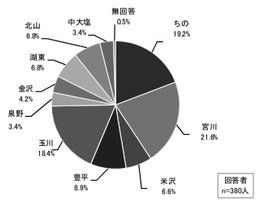


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ちの | 73 |
| 宮川 | 82 |
| 米沢 | 25 |
| 豊平 | 34 |
| 玉川 | 70 |
| 泉野 | 13 |
| 金沢 | 16 |
| 湖東 | 26 |
| 北山 | 26 |
| 中大塩 | 13 |
| 無回答 | 2 |

### ●同居家族の人数

**【同居家族】**

同居家族についての回答で最も多いのは「２人」42.9%（163 人）、次いで「３人」が 20.5%（78 人）、「１人」11.3%（43 人）である。

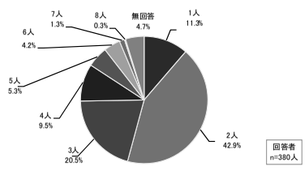


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 1 人 | 43 |
| 2 人 | 163 |
| 3 人 | 78 |
| 4 人 | 36 |
| 5 人 | 20 |
| 6 人 | 16 |
| 7 人 | 5 |
| 8 人 | 1 |
| 無回答 | 18 |

**【同居家族のうち、職業を持っている人】**

同居家族のうち、職業を持っている人は、「１人」が 26.0%（94 人）、「０人」が 18.5%（67 人）、「２人」が 15.7%（57 人）であった。

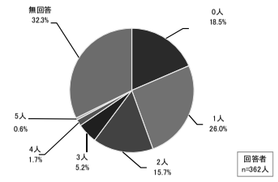


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ０人 | 67 |
| １人 | 94 |
| ２人 | 57 |
| ３人 | 19 |
| ４人 | 6 |
| ５人 | 2 |
| 無回答 | 117 |

## ●家族構成（現在同居している家族の状況）

ご家族の構成は、最も多いのが「『夫婦』のみの世帯」で 35.5%、「『夫婦と未婚の子』のみ、または『親と未婚の子』のみの世帯 26.1%であった。

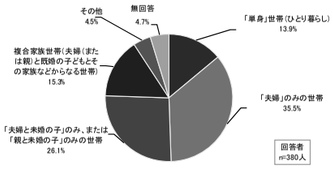


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「単身」世帯（ひとり暮らし） | 53 |
| 「夫婦」のみの世帯 | 135 |
| 「夫婦と未婚の子」のみ、または「親と未婚の子」のみの世帯 | 99 |
| 複合家族世帯（夫婦（または親）と既婚の子どもとその家族などからなる世帯） | 58 |
| その他 | 17 |
| 無回答 | 18 |

## ●高齢者世帯（65歳以上だけか、65歳以上の人と18歳未満の未婚の家族で構成される世帯）について

「はい」と回答したのは 48.4%（184 人）、「いいえ」と回答したのは 42.1%（160 人）で、全体の約半数が高齢者世帯であった。

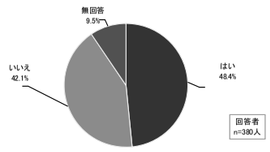


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| はい | 184 |
| いいえ | 160 |
| 無回答 | 36 |



## ●世帯の生計中心者について

世帯の生計中心者は、「本人」が 48.7%（185 人）、「配偶者」が 23.4%（89 人）、「子ども」が 12.4%（47 人）の順に多かった。

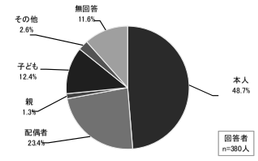


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 本人 | 185 |
| 配偶者 | 89 |
| 親 | 5 |
| 子ども | 47 |
| その他 | 10 |
| 無回答 | 44 |

## ●世帯の生計中心者の昨年の収入について

世帯の生計中心者の昨年の収入は、「150～300 万円未満」が 39.7%、「150 万円未満」が 25.5%、「300～500 万円未満」が 11.3%であった。

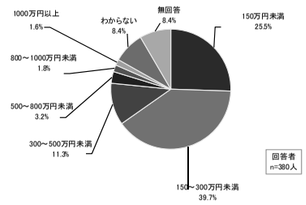


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 150 万円未満 | 97 |
| 150～300 万円未満 | 151 |
| 300～500 万円未満 | 43 |
| 500～800 万円未満 | 12 |
| 800～1000 万円未満 | 7 |
| 1000 万円以上 | 6 |
| わからない | 32 |
| 無回答 | 32 |





## ●主な障害の内容・種類について（複数回答）

障害の内容・種類は、「肢体不自由（下肢）」が最も多く 41.1%である。次いで、「肢体不自由（上肢）」が 17.4%、「心臓機能」が 16.8%となっている。肢体不自由と内部障害が多い。

**①障害の内容・種類**

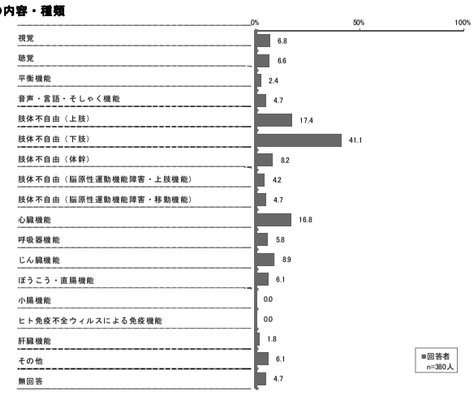


## ●主な障害の原因について（複数回答）

障害発生の原因は、疾病では「骨や関節の病気」が最も多く 20.0%、次いで「内部疾患」11.1%、「脳血管性の病気など（脳出血など）」が 8.7%となっている。

**②障害発生の原因（疾病）**

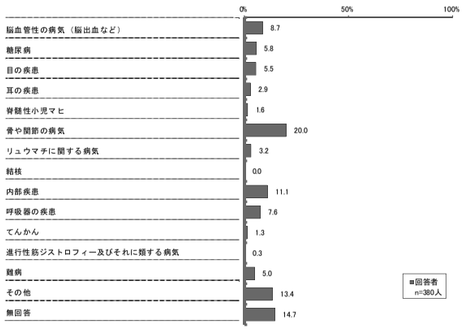




**（出産前後の障害）**

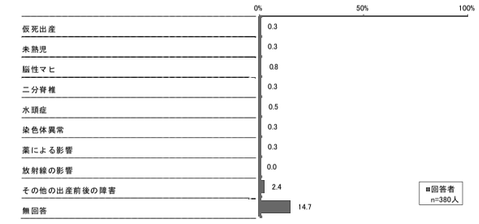


**（事故）**

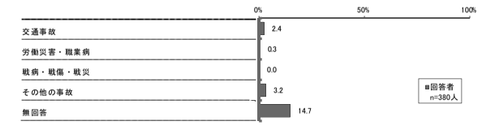


**（その他）**

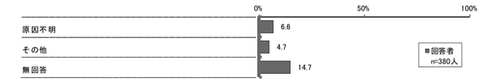


## ●障害発生の年齢について

障害発生の年齢については、「60 歳代」が 19.5%（74 人）、「50 歳代」が 15.8%（60 人）、「70 歳代」が 15.5%（59 人）の順に多かった。

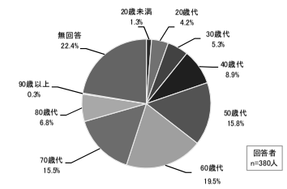


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 20 歳未満 | 5 |
| 20 歳代 | 16 |
| 30 歳代 | 20 |
| 40 歳代 | 34 |
| 50 歳代 | 60 |
| 60 歳代 | 74 |
| 70 歳代 | 59 |
| 80 歳代 | 26 |
| 90 歳以上 | 1 |
| 無回答 | 85 |

### ●身体障害以外の障害について

身体障害以外の障害の有無については、「ない」が 73.2%であった。身体障害と他の障害との重複が「ある」と回答したのは 14.7%であった。

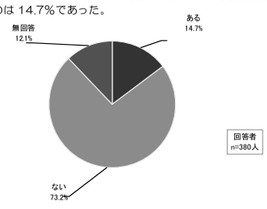


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 56 |
| ない | 278 |
| 無回答 | 46 |

### ●身体障害者手帳の等級について

身体障害者手帳の等級は、「１級」が 27.4%（104 人）、「2 級」が 9.5%（36 人）で、約４割が重度の障害となっている。

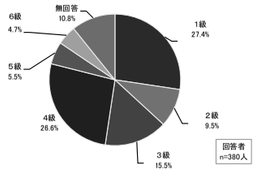


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 104 |
| ２級 | 36 |
| ３級 | 59 |
| ４級 | 101 |
| ５級 | 21 |
| ６級 | 18 |
| 無回答 | 41 |

### ●身体障害者手帳以外の障害者手帳の所持について（複数回答）

身体障害者手帳以外の手帳の所持は、「療育手帳」が 1.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 1.8%であった。

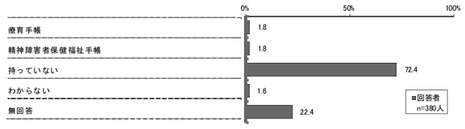




**【等級（療育）】**

**「療育手帳」と答えた手帳の等級**

療育手帳の等級は、「Ａ１」が 85.7%、「Ａ２」が 14.3%で、より重い等級が多かった。

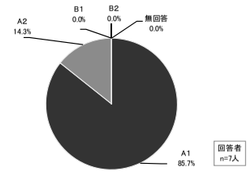


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| Ａ１ | 6 |
| Ａ２ | 1 |
| Ｂ１ | 0 |
| Ｂ２ | 0 |
| 無回答 | 0 |

**【等級（精神）】**

**「精神障害者保健福祉手帳」と答えた手帳の等級**

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「１級」が 42.9%、「２級」が 14.3%、「３級」が 14.3%で、より重度の等級が多かった。

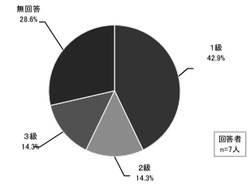


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 3 |
| ２級 | 1 |
| ３級 | 1 |
| 無回答 | 2 |

## Ⅱ　在宅福祉サービスの利用状況について

### 問１　障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について

障害者総合支援法による在宅福祉サービスは、「利用していない」が 73.9%、「利用している」が 15.8%で７割以上が利用していなかった。

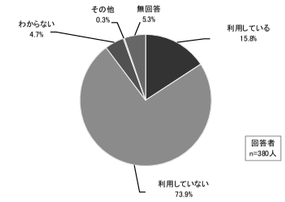


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 60 |
| 利用していない | 281 |
| わからない | 18 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 20 |





### 問２　障害支援区分の認定の有無について

障害支援区分の認定は、「受けていない」が 45.5%（173 人）、認定を「受けている」が 21.6%（82 人）で約半数が認定を受けていなかった。問１「障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果をふまえると、認定を受けている人の約７割がサービスを利用している。

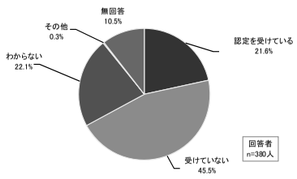


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 82 |
| 受けていない | 173 |
| わからない | 84 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 40 |

### 問３　介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について

介護保険法による在宅福祉サービスは、「利用していない」が 75.5%（287 人）、「利用している」が 16.1%（61 人）で、７割以上が利用していなかった。

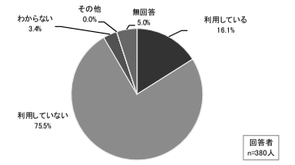


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 61 |
| 利用していない | 287 |
| わからない | 13 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 19 |

### 問４　介護保険の認定の有無について

介護保険の認定は、「認定を受けている」が 25.8%（98 人）、「認定を受けていない」が、60.0%（228 人）で６割が受けていなかった。問３「介護保険法による在宅福祉サービスの利用について」での集計結果をふまえると、認定を受けている人の約６割がサービスを利用している。

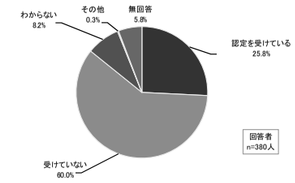


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 98 |
| 受けていない | 228 |
| わからない | 31 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 22 |



### 問５　今後の在宅福祉サービスの利用希望について

今後の在宅福祉サービスの利用は、「ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい）」が 16.8%、「必要になったら利用したい」が 58.9%、「利用したくない」が 5.0%であった。

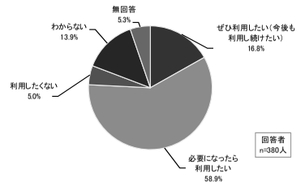


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい） | 64 |
| 必要になったら利用したい | 224 |
| 利用したくない | 19 |
| わからない | 53 |
| 無回答 | 20 |

### 問６　問５で「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）

利用したくない理由は、「とくに理由はない」が 36.8%、「家族や親族の介助でやっていけるから」が 21.1%、「配偶者などの介助だけでやっていけるから」が 15.8%であった。

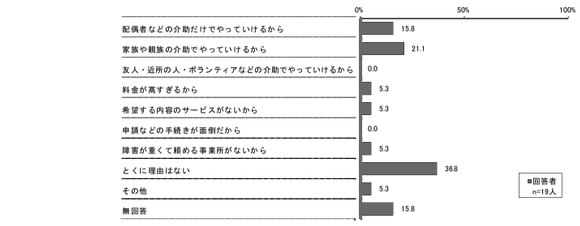

### 問７　保健福祉サービス必要時の家族親戚以外の相談先について

相談先として、「市役所」が最も多く 51.1%、次いで「各保健福祉サービスセンター」が 47.1%と、行政の窓口が多かった。「病院や開業医」は 27.9%であった。

最初に相談に行く場所は、市役所 16.2%、各保健福祉サービスセンター11.5%、病院や開業医が 6.2%であった。

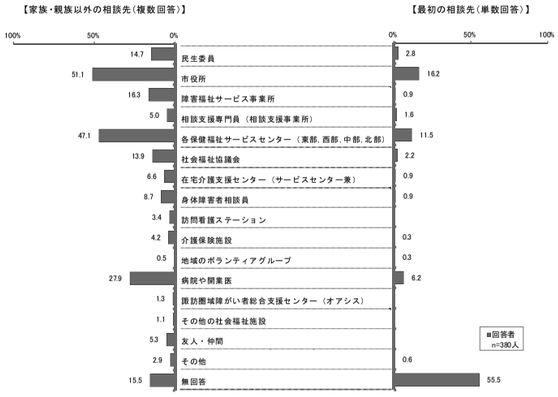




### 問８　災害発生直後に想定される不安について（複数回答）

災害直後の不安は、「情報を早く、正確に得ることができるかどうか不安である」が 51.8%、「家族や外部の人にすぐ連絡できるかどうか不安である」が 39.7%であった。

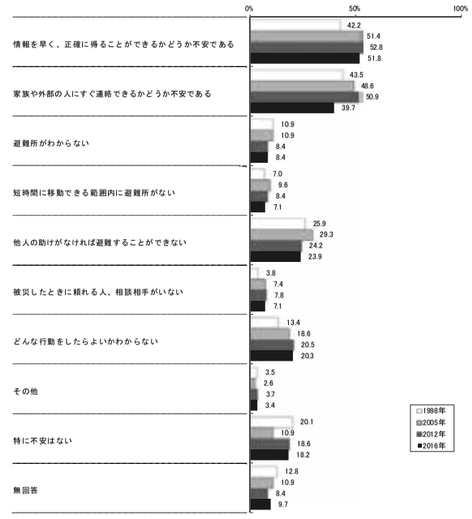


### 問９　非常時や災害対策の一つとして個人情報を提供することについて（複数回答）

災害対策として情報提供をすることは、「警察署や消防署に情報を提供してもよい」が 48.2%、「地区の役員や消防団に情報を提供してもよい」が 40.5%の順に多かった。一方、「プライバシーにかかわるので情報を提供したくない」は 7.9%であった。

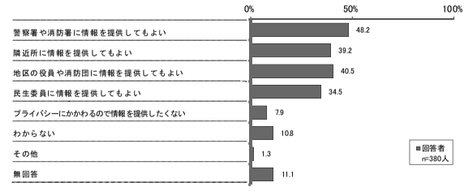








**Ⅲ　日常生活における不便の解消に関することについて**

### 問10　住まいの形態について

住まいの形態は、「持ち家（一戸建て）」が 87.9%で、約９割を占めていた。

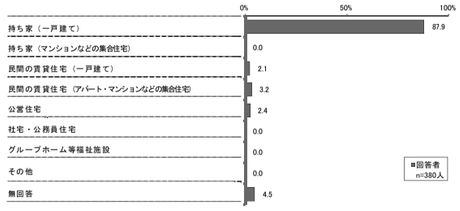


### 問11　住まいの改善・改造をしたい箇所について（複数回答）

住宅で改善・改修をしたいところは、「特にない」が 44.7%で最も多く、次いで、「浴室」17.9%、「手すりの設置」13.2%、「段差の解消」11.8%であった。

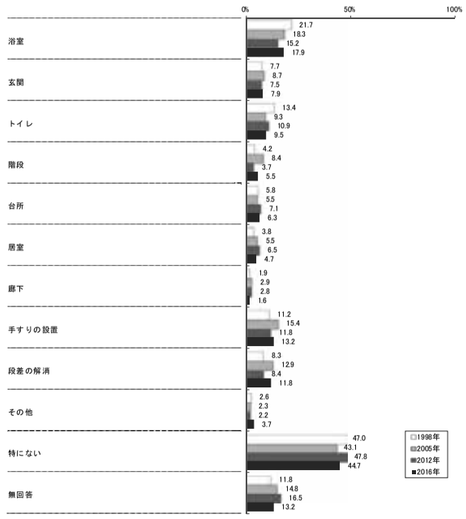






### 問12　日常生活における外出時の同伴者要否について

外出は、「ひとりで外出できる」が 55.3%、「必ず同伴者が必要」23.4%、「時々同伴者が必要」14.7%の順であった。

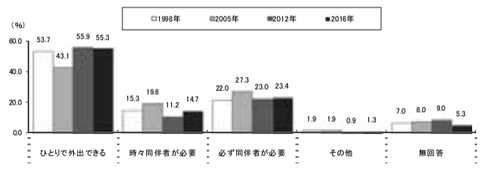


### 問13　問12で「必要」と回答した同伴者について

外出の際の同伴者は、「子ども及びその配偶者」が 55.2%、「配偶者」が 53.8%、「兄弟姉妹」18.6%と、ほとんどが家族によるものであった。「友人や仲間」は、10.3%であった。最も同伴することが多い人は、「配偶者」が 28.7%、「子ども及びその配偶者」が 8.4%であった。

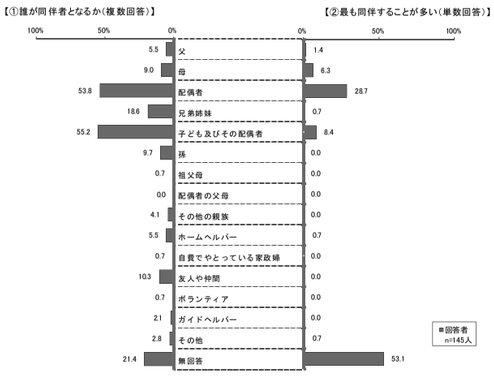

### 問14　外出時、街の中や建物の中で、困ったり不便に感じているところについて（複数回答）

街の中や建物の中で、困ったり不便を感じるところは、「買い物をする場所」17.6%、「交通手段」12.4%、「居住地の周辺」11.1%の順に多かった。

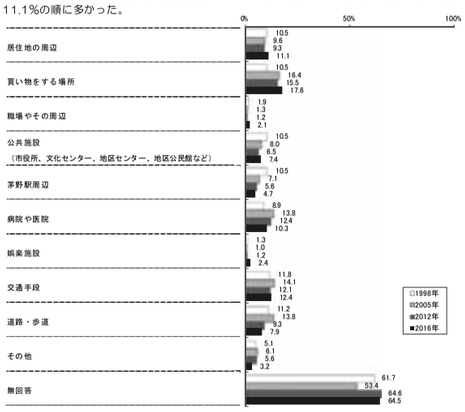


※不便な点の具体的な記述については、自由記述編参照





## Ⅳ　社会参加や地域活動について

### 問15　「自立に関する意見」についての考え方

自立に関する意見は、「家族の助けを借りて」が 28.9%、「援助やサービスを使って」が 24.2%で増えてきている。「できるだけ自分の力で」は 28.7%で減少傾向にある。

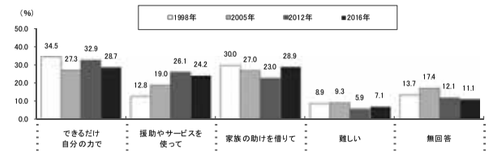


### 問16　「自立に関する意見」で何を重要視するか

自立に関する意見で重要視しているものとして最も多いのは、「⑦公的年金や賃金などを得て、経済的に暮らしが成り立つこと」が 45.0%、次いで「③趣味や余暇の時間を持ち、精神的にも充実していること」が 30.8%、「⑤身の回りの家事などの生活技術が身についていること」が 24.5%であった。「重要視する」との合計でも、同じ傾向である。

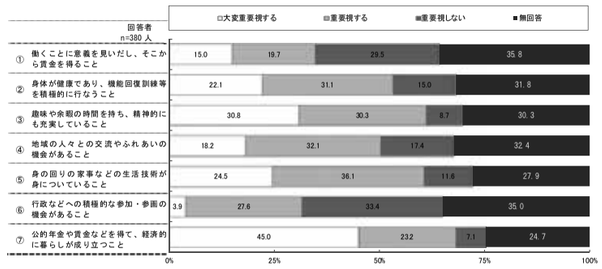






### 問17　社会福祉についての情報収集について（複数回答）

社会福祉の情報は、市の広報紙から得ているが 57.6%で最も多く、次いで、回覧板 36.8%、一般の新聞・雑誌 30.0%であった。

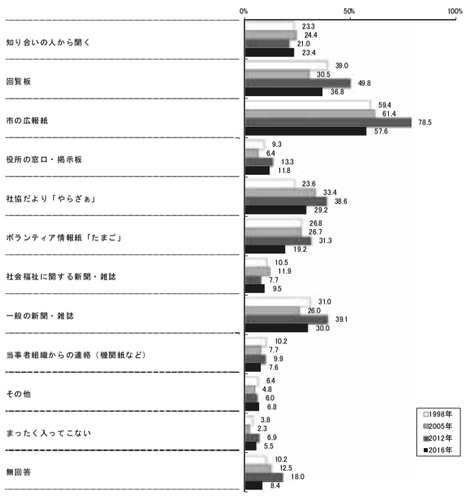


### 問18　近所で困った時に手伝いを頼める人の存在の有無について

困ったときに頼んだり手伝ってもらえる人は、「いざというときには頼める人がいる」が 43.2%、「いつでも気軽に頼める人がいる」が 21.8%と、頼める人がいる割合は６割を超えている。一方で、「何か頼める関係ではない」13.2%、「まったくいない」13.4%で、約３割の人は頼める人がいない状況にあり、その割合は徐々に増えてきている。

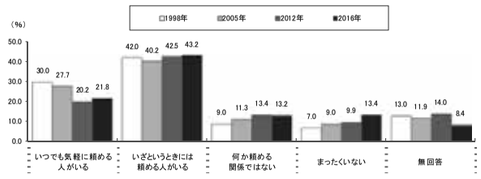






### 問19　自分と異なる障害のある人とのつきあいについて（複数回答）

普段の生活の中で、自分と異なる種別の障害のある人とのつきあいは、「特につきあう機会はない」が 41.6%と最も多く、次いで「家族や親戚としての関わり」が 20.0%であった。

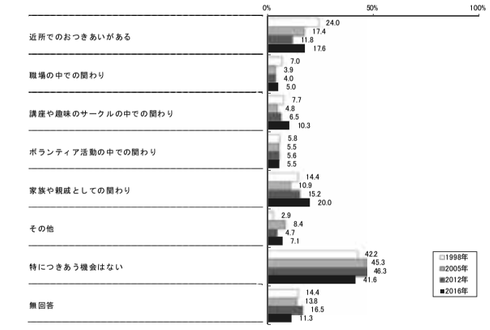


### 問20　活動等の参加について（複数回答）

活動については、高齢者クラブが 19.2%、公民館活動が 10.5%、自主的なサークル活動等が 9.2%の順に多いが、「何も参加していない」が 47.6%で最も多い。

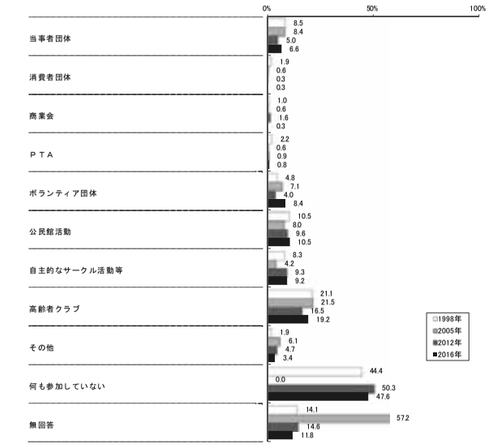

### 問21　この1年間に体験したこと、体験してみたいことについて（複数回答）

この１年間で体験したことは、「⑰ショッピング（県内外）」が 40.8%と最も多く、次いで「⑤日帰り旅行」が 29.5%、「⑥一泊以上の国内旅行」が 23.2%であった。

今後してみたいことは、「⑥一泊以上の国内旅行」が 20.3%で最も多く、次いで「⑤日帰り旅行」が 17.1%、「⑦海外旅行」が 11.8%、「③コンサート、演劇、映画鑑賞」が 11.6%であった。

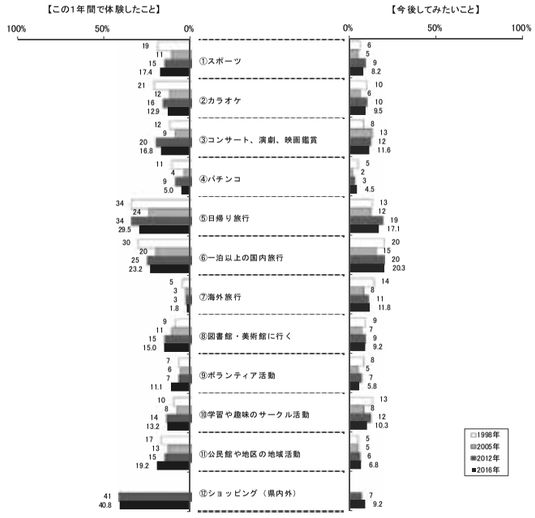


※　この１年間に体験したこと、してみたいことについての具体的な記述については、自由記述参照。





### 問22　問21で回答した体験をする上で、不便に感じること（複数回答）

不便に感じることとして、「費用がかかる」が 17.5%、「一緒に楽しむ仲間が少ない、またはいない」が 16.1%、「目的地までの交通が不便」が 15.3%の順に多かった。

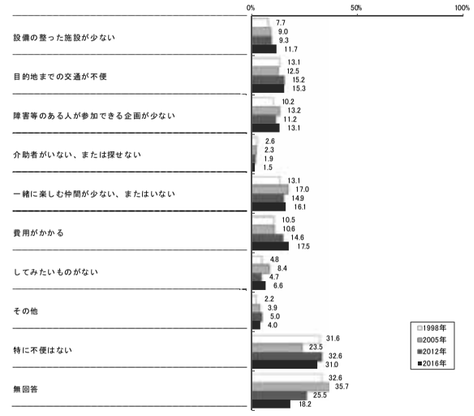


### 問23　日常生活において、障害によってあきらめたり、妥協したりしたこと

日常の生活を送る中で、障害があるためにあきらめたり、妥協したりしたことが「ある」は 36.6%、「ない」は 31.6%で、ある方が多かった。

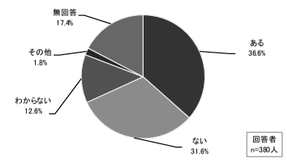


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 139 |
| ない | 120 |
| わからない | 48 |
| その他 | 7 |
| 無回答 | 66 |

※問 23-1「ある」場合の具体的な記述内容については、自由記述編参照

※問 23-2 あきらめたり妥協したりしないようになるための必要な支援について具体的な内容は、自由記述編参照





## Ⅴ　就労について

### 問24　収入のある仕事に就いているかどうか

「仕事をしている（休職中も含む）」のは 21.8%、「仕事をしていない」は 67.4%で、していない割合が年々増えている。

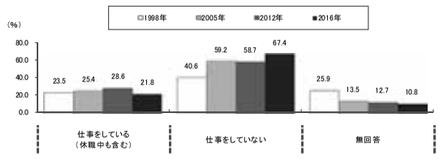


### 問24－1　問24「している」場合の勤務形態について。

勤務形態は、「アルバイト・パート・日雇」が最も多く 30.1%、次いで「自営業または家族従業員」が 26.5%、「会社員・団体の正職員」が 12.0%の順であった。

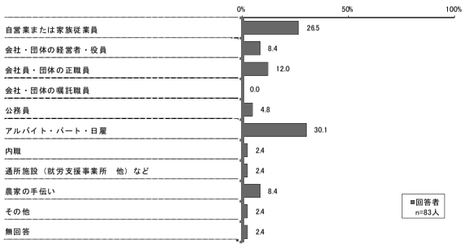


### 問24－2　問24「していない」その理由について

仕事していない理由は、「仕事をする年齢でない（高齢など）」が 71.9%で最も多く、「障害が重い」が 22.3%、「病気・病弱である」が 15.6%であった。

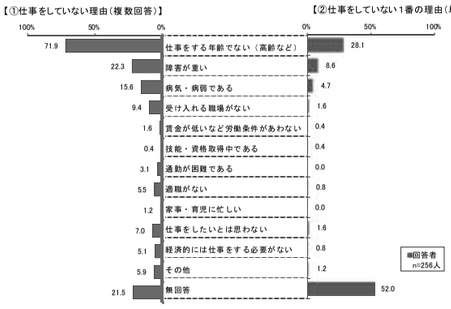




### 問25　適当な仕事がある場合の就職転職希望の有無について

適当な仕事があれば就職転職の希望は、「そのつもりはない」が 52.4%と最も多く、「就職したい」が 8.2%であった。そのつもりはないの割合が徐々に増えてきている。

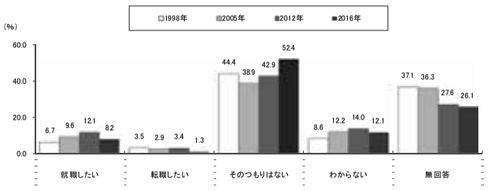


### 問26　必要と考える就労支援について

就労についての必要な支援は、「求人情報を提供してほしい」が 5.5%、「相談にのってほしい」が 3.4%、就職・転職先を一緒に探してほしい 2.1%であった。「支援必要はない」は、32.9%であった。

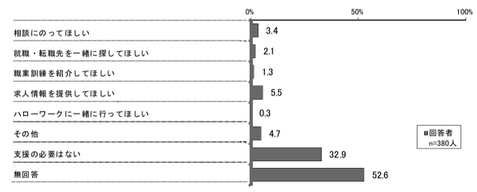


## Ⅵ　収入について

### 問27　定期的な収入について（複数回答）

定期的な収入は、「障害年金以外の年金」が 39.5%と最も多く、次いで「障害年金」が 16.3%、「勤め先の給料・役員手当等」が 11.3%であった。

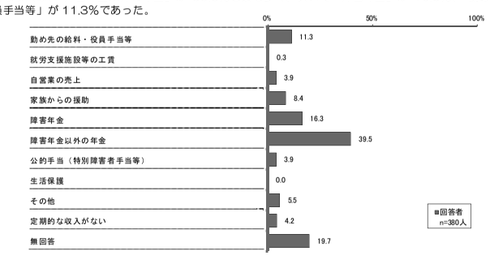

### 問28　ひと月あたりの平均的な収入について（年金、手当、仕送り等含む）

ひと月あたりの平均的な収入は、「5～10 万円未満」が 18.2%、「10～15 万円未満」が 17.1%、「15～20 万円未満」が 12.1%の順であった。

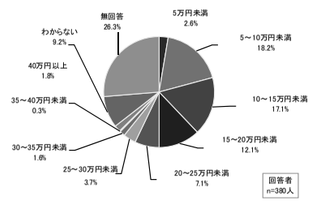


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 5 万円未満 | 10 |
| 5～10 万円未満 | 69 |
| 10～15 万円未満 | 65 |
| 15～20 万円未満 | 46 |
| 20～25 万円未満 | 27 |
| 25～30 万円未満 | 14 |
| 30～35 万円未満 | 6 |
| 35～40 万円未満 | 1 |
| 40 万円以上 | 7 |
| わからない | 35 |
| 無回答 | 100 |

## Ⅷ　障害者に対する住民理解について

### 問29　茅野市民の障害者に対する住民理解の進展について

障害者に対する住民理解については、「かなり進んできている」が 7.6%、「まあまあ進んできた」が 26.8%で、3 割以上が進んできたという評価である。

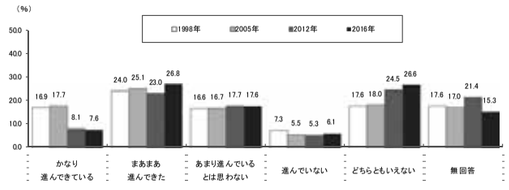


### 問30　地域住民の障害者に対する偏見や誤解の有無について

地域の人々の偏見や誤解があることについて、「あまり思っていない」が 33.4%、「思っていない」が 25.5%で、偏見や誤解はないと思っているという割合は約 6 割で、徐々に増えてきている。

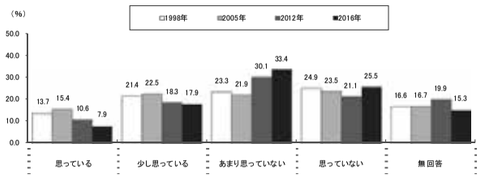




### 問31　障害を理由として差別を受けた経験の有無について

今までに障害を理由とした差別を受けた経験は、あるが 8.9%（34 人）、ないが 60.8%（231 人）であった。

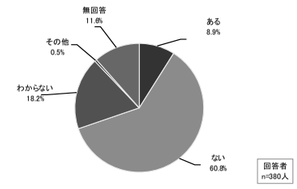


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 34 |
| ない | 231 |
| わからない | 69 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 44 |

### 問31-1　「ある」場合の差別を受けた時期について（複数回答）

差別を受けた時期は、「少し前（１年～５年前頃）」が 29.4%、「以前（５年～10 年前頃）」と「かなり昔（10 年以上前）」が各 23.5%、「最近（１年以内）」が 14.7%であった。

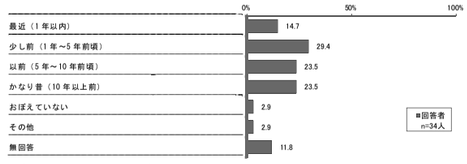


※問 31-2　問 31「ある」場合の具体的な出来事についての記述は、自由記述編参照





### 問32　障害者に対する住民理解を深めるための方法について（複数回答）

障害者に対する住民理解を深めるための方法として、「障害者自身が積極性を持つ」が 22.4%で最も多く、次いで、「障害者も使いやすい施設を作る」が 18.2%、「障害者が街に出かけやすい整備をすすめる」17.6%の順であった。

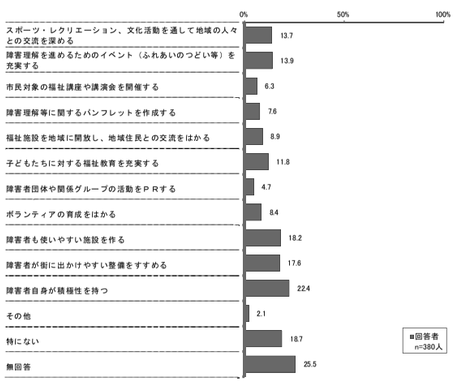


## Ⅸ　保健・医療に関することについて

### 問33　定期的な健康診断の受診について

定期的な健康診断は、「受けている」が 51.3%で徐々に減少し、「受けていない」が 35.0%で、増加傾向にある。

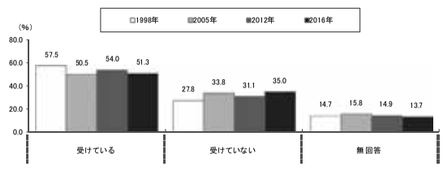




### 問34　かかりつけ医師の有無について

かかりつけの医師については、「かかりつけの医師がいる」が 83.7%（318 人）、「かかりつけの医師がいないので欲しいと思っている」が 4.7%（18 人）であった。

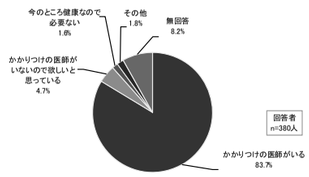


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| かかりつけの医師がいる | 318 |
| かかりつけの医師がいないので欲しいと思っている | 18 |
| 今のところ健康なので必要ない | 6 |
| その他 | 7 |
| 無回答 | 31 |

### 問35　歯の治療で悩んだり、困っていることについて

歯の治療で悩んだり、困っていることは、「悩みや困っていることがある」が 12.6%（48 人）で、「今のところは特にない」は、71.8%（273 人）であった。

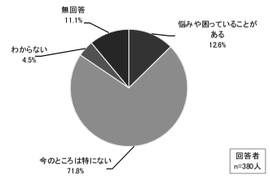


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 悩みや困っていることがある | 48 |
| 今のところは特にない | 273 |
| わからない | 17 |
| 無回答 | 42 |

※問 36　問 35「ある」場合、具体的な内容については自由記述編参照

## Ⅹ　人権と権利擁護について

### 問37　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか

虐待を見たり聞いたりしたことは、「ない」が 56.3%（214 人）、「ある」が 5.8%（22 人）であった。

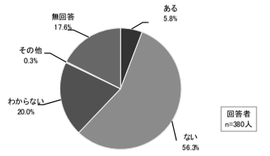


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 22 |
| ない | 214 |
| わからない | 76 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 67 |

※問 38　問 37「ある」場合の見聞きした内容については、自由記述編参照

### X　行政に対する評価について

問39　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）

茅野市における障害者福祉全般の印象について、「実際に相談やサービス利用はしていないが、制度があるだけで安心できる」が31.6%と最も多く、次いで、「以前のことはよくわからない・知らない」が24.2%、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が20.0%、「以前より気軽に相談やサービス利用ができるようになった」が16.1%の順に多かった。

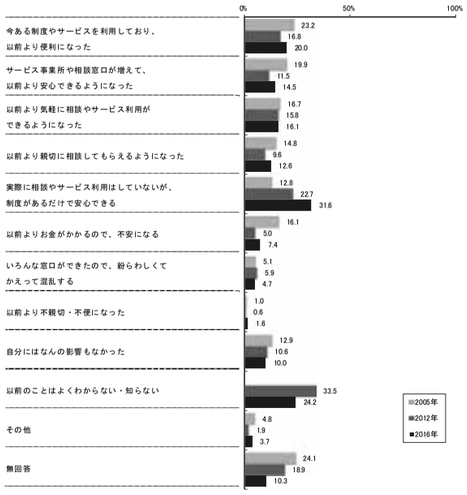


### 2　自由記述

問14　外出の際に街の中や建物の中で困ったり不便に感じているところはありますか。

| | |
|---|---|
| 居住地の周辺 | ・歩道のでこぼこ、交差点樹木や看板で見通しが悪い<br>・道路に段差がある<br>・道がガタガタして車がゆれるため車イスがすごくゆれる<br>・歩く道がきちっと整備されていない所が沢山あり危険である<br>・車椅子で安全に移動できる歩道が完備していない<br>・冬、雪が降り凍った時は外に出られない<br>・街灯が切れている所があり暗いので危ない |
| 買い物をする場所 | ・お店が遠い（車がないから）<br>・車がなければ行かれない<br>・駐車場に置いている車が夏場は暑くなって居られないので屋根がほしい<br>・身障者駐車場に他の車が停めてある。<br>・障害者の駐車場がいっぱいで停められない。<br>・洋式トイレがない所がある<br>・車椅子の確保がむずかしい時がある<br>・商品を購入した際点字・音声のガイドがあまりない |
| 職場やその周辺 | ・職場の駐車場が職場と離れている<br>・職員駐車場に障害者用の駐車場が無いのが残念 |
| 公共施設 | ・段差が多い |



| | |
|---|---|
| | ・車イスで公民館に入れない<br>・入り口はスロープがあるがその中へは段差があるし入れない<br>・駐車場のマナーです。障害者 P へ何にもない車が堂々と駐車したり高齢者マークの車が駐車している。障害者が駐車できない、非常にはらがたつ。<br>・オストミー専用トイレが少ない<br>・エレベーターがない<br>・市役所のカウンターは車イスの対応できる用になっていない、高い |
| 茅野駅周辺 | ・ホームに降りるエレベーターから歩く道を広くしてほしい<br>・タクシーや送迎者を待機する際屋根はあるが吹きさらしで冬期は寒くて待つのが大変<br>・障害者駐車場が少ない |
| 病院や医院 | ・主治医が遠くにいて不便<br>・障害者用駐車場がいつも満車で必要に応じて停めることが出来ない<br>・車からの乗り降りに時間がかかるので他の人にじゃま扱いされる<br>・どこに何科があるのかわかりづらい。手続きが複雑<br>・呼び出しに気付かない。先生が筆談に応じてくれない<br>・薬をもらった際の飲み方処方の仕方がわからない。領収書が読めない。診察券が読めない。お薬手帳が読めない。 |
| 娯楽施設 | ・スロープがほしい<br>・バリアフリーにあまりなっていない事が多い<br>・映画館では字幕音声ガイドが入っていると観ることができるが導入されていない |
| 交通手段 | ・車の運転ができなくなった時が不安<br>・今は車で動いているがバスになったら外出がむずかしい。<br>・市内循環バスの便が少ない<br>・バスの本数が少なく通勤に使用できない。特に夜間<br>・無人駅では駅員さんがいないので困る<br>・列車の遅れのアナウンスが聞き取れない<br>・サービス介助士の方が公共交通施設にいるととても助かる<br>・介護タクシーの予約をしなければならない・運転免許証を返納したので交通手段に苦労している。 |
| 道路・歩道 | ・でこぼこの道が多くて時々転びそうになり困っています<br>・歩道がない<br>・階段など高低差があるところ<br>・外灯が少なく歩道も凹みがあり整備してほしい<br>・高齢者の電動（車）などは車との接触しそうで怖い<br>・歩くのに時間がかかるので道を渡ることができません（信号も時間が足りない）<br>・点字ブロックのうえに物が置いてある、柱があるため注意してほしい。 |
| その他 | ・ハイブリッド車等音が静かなため音がわかりやすい機能を全車種に搭載してもらいたい。<br>・音声案内の信号機を全てにつけてほしい、設置する際に当事者の意思を聞いて欲しい。 |

問21　今後してみたいことの具体的内容

| | |
|---|---|
| 旅行 | ・体が良くなれば日帰り旅行などに行きたいと思います<br>・市内のドライブ<br>・体が自由でない為すべてだめです。体が良くなれば国内旅行などに行きたいと思います<br>・家族でハワイ旅行<br>・台湾・香港・シンガポールなど（短期滞在の範囲） |
| 趣味の活動 | ・渓流釣り<br>・短歌<br>・趣味でサークル活動に参加したい。 |
| スポーツ | ・右手が良くなったらゴルフをしたい<br>・ノルディックウォーキング、山歩き<br>・ゲートボール |
| ボランティア | ・大正琴、学習を積みながら各施設や保育園等にボランティアとして演奏活動<br>・ボランティア |
| その他 | ・図書館に行くと言うのは私の場合してみたい。行ってみたいは希望だけど実行には困難がともない無理だと思う。<br>・近くのスーパーでの買物をしたい。<br>・資格取得になる学習や講座 |

問23－1　日常生活であきらめたり妥協した内容

| | |
|---|---|
| 旅行・外出等 | ・急に不調になる事があるので海外等は不安で無理<br>・海外旅行、各種運動等体を使ってする事柄はほとんどできない<br>・外出したいが外で大人用の（寝台）オムツ替えする所がない<br>・自由に好きな場所に出かけたり楽しむこと<br>・一人では移動できない為介助者や交通手段を考え頼まなくてはいけない<br>・買物で重いものが持てない<br>・思いついた時に買物に行きたいが車いす利用なので誰かに頼んでつれて行ってもらわないといけない |
| コミュニケーション | ・聞こえない為に人と会うのがいやになる<br>・講話等があっても補聴器を使っても良く聞き取れなくて致しかたない<br>・言葉がうまく聞き取れないので自分のやりたい仕事が出来ない。旅行に行こうと思っても、電車やバスなどで緊急時の放送がわからないため、トンネルなどの事故の事を考えると不安になり気軽に行けない。生活の中であきらめたり妥協することが多すぎ、書ききれません。 |





| | |
|---|---|
| | ・見えないので、あらゆること妥協がいる。地域の敬老会や忘年会もあきらめている |
| 運動やスポーツ | ・右足障害不自由の為歩くのが大変<br>・足に障害があるので長く歩くことができない<br>・歩けないのであきらめています<br>・長い距離を歩かなければならない場所へは行かない<br>・心臓機能が悪い為スポーツが出来ない（走ること）<br>・ウオーキングとかに参加出来ない<br>・スポーツ（マレットゴルフ）などに参加したいが長い時間歩けない |
| 仕事 | ・仕事をするにしても、透析をしていると時間に合う様な仕事がなかなか無い<br>・ずっとしていた仕事をあきらめるしかなくなり辞めた<br>・重労働・過激仕事。<br>・仕事がない |
| 健康や体力 | ・長時間の行動が不可<br>・肺気腫の為、酸素吸入していても動くと息切れがする為個人行動できない<br>・週3回の透析に通う為その日にあたる行事や連続して（連日）の活動行事に参加ができない |

問23－2　どんな支援があればあきらめたり妥協しないようになると思いますか

| | |
|---|---|
| 交通手段の整備 | ・交通の便<br>・タクシー券は大変ありがたいです<br>・送り迎えをしてもらう<br>・予約をしなくても移動手段が得られるサービスがあればいい |
| 職場の理解 | ・受入職場の理解<br>・障害を熟知した指導者がいれば。 |
| 訓練等 | ・全く別の職種に転職するためにスキルを身につけたい（立ち仕事が無理なので）<br>・コミュニケーション（意思表示）のとり方を提案してくれ訓練してくれる人や施設 |
| サービスの充実 | ・出掛けたいときに一緒に出掛けてくれる人がいる<br>・耳が遠いので要約筆記が利用できると良い |
| その他 | ・自分と歩調を合わせてくれるような状況<br>・聴覚障害者とのコミュニケーション方法に関する啓発を行政や学校教育の場でいただけると助かります<br>・軽量の長時間酸素ボンベがあれば<br>・障害者トイレに大人用おむつ替えの台がほしい<br>・どんな支援よりも自分自身の意欲だと思います<br>・一生懸命やること、やる気を出させる<br>・他人様にご迷惑をかけたくありません |

問31－2　受けた差別の具体的内容

| |
|---|
| ・「障害者」という言葉をたびたび言われて嫌な思いをした。陰口を言われた。 |
| ・足を引きずって歩いていたので、差別用語をいわれた。いじめに何回もあった。 |
| ・障害があるということでボーナスを半分に減らされた。 |
| ・障害者になったときから賃金等の下げ、又退職へと勧められた |
| ・職場の同僚から「困る」と言われ、過度に緊張するようになった。職場の上司は相談に乗ってくださり、勤務配慮もありましたが耐えられません。 |
| ・上司が他の人には話しかけるが、自分には話しかけない。自分がそこにいないかのようにふるまう。他の人とは話す態度が明らかに違う。 |
| ・障害者だから、半人前とされ、給料も半分、仕事が遅いといわれ、時に突き飛ばされた。 |
| ・筆談に使う紙を投げるようにして渡す。早口で話して聞き取れないと理解力がないような態度をとる。聞こえるもの同士で話を決めた内容を一方的に押し付ける |
| ・電動車いすだとタクシーが避けて逃げる、乗せても嫌味をくどくいわれる |

問36　歯の治療の悩みや困っている事

| | |
|---|---|
| 入れ歯 | ・入れ歯が合わない、調子が悪い<br>・入れ歯なのでかたい物とか何でも食べられない<br>・入れ歯でしゃべる言葉や食事がうまくできない<br>・入れ歯をなくしてしまったがなかなか作れない |
| 虫歯 | ・虫歯がある、残りの歯が虫歯<br>・歯がボロボロなので、良い歯医者に行ってきれいにしたい |
| 治療の内容 | ・治療は受けているが、痛みがでるなど完全に治らない<br>・一般の歯科医院でみてもらえないため、遠くまで行かなければならないので大変<br>・使用できない麻酔薬があり大きな治療が大変。金属アレルギーのため治療費がかなり必要なため困っている。<br>・人工物が入っている為治療ごとに抗生剤を服用しないとならない為かかりつけの歯医者から口腔外科のある病院へ行くように言われ不便になった<br>・骨粗しょう症の薬を飲んでいるため、治療できない |
| その他 | ・入れ歯が合わなくなっているが、歯医者に通えない<br>・近くに信頼のおける歯医者がいない<br>・治療費が高くて行かれない。休みが不定期で予約できない<br>・歯の治療を受けたくても歯科医院に行くのが不便<br>・歯科の治療も詳細な説明が必要になる事がありますが、内容がすべて聞き取れず困ることがあった。<br>・体力的に行く元気や時間がない<br>・費用が高いので行けない |



問38　見たり聞いたりした虐待の内容

| | |
|---|---|
| テレビ・新聞等 | ・テレビや新聞のニュース |
| 職場 | ・障害者だからといって賃金を安くしている<br>・必要でなくなれば退職へとすすめる<br>・見た目では障害があるかどうかわからない人に強い口調で話をしていた<br>・面接の説明会があり、行っても仕事を与えてもらえず、ただいるだけで無視される |
| 施設 | ・入所者をトイレでたたいて怒っていた<br>・職員が入所者に対して冷たい対応、冷たい言葉かけをしていた |
| 家族 | ・家族が障害者に対し、暴言を吐いた |

【市の障害者福祉施策に対する意見・要望】

| | |
|---|---|
| 行政 | ・日頃大変お世話になりありがとうございます。更に市の障害者福祉施策向上をお願い申し上げます。<br>・特養の入所が困難です。どうすればいいと思いますか。介護保険の制度がきびしくなるばかりです。国のやることで市ではどうにもならないのはわかります。でもこれでいいんですか、みんな年はとるんですよ<br>・茅野市が障害者を含む福祉施策に力を入れてきた歴史は良く理解できます。年金制度や介護など根本的には国の姿勢や取り組みにかかっていますが、限界がある中で弱者に寄り添ったきめ細かい施策が出来るのは、現場がありまた自治体の姿勢によるところが大きいと思います。一朝一夕には前進しませんが地道な努力を期待しています。福祉関係の推進は身近な地域のボランティアに依拠することがますます増えてきますが、援助する側も高齢化しているのが実態です。又、全くの無償ボランティアが制度化・組織化することを提案します。地域の現状で感じることは市の職員や退職されたメンバーが地元の福祉活動にもう少し有効な活躍をしていただくことが出来ないか（業務以外に）再考して頂けると幸いです。<br>・市役所の職員さんや福祉関係の皆様方全員が地域に強く密着しており、それが都会と違って一番の利点となっているが、逆に近所の人達や学校の同級生や知人など多くの方の個人情報等が身近に氾濫していると思われるが、その様な情報管理の徹底と個々には公務員としての守秘義務のルールの徹底を是非お願いします。<br>・年1回障害年金みたいなお金が 5000 円出るとか年間 5000 円で何ができますか。せめて障害者には公共交通機関の割引ぐらいしてもらえると助かります。 |
| 制度やサービス | ・足が不自由な人にあっち行け、こっちに行けとたらいまわしにするのはどうかと思います。字が書けない人に書類に記入しろというのもどうかと思います。<br>・用具の給付有り難く感謝致します。<br>・市の施設でも少し安くだれでも利用出来る様な場所がほしい。無理とは思いますが障害になった時に公共施設で大勢の人に利用できる場所がほしい<br>・心臓機能障害なのですが加えて足も悪く、通院や買い物に行くのに交通手段に困ります。どうしてもタクシー利用が多くなります。茅野市ではその補助として「ふれあいタクシー乗車券」を発行していただいています。これは有り難いです。助かります。運転手さんも快く対応してくれます。公共バスの運行についても配慮をいただいています。障害者のみならず自家用車の運転をやめた高齢者にとっては有り難い事です。ぜひこうした施策を続けて下さい。<br>・我々にとって他人のやさしさが日々の元気となってかえってくる。自分は自分、他人は他人の考えはすてて欲しい。それがどれくらい心にやすらぎを与えてくれるか。やさしい心をもって接して欲しい。<br>・障害のある人の気持ちをちゃんとひろってほしい。いろんな気づかいを継続してほしい。職員をコロコロ変えないでほしい。実際に障害のある人を職員に登用してほしい |
| 環境・施設の充実 | ・デイサービスで病院の送迎のサービス券があるので大変助かりたいと思って利用させてもらっています。<br>・スーパー等において障害者や高齢者の駐車場が少なすぎるので指導等をしてもらいたい。<br>・金融機関には車いすがなくて不便です。行事が必要なときは妻が一緒です。販売店には車いすが無くて不便ですので行かれません |
| 就労 | ・障害者の賃金が低い（低すぎ）ので健常者と同じくらいにしてほしい。家を変えるにもお金がかかるので障害者の方でも暮らすことが出来る家賃の家を紹介して欲しい。 |
| 医療関係 | ・医療費については無料になるので助かっています。仕事は障害というリスクがありなかなか受け入れてもらえない。収入も少ないので家族に迷惑をかけている。企業も障害者に対してもっと目を配ってほしい。<br>・介護施設に行っても病気があるためすぐ帰されてしまったりするので、医療と一緒になった介護施設があったらいいと思います。治療をしながら介護をしてもらえれば嬉しいです。買い物に行っても車イスストーターが店内には入れません。スクーターを止めてはって車いすの所まで行った事が何度もありました。<br>・医療的ケアのある人は医療行為があるため、通所を受け入れてもらえなかったりホームヘルプなども看護師でないから受けられなかったりと言う事があり、結局親がケアするしかないことになっています。ショートステイもなかなかしてもらえません。医療的ケアのある人でも受けられるサービスをもっと増やしてほしいと思います。（茅野市内でも医療的ケアのある人がいける（通所できる）施設をつくってほしいです。今、通所している施設もあるのですが他の市町村にあり親が車で送迎しているので負担も多く大変です。市内に通える施設（送迎つき）があるとどもうれしいです。<br>・ショートを使いたいと思ってもやりくりをしてくれる所がなくて、あっても 1 日 1 単位 20 分ではとても有意義には過ごせず、結局家に過ごす事になってしまう。負担がすべて私に来てしまって、1 日 3 時間おきに体を動かさないとかたまってしまって、さらに本人がつらく昼夜問わず体位変換が重要です。病院のショートの受け入れが無くなり正直参りました。1 日 20 分では家にいた方がいい 1 時間来てくれるし、訪問介護や在宅マッサージがありデイを利用して暮らしていますが、夜間、あとはリハがない日は私が動かすことになります。もう少しリハビリが受けられる施設があると又ショートの受け入れがあると私もありがたいです。介護をする人にもやさしい市である事を願います。 |

# 第３章
# 精神障害者手帳所持者調査結果





## 第３章　精神障害者手帳所持者調査結果

### 1　調査票回答者について

#### ◆アンケート記入者について

記入者は、「本人がご自身で記入回答」が 71.8%（135 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 13.8%（26 人）の順に多かった。

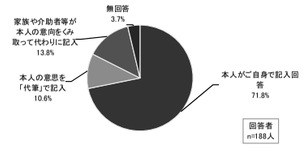


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 本人がご自身で記入回答 | 135 |
| 本人の意思を「代筆」で記入 | 20 |
| 家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入 | 26 |
| 無回答 | 7 |

#### ◆本人以外の記入について

記入した方とご本人との関係は、「ご家族」が 77.4%（41 人）、「その他」が 9.4%（５人）であった。

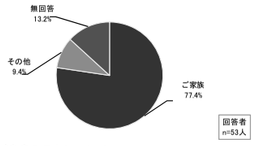


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ご家族 | 41 |
| その他 | 5 |
| 無回答 | 7 |

### I　あなたご自身のことについて

#### ●性別

性別は、男性が 50.5%（95 人）、女性が 49.5%（93 人）であった。

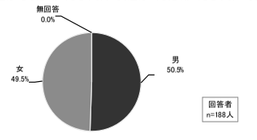


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 男 | 95 |
| 女 | 93 |
| 無回答 | 0 |

#### ●年齢

年齢は、「40 歳代」が 23.9%と最も多く、次いで、「50 歳代」が 20.7%であった。30 歳代～50 歳代の合計が、全体の６割を超えている。

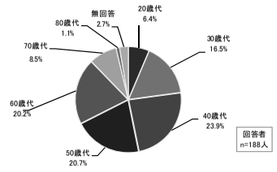


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 20 歳代 | 12 |
| 30 歳代 | 31 |
| 40 歳代 | 45 |
| 50 歳代 | 39 |
| 60 歳代 | 38 |
| 70 歳代 | 16 |
| 80 歳代 | 2 |
| 無回答 | 5 |





#### ●地区

地区は、「宮川」が 28.7%、「ちの」が 19.7%、「玉川」が 18.6%と、３地区で約７割を占めている。

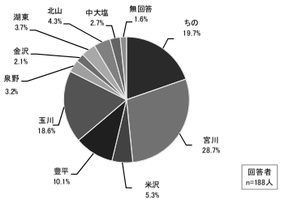


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ちの | 37 |
| 宮川 | 54 |
| 米沢 | 10 |
| 豊平 | 19 |
| 玉川 | 35 |
| 泉野 | 6 |
| 金沢 | 4 |
| 湖東 | 7 |
| 北山 | 8 |
| 中大塩 | 5 |
| 無回答 | 3 |

#### ●同居家族の人数

**【同居家族】**

同居家族は、「３人」が 30.3%と最も多く、次いで「２人」が 26.1%、「１人」が 19.1%、「４人」が 12.8%と身体障害者と比較して、同居家族が多い傾向にあった。

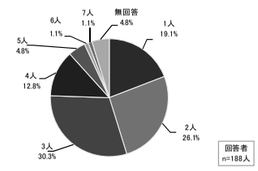


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １人 | 36 |
| ２人 | 49 |
| ３人 | 57 |
| ４人 | 24 |
| ５人 | 9 |
| ６人 | 2 |
| ７人 | 2 |
| 無回答 | 9 |

**【同居家族のうち、職業を持っている人】**

同居家族のうち、職業を持っている人は、「１人」が 30.7%、「０人」が 23.5%、「２人」が 16.2%であった。

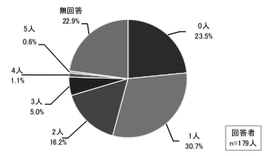


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ０人 | 42 |
| １人 | 55 |
| ２人 | 29 |
| ３人 | 9 |
| ４人 | 2 |
| ５人 | 1 |
| 無回答 | 41 |





#### ●家族構成（現在同居している家族の状況）

ご家族の状況は、「『夫婦と未婚の子』のみ、または『親と未婚の子』のみの世帯」が 37.8%と最も多く、次いで、「『単身』世帯（ひとり暮らし）」が 20.7%であった。

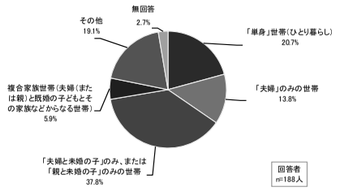


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「単身」世帯（ひとり暮らし） | 39 |
| 「夫婦」のみの世帯 | 26 |
| 「夫婦と未婚の子」のみ、または「親と未婚の子」のみの世帯 | 71 |
| 複合家族世帯（夫婦（または親）と既婚の子どもとその家族などからなる世帯） | 11 |
| その他 | 36 |
| 無回答 | 5 |

#### ●高齢者世帯　（65歳以上だけか、65歳以上の人と18歳未満の未婚の家族で構成される世帯）について

「はい」と回答したのは 25.5%（48 人）、「いいえ」と回答したのは 70.2%（132 人）であった。

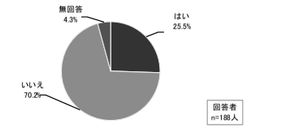


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| はい | 48 |
| いいえ | 132 |
| 無回答 | 8 |

#### ●世帯の生計中心者について

世帯の生計中心者は、「本人」と「親」が同数でそれぞれ 33.5%（63 人）、次いで「配偶者」が 18.1%（34 人）の順であった。

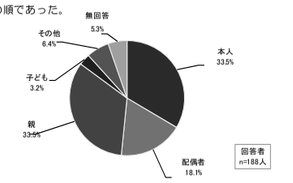


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 本人 | 63 |
| 配偶者 | 34 |
| 親 | 63 |
| 子ども | 6 |
| その他 | 12 |
| 無回答 | 10 |

#### ●世帯の生計中心者の昨年の収入について

世帯の生計中心者の昨年の収入は、「150 万円未満」が 35.1%と最も多く、次いで「150～300 万円未満」が 27.7%であった。

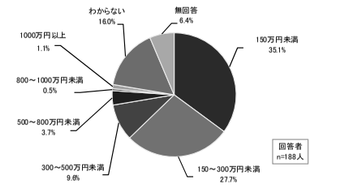


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 150 万円未満 | 66 |
| 150～300 万円未満 | 52 |
| 300～500 万円未満 | 18 |
| 500～800 万円未満 | 7 |
| 800～1000 万円未満 | 1 |
| 1000 万円以上 | 2 |
| わからない | 30 |
| 無回答 | 12 |

### ●精神障害者保健福祉手帳の等級について

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「１級」が 53.7%、「２級」が 30.3%、「３級」が 6.9%で、より重度の手帳取得者が多い。

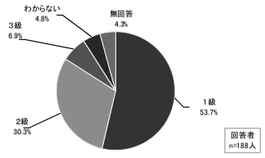


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 101 |
| ２級 | 57 |
| ３級 | 13 |
| わからない | 9 |
| 無回答 | 8 |

### ●精神障害者手帳以外の障害者手帳の所持について（複数回答）

精神障害者保健福祉手帳以外の手帳は、「持っていない」が 71.3%であるが、「身体障害者手帳」が 9.6%、「療育手帳」は 2.1%が持っていた。

**【精神以外の手帳】**

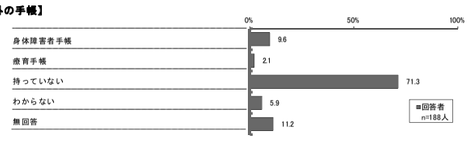


**【等級（身体）】**

身体障害者手帳の等級は「１級」が 50.0%と最も多く、「２級」が 11.1%、「３級」が 16.7%となっている。

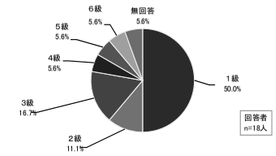


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 9 |
| ２級 | 2 |
| ３級 | 3 |
| ４級 | 1 |
| ５級 | 1 |
| ６級 | 1 |
| 無回答 | 1 |

**【等級（療育）】**

療育手帳の等級は、「Ｂ１」が１人、「Ｂ２」が３人で、比較的軽度の等級であった。

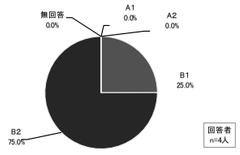


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| Ａ１ | 0 |
| Ａ２ | 0 |
| Ｂ１ | 1 |
| Ｂ２ | 3 |
| 無回答 | 0 |

## Ⅱ　在宅福祉サービスの利用状況について





### 問１　障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について

障害者総合支援法の在宅福祉サービスの利用は、「利用している」が 11.2%、「利用していない」が 80.3%で、利用していない割合が８割を超えていた。

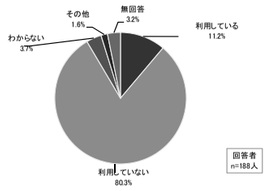


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 21 |
| 利用していない | 151 |
| わからない | 7 |
| その他 | 3 |
| 無回答 | 6 |

### 問２　障害支援区分の認定の有無について

障害支援区分の認定は、「認定を受けている」が 25.0%、「受けていない」が 26.1%であった。「わからない」が 44.1%と最も多かった。問１「障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果を踏まえると、認定を受けている人の約４割がサービスを利用している。

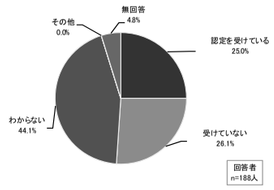


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 47 |
| 受けていない | 49 |
| わからない | 83 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 9 |

### 問３　介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について

介護保険法による在宅福祉サービスの利用は、「利用している」が 6.9%（13 人）、「利用していない」が 82.4%（155 人）であった。

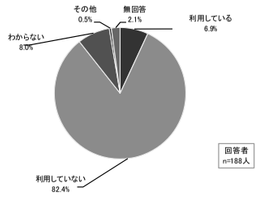


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 13 |
| 利用していない | 155 |
| わからない | 15 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 4 |





### 問４　介護保険の認定の有無について

介護保険の要介護認定を「受けている」は 10.6%（20 人）、「受けていない」は 69.1%（130 人）であった。問３「介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について」の集計結果を踏まえると、認定を受けている人の約６割がサービスを利用している。

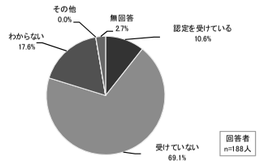


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 20 |
| 受けていない | 130 |
| わからない | 33 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 5 |

### 問５　今後の在宅福祉サービスの利用希望について

今後の在宅サービス利用意向は、「ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい）」が 17.0%、「必要になったら利用したい」が 51.6%、「利用したくない」が 7.4%であった。

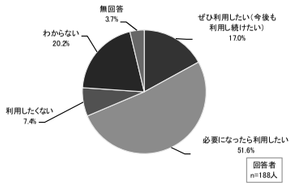


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい） | 32 |
| 必要になったら利用したい | 97 |
| 利用したくない | 14 |
| わからない | 38 |
| 無回答 | 7 |

### 問６　問５で「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）

利用したくない理由は、「配偶者などの介助だけでやっていけるから」「とくに理由はない」が各 35.7%、「申請などの手続きが面倒だから」が 21.4%であった。

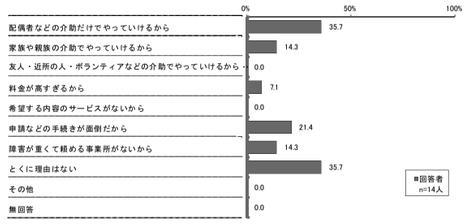






### 問７　保健福祉サービス必要時の、家族・親戚以外の相談先について

家族・親戚以外に相談に行くところは、市役所」が 52.1%と最も多く、次いで「各保健福祉サービスセンター」が 48.4%、「病院や開業医」が 42.6%であった。

最初に相談に行くところは、市役所が最も多く 36.7%、次いで、各保健福祉サービスセンターが 17.6%、病院や開業医が 12.2%であった。

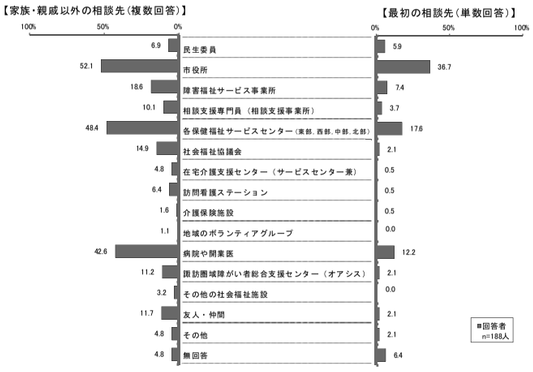


## Ⅲ　住まいについて

### 問８　現在の住まいについて

現在の住まいは、「自宅（家族と同居）」が 62.8%（118 人）で最も多く、次いで「賃貸アパート（ひとり暮らし）」が 9.0%(17 人)、「自宅（ひとり暮らし）」が 6.9%（13 人）、「病院に入院中」が 6.4%（12 人）であった。

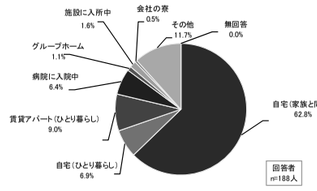


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 自宅（家族と同居） | 118 |
| 自宅（ひとり暮らし） | 13 |
| 賃貸アパート（ひとり暮らし） | 17 |
| 病院に入院中 | 12 |
| グループホーム | 2 |
| 施設に入所中 | 3 |
| 会社の寮 | 1 |
| その他 | 22 |
| 無回答 | 0 |

### 問９　将来住みたい場所について

将来住みたい場所は、「自宅（家族と同居）」が 48.4%と最も多いが、徐々に減少している。「自宅（ひとり暮らし）」が 10.6%、「賃貸アパート（ひとり暮らし）」が 6.4%、「グループホーム」が 5.3%、「わからない」が 17.6%であり、割合が徐々に増加している。

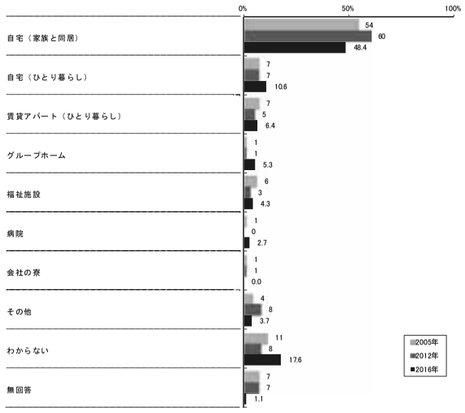






### 問10　問９で回答した場所に住むために必要な制度やサービスについて（複数回答）

将来住みたいところに住むために必要な制度やサービスは、「家族の理解」が 38.2%、「医療の充実」が 27.0%、「近隣の理解」が 26.3%、「食事サービス」が 24.3%の順に多かった。

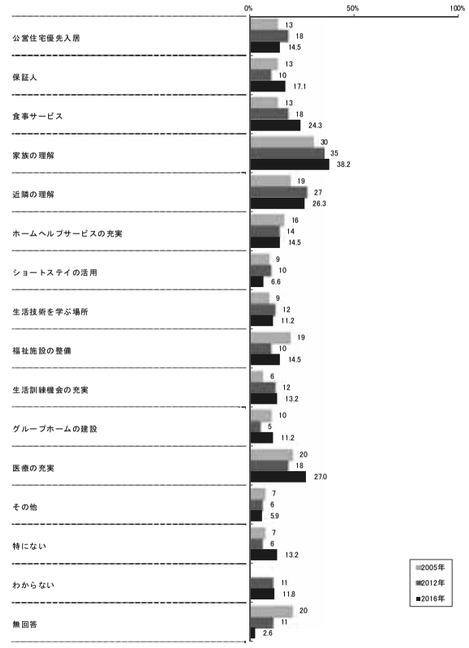






## Ⅳ　日常生活および地域生活について

### 問11　日常生活において、主に手助けを受けている人について（複数回答）

日常生活での手助けは、「両親」が 42.6%、「配偶者」が 29.3%、「兄弟姉妹」が 20.7%、「娘・息子（その配偶者も含む）」、「施設職員」が各 14.4%と、親族によるものが多い。

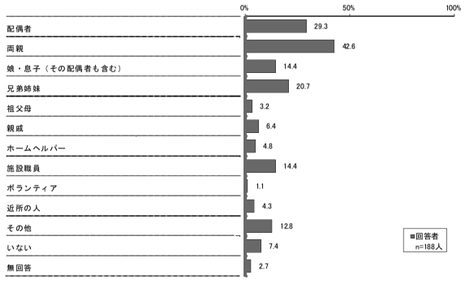


### 問12　現在の生活の満足度について

現在の生活の満足度は、「満足している」が 42.6%、「不満である」が 25.0%、「わからない」が 29.3%であった。

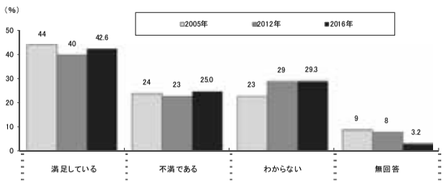


※問 13　問 12 で「不満である」と回答したその理由については、自由記述欄参照

### 問14　日常の過ごし方について（複数回答）

日頃の過ごした方は、「自宅で過ごしている」が 60.6%と最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所・地域活動支援センター等に通っている」が 21.3%であった。

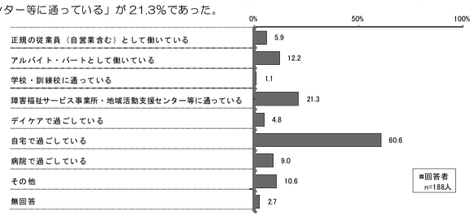






### 問15　希望する日頃の活動について（複数回答）

希望する日頃の活動は、「自宅で過ごしたい」が 51.6%と最も多いが、「アルバイト・パートとして働きたい」25.5%、「正規の従業員（自営業含む）として働きたい」が 24.5%と、働くことに意欲的な意見も多くみられ、徐々に増えてきている。

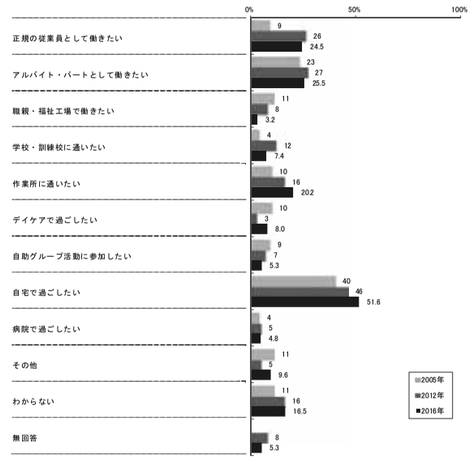


※問 16　生活で最も希望していることについては、自由記述欄参照

### 問17　現在の生活で不安なことについて（複数回答）

現在の生活で不安なことは、「病気の再発や悪化への不安」が 54.3%と最も多く、次いで、「経済的なことが不安」47.3%、「親がいなくなった後が不安」33.5%であった。

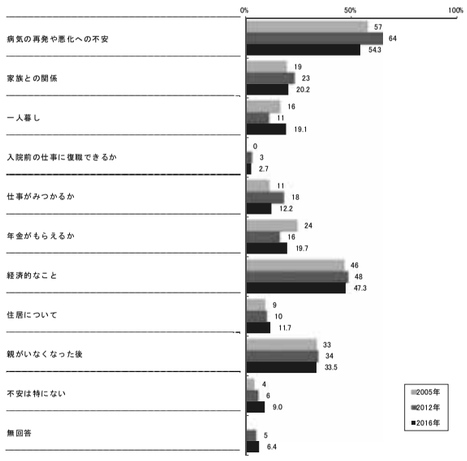


### 問18　日常生活の中で困っていることについて（複数回答）

日常生活の中で、困っていることは、「急に具合が悪くなった時の対処」が 28.2%、「部屋の掃除や整理整頓」が 27.1%、「食事の準備や調理」が 18.1%、「近所の人との会話や付き合い」が 17.0%、「規則正しい生活をすること」が 16.5%の順に多かった。

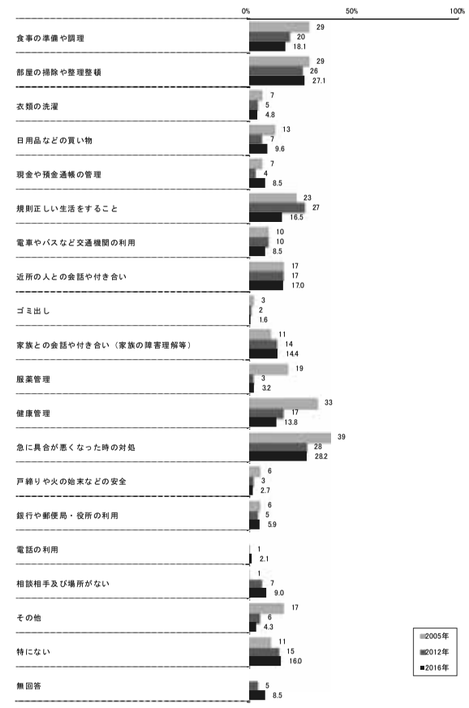










### 問19　地域で生活していく上で必要なものについて（複数回答）

地域で生活していくうえで必要なものは、「相談にのってくれる市町村の精神保健福祉専門の職員」が 50.5%で最も多く、次いで「具合が悪くなったらいつでも診療してくれる、かかりつけの病院・診療所」が 44.1%、「相談にのってくれる病院・診療所の相談員」が 38.3%で、上位３位は、過去の回答傾向と同じである。

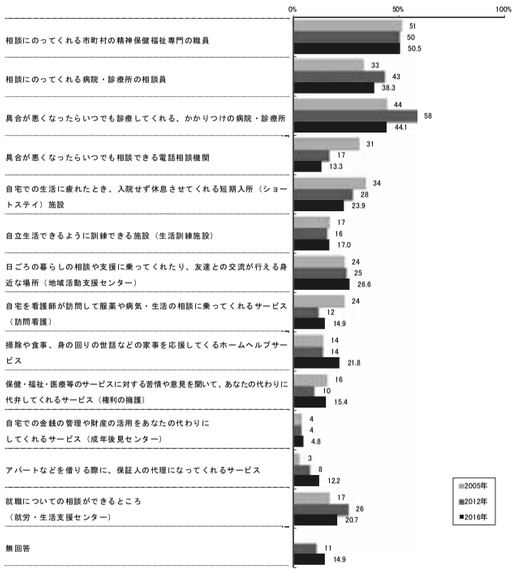


### 問20　日常生活において、障害によってあきらめたり、妥協したりしたこと

日常生活を送る中で、障害があるためにあきらめたり、妥協したことが「ある」は 45.7%で、「ない」は 21.3%であった。

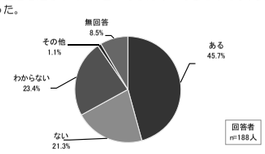


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 86 |
| ない | 40 |
| わからない | 44 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 16 |

※問 20-1　問 20「ある」場合の具体的な事柄については、自由記述欄参照

※問 20-2　あきらめたり妥協したりしないようになるために必要な支援については、自由記述欄参照







### 問21　障害を理由として差別を受けた経験の有無について

障害を理由とした差別を受けた経験が「ある」は 28.2%、「ない」は 39.9%、「わからない」は 25.5%であった。

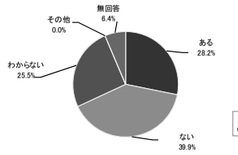


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 53 |
| ない | 75 |
| わからない | 48 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 12 |

### 問21-1　「ある」場合の差別を受けた時期について

差別を受けた時期は、「最近（１年以内）」と「少し前（１年～５年前頃）」が各 28.3%で、最も多かった。

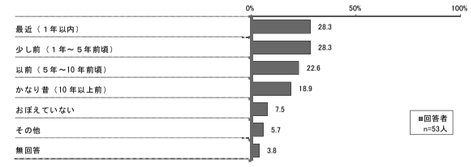


※問 21-2　問 21「ある」場合の具体的な出来事については、自由記述欄参照

## Ⅴ　就労について

### 問22　仕事の有無

現在仕事を「している」は 28.2%、「していない」は 64.9%で、前回調査よりしている人の割合が、増加の傾向を示している。

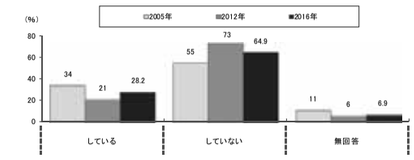

### 問23　問22「している」場合の職業形態について

職業の形態は、「就労支援施設等に通所」が 37.7%（20 人）と最も多く、次いで、「パート・アルバイト」が 35.8%（19 人）、「自営業」が 15.1%（8 人）の順であった。

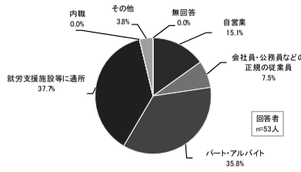


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 自営業 | 8 |
| 会社員・公務員などの正規の従業員 | 4 |
| パート・アルバイト | 19 |
| 就労支援施設等に通所 | 20 |
| 内職 | 0 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 0 |

### 問24　「していない」場合の理由について（複数回答）

仕事をしていない理由は、「障害・病気などの健康上の問題」が 77.9%と最も多く、次いで「適当な職業、職場がない」が 30.3%、「通勤が困難である」が 15.6%の順であった。

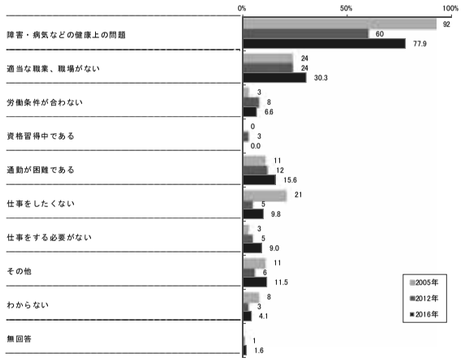


### 問25　仕事に対する気持ちについて

仕事に対する気持ちでは、「できれば働きたい」が 34.0%、「ぜひ働きたい」が 21.8%と多く、働きたい気持ちが高い傾向にある。

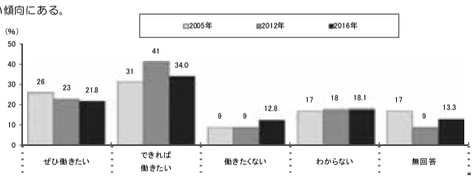






### 問26　自身の就労について必要な支援（複数回答）

就労についての支援は、「相談にのってほしい」が 39.9%と最も多く、次いで「求人情報を提供してほしい」が 18.6%、「就職・転職先を一緒に探してほしい」が 18.1%であった。「支援の必要はない」は 16.0%であった。

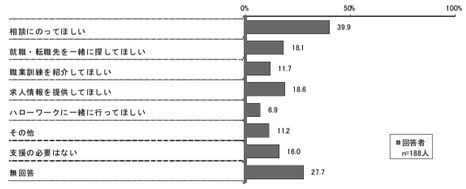


## Ⅵ　医療と緊急時について

### 問27　初めて精神科・神経科を受診した年齢について

初めて精神科・神経科を受診したのは、「20 歳代」が 29.3%と最も多く、次いで「19 歳以下」が 23.4%、「30 歳代」が 16.0%と、若いころに受診している。

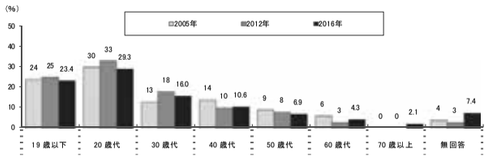


### 問28　精神科・神経科への入院の有無について

精神科・神経科への入院歴は、「ある」が 66.5%、「ない」が 27.7%で 6 割以上に入院経験がある。

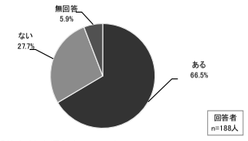


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 125 |
| ない | 52 |
| 無回答 | 11 |

### 問29　定期的な外来通院について

定期的な通院は、「している」が 87.2%で、ほとんどが定期的な通院をしているが、5.3%は「していない」と回答している。

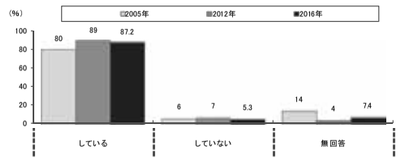






### 問30　主治医がいる病院の地域について

主治医がいる病院の地域で、最も多いのは「諏訪地域（岡谷・諏訪・富士見など）」が 55.3%で、「茅野市内」は 25.5%、「中信地域（松本・塩尻・安曇野など）」は 9.6%であった。

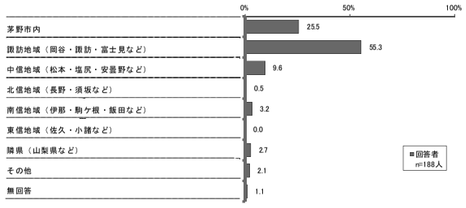


### 問31　定期的な通院の方法について

定期的な通院方法は、「一人で行く」が 52.7%（99 人）と最も多く、次いで「家族と一緒に行く」が 42.0%（79 人）であった。

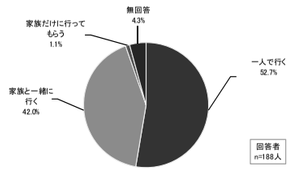


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 一人で行く | 99 |
| 家族と一緒に行く | 79 |
| 家族だけに行ってもらう | 2 |
| 無回答 | 8 |

### 問32　具合が悪くなったときの対応について

具合が悪くなった時は、「自分から受診している」が 54.8%で最も多く、「自分から受診していない」は 13.8%である。18.6%が「わからない」と回答した。

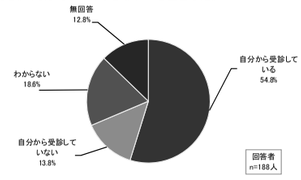


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 自分から受診している | 103 |
| 自分から受診していない | 26 |
| わからない | 35 |
| 無回答 | 24 |

※問 33　具合が急変した時にして欲しいことについては、自由記述編参照





### 問34　身体の病気の有無について

身体の病気が「ある」は 36.7%（69 人）で、「ない」は 48.4%（91 人）であった。４割近くが何らかの身体の病気を抱えている。

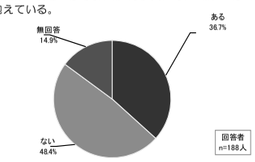


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 69 |
| ない | 91 |
| 無回答 | 28 |

### 問35　災害発生時、想定される不安や困りごとについて

具体的内容は、自由記述編参照

## Ⅶ　収入について

### 問36　定期的な収入について（複数回答）

定期的な収入は、「障害年金」が 66.0%で最も多く、次いで「家族からの援助」が 15.4%、「勤め先の給料・役員手当等」が 11.2%、「就労支援施設等の工賃」が 10.1%であった。

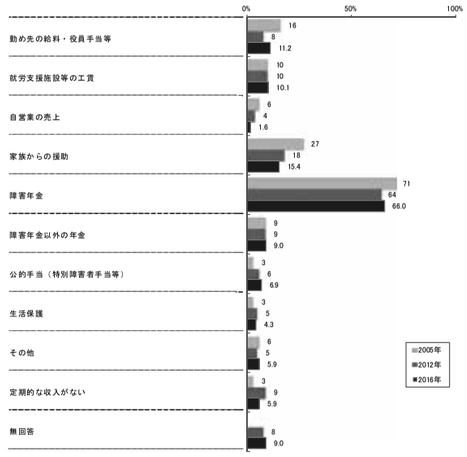

### 問37　ひと月あたりの平均的な収入について（年金、手当、仕送り等含む）

ひと月あたりの平均的な収入は、「５～10 万円未満」が 31.9%、「10～15 万円未満」が 19.1%、「５万円未満」が 6.9%の順であった。

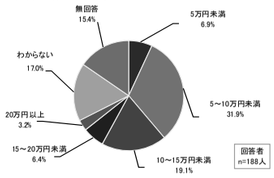


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ５万円未満 | 13 |
| ５～10 万円未満 | 60 |
| 10～15 万円未満 | 36 |
| 15～20 万円未満 | 12 |
| 20 万円以上 | 6 |
| わからない | 32 |
| 無回答 | 29 |

### 問38　収入のうち、自分のために使える金額について（家賃、食費、光熱費除く）

ひと月あたりの自分のために使える金額は、「１～５万円未満」が 38.4%で最も多く、「５～10 万円未満」10.7%であるが、「１万円未満」が 6.9%、「まったくない」が 3.1%であった。

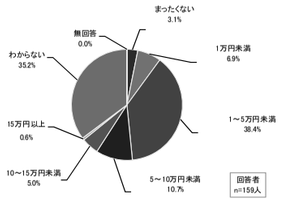


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| まったくない | 5 |
| １万円未満 | 11 |
| １～５万円未満 | 61 |
| ５～10 万円未満 | 17 |
| 10～15 万円未満 | 8 |
| 15 万円以上 | 1 |
| わからない | 56 |
| 無回答 | 0 |

## Ⅶ　日常の相談等について

### 問39　相談相手の有無について

相談相手が「いる」と回答したのは 78.2%であったが、10.6%は相談相手が「いない」と回答した。

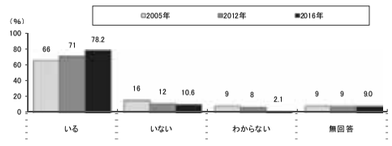








### 問40　「いる」場合の相談相手について（複数回答）

相談相手は、「親」が 46.3%、「兄弟」と「配偶者」が各 27.9%と家族が多いが、「主治医・病院・診療所の職員」が 46.3%、「障害福祉サービス事業所の職員」が 21.1%、「地域活動支援センターの職員」10.9%と、専門職を相談相手にしている人も多くあった。

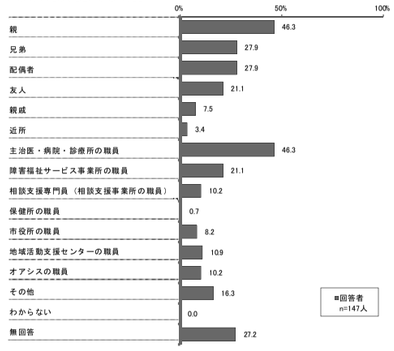


### 問41　今、一番相談したいことについて（複数回答）

今、一番相談したいことは、「病気のこと」が 34.0%、「身体の不調のこと」が 27.7%と病気や体のことが多い傾向にあるが、「お金のこと」、「親がいなくなったあとの不安」が各 24.5%、「就職や仕事のこと」が 17.0%、「家族や友人などの人間関係のこと」が 12.2%と、多岐にわたっている。

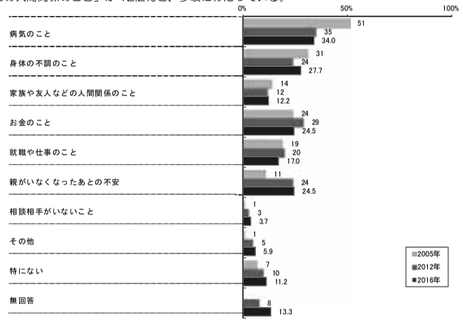






## Ⅸ　情報取得について

### 問42　保健・医療・福祉に関する情報収集について（複数回答）

保健・医療・福祉に関する情報を得ているのは、「市役所・保健福祉サービスセンター」が 48.9%と最も多く、次いで、「病院・診療所」が 38.8%、「家族」が 20.2%の順であった。

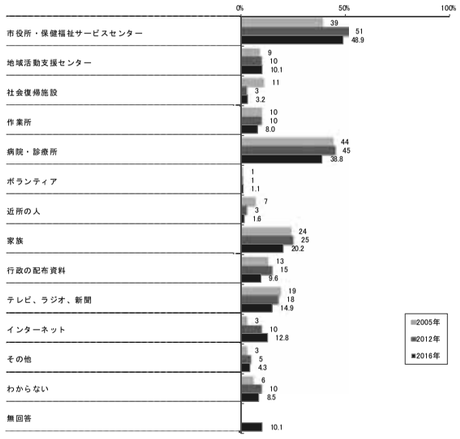


## Ⅹ　人権と権利擁護について

### 問43　「成年後見制度」について知っているか

成年後見制度については、「わからない」が 34.0%と最も多く、次いで「よく知らないが興味や関心がある」が 27.1%、「利用はしていないがよく知っている」が 13.8%、「自分には必要ない」12.2%であった。

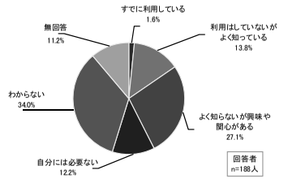


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| すでに利用している | 3 |
| 利用はしていないがよく知っている | 26 |
| よく知らないが興味や関心がある | 51 |
| 自分には必要ない | 23 |
| わからない | 64 |
| 無回答 | 21 |





### 問44　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか

過去に虐待を見たり聞いたりしたことについて、「ある」は 22.9%、「ない」は 33.5%であった。

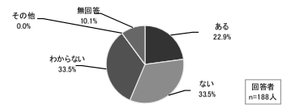


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 43 |
| ない | 63 |
| わからない | 63 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 19 |

※問 45「ある」場合の見聞きした内容については、自由記述編参照

## Ⅺ　障害者施策に関する要望について

### 問46　これから力を入れてほしい主な障害者福祉施策について（複数回答）

これから力を入れてほしい障害者福祉施策は、「医療費の軽減など医療制度の充実」が 43.1%と最も多く、次いで「親亡きあとの生活保障」が 33.0%、「障害者理解への啓発や交流の促進」が 28.2%、「情報提供・相談体制の充実」が 25.5%、「障害の早期発見、早期療育事業の充実」が 24.5%の順であった。

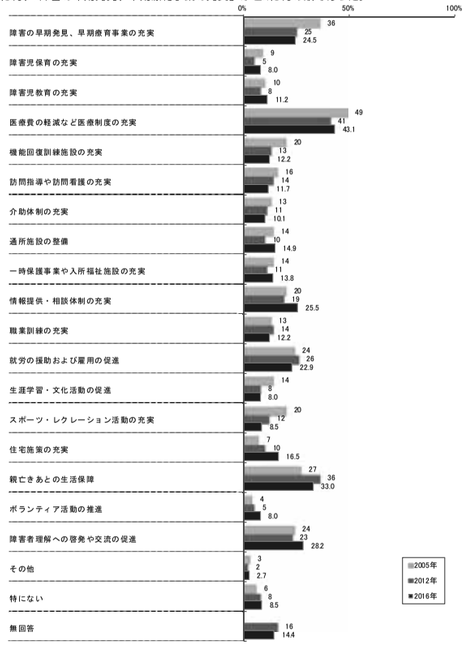

**Ⅻ　行政に対する評価について**

問47　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）

茅野市における障害者福祉全般の印象については、「以前のことはよくわからない・知らない」が 39.9%で最も多かったが、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が 19.1%、「実際に相談やサービス利用はしていないが、制度があるだけで安心できる」が 18.6%、「以前より親切に相談してもらえるようになった」が 16.0%であった。

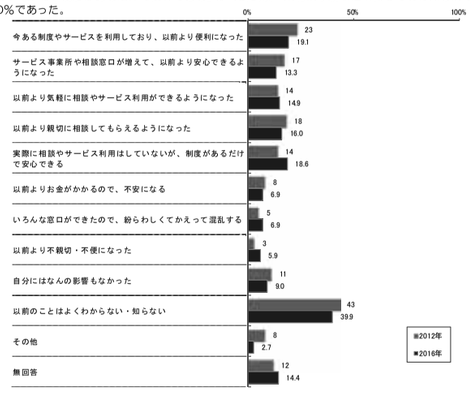


**2　自由記述**

問 13　現在の生活に対する不満の理由

| | |
|---|---|
| 仕事・収入のこと(15) | ・お金が足りない<br>・今のお給料では自立ができない<br>・仕事で普通に稼げていない<br>・将来に向け貯蓄したいです<br>・お金とか全て病気の為 |
| 家族の理解(8) | ・親が精神疾患について理解がない<br>・父親による母と子の暴言・暴力<br>・疲れている主人は、私を見ている余裕がなくなり、話す時間も無くなり、全てすれ違いになって精神患者の面倒は見ている方も精神的にきつくなっているようです。<br>・どう説明すれば理解してもらえるか考えているがわからない（両親に対して） |
| 周囲の理解(5) | ・理解してくれる人がいない<br>・話をしても意図が伝わらない<br>・近所の人たちとのコミュニケーションがほとんどとれない |
| 病気のこと(10) | ・好きで精神病になったわけでなく、今現在も、精神からくるものと思われる身体の病気も複数あり、高齢の母の付添、自分の病院通いも何とか行かれる状態でとても苦しい。現在もうつ状態で病院通い以外は横になっていないと生活できない。<br>・病気により行動等が制限されている事<br>・具合が悪いときは何もできない<br>・入院中でいつ退院できるか分からなくて不安<br>・親の依存を無くすためと自立した生活を送れる訓練の為アパートで独り暮らしをしているが障害の為か隣の生活音が苦痛でイライラする。食生活も偏っており住宅や食事の支援を受けられたら良いと思う。親の力では限界がある。<br>・1 人がさみしい。ご飯作るのが大変 |
| その他(6) | ・手助けしてくれる人はいない<br>・公共交通機関の割引制度に精神が適応されていない。自分は広汎性発達障害、ADHDの為、集中困難な為、極力自動車の運転をせずバスや電車を使いたい。<br>・体調が悪くなり食事の用意が出来なくて福祉センターに相談したら障碍者本人の食事の用意はできるけど、家族の食事の用意はできないとのことでサービス利用ができない。<br>・色々な面で手続きが不便。（交通の面も含めて） |

問 16　生活で一番希望していること



| | |
|---|---|
| 仕事・収入(31) | ・年金が欲しい<br>・収入を増やす<br>・仕事は適当にこなして、自分の趣味や好きなものを買う事を優先したい。<br>・元気になり働く事<br>・出来れば仕事をしたい<br>・ゆくゆくは一般就労したい、正規の従業員として働きたい<br>・理解のある職場で働きたい。（本当の意味で精神障害者を受け入れる。）<br>・細く長くお勤めできる仕事を見つけてみたい<br>・病気が再発しないよう無理のない範囲で仕事がしたい。 |
| 生活(18) | ・穏やかに暮らしたい<br>・周りの人の役に立ちたい<br>・計画的に規則正しく物事を進めたいが、睡眠時刻が不安定で行き当たりばったりな毎日になってしまうのを改善したい。<br>・生活のための技術をしっかり身につけたい。<br>・家事全般をこなせるようにしたい<br>・結婚して親を安心させたい |
| 自立(6) | ・自分でやっていく事<br>・孤独に強くなりたい<br>・一人暮らしをして親と離れたい |
| 周囲との関係(4) | ・近所の人（区の人）の理解<br>・趣味他を共に楽しむ交流の所 |
| 家族(7) | ・家族で暮らす<br>・父親の理解<br>・家族の理解がもっとあってほしい |
| 病気(22) | ・病気の改善<br>・元の体に戻って仕事ができればいいと思っている<br>・健康になりたい<br>・毎日穏やかに暮らしたい<br>・薬に頼らず 1 日普通に生活したい。パニックを起こさず日常生活を送りたい。<br>・うつ状態や身体の病気が早く良くなり、自分の用事も足したいし、結核で入院していた母親のサポートも無理なく努めたい。あと、「生きる」希望を持ちたい。 |
| その他(18) | ・急な病気の時の施設<br>・車の運転ができないので、主人が主にやってくれているが他人に頼めないか。<br>・JR や高速バス等も身体、知的障害者と同じように割引してほしい |

問 21－1　障害があることで、日常生活であきらめたり妥協した内容

| | |
|---|---|
| 仕事・学業(40) | ・就職、仕事<br>・自分の希望の仕事をあきらめざるを得なかった<br>・有資格者でありながらそれを活かせる事業所への就労が叶わない<br>・資格制限がある<br>・正社員として働く事。病状が悪くなったり良くなったりするので（期間はマチマチ）なかなか働けない。<br>・疲れやすく、すぐ体調が悪くなるため長時間働けない事。<br>・働きたい気持ちはあります。求人案内があればよく目を通しますが勤務時間（朝早めは体調によっては困難な為、）やまた、体調を崩して家族に負担をかけてしまうかもと思うと二の足を踏んでしまう。<br>・学生の頃、大学受験に十分な学力はあったのに障害があり生活（一人暮らし）をするのに支障があった為、大学受験自体が難しかった。希望する学校を選べなかった。<br>・進学 |
| 趣味・車の運転(14) | ・車を運転するのに恐怖感があり免許を取れずにおります<br>・免許はあるが運転を制限され主に歩き。次の職場での交通手段がない。薬が取りに行けない。<br>・旅行がしたいが不安がいっぱいでいけない<br>・家族と遠方へ出かける（旅行等）地域行事に参加できない。子どもの学校行事に参加できない。日常でやっていることでも体調が追い付かないので諦める。 |
| 生活面(19) | ・入浴、洗顔、着替えが思うようにできない<br>・親がいなくなった時、自立して生活していけるか<br>・一般社会への不安（買い物）、人間関係<br>・安定した日々の過ごし方 |
| その他(14) | ・毎日が病気との闘いです<br>・パニックを起こすのが心配で行きたい買い物をするところを諦めたり、食事をするところを諦め車の中でご飯を食べている。<br>・他人と話すことができない<br>・精神の病気になり約20年強。医者に通院しつつも常に不安でいっぱいで仕事中パニック罹になり急に暖かい部屋に入っただけでも具合が悪くなり、これから先もずーっと治らないのか毎日頭の中から離れられない。 |

問 21－2　どんな支援があればあきらめたり妥協しないようになるか

| |
|---|
| ・仕事で生活ができるお給料で、贅沢を言えば親切丁寧な指示がもらえる事。 |
| ・就職のあっせん |
| ・障害者雇用をしてくれる所が増えたり、一般雇用でも障害について理解してくれる所が増えたりすればいいと思う。 |
| ・ジョブコーチのような人に相談に乗ってもらえたりすればよいと思う。 |





| |
|---|
| ・自分に合った自立や訓練・趣味 |
| ・自分に合った親身になって下さる相談員さんや支援で少しずつ良い方向へは向かえるのではないでしょうか。 |
| ・悩み相談ができる場所、相談にのってくれる機関 |
| ・学校に障害者への理解をしてもらい、それに配慮して行動してもらえたら参加できると思う。学校は障害者への理解はない。子どもの障害者の理解はあると思うけれど親が障害者の場合の理解はない。 |
| ・不登校時代に様々な支援団体や学習面での充実を図ってほしかった。傷ついた心を理解し受診を勧めるだけでなく情緒安定するプログラムなどを考えてほしい。発達障害に詳しい先生がほとんどいない。 |
| ・収入面での支援がもう少しあれば、色々と諦めたりしない事が増えてくると思います。 |
| ・自分が考えるには、支援はないのではと想い諦めています。 |

問 21－2　受けた差別の具体的内容

| |
|---|
| ・具合が悪かった事もありますが、障害者だと分かると会社を辞めてくれと言われた。 |
| ・会社での差別。お客様の前に出る仕事（サービスカウンター）で、お客様から障害者をこんな目立つところに置くな。とかも･･･仕事を与えてもらえない。 |
| ・職場でうつを理解してもらえず差別を受けた。 |
| ・仕事の面接に行ったときに障害が理由で断られた事がある。 |
| ・自分に不利になる雇用・差別・近所の目。友人は離れ、特に雇用ですかね。 |
| ・就活中に誤遣会社への登録をしようとしたが過去に精神科にかかった事があるとアンケートに答えた者の登録は出来ず、そのようなものを対象専門としている所に行くよう言われた。過去にトラブルがあったとのこと。会社にとっては専門外だということで不当だとは思っていない。 |
| ・学校でのいじめ |
| ・病気の事を馬鹿にされた |
| ・話しかけない。こちらからあいさつしても無視をする。知らん顔をして横を向く。全部の人ではない。分かる人達はちゃんとは話をしてくれ良くしてくれる。そらぞらし悲しくなる時があり、苦しくなる。 |

問 33　急に具合が悪くなったときに希望する対応

| | |
|---|---|
| 病院に連れて行ってほしい(36) | ・病院に連れて行ってもらう、すぐに見てほしい<br>・夜間でも受診したい。（遠いので不便。）<br>・診察して必要なら入院したい。<br>・とにかくじっくりと病院の先生に話を聞いてもらいたい。 |
| 往診に来てほしい(4) | ・電話したら来てほしい。<br>・看護婦さん等にすぐに駆けつけて入院の必要があるか、入院の手続きをしてほしい。 |
| 薬がほしい(3) | ・良く効く薬が欲しい<br>・病院、又は家族に連絡してほしい。頓服薬で対応できるときは身近な薬局（調剤有）で薬を受けたい。 |
| 電話で相談したい(8) | ・電話で相談に乗ってほしい<br>・専門家（医師）に電話で相談でき、家族も自分も頭を落ち着けて考えるようにしてもらいたい。 |
| そばについていてほしい(17) | ・具合が悪くなったら近くに人がいてほしい<br>・1 人ではなく誰かに病院に一緒に付き添って通院して欲しい。早めに病院へと促してほしい。<br>・ケガをしないように保護見守りをしてほしい |
| わからない(15) | ・考えた事がないので分からない<br>・うまく言えない<br>・その時による |
| その他(16) | ・休ませてほしい<br>・一人でやる過ごすことが一番良いのでそうするよう促すか、そっとしておいてほしい。<br>・落ち着くまで待ってほしいです<br>・仕事中ならばいやな顔しないで帰らせてほしい<br>・周囲の人たちの理解が欲しい<br>・発作が起きたときに周りにいる人に対応してもらいたい |

問 35　災害時に不安に感じることや困ること

| | |
|---|---|
| 避難生活(32) | ・1 人で避難できるかどうか不安<br>・どこに逃げればいいかよくわからない<br>・人混みが苦手なので困ると思います<br>・多くの他人と同じ場所にずっといる事への不安<br>・一人で対応できるか不安<br>・近隣に知り合いがいない |
| 薬(25) | ・睡眠薬を飲んでいるので気づかない可能性がある事<br>・薬が無くなる事<br>・診察が受けられない事。安心して過ごせる住まいがある事。薬が無くなる事。不安定になる事。家族が無事な事。病気が具合が悪くなる事。<br>・薬を飲まないと寝れないので眠れるかどうか不安に感じる。眠れない日々が続くと頭がおかしくならないか不安<br>・常時服用している薬が服用できなくなること<br>・避難、避難生活、薬、交通等すべてにおいて不安、困ると思います。 |
| 健康状態(9) | ・逃げるのはできるが公民館体育館などたくさんの人と暮らすのは過呼吸になりそうでそっちが困る。<br>・パニックになってしまい、冷静な判断ができなくなる恐れがある。（家族が一緒の時はいいがもし 1 人の時は誰に頼ればいいかと思う。）<br>・自分一人では適切な判断ができない。大勢人がいる所で過ごすのは過度に緊張する。 |
| その他(34) | ・地震の後の片づけ<br>・住むところがない。家との連絡。 |



| |
|---|
| ・どうしてよいか分からない |

問 45　見たり聞いたりした虐待の内容

| |
|---|
| ・テレビ斬聞等 |
| ・自分が前いた会社をくびになった。子供の頃も、話し方や仕事をからかわれたり、訳のわからないうちに金銭を巻き上げられていたり、一般企業に就いても続かなかった。また、小中学生の頃、知的障害のある子が普通学級の子供にからかわれていた りした。 |
| ・会社内でのいじめ。これで私は行きたくなくなった |
| ・あの子は馬鹿だからとか頭がおかしいからと相手にしてもらえない事が多い。 |
| ・高校生ぐらいの頃、知的障害のある中学生を年頃の子たちが叩いたり跟ったり口汚く罵しっていた |
| ・知的障害者施設 |

【市の障害者福祉施策に対する意見・要望】

| |
|---|
| ・福祉サービスで急に自分で話しましょうとかケア会議で急に決まるのでもっとできる助言をしてほしいです。施設の人たちももう少し聞いて所しいですが、忙しくなかなかうまくいきません。 |
| ・住む住所と働く住所を確保しやすいような施策を取ってほしい。 |
| ・諏訪圏域で精神科に特化した医療機関を切に希望する。 |
| ・病院・医師などの医療従事者と、市、ボランティアスタッフとの連携をしてほしい。病気になり始めて、しばらくいろいろな制度を知らずに多額の医療費を払い続けた事がある為。医療関係の情報開示。 |
| ・手続き処理が遅く時間がかかりすぎている。（障害者手帳の更新）県への申請をもっと早く多く。多種申請時必要書類が多すぎる。 |
| ・個人的なことながら障害者手帳では 1 級、障害年金では 2 級と等級が異なる為、殊に申請事務も煩雑であるし、入院時は多額な費用がかかり大変である。とにかく、今は良しとしても自立力がない為、両親なき将来に対して不安が絶えません。そういった相談を受けて頂く と大変感謝です。 |
| ・障害者が安心して生活していける市にしてほしいです。 |
| ・障害者が地域の中にあたり前にいられる茅野市であってほしい。障害者が孤独しないよう地域活動センターには本当に希望が持てるし、これからも地域の人が温かい目で障害者を見守っていただきたく思う。 |
| ・障害者が不安の相談をしたら不安を取り除くような意見をしてもらいたいです。特にお願いします。 |
| ・市役所に行って窓口で話をしてもやさしく話を聞いてくれうれしいです。親切です。私は親と暮らしているので今のところは心配ないですがもし、親がいなくなればといつも不安です。 |
| ・精神障害者への就労についても う少し考えてほしい。 |
| ・賃貸の安い住居に住めるようにしてほしいです。賃貸料金の補助をしていただけると有り難いです。 |

# 第４章
# 療育手帳所持者調査結果





## 第４章　療育手帳所持者調査結果

### 1　調査票回答者について

#### ◆アンケート記入者について

記入者は「自分」が最も多く 48.2%（68 人）、「家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 43.3%（61 人）であった。

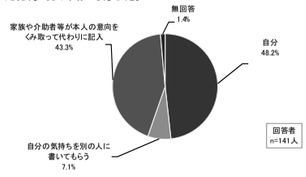


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 自分 | 68 |
| 自分の気持ちを別の人に書いてもらう | 10 |
| 家族や介助者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入 | 61 |
| 無回答 | 2 |

#### ◆本人以外の記入について

本人以外の記入については、「ご家族」が 93.2%（68 人）で９割以上はご家族が記入していた。

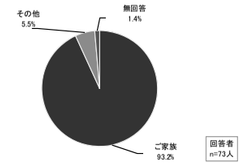


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ご家族 | 68 |
| その他 | 4 |
| 無回答 | 1 |

### I　あなたのことについて

#### 問1　年齢

年齢は、「20 歳代」が 34.0%（48 人）と最も多く、「30 歳代」が 21.3%（30 人）、「40 歳代」が 19.9%（28 人）の順に多かった。

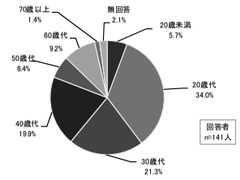


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 20 歳未満 | 8 |
| 20 歳代 | 48 |
| 30 歳代 | 30 |
| 40 歳代 | 28 |
| 50 歳代 | 9 |
| 60 歳代 | 13 |
| 70 歳以上 | 2 |
| 無回答 | 3 |





#### 問2　性別

性別は、「男性」が 67.4%で、「女性」が 32.6%であった。身体障害、精神障害と比較して、男性の回答者の割合が多かった。

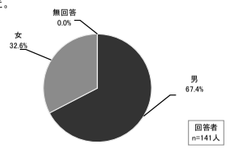


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 男 | 95 |
| 女 | 46 |
| 無回答 | 0 |

#### 問3　地区

住んでいる地区は、「ちの」が 24.8%、「宮川」が 21.3%、「玉川」が 21.3%で、７割近い人が３地区に居住している。

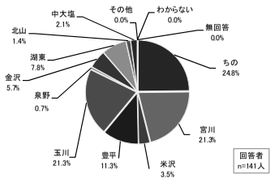


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ちの | 35 |
| 宮川 | 30 |
| 米沢 | 5 |
| 豊平 | 16 |
| 玉川 | 30 |
| 泉野 | 1 |
| 金沢 | 8 |
| 湖東 | 11 |
| 北山 | 2 |
| 中大塩 | 3 |
| わからない | 0 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 0 |

#### 問4　療育手帳の所持について

療育手帳を「持っている」と回答したのはは、98.6%で、ほぼ全員が療育手帳を持っている。

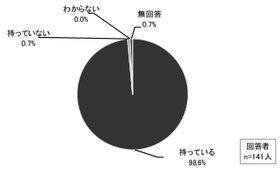


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 持っている | 139 |
| 持っていない | 1 |
| わからない | 0 |
| 無回答 | 1 |

#### 問5　手帳に記載の障害の程度について

障害の程度は、「Ａ１」が 27.7%、「Ａ２」が 3.5%、「Ｂ１」が 26.2%、「Ｂ２」が 35.5%であった。

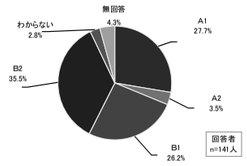


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| Ａ１ | 39 |
| Ａ２ | 5 |
| Ｂ１ | 37 |
| Ｂ２ | 50 |
| わからない | 4 |
| 無回答 | 6 |





#### 問6　療育手帳以外の障害者手帳の所持について

療育手帳以外の障害者手帳は、「持っていない」が 72.3%と最も多く、「身体障害者手帳を持っている」が 14.2%、「精神障害者保健福祉手帳をもっている」が 5.7%であった。

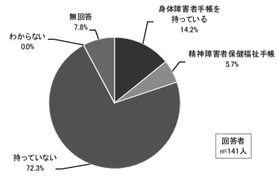


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 身体障害者手帳を持っている | 20 |
| 精神障害者保健福祉手帳をもっている | 8 |
| 持っていない | 102 |
| わからない | 0 |
| 無回答 | 11 |

**【「身体障害者手帳」と答えた手帳の等級】**

身体障害者手帳の等級は、「１級」が 30.0%、「２級」が 25.0%、「３級」が 15.0%と、重度の身体障害と重複していた。

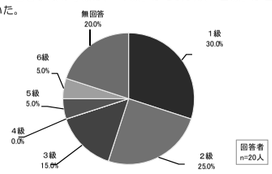


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 6 |
| ２級 | 5 |
| ３級 | 3 |
| ４級 | 0 |
| ５級 | 1 |
| ６級 | 1 |
| 無回答 | 4 |

**【「精神障害者保健福祉手帳」と答えた手帳の等級】**

精神障害保健福祉手帳の等級は、「１級」が 62.5%、「２級」が 25.0%、「３級」が 12.5%であった。

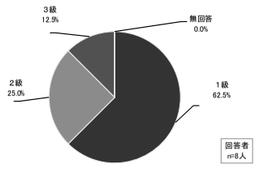


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １級 | 5 |
| ２級 | 2 |
| ３級 | 1 |
| 無回答 | 0 |

### 問７　一緒に暮らしている人の有無について（複数回答）

一緒に暮らしているのは、「親と暮らしている」が 82.3%と最も多く、次いで「兄弟姉妹と暮らしている」が 17.0%、「夫婦で暮らしている」「一人で暮らしている」は各 5.7%であった。

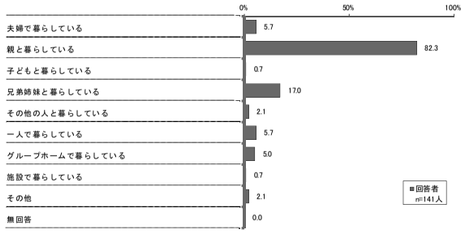


### 問８　今後の暮らし方の希望について

今後の暮らし方は、「今までと同じように暮らしたい」が 66.0%と最も多く、「今は一緒に住んでいない新しい家族と一緒に暮らしたい」が 5.0%、「一人暮らしをしたい」が 4.3%、「グループホームで暮らしたい」が 3.5%、「施設で暮らしたい」が 3.5%の順であった。

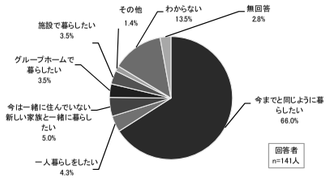


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 今までと同じように暮らしたい | 93 |
| 一人暮らしをしたい | 6 |
| 今は一緒に住んでいない新しい家族と一緒に暮らしたい（結婚等により新しい家族と一緒に暮らす場合を含みます） | 7 |
| グループホームで暮らしたい | 5 |
| 施設で暮らしたい | 5 |
| その他 | 2 |
| わからない | 19 |
| 無回答 | 4 |

## Ⅱ　あなたの生活について

### 問９　日常生活について

日常生活において、食事や着替え等はひとりでできる割合が高いが、お金の管理や気持ちを伝えること、気持ちがわかることなどは難しい傾向がある。

※同じ選択肢ごとにまとめています。

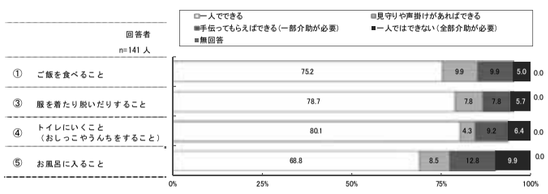






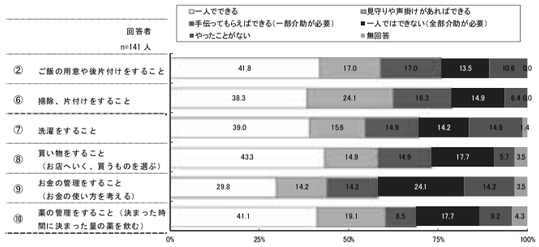


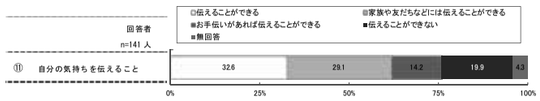


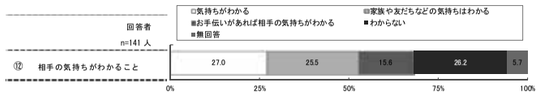


## Ⅲ　昼間の過ごし方について

### 問10　昼間の過ごし方について（複数回答）

昼間の過ごし方は、「施設や事業所に通っている」が 41.1%と最も多く、次いで「会社で働いている」が 29.8%、「家の中で過ごしている」が 20.6%であった。

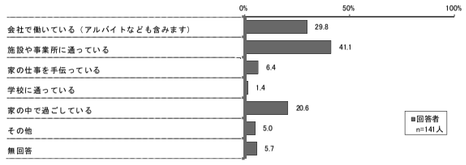






### 問11　昼間の過ごし方の希望について

昼間の過ごし方の希望は、「今までと同じように過ごしたい」が 81.6%と最も多く、次いで「今までとは違うように過ごしたい」が 11.3%であった。

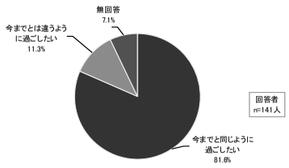


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 今までと同じように過ごしたい | 115 |
| 今までとは違うように過ごしたい | 16 |
| 無回答 | 10 |

### 問12　「今までとは違うように過ごしたい」場合の希望（複数回答）

今までと違う過ごし方として、「会社で働きたい」が 50.0%、「施設や事業所に通っている」が 43.8%、「家の仕事を手伝いたい」が 6.3%であった。

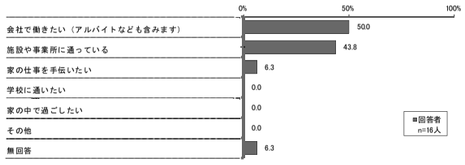


## Ⅳ 休日の外出について

### 問13　休日の外出について

休日の外出は、「１週間に１回くらい外出する」が 39.7%（56 人）、「お休みの日には毎回外出する」が 24.8%（35 人）と比較的外出しているが、一方で「まったく外出していない」は 2.8%（４人）であった。

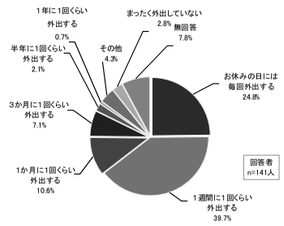


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| お休みの日には毎回外出する | 35 |
| １週間に１回くらい外出する | 56 |
| １か月に１回くらい外出する | 15 |
| ３か月に１回くらい外出する | 10 |
| 半年に１回くらい外出する | 3 |
| １年に１回くらい外出する | 1 |
| その他 | 6 |
| まったく外出していない | 4 |
| 無回答 | 11 |





### 問14　外出時の手伝いについて

外出時の手伝いは、「いつもお手伝いが必要」が 33.3%（47 人）で最も多かったが、「いつも一人で外出できる」も同程度の 30.5%（43 人）であった。

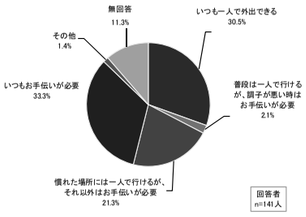


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| いつも一人で外出できる（お手伝いはいらない） | 43 |
| 普段は一人で行けるが、調子が悪い時はお手伝いが必要 | 3 |
| 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外はお手伝いが必要 | 30 |
| いつもお手伝いが必要 | 47 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 16 |

### 問15　一人で外出できないときの外出方法について（複数回答）

一人で外出できない場合は、「家族と一緒に外出する」が 67.4%と最も多く、「福祉サービスを利用している」が 12.8%、「友だちや知り合い、ボランティア等と一緒に外出する」6.4%であった。

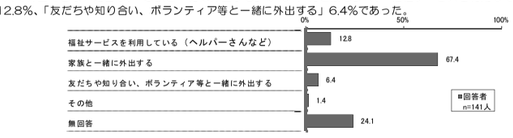


## Ⅴ　あなたのお金について

### 問16　１か月あたりの収入について

１か月あたりの収入は、「５～10 万円未満」が 36.7%と最も多く、次いで「１万円未満」が 17.7%、「１～５万円未満」が 17.7%、「10～15 万円未満」が 15.2%であった。「０円（まったくない）」と回答したのは 3.8%であった。

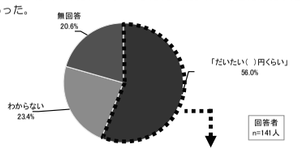


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「だいたい（　）円くらい」 | 79 |
| わからない | 33 |
| 無回答 | 29 |

【「だいたい（　　）円くらい」と回答した方】

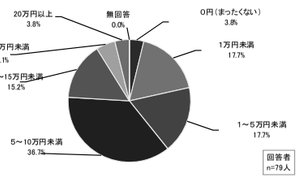


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ０円（まったくない） | 3 |
| １万円未満 | 14 |
| １～５万円未満 | 14 |
| ５～10 万円未満 | 29 |
| 10～15 万円未満 | 12 |
| 15～20 万円未満 | 4 |
| 20 万円以上 | 3 |
| 無回答 | 0 |





### 問11　昼間の過ごし方の希望について

昼間の過ごし方の希望は、「今までと同じように過ごしたい」が 81.6%と最も多く、次いで「今までとは違うように過ごしたい」が 11.3%であった。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 今までと同じように過ごしたい | 115 |
| 今までとは違うように過ごしたい | 16 |
| 無回答 | 10 |

### 問12　「今までとは違うように過ごしたい」場合の希望（複数回答）

今までと違う過ごし方として、「会社で働きたい」が 50.0%、「施設や事業所に通っている」が 43.8%、「家の仕事を手伝いたい」が 6.3%であった。




## Ⅳ 休日の外出について

### 問13　休日の外出について

休日の外出は、「１週間に１回くらい外出する」が 39.7%（56 人）、「お休みの日には毎回外出する」が 24.8%（35 人）と比較的外出しているが、一方で「まったく外出していない」は 2.8%（４人）であった。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| お休みの日には毎回外出する | 35 |
| １週間に１回くらい外出する | 56 |
| １か月に１回くらい外出する | 15 |
| ３か月に１回くらい外出する | 10 |
| 半年に１回くらい外出する | 3 |
| １年に１回くらい外出する | 1 |
| その他 | 6 |
| まったく外出していない | 4 |
| 無回答 | 11 |





### 問14　外出時の手伝いについて

外出時の手伝いは、「いつもお手伝いが必要」が 33.3%（47 人）で最も多かったが、「いつも一人で外出できる」も同程度の 30.5%（43 人）であった。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| いつも一人で外出できる（お手伝いはいらない） | 43 |
| 普段は一人で行けるが、調子が悪い時はお手伝いが必要 | 3 |
| 慣れた場所には一人で行けるが、それ以外はお手伝いが必要 | 30 |
| いつもお手伝いが必要 | 47 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 16 |

### 問15　一人で外出できないときの外出方法について（複数回答）

一人で外出できない場合は、「家族と一緒に外出する」が 67.4%と最も多く、「福祉サービスを利用している」が 12.8%、「友だちや知り合い、ボランティア等と一緒に外出する」6.4%であった。




## Ⅴ　あなたのお金について

### 問16　１か月あたりの収入について

１か月あたりの収入は、「５～10 万円未満」が 36.7%と最も多く、次いで「１万円未満」が 17.7%、「１～５万円未満」が 17.7%、「10～15 万円未満」が 15.2%であった。「０円（まったくない）」と回答したのは 3.8%であった。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「だいたい（　）円くらい」 | 79 |
| わからない | 33 |
| 無回答 | 29 |

【「だいたい（　　）円くらい」と回答した方】




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ０円（まったくない） | 3 |
| １万円未満 | 14 |
| １～５万円未満 | 14 |
| ５～10 万円未満 | 29 |
| 10～15 万円未満 | 12 |
| 15～20 万円未満 | 4 |
| 20 万円以上 | 3 |
| 無回答 | 0 |

### 問17　1か月あたりの収入の内訳について

収入の内訳の各項目について、最も多いものは給料・工賃等は「1万円未満」が41.2%、年金は「5～10万円未満」が87.3%、手当は「1～5 万円未満」が50.0%、家族や親戚からの仕送り・お小遣いは「1 万円未満」が75.0%であった。

上段：人
下段：%

| | 回答者 | 1万円未満 | 1～5万円未満 | 5～10 万円未満 | 10～15 万円未満 | 15～20 万円未満 | 20 万円以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給料・工賃等 | n=68 人 | **28** | **11** | **16** | **10** | **1** | **2** |
| | | 41.2 | 16.2 | 23.5 | 14.7 | 1.5 | 2.9 |
| 年金（障害年金など） | n=79 人 | **0** | **2** | **69** | **7** | **1** | **0** |
| | | 0.0 | 2.5 | 87.3 | 8.9 | 1.3 | 0.0 |
| 手当（特別障害者手当など） | n=8 人 | **1** | **4** | **2** | **0** | **1** | **0** |
| | | 12.5 | 50.0 | 25.0 | 0.0 | 12.5 | 0.0 |
| 家族や親戚からの仕送り・お小遣い | n=4 人 | **3** | **1** | **0** | **0** | **0** | **0** |
| | | 75.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他 | n=2 人 | **0** | **2** | **0** | **0** | **0** | **0** |
| | | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

### 問18　1か月あたり使うお金の額について（一人暮らしにかかる費用も含む）

1か月に使っている金額は、「1～5万円未満」が41.1%、「5～10万円未満」が同じく41.1%であった。

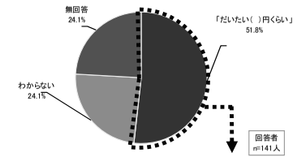


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「だいたい（　）円くらい」 | 73 |
| わからない | 34 |
| 無回答 | 34 |

【「だいたい（　　）円くらい」と回答した方】

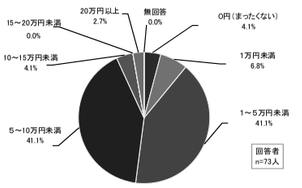


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 0円（まったくない） | 3 |
| 1万円未満 | 5 |
| 1～5 万円未満 | 30 |
| 5～10 万円未満 | 30 |
| 10～15 万円未満 | 3 |
| 15～20 万円未満 | 0 |
| 20 万円以上 | 2 |
| 無回答 | 0 |





### 問19　ひと月あたりのお金の使い道について

各項目のお金の使い道について最も多いものは、「福祉サービスの料金」は「1万円未満」が64.3%、「食費」は「1～5万円未満」が74.2%、「家調」は「1～5万未満」が75.0%、「電気、ガス、水道料金」は「1～5万未満」が73.7%、「病院にかかるお金」は「1万円未満」が69.0%、「その他」は「1～5万未満」が73.9%であった。

上段：人
下段：%

| | 回答者 | 1万円未満 | 1～5万円未満 | 5～10 万円未満 | 10～15 万円未満 | 15～20 万円未満 | 20 万円以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福祉サービスの料金 | n=14 人 | **9** | **4** | **1** | **0** | **0** | **0** |
| | | 64.3 | 28.6 | 7.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 食費（食べ物にかかるお金） | n=62 人 | **14** | **46** | **1** | **1** | **0** | **0** |
| | | 22.6 | 74.2 | 1.6 | 1.6 | 0.0 | 0.0 |
| 家賃 | n=16 人 | **2** | **12** | **2** | **0** | **0** | **0** |
| | | 12.5 | 75.0 | 12.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 電気、ガス、水道料金 | n=19 人 | **5** | **14** | **0** | **0** | **0** | **0** |
| | | 26.3 | 73.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 病院にかかるお金 | n=42 人 | **29** | **12** | **1** | **0** | **0** | **0** |
| | | 69.0 | 28.6 | 2.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他 | n=46 人 | **8** | **34** | **4** | **0** | **0** | **0** |
| | | 17.4 | 73.9 | 8.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

## Ⅵ　日頃の相談について

### 問20　困ったことがあった時の相談相手について（複数回答）

困ったときの相談相手は、「家族」が63.1%と最も多く、次いで「いつも通っている施設の職員さん」が24.8%、「友だち・知り合い」が18.4%の順であった。身体障害者や精神障害者で回答の多かった「市役所や保健福祉サービスセンターの職員」は17.7%であった。

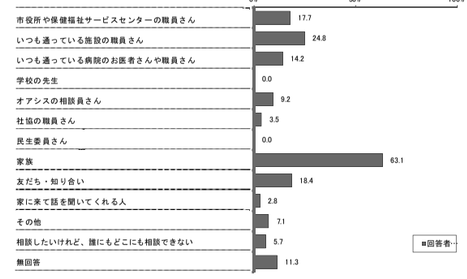


※相談したいことの具体的な内容については、自由記述編参照



### 2　自由記述

問 21　相談したいこと

| |
|---|
| ・1人になった時どうするか |
| ・悲しい事があった時、そのことを相談したい。父、母が年とってきたら、どうしよう。 |
| ・今後1人暮らしをするのでそれについて相談するようにしたいです。 |
| ・これからの事 家族が亡なった時の事 |
| ・自閉症は難しい病気です。親からみても知的の中で大変な病気だと思います。自閉の子をかかえた家族は本当に大変という事をわかって頂きたい |
| ・分からないくらい多い |
| ・テレビ、ポータブル DVD、DVD ディスク、リモコンなど壊してしまい、困っている。力の使い方が下手で押しすぎたり、たたきすぎたり、かんしゃくをおこしたりして自分をコントロールできない事がある。これまでたくさん壊してしまった。つらかった。 |
| ・プールやおふろに行きたいが、男のスタッフさんが少ないのでなかなか回数を増やせないので、グループで行かれませんか？ |
| ・薬をのんで病気をなおしたいです |
| ・発作のこと、毎日のすごし方 |
| ・年金を多くしてほしい。らくな仕事がしたい。A がた作業所をふやしてほしい |
| ・1 週間に五日ははたらきたい |
| ・仕事がないこと |
| ・家族にたいしてイライラする |
| ・交通手段が少ない。親に車で送ってもらえないと出かけられないことが多い。バスが土、日とかないので困ります。 |
| ・家から交通の便が良くないので、作業所へ通うのが大変です。今は母親が車で、駅まで送り迎えして、バスに乗っていきますが、それができなくなった時の生活設計が、考えられません。より、長く今やっている作業や習っている絵を続けていきたいと思っているのですが・・・。 |
| ・これから家族にたよらず自立するにはどうすればいいのか　自分にできそうな仕事、はたらく所をさがしたい |

【制度に対する意見・要望】

| |
|---|
| ・ふだん使う物でも公費で買えたらいいと思う。 |
| ・医療費窓口無料化をよろしくお願いします。災害の時の避難場所の確保（一般の方との生活は難しいと思います。） |
| ・一生のうち、お金が足りなくて困る事があると思います。障害者だから難しい一般の金融ではなく、そういう者にも、可能な救済システムがあればとてもありがたいです。又、すでにあるようでしたら、福祉課などで、教えていただけましたら嬉しく思います。 |
| ・鉄道の特急券が半額になったらいいな。 |
| ・自宅が郊外にあるため、通院、通勤、買物などバスを利用しています。通勤時間帯についての足はバスで確保できますが、休日はバスが無く家族の送迎が必要になります。将来どうして行こうかと、不安はあります。 |
| ・障害者だと回りの人を気にして気軽にプールなど利用できなくて、行かなくなってしまうので月に1回、午前中だけとか午後だけとか障害者専用の日があるといい。 |
| ・障害のある人もない人も楽しめるようなアミューズメント施設をふやしてほしいです。 |
| ・本人が話せず、先を見通す力もない中で、今家族と過ごしたい希望があったとしても、今後親が病気が重くなったり、本人と過ごす事が大変になる事を考えると、施設等で他の皆さんに支えていただく中で過ごす時間をもっと増やし、家族がいなくても大丈夫と思えるようにしてあげたいです。本人の気持の部分を育てるのには時間もかかるので、今から少しずつやっていきたいです。アンケートでは見えない部分の大変さがあり、重度の人が地域で生活する事は無理だと思います。 |
| ・障害のある人たちのために良い制度だとは思いますが本人のやる気が今1つはっきりしないのでどう本人を連れていって説得したら良いのか悩みの種ではあります。 |



# 第５章
# 介護者・保護者調査結果

# 第５章　介護者・保護者調査結果

## 1　調査票回答者について

### ◆アンケート記入者について

調査票回答者は、「本人がご自身で記入回答」が 42.4%、「家族や支援者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入」が 37.9%、「本人の意思を『代筆』で記入」が 15.4%であった。

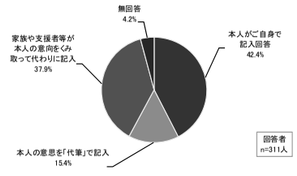


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 本人がご自身で記入回答 | 132 |
| 本人の意思を「代筆」で記入 | 48 |
| 家族や支援者等が本人の意向をくみ取って代わりに記入 | 118 |
| 無回答 | 13 |

### ◆本人以外の記入について

記入された方とご本人の関係は、『ご家族』が 90.5%で９割を超えていた。

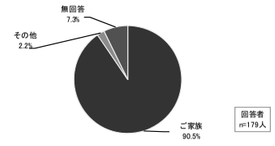


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ご家族 | 162 |
| その他 | 4 |
| 無回答 | 13 |

## Ⅰ　あなた（介護者・保護者）ご自身のことについて

### ●性別

介護者・保護者の性別は、「男性」が 32.8%（102 人）、「女性」が 65.0%（202 人）で女性が男性のほぼ２倍であった。

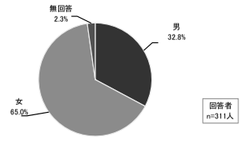


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 男 | 102 |
| 女 | 202 |
| 無回答 | 7 |





### ●地区

地区は、「ちの」が 20.9%、「玉川」が 19.9%、「宮川」が 18.0%で、３地区で約６割を占めている。

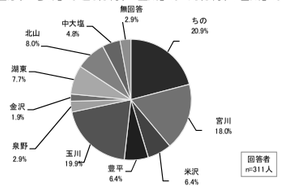


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ちの | 65 |
| 宮川 | 56 |
| 米沢 | 20 |
| 豊平 | 20 |
| 玉川 | 62 |
| 泉野 | 9 |
| 金沢 | 6 |
| 湖東 | 24 |
| 北山 | 25 |
| 中大塩 | 15 |
| 無回答 | 9 |

### ●障害のある方との続柄

障害のある方との続柄は、「親」が 32.5%、「配偶者」が 26.4%、「子ども」が 27.7%、「兄弟」が 2.3%であった。

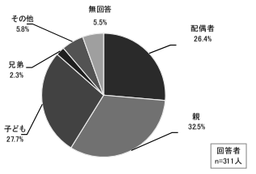


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 配偶者 | 82 |
| 親 | 101 |
| 子ども | 86 |
| 兄弟 | 7 |
| その他 | 18 |
| 無回答 | 17 |

### ●障害のある方と同居しているか

現在障害のある方と「同居している」は 80.7%、「別に暮らしている」は 9.6%で、８割近くが同居していた。

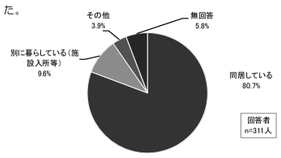


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 同居している | 251 |
| 別に暮らしている（施設入所等） | 30 |
| その他 | 12 |
| 無回答 | 18 |

### ●同居家族の人数

**【同居家族】**

同居家族の人数は「３人」が 31.9%と最も多く、次いで「２人」が 21.1%、「４人」が 19.9%、「５人」が 15.1%と、比較的家族数が多い傾向がみられる。

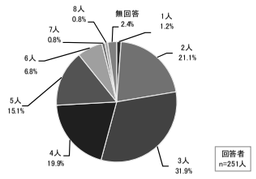


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １人 | 3 |
| ２人 | 53 |
| ３人 | 80 |
| ４人 | 50 |
| ５人 | 38 |
| ６人 | 17 |
| ７人 | 2 |
| ８人 | 2 |
| 無回答 | 6 |



### ●年齢

年齢は、「60 歳代」が 21.5%、「70 歳代」が 20.9%、「80 歳代」が 9.3%と 60 歳以上で半数を超え、90 歳代も 1.0%であった。一方、「40 歳代」が 20.6%、「30 歳代」が 7.7%、「20 歳代」が 1.0%と、40 歳以下も３割程度あった。

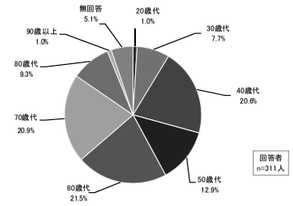


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 20 歳代 | 3 |
| 30 歳代 | 24 |
| 40 歳代 | 64 |
| 50 歳代 | 40 |
| 60 歳代 | 67 |
| 70 歳代 | 65 |
| 80 歳代 | 29 |
| 90 歳以上 | 3 |
| 無回答 | 16 |

### ●障害のある方の人数

障害のある方の人数は、「１人」が 87.1%、「２人」が 9.3%、「３人以上」は 1.0%であった。

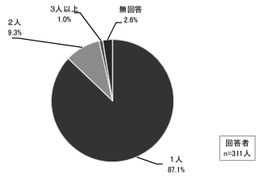


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １人 | 271 |
| ２人 | 29 |
| ３人以上 | 3 |
| 無回答 | 8 |

### ●障害のある方の年齢（複数回答）

障害のある方の年齢は、「80 歳以上」が 20.9%と最も多く、60 歳以上が約半数である。一方、「10 歳未満」が 12.5%、「10 歳代」が 15.8%と約３割が 20 歳未満であった。

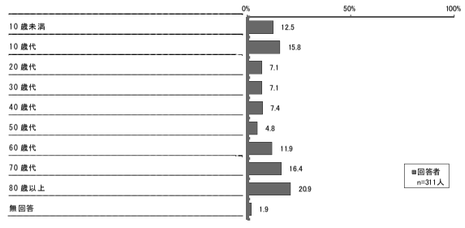






### ●地区

地区は、「ちの」が 20.9%、「玉川」が 19.9%、「宮川」が 18.0%で、３地区で約６割を占めている。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ちの | 65 |
| 宮川 | 56 |
| 米沢 | 20 |
| 豊平 | 20 |
| 玉川 | 62 |
| 泉野 | 9 |
| 金沢 | 6 |
| 湖東 | 24 |
| 北山 | 25 |
| 中大塩 | 15 |
| 無回答 | 9 |

### ●障害のある方との続柄

障害のある方との続柄は、「親」が 32.5%、「配偶者」が 26.4%、「子ども」が 27.7%、「兄弟」が 2.3%であった。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 配偶者 | 82 |
| 親 | 101 |
| 子ども | 86 |
| 兄弟 | 7 |
| その他 | 18 |
| 無回答 | 17 |

### ●障害のある方と同居しているか

現在障害のある方と「同居している」は 80.7%、「別に暮らしている」は 9.6%で、８割近くが同居していた。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 同居している | 251 |
| 別に暮らしている（施設入所等） | 30 |
| その他 | 12 |
| 無回答 | 18 |

### ●同居家族の人数

**【同居家族】**

同居家族の人数は「３人」が 31.9%と最も多く、次いで「２人」が 21.1%、「４人」が 19.9%、「５人」が 15.1%と、比較的家族数が多い傾向がみられる。




| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| １人 | 3 |
| ２人 | 53 |
| ３人 | 80 |
| ４人 | 50 |
| ５人 | 38 |
| ６人 | 17 |
| ７人 | 2 |
| ８人 | 2 |
| 無回答 | 6 |



**【同居家族のうち、職業を持っている人】**

同居家族で職業を持っている人数は、「１人」が 33.9%、「２人」が 21.9%、「３人」が 4.8%であるが、「０人」も 12.0%であった。

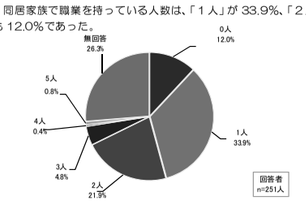


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ０人 | 30 |
| １人 | 85 |
| ２人 | 55 |
| ３人 | 12 |
| ４人 | 1 |
| ５人 | 2 |
| 無回答 | 66 |

### ●家族構成（現在同居している家族の状況）

家族構成は、「夫婦と未婚の子」のみ、または「親と未婚の子」のみの世帯が 49.8%と最も多く、次いで、「夫婦」のみの世帯 18.6%であった。

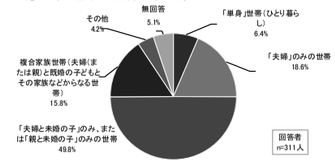


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 「単身」世帯（ひとり暮らし） | 20 |
| 「夫婦」のみの世帯 | 58 |
| 「夫婦と未婚の子」のみ、または「親と未婚の子」のみの世帯 | 155 |
| 複合家族世帯（夫婦（または親）と既婚の子どもとその家族などからなる世帯） | 49 |
| その他 | 13 |
| 無回答 | 16 |

### ●高齢者世帯（65歳以上だけか、65歳以上の人と18歳未満の未婚の家族で構成される世帯）かどうか

「はい」と回答したのは 34.1%（106 人）、「いいえ」と回答したのは 58.6%（182）であった。

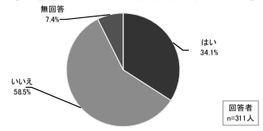


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| はい | 106 |
| いいえ | 182 |
| 無回答 | 23 |

### ●仕事の有無について

仕事の有無について、「仕事はしていない」が 48.9%、「パート・アルバイトなどをしている」が 17.0%、「常勤で働いている」が 9.3%の順であった。

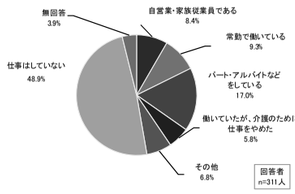


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 自営業・家族従業員である | 26 |
| 常勤で働いている | 29 |
| パート・アルバイトなどをしている | 53 |
| 働いていたが、介護のために仕事をやめた | 18 |
| その他 | 21 |
| 仕事はしていない | 152 |
| 無回答 | 12 |

●障害のある方が該当するもの（複数回答）

障害のある方は、「身体障害者（65 歳以上）」が 35.4%と最も多く、次いで「知的障害児（18 歳未満）」が 15.4%、「知的障害者（18 歳以上 65 歳未満）」が 12.5%、「身体障害者（18 歳以上 65 歳未満）」が 10.6%であった。

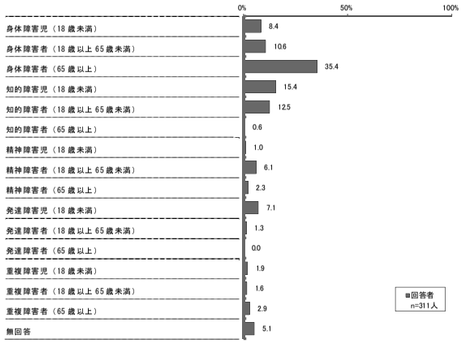


## Ⅱ　あなたの健康状態について

### 問１　健康状態について

健康状態は、「まあまあ健康である」が 54.7%で最も高く、次いで「やや不調である」が 25.1%、「非常に健康である」が 7.7%であった。

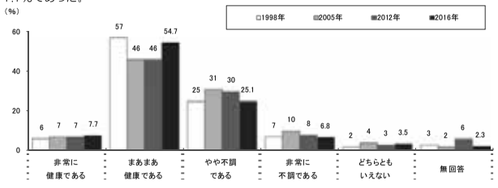


### 問２　「やや不調である」「非常に不調である」場合、治療や検査を受けているか

治療や検査については、「受けている」が 85.9%と最も多いが、「なかなか受診できない」が 10.1%、「受けていない」が 2.0%であった。

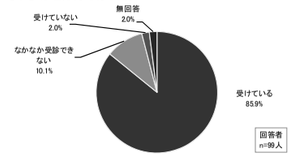


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 受けている | 85 |
| なかなか受診できない | 10 |
| 受けていない | 2 |
| 無回答 | 2 |



### 問３　身体の疲れについて

身体の疲れは、「やや疲れる」が 53.1%と最も多く、「とても疲れる」が 22.8%であり、７割以上が身体の疲れを自覚している。

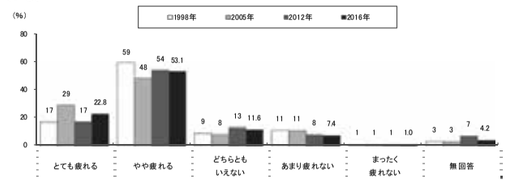


### 問４　睡眠の状態について

睡眠の状態は、「いつも睡眠不足」が 17.7%、「ときどき睡眠不足」が 45.0%で６割以上が睡眠不足の状態である。「睡眠はとれている」は３割程度である。

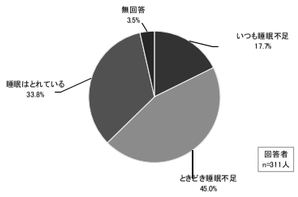


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| いつも睡眠不足 | 55 |
| ときどき睡眠不足 | 140 |
| 睡眠はとれている | 105 |
| 無回答 | 11 |

## Ⅲ　介護の状況について

### 問５　一日のうち介護をしている時間の平均

一日で平均して介護をしている時間は、「３時間未満」が 28.3%、次いで「３～６時間未満」が 15.8%であった。「12～15 時間未満」が 4.2%、「15 時間以上」が 8.4%で１割以上の介護者が一日の半分以上を介護の時間に割いている。前回の調査を比較して、介護時間は、長くなっている傾向がみられる。

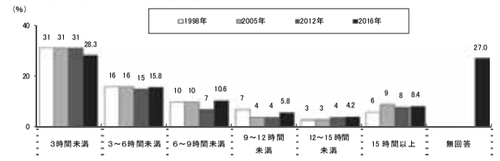






### 問６　障害のある方の、日常生活の中で必要な介護について

介護を必要とする内容は一部介助を含めると、「外出（送迎を含む）」が 68.9%と最も多く、「入浴」が 52.7%、「衣類の着脱」が 49.8%、「食事」が 47.3%であった。

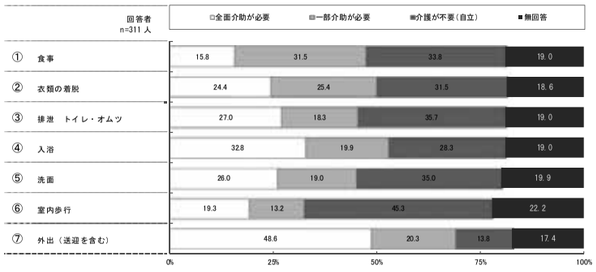


### 問７　この１年間、２日以上介護できなかったことがあるか

この１年間で２日以上介護できなかったことが「ある」は 32.2%、「ない」は 51.1%であった。

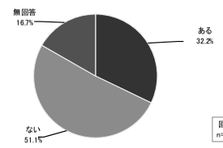


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 100 |
| ない | 159 |
| 無回答 | 52 |

### 問7-1　「ある」場合のその理由について（複数回答）

介護できなかった理由は、「病気」が 39.0%、「会合等への出席」が 28.0%、「冠婚葬祭」が 24.0%、「疲労」が 20.0%、「旅行」が 15.0%であった。

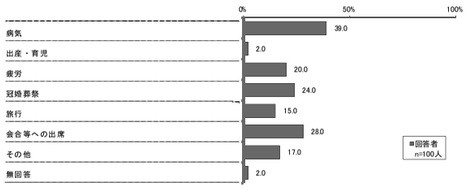




### 問7-2　問７「ある」場合のその対応について（複数回答）

介護できなかったときの対応は、「同居の家族に頼んだ」が 46.0%、「施設への緊急一時保護・ショートステイ（短期入所）を利用した」が 25.0%、「別居の家族に頼んだ」が 19.0%で、家族に頼む割合が高かった。

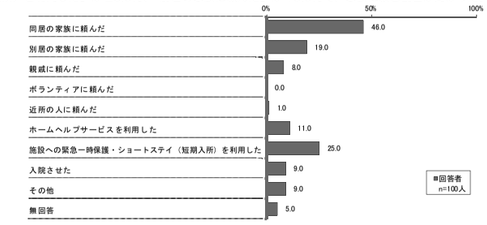


## Ⅳ　在宅福祉サービスの利用状況について

### 問８　障害のある方の、障害者総合支援法による在宅福祉サービス利用の有無について

障害者総合支援法による在宅福祉サービスについて「利用をしている」は 23.2%、「利用していない」は 57.6%で、半数以上がサービスの利用をしていなかった。

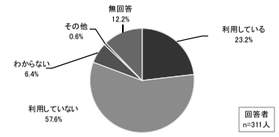


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 72 |
| 利用していない | 179 |
| わからない | 20 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 38 |

### 問９　障害のある方の、障害支援区分の認定の有無について

障害支援区分の認定について、「受けている」は、47.9%（149 人）、「受けていない」は 17.4%（54 人）であった。問８での集計結果をふまえると、認定は受けている人の約半数はサービスを利用していない。

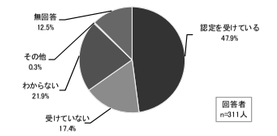


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 149 |
| 受けていない | 54 |
| わからない | 68 |
| その他 | 1 |
| 無回答 | 39 |

### 問10　障害のある方の、介護保険法による在宅福祉サービス利用の有無について

介護保険法による在宅福祉サービスについて、「利用している」は 20.9%（65 人）、「利用していない」は、54.7%（170 人）であった。

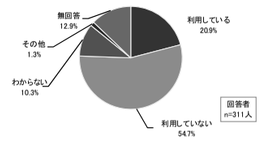


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 65 |
| 利用していない | 170 |
| わからない | 32 |
| その他 | 4 |
| 無回答 | 40 |

### 問11　障害のある方の介護保険の認定の有無について

介護保険の要介護認定について、「認定を受けている」は 34.1%（106 人）、「受けていない」は、40.8%（127 人）であった。問 11 での集計結果をふまえると、認定を受けている人の約半数はサービスを利用していない。

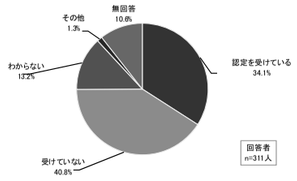


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 認定を受けている | 106 |
| 受けていない | 127 |
| わからない | 41 |
| その他 | 4 |
| 無回答 | 33 |

### 問12　在宅福祉サービスの利用希望について

今後の在宅福祉サービス利用意向について、「必要になったら利用したい」が 49.2%（153 人）と最も多く、「ぜひ利用したい」が 25.4%（79 人）であった。

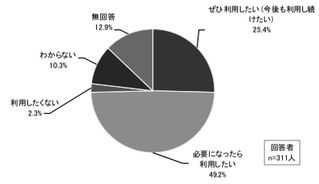


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ぜひ利用したい（今後も利用し続けたい） | 79 |
| 必要になったら利用したい | 153 |
| 利用したくない | 7 |
| わからない | 32 |
| 無回答 | 40 |

### 問13　問12「利用したくない」と回答したその理由について（複数回答）

利用したくない理由は、「自分の介助だけでやっていけるから」が 57.1%、「家族や親族の介助でやっていけるから」が 42.9%であった。

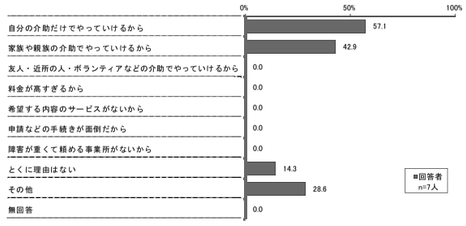




### 問14　茅野市の障害者福祉に対する各種制度の実施やサービスについて

知っている制度は、「医療費の助成」が 65.9%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 61.1%、「地域福祉推進課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 60.8%と割合が高く、半数以上の方が知っていた。

**【①制度を知っている】**

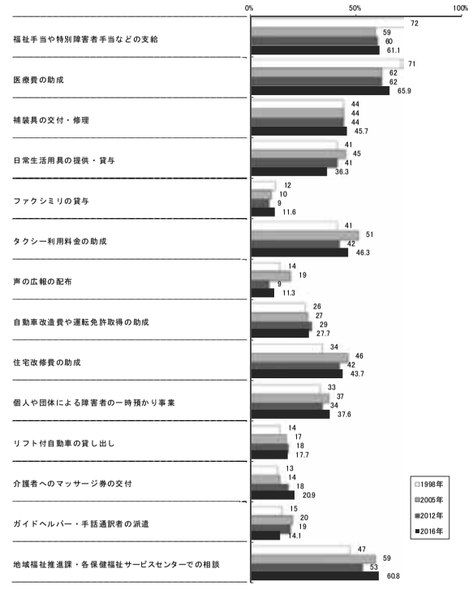






**【②制度を利用している】**

利用している制度は、「医療費の助成」が 65.9%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 48.9%、「地域福祉推進課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 32.2%であった。

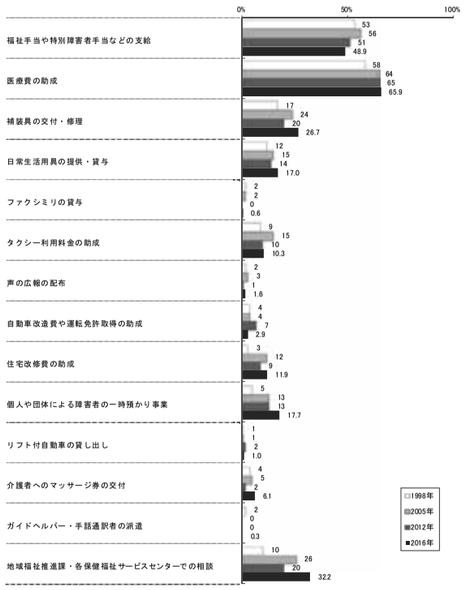




**【③今後利用したい】**

今後利用したい制度は、「地域福祉推進課・各保健福祉サービスセンターでの相談」が 38.3%、「医療費の助成」が 35.7%、「福祉手当や特別障害者手当などの支給」が 33.8%であった。

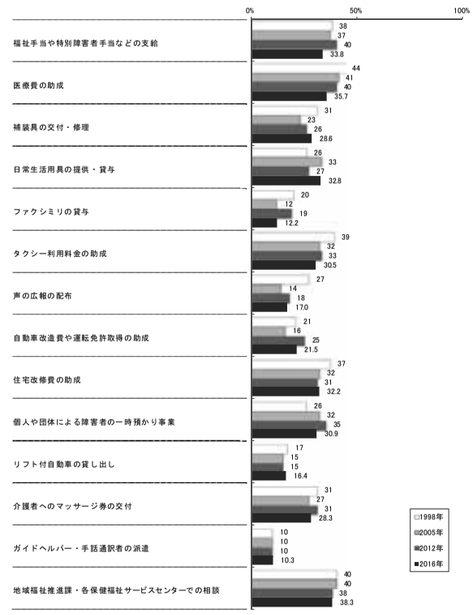

## Ⅴ　教育等について

**18 歳以下の障害児をお持ちの保護者の方にお伺いします。**

### 問15　学校教育の充実のために希望する施策について（複数回答）

学校教育の充実のために望む施策は、「教育内容の専門性の向上と充実」が 45.9%、「学校の施設・設備の改善」が 42.4%、「進路指導の充実」が 41.2%、「養護学校の通学制と送迎の確保」が 37.6%、「障害児と健常児が一緒に学ぶ、統合保育や統合教育の推進」が 29.4%、「保護者への相談・助言の充実」が 25.9%と、学校のことだけでなく、卒業後のこと、保護者のことなど多岐にわたっていた。

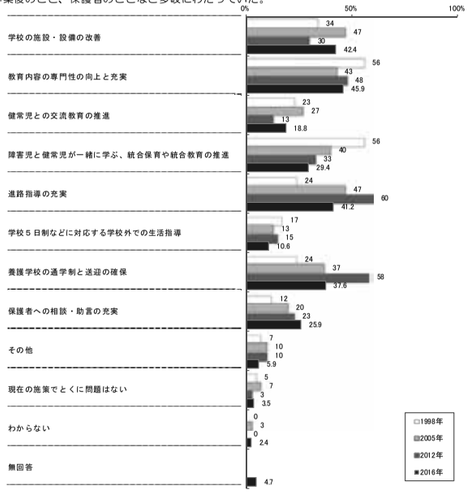


### 問16　義務教育終了後の進路希望について（進路を選択した場合も含む）

義務教育後の進路希望については、「養護学校高等部」が 55.8%、「一般高校（圏訪圏域内）」が 15.1%、「就職」が 5.8%であったが、「わからない」も 12.8%であった。

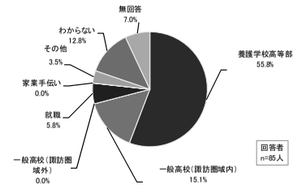


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 養護学校高等部 | 48 |
| 一般高校（圏訪圏域内） | 13 |
| 一般高校（圏訪圏域外） | 0 |
| 就職 | 5 |
| 家業手伝い | 0 |
| その他 | 3 |
| わからない | 11 |
| 無回答 | 6 |



### 問17　学校教育終了後の進路のために希望する施策について（複数回答）

学校教育終了後の進路のために望む施策として、「通所して働ける就労支援施設の設置・拡充」が 44.3%、「一般企業への就職促進・職場開拓など」が 37.5%、「更なる高等教育や専門教育のための教育訓練機関の整備（職業訓練校・各種学校など）」が 30.7%であった。

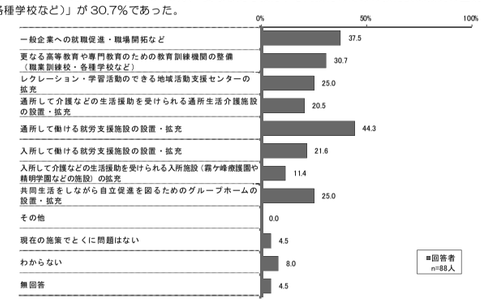


### 問18　どんぐり手帳の利用の有無、認知について

どんぐり手帳について、「利用している」が 48.2%（41 人）、「利用はしていないが知っている」が 32.9%（28 人）、「知らない」が 14.1%（12 人）であった。

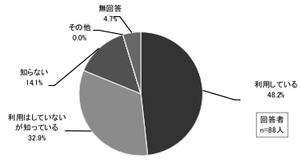


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 利用している | 41 |
| 利用はしていないが知っている | 28 |
| 知らない | 12 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 4 |

### 問19　「生涯に渡る支援サポート手帳」の今後の利用希望について

「生涯に渡る支援サポート手帳」を「必要があれば利用したい」は 57.6%、「18 歳以降もぜひ利用してみたい」は 21.2%であった。

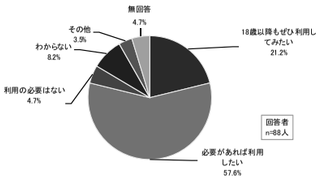


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 18 歳以降もぜひ利用してみたい | 18 |
| 必要があれば利用したい | 49 |
| 利用の必要はない | 4 |
| わからない | 7 |
| その他 | 3 |
| 無回答 | 4 |





## Ⅵ　介護の問題や悩みなどについて

### 問20　介護の問題や悩みについて（複数回答）

介護の問題や悩みとして、「心身の疲労・負担」は 40.2%、「経済的な負担」は 27.0%、「自分の時間が持てない」は 14.8%、「仕事に出られない」は 12.5%など、疲労や負担に加え、経済的な問題、健康問題、家族や近所の方の理解など、さまざまな問題や悩みを抱えている。心身の疲労・負担、経済的な負担については、前回の調査を比較して負担が増してきている。

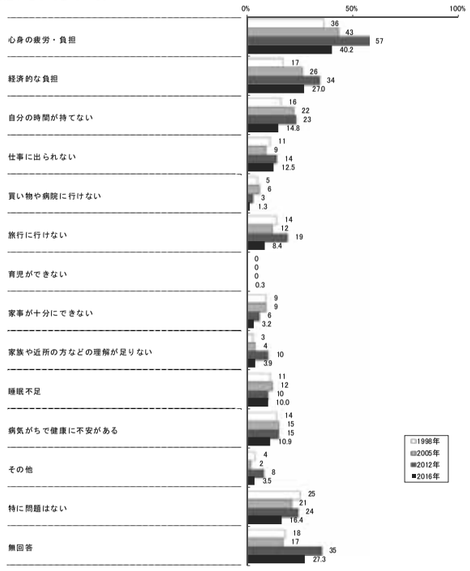




### 問21　問20の悩みについて、家族・親族以外の相談先について

【家族・親族以外の相談先】は「各保健福祉サービスセンター」が 32.5%、「市役所」が 21.2%、「友人・仲間」が 16.1%の順であった。

【最初の相談先】は「市役所」が 6.1%、次いで「各保健福祉サービスセンター」「友人・仲間」が各 5.5%で多かった。

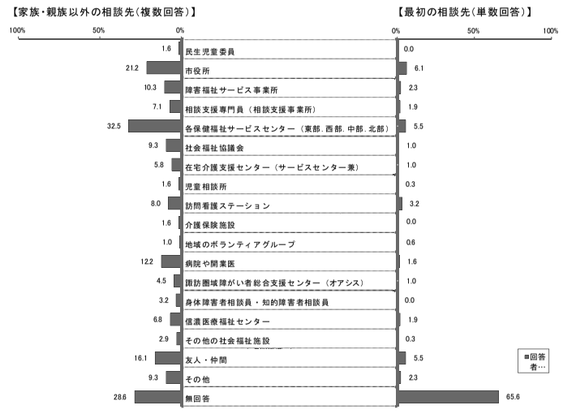

## 問22　介護をする中で、家族や近隣、生活上困ることについて（複数回答）

家族や近隣のことで困ることは、「何かあったときに本人の世話を頼める人がいない」が 25.1%で最も多かった。次いで「家族そろっての外出ができない」14.8%、「友人とのつきあいができない」が 13.5%であった。一方で「困っていることは特にない」も 25.1%であった。「何かあった時に世話を頼める人がいない」と「近所に大変気を使う」と回答した割合が増えてきている。

生活・環境のことで困ることは、「災害時の対応や避難について不安」が 31.5%と最も多く、次いで「介護をしていて費用がかさむ」が 14.5%、「仕事に出たいがなかなか出られない」が 13.2%と多かった。一方で「困っていることは特にない」は 17.0%であった。

**【ア　家族や近隣のこと】**

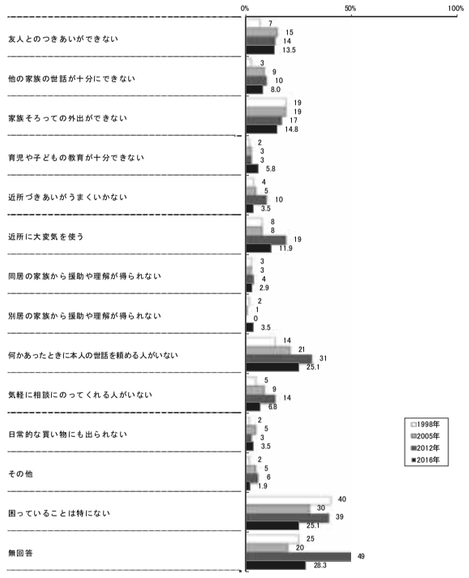




**【イ　生活・環境のこと】**

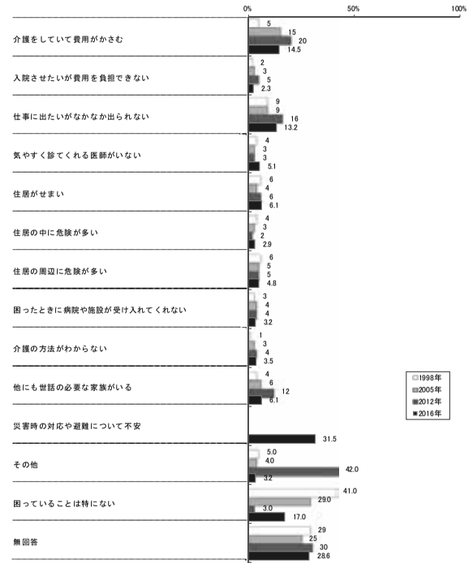






## 問23　障害のある方の将来について不安なこと（複数回答）

将来に対する不安は、「経済的な心配」と「自分の病気や体調が悪化して要介護になること」が各 36.7%と最も多かった。次いで「日常生活の支援が受けられるか」が 29.9%、「一緒に暮らす人がいるか」が 25.4%、「生活する場所があるか」が 24.1%、「困った時に頼れる人がいない」が 23.2%であった。

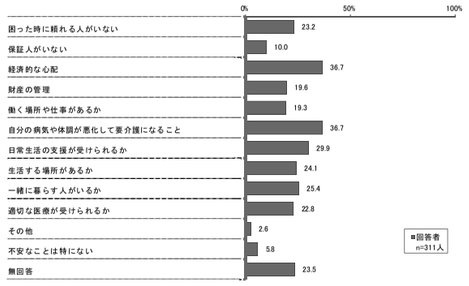


## 問24　成年後見制度について知っているか

「成年後見制度」については、「よく知らないが興味や関心がある」が 33.4%と最も多く、「利用はしていないがよく知っている」が 25.7%であった。

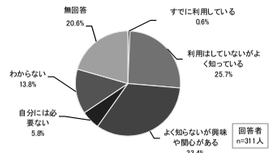


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| すでに利用している | 2 |
| 利用はしていないがよく知っている | 80 |
| よく知らないが興味や関心がある | 104 |
| 自分には必要ない | 18 |
| わからない | 43 |
| 無回答 | 64 |

## 問25　障害者への虐待を過去に見聞きしたことがあるか

過去に虐待を見たり聞いたりしたことについて、「ない」が 50.8%、「ある」が 16.7%であった。

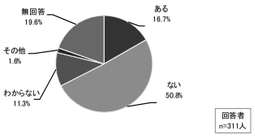


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 52 |
| ない | 158 |
| わからない | 35 |
| その他 | 5 |
| 無回答 | 61 |

※問 26 問 25 で「ある」場合、見たり聞いたりした具体的な内容については、自由記述編参照



## Ⅵ　社会参加・地域生活について

### 問27　この１年間にしたこと、今後してみたいことについて（複数回答）

この１年間にしたことは、「②理美容院へ行く」が 55.9%と最も多く、次いで、「①ゆっくりと買い物をする」が 46.9%、「④友人との歓談」が 37.3%の順に多かった。この１年間にしたいことは、「⑦一泊以上の国内旅行」が 37.6%と最も多く、次いで「⑧海外旅行」が 28.0%、「⑥日帰り旅行」が 26.4%の順に多かった。

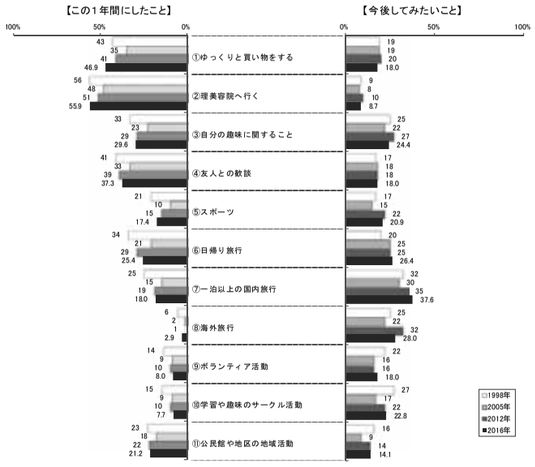


## Ⅶ　障害者の自立生活について

### 問28　「自立」について考える際に重要視すること

「自立」について、大変重要視する場合で最も多いのは、「⑥行政などへの積極的な参加・参画の機会があること」が 30.2%であった。また、重要視すると合計しても同様の結果であった。

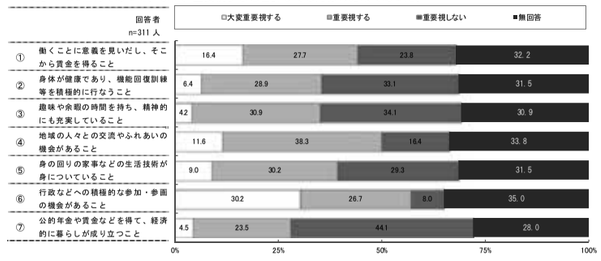

### 問29　障害のある方の今後の生活はどうあって欲しいか

今後の生活についての考えは、「様々な福祉サービスや援助を利用しながら、家族と一緒に生活する」が51.8%と最も多かった。

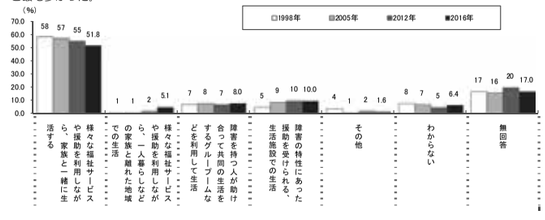


### 問30　「地域の人々はいまだに障害者に対する偏見や誤解をもっている」と思うか

地域の人の障害者に対する偏見や誤解は、「思っている」の23.2%と「少し思っている」の29.6%を合計すると、半数以上の人があると回答した。

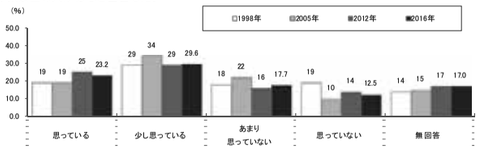


### 問31　障害を理由として差別を受けた経験の有無について

差別を受けた経験は、「ない」が41.8%、「ある」が14.8%であった。

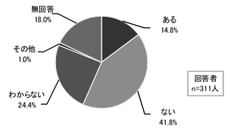


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| ある | 46 |
| ない | 130 |
| わからない | 76 |
| その他 | 3 |
| 無回答 | 56 |

### 問32　問31「ある」場合の時期について

差別を受けた時期は、「少し前（１年～５年前頃）」が33.3%、「以前（５年～10 年前頃）」が21.6%、「かなり昔（10 年以上前）」、「最近（１年以内）」もそれぞれ19.6%であった。

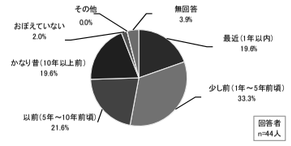


| 選択肢 | 対象者（人） |
|---|---|
| 最近（１年以内） | 10 |
| 少し前（１年～５年前頃） | 17 |
| 以前（５年～10 年前頃） | 11 |
| かなり昔（10 年以上前） | 10 |
| おぼえていない | 1 |
| その他 | 0 |
| 無回答 | 2 |

※問 33　問 31 で「ある」場合の具体的な出来事については、自由記述編参照



### 問34　障害者に対する住民の理解を深めるために必要なことについて（複数回答）

住民理解を深めるためには、「子どもたちに対する福祉教育を充実する」が 30.9%と最も多く、「障害者が街に出かけやすい整備をすすめる」は 28.9%であった。

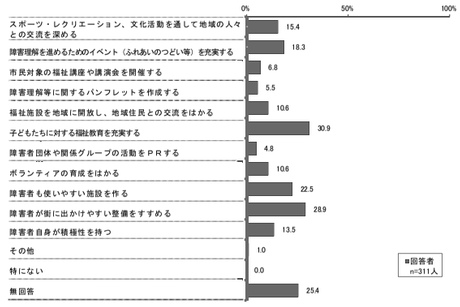


## Ⅸ　行政に対する評価について

### 問35　茅野市における障害者福祉全般の印象について（複数回答）

茅野市における障害者福祉全般の印象について、「今ある制度やサービスを利用しており、以前より便利になった」が 27.3%と最も多かった。

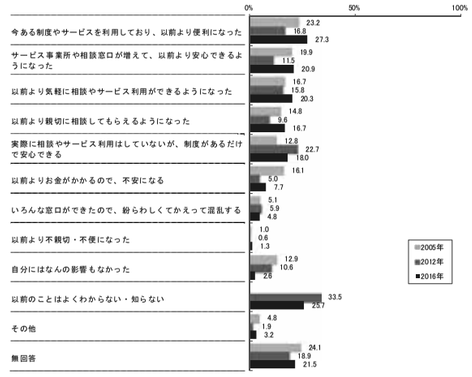




### 2　自由記述

問 26　見たり聞いた!!した虐待の内容

| | |
|---|---|
| 新聞・ニュース | ・新聞やテレビで見た<br>・テレビなどの報道でよく聞くので(色々)不安になる。<br>・施設の職員による利用者への虐待(新聞・ニュース) |
| 施設 | ・テレビのニュースなどで介護を放棄したり暴力をふるったり、年金などを勝手に使ったりということはニュース等で聞いている。自分のまわりではあまり聞いたことがない<br>・グループホームにいる障害のある方のご家族から聞いた。本人の足に不自然なアザがあった。事業所の管理者と相談し対処してもらった。そのあとはない。(2年前のこと) |
| 家庭内 | ・家庭内暴力や差別的な発言<br>・育児放棄<br>・精神的に疲れると虐待というより 親子心中する人の気持ちがよく理解出来る |
| その他 | ・心理的虐待を自分が受けた 言葉の暴力<br>・聞かれた事に返答できないと、ばかにした様子で対応する人が居る<br>・高齢者は厄介者扱いに思われている<br>・今さら書いても仕方ありません |

問 33　受けた差別の具体的内容

| |
|---|
| ・診療をいやがられた(病院で) |
| ・精神を患っていると病院職員から嫌な顔をされる。他院にかかるのにも勇気が要る様になった。 |
| ・医師の障害者の理解不足 |
| ・杖を使って会社に行っていた時、同僚に杖を使って会社に来るなと言われた事が有った。そして杖をけられた。 |
| ・保育園入園、小学校入学などの際に難しいと言われましたが子どもの権利をうったえて受け入れてもらった(本来はスムーズに受け入れるべき) |
| ・仕事を探している時「我が社は障害者が働けるような甘い仕事ではない」とことわられたこと それからはトラウマで働けなくなってしまった |
| ・市のプール利用を断られた。 |
| ・遊び場に車イスが入っていけなかった。 |
| ・家族で回転すしに行った時 障害児がウーウーと言っていたらその声がうるさいからと客からクレームがあったから出て行って欲しいと言われた |
| ・視覚障害です。白杖をついて歩道を歩いていたら(運動のため)「危なくて見ていられない、一人で出歩かないように」と注意された。介護付きで白杖をつき歩いていたら大声で「バカヤローどけ！！」とどなられた |
| ・手足のマヒ 知的障害があるからってかわいそうだからって手をかしてくれたのはいいが、かげで悪口を言ったり、親に対しても差別的なことをされた。 |

【市の障害者福祉施策に対する意見・要望】

| | |
|---|---|
| 制度・サービス | ・行政が最も重視しなければならないことは、社会的に自分の力だけでは生きていけない人々をしっかり支えることだと考えます。茅野市はまだそういう考えに立っていません<br>・一連の流れ等もっとわかりやすく一目で解るガイドラインが欲しい。来るのを待つのではなくアウトリーチをもっと充実した方がいいのではないか していないならもっと市民に対し解るように沢山目にする機会等をもうけるべきかとも思う。市民は知らない事が多いと思います。<br>・介護施設の人材確保に力を入れて下さい。看護師不足のため思うように在宅介護ができず困っています。ここ数年法律改正などもあり介護する人間にとって冷たい世の中になってしまったと思います。在宅介護をするには仕事を辞めないといけないのでしょうか？仕事と介護が両立できるような世の中であってほしいと思います。<br>・自分から制度を勉強して申し出ないと利用できないのではなく、市からもっとこんな事に手助け出来ると聞いかけてもらいたい。知らない人は何もしてもらえずにいる 経費のかかることではあるが家族は人の手も時間もかなりかかっているので、少しでも軽減するように親切であってほしいです。高齢であるがゆえ介護保険の部分とそうでない部分とわかりにくい。又介護する自身も高齢のため、制度がわかりにくいし一度聞いただけではわかりにくいし、また何度も聞きにくい<br>・紙おむつの補助について-知的障害は対象外とはなぜか？知的障害だからこそおむつをはずすのが大変であり、困難だということを理解していただけないでしょうか。学校での奨励費・特児・障害福祉金での活用とありますが、紙おむつを使用している人と使用していない人では差があり不公平なものだと感じます。他市町村で紙おむつの補助という動きのある中、茅野市でも再度検討してはいただけないでしょうか。<br>・障害者が利用できるサービス、主に高速道路の割引など日常的に利用する際とても助かっています。色々な障害のある人が生活していく環境が整っていけたらいいなと感じます。その為の活動や職員の方に感謝します。<br>・医療費窓口無料化をぜひ実施してほしいと思います。<br>・災害時の避難場所・障害者専用の避難場所を作ってほしい。始めから専用の場所だとわかっていればまわりの理解があるから安心して避難ができる(子供もパニック・かんしゃく等が少なく抑えられる)<br>・どのようなサービスが実際受けられるか。どのような制度を利用できるか個々の話になるので、手帳の手続き手当の手続きなど市の職員と接触がある時、窓口が違っても、こんなの利用してますか？こんなの受けてますか?と逆に教えていただきたい。知らないでいる事を教えて欲しい。<br>・障害者自身のケアももちろんの事、介護者のケアも必要と考えます。特に１対１の場合では考えます。<br>・病院へ行くのにバスを利用しているがバスの本数が少なくて困っている<br>・重度の介護者が入所する時(短期)ストレッチャーの輸送・移送費用に保険がきくなど費用の軽減が欲しい。 |



| | |
|---|---|
| 障害児・者に対する理解と対応 | ・発達障害児などの学習支援サポートや居場所づくりが茅野市になく、近隣やよその市町村・病院に相談したりしています。また家族会のような介護をしている者どうしがグチをいったりホッとしたりできる場があるとよいと思います。<br>・子供が大きくなった時、今は高校生になってから事でどうしたらよいか悩んでいます。学童はない、放課後等デイサービスが利用できない(障害程度具合から考えて利用不可能＜現時点で＞)となると送迎が早まり仕 事ができなくなります。また姉妹児がいると姉妹児はなかなか習い事等制限されます。重度の発達障害児でも受け入れてくれる放課後等デイサービスの充実やタイムケア 300 時間の制限をもっと増やしてくれるとどれもありがたいです。<br>・特別児童手当は所得に関係なくもらいたいです。装具や車イスは市で負担してほしい。子どもに障害があると仕事をすることは難しく働くことができないです。もう少し考えて頂けたらありがたいです。<br>・軽度知的障害児将来の進路に不安を持っています。同じ悩みを持っている親たちと一緒に地域のサポート説明と将来の保証制度をききたいです。<br>・私の子どもは見ただけでは障害児に思えないので、外出先などで時々健常者の子ども達からその場での「いじめ」に発展する事があります。例えば妊婦さんに配布される「おなかに赤ちゃんがいます」のような周囲に気づいてもらう為のバッジやキーホルダー等々があればいいのになぁと思います。持ちたい人だけ申し込むというようにすれば良いと思います ご検討のほどお願い致します。<br>・父親同士も話し合えたりする機会があればよいと思う 障害児の子育ては母親の負担になりがちなので教えていってもらいたい<br>・義務教育について 障害の特性は人それぞれ様々ですが健常児と障害児が共存し学べる環境があるべき姿だと思います。茅野市には複数の学校がありますが、その中の1校にインフラ・職員・専門スタッフを集中し今後1人でも多くの子供が小・中学校で学ぶ機会が得られる様願います。<br>・幼少の時から知的障害(AD などがありそうと思われる児童に対して、親が確認しない(勉強が普通にできたりすることが多く学級崩壊になっていることがあります。そういうケースのケアをできれば早めにとりかえるようにしてあげて下さい。<br>・学校生活も充実出来る様に1人の障害に対しての学級も出来るとありがたい。3人同じ障害の子が必要なんておかしいと思います。もっと他県の取りくみに見学に行ったりして参考にして下さい。<br>・学校にも保育園みたいに加配の先生がついてくれればいいと思います。1 対 1 で勉強などちゃんと教えてほしい<br>・学校内やクラスなどいろいろな障害があるが差別もあり、普通の子と同じように接することもすくないようである。子供の親がよく障害の立場を理解するように教育が必要だと思う。 |
| 環境 | ・役所の近くに公園がほしいと思います。市民の人達の集まる役所にしてほしいですね。(気軽に)<br>・障害者、高齢者が安心して体力作り・体力維持ができる環境がほしいです。運動公園等車イスを押してやりたくても石がごろごろで できない場所がたくさんあります。図書館への下り坂に歩道がほしいです。せまくて危険<br>・車イス専用の公衆トイレの充実・段差のない歩行者道路を要望します。<br>・通学路や大きな施設の周辺なので車イスが通 行できない所がとても多くて不便です。また、市所有のバスが車イス対 応ではないし、車イスを乗せるスペースもなく利用できません。改善してもらえるとありがたいです。<br>・障害(身体)者が車いすで室内移動できる住宅(市営)を増やしてほしい。<br>・(土)・(日)の日に障害者が集まって楽しい事が出来る場所があると良いです。<br>・市営温泉が６ケありますがその機に歩(プール)を作って下さい。 |
| 介護者の健康問題 | ・病院の治療と市の福祉により何とか私達が動けるうちに自立できるようになることを願っています。<br>・障害者が将来安心・安定に生活出来るような経済 的援助が出来るような福祉施策を継続して下さい。<br>・介護者がいなくなった後も障害者が落ち着けて生活できるグループホームが出来る事を願っています。(高齢の両親と共に生活出来る場所)<br>・重度の知的障害者が親兄弟の世話にならず生活出来るように希望しています。地域で生活出来るのは障害が軽い人達だと思います。 |

# 第６章
# ヒアリング調査の概要





## 第６章　障害者団体等ヒアリング調査の概要

茅野市第三次障害者保健福祉計画の策定にあたって、10団体へのヒアリングを実施した。以下は各団体からの意見等を踏まえて、共通している事項、あるいは次期計画を策定にあたって検討が必要と思われる論点について整理を行った。

**実施期間　2016年9月12日（月）～9月14日（水）**

＜ヒアリング対象先＞

| 日程 | 時間 | 団体 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| 9月１２日（月） | 13：30～15：00 | NPO 法人ふくろう SUWA（ふくろう玉川通所者・保護者） | ふくろう玉川 |
| | 15：30～17：00 | NPO 法人やまびこ会（精神家族会） | ひまわり作業所 |
| | 19：00～20：30 | 茅野市聴覚障害者協会 | 茅野市役所 701 会議室 |
| 9月１３日（火） | 9:15～10：30 | あすなろセンター（通所者・保護者）手をつなぐ育成会 | あすなろセンター |
| | 10：45～12：00 | デイサービスセンターモモ　（通所者・保護者） | デイサービスセンターモモ |
| | 13：00～15：00 | R for I　諏訪農護学校ＰＴＡ保護者会 | 茅野市役所 701 会議室 |
| | （13：00～14：00） | 前半グループ（未就園児～中学生位まで） | |
| | （14：00～15：00） | 後半グループ（中学生～高等部位まで） | |
| | 15：15～17：00 | ひまわり作業所（通所者） | ひまわり作業所 |
| 9月１４日（水） | 10：00～11：30 | この街学園（通所者・保護者） | この街学園 |
| | 13：00～14：30 | NPO 法人八ヶ岳福祉農園（通所者・保護者） | 八ヶ岳福祉農園 |
| | 14：45～15：45 | 茅野市視覚障害者福祉協会 | 茅野市役所 701 会議室 |

●生活全般について

**送迎について**

・お医者さんに車に乗ってはいけないと言われているので、車で送ってくれる手段やサービスが欲しい。
・土日だと送迎をしてもらえないので、病院へ行きたくても行けない。送迎のサービスを充実させてほしい。
・土日や夜などバスを運行してほしい。火曜日のメリーバス週一回では足りない。
・土日のバスがないことが不便。土日のバスを増やしてほしい。
・来月からバスの時間が毎日変わるので不便。
・バスでも人数か多ければ乗れないときもあるので、送迎を確実にしてほしい。
・降りる場所を知らせるボタンがついていないバス（ビーナちゃんバス）で、合図をすることができない。
・定期的なことなので、手帳を示すことで降車場所のときに声をかけてくれるような仕組みが必要。
・朝や土日バスの本数を増やしてほしい。交通手段が増えるといい。





・ビーナちゃんバスの路線を増やしてほしい。
・行政境（他市町）のバスの行き来が不便。行政バス間の接続をしてほしい。
・市町村の境界を越えて、移動に際してどこでも行けるバスが欲しい。
・バスの回数券など、お金の面での対策が欲しい。

**商業施設等について**

・駅の周りにスーパーが少ないこと。買い物に苦労することがある。
・カラオケが好きなのにカラオケ屋さんが少ないこと。
・最近は自動式のレジがあるが、私たち（視覚障害）は使えない。
・スーパーなどで、どこのレジが空いているか分かるようになればいいなと思う。

**住居支援について**

・グループホームのニーズはあるのに、数が足りていない。多様なグループホームがあって、選択できるようになることが理想。
・グループホーム数が足りていない。
・グループホームも必要であるが、親なき後も自宅で過ごせるような支援を考えられないか。例えば、シェアハウスのような形態や公的な運営体制など。
・夜間一人になるとき、家に誰か来てほしい。
・親が亡くなった後、施設だとかグループホームと言われるが、私は今の自宅で過ごしたい。
・居宅を中心にさまざまなサービスを受けたい。
・生活の支援だけではなく、経済的な安定も必要。
・利用者それぞれのニーズに合ったグループホームがほしい。
・親が介護できなくなったとき、ケアハウスやグループホームなどが必要。
・グループホームについて、地域の人たちの理解を広めてほしい。
・施設にも人によって合う、合わないがあるため多岐にわたる生活の場があったらいい。
・何かあったときに、柔軟に他の事業所に移動できるような仕組みがあればいい。

●身近な地域での生活について

・区の情報がほしい
・区の放送の内容をファックスで送ってほしい。公民館へのファックスの設置。
・雪かきや草取りの実施や延期の連絡をしてほしい。放送があったことを知らず、出不足金を徴収されたことがあった。
・亡くなった方の情報が入るようにしてほしい。
・引っ越してきても人付き合いをしたい。
・市営住宅は人の入れ替わりが多く、顔も知らないまま区長が毎年変わる。区長さんが変わっても放送をファックスで送ることを続けるなど、理解してもらいたい。
・地域で暮らし続けていくためには、地域の人も支え合っていけるように考えていかなくては。
・最近は個人情報保護法でどの程度まで相手に干渉していいのか分からず、隣組の組長さんにどこまで手を出していいのか分からないといっていた。
・地域との関係は、モモの周りはとてもいいが、自宅がある地域はあまりよくない。
・親なき後、地域に溶け込んで生きていけるのかが心配。地域を巻き込んで行事とかに気軽に参加したりできたらいい。
・地域の人たちに理解を得ていくことはとても大変なこと。（保護者）
・いろいろと働きかけて、少しずつ変わっていく。（職員）
・この街のまわりの関係はよくなってきても、住んでいる近所ではまだまだ理解されていない。（保護者）
・地区の情報をアナウンスで流してほしい。
・例えば交差点で音声付信号機が完成したときに、最初のときには当事者を呼んで、説明会などをしてほしい。せっかく設置されても知らなかったり、間違ってしまうこともある。
・ゴミの分別の袋の種類がわからないので、点字付きのゴミ袋を茅野市でも活用してほしい。
・アルミホイルやサランラップの違いも分からないから点字をつけてほしい。
・回覧板が読めないので、なにか配慮がほしい。

●相談について

・どこに行けば、どんな相談ができるのか情報が入ってこない。自分で調べないとわからない。そうした情報すら入ってこないので、何を知らないのかすら分からない。
・制度が変わって相談支援員が一人ひとりにつくようになって、とてもありがたい制度だなと思っている。
・相談支援員の数が足りないのではないか。
・茅野市では保健福祉サービスセンターが身近にあるので、困ったときにはすぐに相談ができる。その点で他市よりも相談はうまくいってると思う。
・支援センターでケアプランをつくる際、本人や保護者の人の意見を聞いてしっかりと作っていただいている。
・年金をもらい始める２０歳までの２年間の費用をどうしたらいいのか教えてほしい。こうした卒業後のことはどこへ相談に行けばいいのかわからない。
・相談は Rforl や特別支援学校の先生にしているが、福祉施設の内容など福祉制度の細かい所は分からない
・親が先回りして相談するだけではなく、本人が相談できる場があったらいい。
・申請や更新へ行ったときに窓口で、書類の提出日や締め切り日に猶予を設けてほしい。
・茅野市のなかでは生活は落ち着いているし、丁寧に支援をしてもらっている。
・家庭内で問題を抱えている人が多い。
・家族の理解がなかったりした場合、親に対して病状等を説明してくれる職員がいてほしい。
・さまざまな行政手続きが繁雑で、親がいなくなった後が心配なので、窓口を一本化してもらえるといい。
・独居だと市から気にしてもらい様々なサービスを利用できるが、例えば障害者一人、高齢者一人といった家族がいると網にひっかからない。
・サービスセンターの職員をもっと増やしてほしい。
・肥満気味になったり、食事に栄養の偏りがあると医者に言われるが、栄養ことを相談ができる場所がほしい。

●権利擁護などについて

・成年後見の制度について研修したが、活用にまでは至っていない。

・利用できる対象の人は限られるような印象が強い。
・成年後見制度も財産管理だけでなく、生活のコーディネートもしてほしい。
・成年後見の勉強はしているが、現実的にならないのが現状。高齢者が中心になっているので障害者の方にも向いてほしい。
・成年後見を担う人材を養成し、研修していってほしい。
・訪問販売や宗教などから守る方法を考えてほしい。
・成年後見の制度について研修したが、活用にまでは至っていない。
・利用できる対象の人は限られるような印象が強い。

●就労・作業所について
・この５年間でＡ型、Ｂ型といった就労支援の作業所が増えた。その分当事者にとって選択肢が増えた。
・一般就労ができる人が少しずつ増えてきたが、まだ壁は厚い。
・一般就労へのステップアップがしっかりしてきた。
・一方で企業の理解がまだ足りていないと感じることも多い。
・一般就労でトラブルが生じたときなど、いつでもＡ型作業所に戻ることができると安心できる。
・就労の中身がどこの作業所も似たり寄ったり。もっと多様な仕事のメニューを増やして、選択肢が出てくれば良い。
・行政に提出するいろいろな更新の手続きなどを、事業所でも処理できるようにならないか。
・ピアあすなろの活用方法について、昼は地域活動支援、夜はショートステイなどができないだろうか。
・就労場、作業所や住む場を、いろいろと選択できるようにしてほしい。一度決めてしまうと後はずっと同じところを利用するのではなく、定期的に希望が出せるような仕組みができないか。
・障害の種別や程度によって、それぞれに適した作業等ができるように選択肢があるといい。
・年月が経つと重度化してきて、作業は単調になる一方で、介護に手がとられていく。そうなると新しい人（比較的軽度）がきても十分な個別対応ができなくなっている。利用者の状況やニーズにあわせて異動ができるようなシステムを茅野市としてつくれないか。
・もっと地域に出て行けるような機会がほしい。
・商品開発や販路開拓の際に協力してもらうことはできないか。
・とくに冬もできるような仕事が求められている。
・作業や商品開発をすることは、ひとつの作業所だけでは限界。いろいろな農家や企業、商工会などと協働していくといいが、そうしたつながりの機会や話し合いの場があるといい。
・よい職員を確保したいが、人件費が厳しい。できれば施設の運営費給付費などを増やしてほしい。

●余暇の過ごし方について
・市内に障害者もいける喫茶店が少ないこと。
・もっといろいろな場所へ出かけるために、ヘルパーさんがいてほしい。
・休日の余暇活動でもヘルパーさんの利用をしたい。
・仲間と一緒にできる参加型の企画を提案してほしい。
・家族のように休日にどこかへ連れて行ってくれたりしてほしい。
・歳や背も大きくなっても公園感覚で安全に遊べて交流できるような場所がほしい。





・住民向けの講座に参加できないため、障害がある子でも参加できる講座や教室を開いてほしい。
・安心してスポーツができる、あるいはスポーツを指導してくれるような場所が欲しい。
・プールや体育館、温泉などに行きたいが、じゅうどの障害児は断られてしまう。
・スポーツや音楽など参加でき、体を動かして仲間を創れる場が欲しい。
・障害者がもっとスポーツを楽しむことができるように、障害者スポーツ指導者の確保や育成をしてほしい。
・せっかく公民館でいろいろと活動があるのに、障害者にはそうした情報もないし、参加できるのかどうかもわからない。いろいろな講座に参加したいと思うが、ぜひ可能にしてほしい。
・今度できる市民活動センターが障害者にとって利用しやすいものにしてほしい。単に段差がなければいいということだけではなく、声をかけてくれたり、必要な配慮をしてもらえるような福祉がわかる職員が窓口にいてほしい。

●医療・保険について
・入院時の書類が大変で、緊急の時などは特に大変。
・発達障害について理解のある医療機関が必要。
・専門的な「療育」の場が茅野市にもあるとよい。
・夜間の吸引があるため入院を断られてしまうことがあり、とても困る。
・急で何かあったときに、即対応できるサービスがない。
・精神障害者の場合、主治医が松本や山梨など、遠くに通っている人が多い。
・精神のクリニックを予約すると3カ月待ちの時もある。
・必要な時にすぐ、精神科の先生に診てもらえないことがある。
・茅野市では精神科で入院できる医療機関がないので、検討してほしい。
・入院の時、完全看護だと親以外の人の付き添いができない。親だけでは限界がある。親以外でも付き添いができるようにしてほしい。
・入院時に、完全看護でもタイムケアの制度が利用できるとよい。
・障害に理解がある歯科医の人がいてとても助かっている。
・信濃医療福祉センターに、同行した兄弟の保育をしてくれるスペースをつくってもらいたい。本人の診察等のためには兄弟を預かってもらう先を探すのが大変である。
・中央病院の待合室でパニックを起こしてしまうため、多数の患者さんと一緒ではなく、狭くても障害ある子がいられる場が欲しい。
・障害児・者の場合、口腔ケアが十分にできていない。歯科医はいてくれるが、歯科予防についてカを入れてもいいのではないか。
・茅野市にも入院できる精神病院が欲しい。
・中央病院に精神の常勤の先生が入ってほしい。

●災害時の対応について
・災害時の職場での配慮を考えてほしい。
・災害時などの緊急時の情報保障
・地震や防災のメールが登録していない人や、迷惑メールが多いため登録をしていない人でも、緊急時には情報が届くようにし





てほしい。
・災害時にはメールだけではなく、FAXでも情報が届くようにしてほしい。
・災害が起こったとき、どこの避難所にいけばいいのかわからない。近くの学校で本当に大丈夫なのか。
・近くの避難所に避難するのではなく、福祉避難所に最初から避難したい。熊本でも問題になったが、結局、一時避難所に行っても対応してもらえなかったり、排除されたりする。それならば少し遠くても親の責任で連れていくので、しっかりと安心できる福祉避難所を開設してほしい。
・茅野にいて災害起きたとき集まる場を明確にしてほしい。
・避難所には、避難職としてペースト食や医療品、薬を備蓄してほしい。
・必要な介護用品など備品を避難所に備えておいてほしい。
・災害時に、子ども二人を抱えて避難できるか不安。
・公民館の１部屋に福祉室を作るなど、配慮が必要な子のための部屋を考えてもらえたらよい。
・災害時のために研修や勉強会を行いたい。
・視覚障害者に対応した音声や点字とかでできた防災マップや避難マニュアルがあればありがたい。
・逃げられたとしても、その後どうすればいいのか分からない。
・怪我したときなど誰が助けてくれるのか、誰に声をかけていいのか分からない。
・作業等でも職員研修が必要であるが、ひとつの作業所だけでやるのではなく、連携した取り組みが必要ではないか。

●情報保障について
・手話の担い手が少なくなっており、間際になって依頼されると予定が重なり入ることができない。
・手話通訳ボランティアをするために県に３回研修にいかなければならず、手話通訳と生活のどちらかを優先しなければならない。
・障害者差別禁止法が施行されて、合理的配慮に基づいて情報保障もされなければならないが、手話だけでなく要約筆記や点字でも、後継者が少なくて困っている。行政や社協でもっと育成に関しての啓発等をしてほしい。

●職員研修や他事業所との連携について
・情報交換をしたいため、よその親の会や作業所の情報も知りたい。
・職員を募集しても集まらない。
・職員研修に費用と時間がかかるため、効率化を図るために、職員研修の仕組みを地域で行えるよう検討してほしい。
・職員の質を高めるために、一カ月単位で別の事業所で受け入れてもらうなど、相互の研修を行えたらいいのではないか。
・男性でないと務まらない余暇活動もあるので、男性の職員の人数を増やしてほしい。
・作業所同士の横のつながりをもちたい。

●行政への要望
・20歳になるので年金の手続きをしなければならないが、市から詳しい情報がないので、個別にお知らせが欲しい。学校に在籍していたときにはその都度、情報が入ってきたが、卒業してしまうと制度や手続きの仕方がわからなくなる。サービスセンターや市役所に行けば教えてくれるが、そもそもそうした制度があること自体を知らなければ行くこともできない。
・サービスセンターに行ったときに、気軽に相談できるような雰囲気を出してほしい。忙しいから障害者の相談は迷惑だという





姿勢が伝わってくる職員もいる。
・市民への啓発活動を継続的に行ってほしい。
・以前は社協を中心に福祉教育を積極的に行っていたが、最近はあまりそういう話を聞かなくなった。福祉教育はとても大事だと思うが、教育委員会や学校はきちんと認識しているのか。
・もっと保健師の人たちが各地区にどんな人がいてどのような状態でいるのかを把握してほしい。
・企業への働きかけをしてほしい
・障害福祉計画をつくる中で、漠然とした理念先行の目標ではなく、具体的に整備目標をたててほしい。
・行政や関連する仕事を優先的に発注したり、確保するようなとりくみをもっと積極的にしてほしい。
・ニーズが多い放課後等デイサービスを市内に増やすように、政策的に誘導してほしい。
・施設を自分たちで探して、お願いして体験して決めるという今の仕組みは、保護者の負担が大きい。
・特別支援学校の卒業後の居場所があってほしい。
・諏訪養護学校の寄宿舎に入ることができるのか、早い時期に分かるようにしてほしい。
・就労してからの余暇活動の受け皿を行政として増やしてほしい。
・市でも障害者の使える施設を紙で分かるようにして情報提供してほしい。なんでもホームページでいうのは困る。
・茅野市の地域福祉は進んでいるが、他の市との地域間格差がないようにしてほしい。茅野市で利用できてもよそでは利用できないこともある。
・障害者保健福祉計画を茅野市だけではく、諏訪、岡谷も含めた諏訪広域で策定してほしい。
・茅野市のサービスセンターなど優れたしくみをぜひ他市にも広げてほしい。
・障害者理解が深まる啓発活動を積極的に実施してほしい。
・ボランティアコーディネーターの研修をしてほしい。
・障害者が安心して利用できるプール、温泉、体育館などの施設整備が必要。少なくても職員や指導者への研修が必要ではないか。
・施設などを建設したり、新規事業を立ち上げるときに、行政からもアドバイスなどがほしい。
・行政から来る書類を簡素化して、子どもたちが理解できるようにしてほしい。今の書類は専門職しかわからないような文書の内容。保護者だって読んでも何が説明されているのかわからない。
・選挙の時、それぞれの候補者の具体的な施策を分かりやすく解説してほしい。今の選挙広報紙では難しくてわかりにくい。
・保健福祉サービスセンター、市役所、社協がもっと連携してほしい。相談や手続きによってはたらい回しになることもある。
・マイナンバーの管理を誰がしてくれるのか。
・音声情報については、いつまでもカセットテープではなく、CD やデータなどにして配信してくれるとありがたい。もちろんカセットテープの方がいい人もいるので、個別対応してほしい。
・タイムケアが３００時間しかなく、長期休暇はタイムケアでは足りない。

以上

# 第７章
# 調査からの提言





## 第７章　各種調査からの論点整理

これまでのアンケート調査、ヒアリング調査を踏まえて、茅野市第三次障害者保健福祉計画の策定にむけての課題を踏まえて、いくつかの論点を示しておく。

アンケート調査に関しての回答率は、身障手帳所持者：69.1%（64.4%）、精神保健福祉手帳所持者：53.7%（58.4%）、介護者・保護者62.4%（54.4%）、療育手帳所持者56.4%と、前回と比較してほぼ上昇している。郵送調査として他市と比較しても高い回答率であり、関心の高さがうかがえる。

「療育手帳の所有者」

今回は初めて「知的障害者」を対象にした調査を実施した。回答者にあたっては、本人自身が回答したものが48.2%（68人）と最も多かった。本人主体という意味からも、本調査を実施したことは大きな意義があったと思われる。

そのなかで「今までと同じように暮らしたい」が最も多く66.0%であった。従来からこの分野での、親亡き後の生活のことが心配され、入所施設からグループホームという施策の変遷があったが、今後は「生活の継続」という視点から今までと違う支援の在り方も求められている。このことはヒアリング調査でもシェアハウスなどの試みが提案されていた。一方で82.2%の人が家族と同居しており、成人期の過ごし方として自立のあり方や高齢に伴う両親の負担の問題が潜在化していることも懸念される。

「身体障害者手帳の所持者」

手帳所持者の高齢化が進展している。平成23年で72.3%（参考指標：同年の全国の在宅の身障者：68.7%）、今回は60歳以上が85%と、前回より高齢化率が上昇している。また全体の約４割が手帳の1，２級と重度化している。

今回調査のなかでは、１）災害時の対応：情報、避難方法、避難所生活、復旧後の生活不安、２）日常における生活のしづらさ：とくに買い物支援、交通手段、３）日常生活で障害があるために諦めることの多さ：仕事、スポーツ、趣味、娯楽、コミュニケーションについてあげられていた。

「精神障害者保健福祉手帳の所持者」

今回調査のなかでは、１）生活で不安なこと：病気の再発や悪化、経済的なこと、親がいなくなったときの対応、不安を抱えながら生活することのしんどさを訴える声が多かった。とくに急に具合が悪くなったときの対処、また就労への期待と課題があげられている。（約6割が未就労）

また具体的には、２）医療費の補助（遠方への通院の交通費含む）や親亡き後の生活保障、精神障害の理解の啓発等、災害時の避難生活（集団生活が難しい）があげられている。

「保護者・介護者」

主たる介護者は女性が多く、高齢化がすすみ、健康状態の不調を３割が訴え、半数以上が疲れを感じて







おり、6割以上が睡眠不足である。介護時間は長時間化している。

「何かあったときに世話を頼める人がいない」（25.2%）と多く、また相談したいときに「頼れる人がいない」（23.1%）、あるいは近隣との関係も気を遣うなど難しい一面がうかがえる。保護者・介護者の1/4近くがなんらかの理由で社会的に孤立している側面がみられることは大きな課題である。その際に、相談先として最も多いのは「保健福祉サービスセンター」で32.4%であり、その役割が期待されている。

以下については、特定の障害を問わず、2つの調査結果から共通して、次期の計画の論点としてあげられる

<u>「支援機関のネットワークについて」</u>

①保健福祉サービスセンター、市役所、社協、その他との相談機関のネットワーク

各所に相談窓口は整備されてきたものの、「たらい回し」にされたという声があがっている。それぞれの役割を周知するだけではなく、利用者が不信感を持たないような受け止め方、つなぎ方、支援のあり方を考えていかなければならない。

最近では、市内だけではなく、広域の機関や事業所も増えてきたなかで、連携して支援していくネットワークのあり方を検討しなければならない。6市町村内での地域間格差を指摘する意見もあった。

また今後、障害者自立支援協議会等が重要な機能を果たしていくことになるが、広域と茅野市の調整のあり方などの課題がある。

②事業所間のネットワーク

就労支援事業所を中心に、事業所が増加してきた。このことは選択肢が増えたということで評価されているが、事業所間のネットワークの必要性が指摘されていた。

具体的には商品開発、販路拡大、企業等への働きかけなどは単事業所だけでは難しく、複数の事業所の連携が必要である。また小規模な事業所にとって、職員研修や人材確保などの面で負担が大きく、こうした面においても事業所間の連携が必要であるという声が多かった。

<u>「サービスの質的な継続と変化に応じた対応のしくみ」について</u>

今回、法改正にもとづき個別支援計画がつくられたことで、相談支援員に対しての評価が高かった。アセスメントや支援計画をしっかりと立てていくことが重要である。次の段階では、支援計画の評価（モニタリング）が求められることになる。客観性をもった評価が、その人のサービスの質を左右することから、茅野市としての評価の仕組みについても検討しておく必要がある。

また本人の能力低下や体調等の変化などによって、当該事業所の作業が適さないなどの場合が出てくる。あるいは職員や利用者間での人間関係などでうまくいかないときなども生じる。そうした際に、利用者が事業所を変えるということが容易にできるようにならないかという意見が複数寄せられた。一度、事業所を選択してしまうと他に異動できにくくなる、あるいは情報が十分でないなかで選択せざるを得ない





という状況に対しての改善策を検討する必要がある。

<u>「送迎」という移動保障について</u>

障害種別を問わず、「送迎」に関するニーズが多数寄せられた。茅野市内での生活のなかで、移動保障が重要である一方、それがうまく機能していない恐れがある。障害だけのことではなく、高齢者も含めてのことであるが、コミュニティバスの路線や運行計画等が障害者のニーズに合っていないのかもしれない。

作業所等への通勤や帰宅の時間帯、土日など休日の運行、活動圏域は広いので近隣市町との接続などの課題がある。ただしこれらをすべてコミュニティバスだけで解決できるかは難しく、移動保障としての送迎支援について検討する必要がある。

<u>「余暇」の過ごし方について</u>

余暇支援については、以前の調査からも指摘されていたが、二次計画上あまり改善が見られなかったのかもしれない。

とくに体育施設（プールなど）への要望が多く、障害者スポーツへの期待が高い。健康増進も含めて検討が必要である。

公民館活動への参加、職場（作業所）と自宅だけの往復ではなく、障害があっても立ち寄れる居場所の確保といった要望も多かった。また週末の過ごし方として親以外の人たちと多用な経験ができるようにしたい、してほしいという本人、家族の意見も多い。

<u>「18歳から20歳のはざまの支援」について</u>

特別支援学校等に在籍中は、いろいろな情報提供があったのに、卒業後は情報提供だけではなく、なんらフォローがないことへの不安や要望が多く寄せられた。20歳を過ぎると書類が多く届くこともあり、逆に混乱するという意見もあった。卒業後から20歳といった期間の支援が丁寧に行われる必要がある。

<u>「権利擁護、合理的配慮」について</u>

成年後見制度等に対する関心は高いが、今はまだ不要という意見も多い。先述したように、茅野市の場合、親との同居率が高いため、親が健在のあいだは不要と考えていることが多い。ただ親の高齢化に伴い、その必要性が切迫してくる。ところが具体的な内容がわかりにくいため、利用につながらないというケースもあるとのこと。

またなかには、障害者本人ではなく、親の認知症が進行しているなど親の介護に携わる中で、権利擁護の必要性を感じている人も生じている。そうした人たちへの制度の説明や使いやすい運用について検討していく必要がある。

また障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が求められているが、情報保障など具体的にとらえていく必要がある。それに伴い、商業施設も含めて事業者などへの働きかけが不可欠である。

「啓発、福祉教育、身近な地域での関わり」について

茅野市全体というよりも、より身近な地域での啓発活動や福祉教育を求める声が多かった。近隣とのトラブルを含めて、地域住民の理解や日常的なかかわりが必要との意見が多かった。そのなかには災害時の支援も含めて近隣との関係をよくしておきたいということであるが、そうした側面への施策や専門職からの働きかけを検討していく必要がある。

またこうした福祉意識の向上は、幼少期からの学修が不可欠であり、以前に比べて茅野市の福祉教育が停滞しているのではないかという指摘もあった。教育委員会や学校との連携も含めて、福祉教育の推進のあり方を考えていかなければならない。

以上





平成28年度

第3次茅野市障害者保健福祉計画
ニーズ調査報告書

発行日　平成29年3月
発行者　長野県茅野市役所　地域福祉推進課
住　所　〒391－8501
長野県茅野市塚原2-6-1
ＴＥＬ　（0266）72－2101（代表）



**第2次茅野市障害者保健福祉計画　課題別施策の実績・評価表**

**第1章　福祉サービスの更なる充実と体制整備（生活支援）**

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | | 後期目標 27年～29年 | | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24･25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | **障害者総合支援法の情報提供**<br>障害者総合支援法について当事者や家族及びサービス提供事業者等、関わるすべての人々に対し情報提供の充実し制度の周知徹底を図ります。 | パンフ等配布窓口での周知等 | 充 | 実 | 充 | 実 | 【地域福祉課】<br>・日常の相談活動を通じて、当事者や家族へ随時情報提供を行いました。また、市のHPに概要を掲載しました。 | ・細かな制度改正等にも対応できるよう、情報提供の方法を検討し、周知の徹底を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・日常の相談活動を通じて、当事者や家族へ随時情報提供を行いました。また、市のHPに概要を掲載しました。 | ・細かな制度改正等にも対応できるよう、情報提供の方法を検討し、周知の徹底を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>日常の相談活動を通じて、当事者や家族へ随時情報提供を行いました。また、市のHPに概要を掲載しました。 | 細かな制度改正等にも対応できるよう、情報提供の方法を検討し、周知の徹底を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>日常の相談活動を通じて、当事者や家族へ随時情報提供を行いました。また、市のHPに概要を掲載しました。 | 細かな制度改正等にも対応できるよう、情報提供の方法を検討し、周知の徹底を図ります。 | 健康福祉部 |
| 2 | **サービス実施体制と選択肢の確保**<br>サービス提供機関との連携をさらに強化し、サービス実施体制とサービス利用者の選択肢の確保に努めます。 | 連携強化 | 充 | 実 | 充 | 実 | 【地域福祉課】<br>・サービス提供できる事業者の一覧表（障害福祉のしおり）を作成しました。また、圏域の自立支援協議会の場を利用し、地元のサービス事業者の現状や課題等を直接お聞きし、連携強化に努めました。 | ・引き続き最新の登録状況について情報提供に努めます。また、事業者との連携強化を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・サービス提供できる事業者の一覧表（障害福祉のしおり）を作成しました。また、圏域の自立支援協議会の場を利用し、地元のサービス事業者の現状や課題等を直接お聞きし、連携強化に努めました。 | ・引き続き最新の登録状況について情報提供に努めます。また、事業者との連携強化を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>サービス提供できる事業者の一覧表（障害福祉のしおり）を作成しました。また、圏域の自立支援協議会の場を利用し、地元のサービス事業者の現状や課題等を直接お聞きし、連携強化に努めました。 | 引き続き最新の登録状況について情報提供に努めます。また、事業者との連携強化を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>サービス提供できる事業者の一覧表（障害福祉のしおり）を作成しました。また、圏域の自立支援協議会の場を利用し、地元のサービス事業者の現状や課題等を直接お聞きし、連携強化に努めました。 | 引き続き最新の登録状況について情報提供に努めます。また、事業者との連携強化を進めます。 | |
| 3 | **グループホーム開設に向けての調整**<br>グループホームの更なる開設に向けて圏域を中心に調整を図るとともに、事業の開設や運営に対する公的支援のあり方について検討します。また、「親亡き後も自宅で暮らしたい」という希望の方には、在宅サービスの充実や制度の組み合わせ等の仕組みを検討し、できるだけ長く生活を継続できるよう支援します。 | 整備・充実 | 充 | 実 | 充 | 実 | 【地域福祉課】<br>・施設整備のための県補助金制度について事業者への情報提供に努めました。 | ・圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・施設整備のための県補助金制度について事業者への情報提供に努めました。 | ・圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>施設整備のための県補助金制度について事業者への情報提供に努めました。 | 圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>グループホームとケアホームの一元化に向けて、事業所への情報提供や支給決定手続きの準備等を進めました。また、施設整備のための県補助金制度について事業者への情報提供に努めました。 | 圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。 | |
| 4 | **施設整備に対する支援**<br>「諏訪圏域基盤整備計画」を基にサービス事業所等施設整備がさらに進むよう6市町村と調整し、諏訪地域障害福祉自立支援協議会の議論等を通じて、県や事業者に対し働きかけを行います。 | 施設整備等への補助 | 支 | 援 | 支 | 援 | 【地域福祉課】<br>・NPO法人やまびこ会が整備する「ひまわり作業所及びひまわりの里」に対し、補助金及び負担金を支出し、施設整備を支援しました。 | ・圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。また、国県補助制度の積極的な情報提供を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・この街福祉会が整備した障害児通所施設「この街きっず学園」に対し、諏訪圏域6市町村の負担分として補助金を交付しました。また、NPO法人やまびこ会が整備する就労継続新B型施設「ひまわり作業所」に対し、国県補助金制度について情報提供等支援するとともに、地域活動支援センターと一体的な施設整備であることから、建設用地の提供等の支援を行いました。 | ・圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。また、国県補助制度の積極的な情報提供を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>県補助金制度を利用した施設整備について、依頼に応じて市町村の意見書を提出しました。 | 圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。また、この街福祉会が整備した障害児通所施設「この街きっず学園」に対し、諏訪圏域6市町村の負担分として補助する予定です。 | 【地域福祉推進課】<br>県補助金制度を利用した施設整備について、依頼に応じて市町村の意見書を提出しました。 | 圏域の基盤整備計画を中心に調整を図ります。 | |
| 5 | **関係者の学習会・研修の計画**<br>障害福祉に関わるマンパワーの確保と質の向上のため、関係者の学習会や研修を計画し実行します。 | 計画・実行 | 計画・検討 | | 実 | 施 | 【地域福祉課】<br>関係者に向けて下記の研修を行いました。<br>・H28.5.10 「福祉21ビーナスプランと福祉施策の動向」<br>講師　日本地域福祉研究所　原田正樹先生<br>出席者　：　市議会議員　24名 | 継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>関係者に向けて下記の研修を行いました。<br>・H27.7.30 「福祉21ビーナスプランと福祉施策の動向」<br>講師　日本地域福祉研究所　原田正樹先生<br>出席者　：　市議会議員　15名 | 継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>関係者に向けて下記の研修を行いました。<br>・H26.6.9 「福祉21ビーナスプランと福祉施策の動向」<br>講師　日本地域福祉研究所　原田正樹先生<br>出席者　：　市・社協職員36名<br><br>・H27.1.27「権利擁護業務研修」<br>講師　　長野県社会福祉士会　小池正志<br>事務局長<br>出席者　：　60名 | 継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>関係者に向けて下記の研修を行いました。<br>・H24.7.10 「第2次ビーナスプランの推進に向けて」<br>日本福祉大学　原田正樹先生　出席者：市・社協職員34名<br>・H24.10.6～10.7　合同地域福祉実践研究会　シンポジウム「各市の地域福祉実践先進事例」<br>講演「これからの地域福祉の推進に向けて」<br>厚生労働省地域福祉専門員　中島修先生<br>市・社協職員21名出席<br>・H25.3.19「障害者虐待の対応について」<br>講師　社会福祉法人かりがね福祉会　小林彰先生　出席者：29名<br>・H25.6.10　シンポジウム「第2次福祉21ビーナスプランと各分野別計画の位置付け・第2次障害者保健福祉計画」<br>シンポジスト3名、コーディネーター　原田正樹先生　出席者：57名<br>・H25.8.19　第1回事例検討研修<br>半田市社会福祉協議会まちづくり課　前山憲一先生　出席者　37名<br>・H25.10.21　第2回事例検討研修　　原田正樹先生　出席者　32名<br>・H25.12.16　第3回事例検討研修　　原田正樹先生　出席者　22名 | 継続実施 | |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | **総合相談窓口の充実**<br><br>個別の障害やライフステージにあわせた適切なサービスを受けることができるよう、各保健福祉サービスセンターを中心とした総合相談窓口の充実を図ります。 | サービスセンター機能の充実 | 充　実 | 充　実 | 【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターは、保健、福祉に関するワンストップサービスの機関としての役割があります。手帳交付時や各種制度の申請受付時から対象者の方やそのご家族等との関わりが始まります。必要に応じて、定期的な訪問や電話等で連絡を取り相談等に応じています。<br>・より適切なサービス提供が行われるよう、各事業所の相談支援専門員やサービス提供事業者等との連絡を取りながら、適切なサービス提供ができるよう努めています。<br>・保健福祉サービスセンター間での事務取扱いや対応が異ならないよう、各保健福祉センターの担当者による担当者会議を定期的に行い、関係課との連携をしながら資質向上を図っています。 | ・引き続き、地域での自立支援に向けて取り組めるようにしていきます。また、職員の資質向上を積極的に図ります。 | 【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターでは、各種諸制度の申請受付や手帳交付等から、当事者やご家族等との関わりが始まります。個々の生活を尊重しながら、必要に応じて、定期的な訪問の実施や電話等で連絡を取り相談に応じています。<br>・各保健福祉サービスセンター間での事務取扱いや対応が異ならないよう、各センターの担当者による担当者会議を定期的に開催し、資質向上を図っています。 | ・引き続き、地域での自立支援に向けて取り組めるようにしていきます。また、職員の資質向上を積極的に図ります。 | 【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターでは、各種諸制度の申請受付や手帳交付等から当事者やご家族等との関わりが始まります。個々の生活を尊重しながら、必要に応じて、定期的な訪問の実施や電話等で連絡を取り相談に応じています。<br>・各保健福祉サービスセンター間での事務取扱いや対応が異ならないよう、各センターの担当者による担当者会議を定期的に開催し、資質向上を図っています。 | ・引き続き、地域での自立支援に向けて取り組めるようにしています。また、職員の資質向上を積極的に図ります。 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターでは、本人の状況のみでなく、家族状況や生活環境の把握をし、関係機関との連携を図りながら適切なサービスが受けられるように努めています。<br>・相談を待つのではなく積極的な訪問を通じて、当事者および家族との信頼関係を築きながら、状況把握、情報提供にも努めています。また、「センター窓口紹介」のチラシを作成し各種団体等に配布したり、機会あるごとにサービスセンターの周知を図るとともに、ケア会議等に参加し情報共有や支援方針の意思疎通が図られるよう努めてもいます。<br>・その結果、個別支援での関係者や機関との連携関係は形成されてきたと思われます。 | ・個別支援を通じて地域での自立支援に取り組めるようにしています。また、研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。<br>・訪問活動を積極的に行い、より適切なサービスを受けることができるよう、相談窓口の充実を図ります。 | 健康福祉部 |
| 7 | **自立支援協議会の設置**<br><br>相談支援事業の実施にあたっては、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の推進を図ります。茅野市では「諏訪地域障害福祉自立支援協議会」で広域的に調整、検討を進めていきます。 | 部会開催体制整備 | 充実検討 | 充実支援 | 【地域福祉課】<br>・茅野市自立支援協議会をH28.6.28・8.25・12.6・29.2.2に開催しました。また、諏訪圏域の自立支援協議会については、今年度は専門部会を延27回、全体会議を2回、運営委員会を7回開催しました。さらに、専門部会ではアンケート調査や講演会・研修会の実施、ワーキンググループの開催、先進地視察など活発な活動がなされました。<br><br>【ピアあすなろ】<br>・地域活動支援センター「ピアあすなろ」として茅野市から補助金を受けて運営しています。<br>・目標　通所することにより社会生活の場を広げ、多くの作業を体験することで、生活習慣の改善や心身向上等機能保持を目指しています。<br>・民生委員、学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。<br><br>実績：利用実人員　H28　2人<br>開所日数　H28　240日 | ・茅野市単独の自立支援協議会では計画策定と進行管理を主な活動として、広域の協議会・部会では具体的な課題解決に向けて提案等、役割分担をしながら進めてゆきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市自立支援協議会をH27.6.23に開催しました。また、諏訪圏域の自立支援協議会については、今年度は専門部会を延27回、全体会議を2回、運営委員会を6回開催しました。さらに、専門部会ではアンケート調査や講演会・研修会の実施、ワーキンググループの開催、先進地視察など活発な活動がなされました。<br><br>【ピアあすなろ】<br>・諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について、諏訪圏域6市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図りました。また、諏訪圏域で面的に整備を進める「地域支援拠点の整備」について、圏域に自立支援協議会においてプロジェクトを立ち上げ検討を進めました。 | ・茅野市単独の自立支援協議会では計画策定と進行管理を主な活動として、広域の協議会・部会では具体的な課題解決に向けて提案等、役割分担をしながら進めてゆきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市自立支援協議会をH26.7.28・H27.1.17・H27.3.19に開催しました。また、諏訪圏域の自立支援協議会については、今年度は専門部会を延28回、全体会議を2回、運営委員会を7回開催しました。さらに、専門部会ではアンケート調査や講演会・研修会の実施、ワーキンググループの開催、先進地視察など活発な活動がなされました。<br><br>【ピアあすなろ】<br>・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。<br>・H24.4より地域活動支援センター「ピアあすなろ」として茅野市から補助金を受けて運営しています。<br>・目標　通所することにより社会生活の場を広げ、多くの作業を体験することで、生活習慣の改善や心身向上等機能保持を目指しています。<br>実績：利用実人員　H26　3人<br>開所日数　H26　241日 | ・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。<br><br>【ピアあすなろ】<br>・通所者の能力や性格に応じたより良い作業メニューを作成して運営していきます。<br>・養護学校等の実習生を積極的に受入れていきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市自立支援協議会をH25.12.16・H26.1.17・H26.3.19に開催しました。また、諏訪圏域の自立支援協議会については、今年度は専門部会を延25回、全体会議を2回、運営委員会を6回開催しました。さらに、専門部会ではアンケート調査や講演会・研修会の実施、ワーキンググループの開催、先進地視察など活発な活動がなされました。<br><br>【ピアあすなろ】<br>H24.4より地域活動支援センター「ピアあすなろ」として開所しました。また、今までの「あすなろセンター」は就労継続支援B型事業所に移行しました。<br>実績：利用実人員　H24　2人　H25　2人<br>開所日数　H24　240日　H25　240日 | 茅野市単独の自立支援協議会では計画の進行管理を主な活動として、広域の協議会・部会では具体的な課題解決に向けて提案等、役割分担をしながら進めてゆきます。<br><br>【ピアあすなろ】<br>今後も、通所者への個別対応・事業運営の相談等に努めます。<br><br>【ひまわりの里】<br>・今後も、通所者への個別対応や事業運営の相談等に努めます。<br>【ピアあすなろ】<br>・通所者の能力や性格に応じたより良い作業メニューを作成して運営していきます。<br>・養護学校等実習生及び学生の体験研修も積極的に受け入れていきます。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 8 | **相談支援機能強化事業の実施**<br><br>一般的な相談支援事業に加え、専門的職員等を配置し相談支援機能の強化を図ります。茅野市では「オアシス」がその機能を果たします。 | 検　討 | 調査・検討 | 調査・検討 | 【地域福祉課】<br>・諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について、諏訪圏域6市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図りました。また、諏訪圏域で面的に整備を進める「地域支援拠点の整備」について、圏域に自立支援協議会においてプロジェクトを立ち上げ検討を進めました。 | ・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について、諏訪圏域6市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図りました。また、病院からの地域移行をさらに推進するため、県で廃止となった「精神障害者退院支援コーディネーター配置事業」について、オアシスに引き続き配置し、同じく6市町村で費用分担しました。 | ・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について、諏訪圏域6市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図りました。また、病院からの地域移行を推進していく方向で、6市町村間の話し合いを進めました。<br>・来年度より県で廃止となる「精神障害者退院支援コーディネーター配置事業」について、オアシスに引き続き配置し、病院からの地域移行を推進していく方向で、6市町村間の話し合いを進めました。 | ・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」に配置された専門的職員について、諏訪圏域6市町村共同で費用負担し、相談支援機能の強化を図ります。 | ・他市町村と協議し、諏訪圏域の相談支援事業の専門性を担保するとともに、サービスセンター等茅野市の相談窓口についても、相談者のニーズに合わせた専門性を検討します。 | |
| 9 | **成年後見制度利用支援事業の実施**<br><br>成年後見制度の利用が有効と認められる、知的障害や精神障害などで判断力が衰えたり自分自身の権利を守ることが充分でない方に対し、成年後見制度の周知をすすめ利用を支援し権利擁護を図ります。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | No74重複 | | | | No74重複 | | | | |
| 10 | **コミュニケーション支援技術者の養成と確保**<br><br>現行の事業内容を低下させることのないよう、各機関との調整を図っていきます。また、パソコンによる要約筆記技術者の養成について研究・検討します。また、現状では諏訪保健福祉事務所において6市町村圏域での派遣調整が行われているため、今後広域で検討・調整し技術者の養成と人数の確保について働き掛けを行います。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【地域福祉課】<br>・茅野市要約筆記グループひまわり主催「要約筆記講習会」について共催し、要約筆記の理解と周知に努めました。<br>・手話通訳技術者等のサークル定例会に出席し、情報交換を行いました。 | ・引き続き、研究・検討を行い、課題の解決や支援の拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市要約筆記グループひまわり主催「要約筆記講習会」について社協とともに共催し、要約筆記の理解と周知に努めました。<br>・手話通訳技術者等のサークル定例会に出席し、情報交換を行いました。 | ・引き続き、研究・検討を行い、課題の解決や支援の拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市要約筆記グループひまわり主催「要約筆記講習会」について社協とともに共催し、要約筆記の理解と周知に努めました。<br>・手話通訳技術者等のサークル及び聴覚障害当事者団体と懇談の機会を設け、コミュニケーション支援の充実について意見交換を行いました。 | ・引き続き、研究・検討を行い、課題の解決や支援の拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・茅野市要約筆記グループひまわり主催「要約筆記講習会」について社協とともに共催し、要約筆記の理解と周知に努めました。<br>・手話通訳技術者等のサークル及び聴覚障害当事者団体と懇談の機会を設け、コミュニケーション支援の充実について意見交換を行いました。 | ・引き続き、研究・検討を行い、課題の解決や支援の拡充に努めます。 | |
| 11 | **日常生活用具給付事業の実施**<br><br>日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に6種、60品目の用具を給付します。現行の事業内容を低下させることのないよう各機関との調整を図ります。 | 充実・拡充 | 調査・充実 | 充実・拡充 | 【地域福祉課】<br>・市のホームページや福祉のしおりを通じて日常生活用具給付事業の周知を行いました。<br>・ストマ用装具を使用する方に対し、引き続き制度利用が円滑にできるよう努めました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・市のホームページや福祉のしおりを通じて日常生活用具給付事業の周知を行いました。<br>・ストマ用装具を使用する方に対し、引き続き制度利用が円滑にできるよう努めました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・市のホームページや福祉のしおりを通じて日常生活用具給付事業の周知を行いました。<br>・ストマ用装具を使用する方に対し、引き続き制度利用が円滑にできるよう努めました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・広報もやや市のホームページまたは、福祉のしおりを通じて日常生活用具給付事業の周知を行いました。<br>・日常生活用具の項目に災害時着用ピプスを新たに加えました。<br>・人工喉頭の性能の一つに埋込型人工鼻を新たに加えました。<br>・ストマ用装具を使用する方に対し、引き続き制度利用が円滑にできるよう努めました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | |



| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | **移動支援事業の実施**<br><br>屋外での移動に困難のある障害児・者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。また、各機関との調整を図りながら「グループ型移動支援」について実施していきます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉課】<br>・利用者のニーズに合わせ、随時委託契約事業者を増やす等障害のある方の外出支援に関して利便を図りました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・利用者のニーズに合わせ、随時委託契約事業者を増やす等障害のある方の外出支援に関して利便を図りました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・利用者のニーズに合わせ、随時委託契約事業者を増やす等障害のある方の外出支援に関して利便を図りました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・利用者のニーズに合わせ、随時委託契約事業者を増やす等障害のある方の外出支援に関して利便を図りました。<br>・諏訪圏域自立支援協議会地域移行支援部会や6市町村担当者会において、サービス内容や単価の統一など具体的な検討が行われました。 | ・引き続き、事業の充実・拡充に努めます。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 13 | **地域活動支援センター事業の実施**<br><br>利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等状況に応じた支援を行います。「あすなろセンター」と「ひまわり作業所」がそれぞれ就労継続支援B型事業所に移行し、地域活動支援センターである「ピアあすなろ」、「ひまわりの里」そのものの事業規模は小さくなっていますが、現在の通所者も含め、通所希望者のニーズに沿って利用できるよう関係機関との連絡、調整を図ります。また、新築の「ピアあすなろ」は耐震基準上問題ありませんが、「ひまわりの里」は築40年以上で老朽化が small progress、通所者や職員から不安との声が聞かれるため、耐震補強または新築・移転等検討を進めます。 | ピアあすなろ、ひまわりの里への支援 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【ひまわりの里】<br>・国県補助制度等を利用し、就労継続支援B型事業所「ひまわり作業所」と一体的な施設整備が行われ、H28.7月に旧施設から移転しました。<br>・施設の運営については、茅野市より補助金を交付し、通所者割80%均等割20%で他市町村に負担いただいています。<br>実績：利用実人員　H28　59人（内茅野市35人）<br>開所日数　H28　234日<br><br>【ピアあすなろ】<br>・地域活動支援センター「ピアあすなろ」として茅野市から補助金を受けて運営しています。<br>・目標　通所することにより社会生活の場を広げ、多くの作業を体験することで、生活習慣の改善や心身向上等機能保持を目指しています。<br>・民生委員、学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。<br><br>実績：利用実人員　H28　2人<br>開所日数　H28　240日 | 【ひまわりの里】<br>・今後も、通所者への個別対応や事業運営の相談等に努めます。<br>【ピアあすなろ】<br>・通所者の能力や性格に応じたより良い作業メニューを作成して運営していきます。<br>・養護学校等実習生及び学生の体験研修も積極的に受け入れていきます。 | 【ひまわりの里】<br>・国県補助制度を利用し、就労継続支援B型事業所「ひまわり作業所」と一体的な施設整備が、NPO法人やまびこ会により進められています。茅野市が施設用地を提供するとともに、地域活動支援センター分の施設整備負担金を概算払いしました。<br>・施設の運営については、茅野市より補助金を交付し、通所者割80%均等割20%で他市町村に負担いただいています。<br>実績：利用実人員　H27　57人（内茅野市31人）<br>開所日数　H27　239日<br><br>【ピアあすなろ】<br>・地域活動支援センター「ピアあすなろ」として茅野市から補助金を受けて運営しています。<br>・目標　通所することにより社会生活の場を広げ、多くの作業を体験することで、生活習慣の改善や心身向上等機能保持を目指しています。<br>実績：利用実人員　H27　3人<br>開所日数　H27　240日 | 【ひまわりの里】<br>・施設整備については、国県補助事業として事業計画通りに整備が終了するよう、法人支援に努めます。<br>【ピアあすなろ】<br>・通所者の能力や性格に応じたより良い作業メニューを作成して運営していきます。<br>・養護学校等の実習生を積極的に受入れていきます。 | 【ひまわりの里】<br>平成22年4月から茅野市の補助金により運営しています。また、他市町村の負担金について、通所者割80%均等割20%で負担いただいています。<br>実績：利用実人員　H26　59人（内茅野市36人）<br>開所日数　H26　239日<br><br>【ピアあすなろ】<br>・H24.4より地域活動支援センター「ピアあすなろ」として茅野市から補助金を受けて運営しています。<br>・目標　通所することにより社会生活の場を広げ、多くの作業を体験することで、生活習慣の改善や心身向上等機能保持を目指しています。<br>実績：利用実人員　H26　3人<br>開所日数　H26　241日 | 【ピアあすなろ】<br>・通所者の能力や性格に応じたより良い作業メニューを作成して運営していきます。<br>・養護学校等の実習生を積極的に受入れていきます。 | 【ひまわりの里】<br>平成22年4月から茅野市の補助金により運営しています。また、他市町村の負担金について、通所者割80%均等割20%で負担いただいています。<br>実績：利用実人員　H24　41人（内茅野市27人）　H25　47人（29人）<br>開所日数　H24　239日　H25　235日<br><br>【ピアあすなろ】<br>H24.4より地域活動支援センター「ピアあすなろ」として開所しました。また、今までの「あすなろセンター」は就労継続支援B型事業所に移行しました。<br>実績：利用実人員　H24　2人　H25　2人<br>開所日数　H24　240日　H25　240日 | 【ひまわりの里】<br>今後も、通所者への個別対応・事業運営の相談等に努めます。<br><br>【ピアあすなろ】<br>事業規模に合わせ、職員体制等運営のあり方について検討します。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 14 | **日中一時支援（またはタイムケア）事業の実** | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉課】<br>・タイムケア事業として実施しました。特に発達障害児者の利用が増えています。<br>H27　H28<br>・実利用者数　65人　70人<br>・延利用時間　4951.0h　5886.5h<br>・登録事業所数　20か所　21か所 | ・現行事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉課】<br>・タイムケア事業として実施しました。特に発達障害児者の利用が増えています。<br>H26　H27<br>・実利用者数　66人　65人<br>・延利用時間　5186.25h　4951.0h<br>・登録事業所数　20か所　20か所 | ・現行事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉推進課】<br>タイムケア事業として実施しました。特に発達障害児者の利用が増えています。<br>H25　H26<br>・実利用者数　62人　66人<br>・延利用時間　5239.0h　5186.25h<br>・登録事業所数　21か所　20か所 | 現行事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉推進課】<br>タイムケア事業として実施しました。利用者・利用時間・事業者とも増加しており、特に発達障害児者の利用が増えています。<br>H24　H25<br>・実利用者数　57人　62人<br>・延利用時間　4816.0h　5239.0h<br>・登録事業所数　20か所　21か所 | 現行事業内容が低下することの無いよう実施します。 | |

**第2章　障害の特性に応じた就労・就業支援の強化（雇用・就業）**

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15 | **就労支援事業者の確保とサービス量の確保**<br><br>就労移行、就労継続支援サービス提供事業者の確保について、特に不足している就労移行事業者、就労継続A型事業者を中心に、諏訪圏域全体を視野に入れた取り組みを進めます。 | 体制整備 | 体制整備 | 体制整備 | 【地域福祉課】<br>・ひまわり作業所、八ヶ岳福祉農園、あすなろセンター、ふくろう玉川が市内の就労継続支援B型事業所として運営を続けています。また、「働くぞうさん（茅野）」が就労継続支援A型事業所として運営を続けています。 | 【地域福祉課】<br>・今後も適切な情報提供に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・ひまわり作業所、八ヶ岳福祉農園、あすなろセンター、ふくろう玉川が市内の就労継続支援B型事業所として運営を続けています。また、就労継続支援A型事業所「働くぞうさん（茅野）」が27.4.1に開設となり、市内の障害のある方々が利用しやすくなりました。 | 【地域福祉推進課】<br>・今後も適切な情報提供に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>ひまわり作業所・八ヶ岳福祉農園・あすなろセンター・ふくろう玉川が市内の就労継続支援B型事業所として運営を続けています。また、A型事業所開設予定の法人に対して、情報提供や意見書の作成等積極的に支援しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・今後も適切な情報提供に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>ひまわり作業所・八ヶ岳福祉農園が、市内の就労継続支援事業所として運営を続けています。また、H24よりあすなろセンター・ふくろう玉川が就労継続支援B型事業所として開所しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・今後も適切な情報提供に努めます。<br>・障害者優先調達推進法に基づく障害者施設からの物品調達推進方針について、策定・公表を検討します。 | 健康福祉部 |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | **就労支援事業所の支援**<br>市内のB型事業所である「あすなろセンター」「ひまわり作業所」「八ヶ岳福祉農園」「ふくろう玉川」に対して今後も積極的に支援し、自主製品の開発や販路の開拓等通所者の工賃向上を目指します。 | 情報提供 作業内容や訓練の充実 | 支援 | 支援 | 【地域福祉課】<br>・「平成28年度茅野市障害者施設優先調達方針」策定し、障害者施設からの物品購入や役務の依頼に努めました。<br>H28年度目標金額 ： 1,400,000円<br>H28年度実績 ： 2,307,098円<br>【あすなろセンター】<br>・通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施しました。<br>・利用者人数 25名(定員25名)<br>・開設日数 240日<br>・各種福祉イベントへの参加<br>・バスハイクの開催(長野市善光寺)<br>・冬期間中は、希望者の送迎サービスを実施しました。<br>・内部及び外部研修会に積極的に参加し情報収集及び資質向上に努めました。<br>・民生委員、ボランティア視察及び学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。 | 【地域福祉課】<br>・平成29年度茅野市障害者施設優先調達方針」を策定し、目標金額の達成を目指します。<br>【あすなろセンター】<br>・通所者にあった個別支援計画を作成しプランに基づいた支援を実施していきます。<br>・賃金向上計画を作成して、新しい仕事を開拓し通所者の工賃アップになるよう努めます。<br>・サービスの向上を図るため計画的に研修会に参加し職員の専門知識の習得に努めます。<br>・関係団体と積極的に連携協力し情報収集や研究に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・「平成27年度茅野市障害者施設優先調達方針」策定し、障害者施設からの物品購入や役務の依頼に努めました。<br>H27年度目標金額 ： 1,300,000円<br>H27年度実績 ： 1,842,868円<br>【あすなろセンター】<br>・通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施しました。<br>・利用者人数 25名(定員25名)<br>・開設日数 240日<br>・冬期間中は、希望者の送迎サービスを実施しました。<br>・内部及び外部研修会に積極的に参加し情報収集及び資質向上に努めました。<br>・民生委員、ボランティア視察及び学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。 | 【地域福祉推進課】<br>・平成28年度茅野市障害者施設優先調達方針」を策定し、目標金額の達成を目指します。<br>【あすなろセンター】<br>・通所者にあった個別支援計画を作成しプランに基づいた支援を実施していきます。<br>・賃金向上計画を作成して、新しい仕事を開拓し通所者の工賃アップになるよう努めます。<br>・サービスの向上を図るため計画的に研修会に参加し職員の専門知識の習得に努めます。<br>・関係団体と積極的に連携協力し情報収集や研究に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>「平成26年度茅野市障害者施設優先調達方針」策定し、障害者施設からの物品購入や役務の依頼に努めました。<br>H26年度目標金額 ： 1,200,000円<br>H26年度実績 ： 2,081,879円<br>【あすなろセンター】<br>・通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施しました。<br>・利用者人数 19名(定員25名)<br>・開設日数 241日<br>・軽ワゴン車(日本財団)1台が増車でき、空き缶収集作業の効率アップにつながりました。<br>・平成26年12月に指定特定相談支援事業所があすなろセンターに開設され、障害のある方からの相談に応じたり、必要な情報の提供及び助言を行いました。また、障害福祉サービスを提供する際には、各関係機関と連絡を取りながらサービス等利用計画書を作成しました。<br>・民生委員、ボランティアの視察及び学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。<br>・先進就労支援施設に向い現場視察及び情報収集を行いました。 | 【地域福祉推進課】<br>平成27年度茅野市障害者施設優先調達方針」を策定し、目標金額の達成を目指します。<br>【あすなろセンター】<br>・平成27年度も通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施していきます。<br>・賃金向上計画を作成して、新しい仕事を開拓し通所者の工賃アップになるよう努めます。<br>・職員研修を行うとともに、関係団体と積極的に連携協力し情報収集や研究に努めます。 | 【ひまわり作業所】<br>・販路拡大の一環として、市の関係するイベント等情報提供しバザーや販売会などにつなげました。また、通所者の個別相談や職員との打ち合わせ・情報提供に努めました。<br>【あすなろセンター】<br>・通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施しました。<br>・利用者人数 21名(定員25名)<br>・開設日数 240日<br>・軽トラック(日本財団)が増車でき、空き缶収集作業の効率アップにつながりました。<br>・送迎車両(8人乗り)を購入して、冬期間中希望者の送迎サービスが実施できました。<br>・民生委員、ボランティアの視察及び学生現場研修等積極的に受け入れ障害者福祉の理解を深めました。<br>・先進就労支援施設に向い現場視察及び情報収集を行いました。 | 【ひまわり作業所】<br>・今後も適切な情報提供に努めます。<br>【あすなろセンター】<br>・今年度も通所者全員の個別支援計画を作成し計画に基づいた支援を実施していきます。<br>・新しい仕事を開拓して通所者の工賃アップになるよう努めます。<br>・障害者相談支援事業所開設に向けて必要な準備を行います。<br>・通所者の工賃アップに向けて受注を安定的に確保し、他の仕事を積極的になるよう努めます。<br>・職員研修を行うとともに、関係団体と積極的に連携協力し情報収集や研究に努めます。 | 健康福祉部 社会福祉協議会 |
| 17 | **就職援護事業の積極的活用**<br>ハローワークを通じて行われる就職援護事業を利用しやすくしていくための情報提供の在り方や、体制の工夫について検討します。また、市単独事業「中高年齢者等雇用促進奨励金」について、心身障害者を新規に雇用した場合の奨励金交付を今後も継続します。 | 雇用啓発 情報提供 | 体制整備 | 体制整備 | 【地域福祉課】<br>・圏域の自立支援協議会就労支援部会を中心に、通所事業所の見学会が開催され、当事者・家族等積極的に参加いただきました。<br>H28.12.6 通所事業所見学会 参加者26名<br>【商工課】<br>・ハローワークを通じて行われる就業支援事業や相談会のポスター・チラシの掲示・配布等、啓発活動に努めました。<br>・「茅野市雇用促進奨励金」の制度周知のため、市内455事業所あてにチラシの配布をしました。<br>・「茅野市雇用促進奨励金(H27年度までは、中高年齢者等雇用促進奨励金)(20,000円(18年度～))」の交付実績は、平成28年度は1件の申請がありました。平成18年度以降、8事業所11名分を交付しました。 | 【地域福祉課】<br>・引き続き、情報提供の在り方や体制の工夫について検討します。<br>＜商工課＞<br>・引き続き今ある就労援護事業を利用しやすくしていくための情報提供のありかた、体制の工夫について検討します。<br>・行政機関との連携の他、関係機関や企業との連携についても併せて進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・圏域の自立支援協議会就労支援部会を中心に、通所事業所の職場説明会が開催され、当事者・家族等積極的に参加いただきました。<br>H27.12.12 通所事業所職場説明会 参加事業所21か所 参加者33名<br>【商工課】<br>・ハローワークを通じて行われる就業支援事業や相談会のポスター・チラシの掲示・配布等、啓発活動に努めました。<br>・「中高年齢者等雇用促進奨励金」の制度周知のため、市内455事業所あてにチラシの配布をしました。<br>・「中高年齢者等雇用促進奨励金(20,000円(18年度～))」の交付実績は、平成27年度は1件の申請がありました。平成18年度以降、7事業所10名分を交付しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・引き続き、情報提供の在り方や体制の工夫について検討します。<br>＜商工課＞<br>・引き続き今ある就労援護事業を利用しやすくしていくための情報提供のありかたや、体制の工夫について検討します。<br>・行政機関との連携の他、関係機関や企業との連携についても併せて進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・圏域の自立支援協議会就労支援部会を中心に、通所事業所の職場説明会が開催され、当事者・家族等積極的に参加いただきました。<br>H27.3.8 通所事業所職場説明会 参加事業所21か所 参加者33名<br>【商工課】<br>・ハローワークを通じて行われる就業支援事業や相談会のポスター・チラシの掲示・配布等、啓発活動に努めました。<br>・「中高年齢者等雇用促進奨励金(20,000円(18年度～))」の交付実績は、平成26年度は1件の申請がありました。平成18年度以降、6事業所9名分を交付しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・引き続き、情報提供の在り方や体制の工夫について検討します。<br>＜商工課＞<br>・引き続き今ある就労援護事業を利用しやすくしていくための情報提供のありかたや、体制の工夫について検討します。<br>・継続して、行政機関の連携の他、企業との連携を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・圏域の自立支援協議会就労支援部会を中心に、通所施設の職場説明会や職場見学会などが開催され、当事者・家族等積極的に参加いただきました。<br>H24.11.10 通所施設職場説明会 参加事業所13か所 参加者40名<br>H24.12.12 通所施設職場見学会 参加者18名<br>＜商工課＞<br>・ハローワークを通じて行われる就業支援事業や相談会のポスター・チラシの掲示・配布等、啓発活動に努めました。<br>・「中高年齢者等雇用促進奨励金(20,000円(18年度～))」の交付実績は、平成24・25年度は、申請がありませんでしたが、平成18年以降、6事業所8名分を交付しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・引き続き、情報提供の在り方や体制の工夫について検討します。<br>＜商工課＞<br>・引き続き今ある就労援護事業を利用しやすくしていくための情報提供のありかた、体制の工夫について検討します。<br>・継続して、行政機関の連携の他、企業との連携を進めます。 | |
| 18 | **諏訪圏域就業・生活支援センターとの連携強化**<br>諏訪圏域就業・生活支援センターとの連携を通じて、就労する側・雇用する側双方への積極的な情報提供に努め、働き続けられる環境整備を支援します。 | 連携強化 | 充実 | 充実 | 【地域福祉課】<br>・すわーくらいふ主催の在職者交流活動としてバス研修、学習会、交流会等を行いました。<br>計5回 参加実人数:36名 | ・引き続き就業・生活支援センターと積極的に連携を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・すわーくらいふ主催の在職者交流活動としてバス研修、学習会、交流会等を行いました。<br>計4回 参加実人数:34名 | ・引き続き就業・生活支援センターと積極的に連携を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・すわーくらいふ主催の在職者交流活動として「ウィークエンドすわーく」を開催し、「職場マナーとハラスメント」「金銭管理」等の学習会やレクレーションを通じた交流等を行いました。<br>26.7月～27.2まで計5回 参加実人数:21名 | ・引き続き就業・生活支援センターと積極的に連携を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・南進ブロック障害者就労支援ネットワーク主催のセミナーが諏訪圏域において開催され、就労・生活支援センターを中心に、当事者、家族、施設職員、企業担当者、教育関係者、行政職員、他支援者等多くの関係者が参加しました。<br>H24.11.29 「社会資源の活用～ジョブコーチ支援を通じて」シンポジウム・事業所見学 | ・引き続き就業・生活支援センターと積極的に連携を図ります。 | 健康福祉部 |
| 19 | **発達障害のある方の就労支援**<br>特に発達障害のある方の就労支援について、就労移行、就労継続支援事業や、就業・生活支援センターの利用など積極的に行い、一人ひとりの課題に沿ったきめ細かい支援に努めます。 | 相談窓口の充実 | 充実 | 充実 | 【地域福祉課】<br>・諏訪圏域就業・生活支援センターすわーくらいふと連携し、特定求職困難者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、就労相談や就労定着支援に取り組みました。<br>・すわーくらいふでの取組<br>相談支援実人数<br>110名(茅野市在住者)<br>内 発達障害 9名 | ・引き続き発達障害のある方の就労支援に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域就業・生活支援センターすわーくらいふと連携し、特定求職困難者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、就労相談や就労定着支援に取り組みました。<br>・すわーくらいふでの取組<br>相談支援実人数 80名<br>内 発達障害 9名 | ・引き続き発達障害のある方の就労支援に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>諏訪圏域就業・生活支援センターすわーくらいふと連携し、特定求職困難者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、就労相談や就労定着支援に取り組みました。<br>・すわーくらいふでの取組<br>相談支援実人数 99名<br>内 発達障害 13名 | ・引き続き発達障害のある方の就労支援に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>諏訪圏域就業・生活支援センターすわーくらいふと連携し、特定求職困難者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、就労相談や就労定着支援に取り組みました。<br>・すわーくらいふでの取組<br>相談支援実人数 73名<br>内 発達障害 13名 | ・引き続き発達障害のある方の就労支援に取り組みます。 | 健康福祉部 こども部 |

4ページ



| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | **多様な就業のあり方の研究・検討**<br>就労(職に就くこと)を目指すだけでなく、就業(働くこと、働いていること)を目標に、障害の程度や能力に合わせた多様な就業のあり方を、引き続き研究・検討します。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【地域福祉課】<br>・地域活動支援センターの職員とともに、通所者の能力に合わせた働き方について検討を行いました。 | ・賃金を稼ぎ出すだけでない、いろいろな働き方のついて、当事者とともに検討していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・地域活動支援センターの職員とともに、通所者の能力に合わせた働き方について検討を行いました。 | ・賃金を稼ぎ出すだけでない、いろいろな働き方のついて、当事者とともに検討していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>地域活動支援センターの職員とともに、通所者の能力に合わせた働き方について検討を行いました。 | ・賃金を稼ぎ出すだけでない、いろいろな働き方のついて、当事者とともに検討していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>地域活動支援センターの職員とともに、通所者の能力に合わせた働き方について検討を行いました。 | ・賃金を稼ぎ出すだけでない、いろいろな働き方のついて、当事者とともに検討していきます。 | 健康福祉部 |

## 第3章 啓発学習活動の推進(啓発・学習)

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | **障害理解を深めるための活動支援**<br>障害のある人が一方的な「福祉の受け手」ではなく「地域福祉の担い手」として地域での役割が果たせるよう、障害当事者や地域の方々と取り組みを進めます。また、地域で開催される企画や行事に、障害のある方も積極的に参加できるよう、障害や障害のある人への理解を深める活動の支援を行います。 | 検討・充実 | 検討・充実 | 検討・充実 | 【社協】<br>・聴覚障害者の方に、あいさつや自己紹介などの手話を指導していただき覚えた手話を引き続き、朝礼で練習したり、会議や地域のいきいきサロンでも紹介しました。 | ・覚えた手話を日頃の業務や、地域の会議や集まりの場で実践できるよう努めます。 | 【社協】<br>・聴覚障害者の方に、あいさつや自己紹介などの手話を指導していただき覚えた手話を引き続き、朝礼で練習したり、会議や地域のいきいきサロンでも紹介しました。 | ・覚えた手話を日頃の業務や、地域の会議や集まりの場で実践できるよう努めます。 | 【社協】<br>・聴覚障害者の方に、あいさつや自己紹介などの手話を指導していただき、事務局内の朝礼で覚えた手話を練習しています。 | ・覚えた手話を日頃の業務や、街中で実践できるよう努めます。 | 【社協】<br>・「シャララカレッジ④」において、『震災が起きた!! その時、わたしたちは？～東日本大震災で障害のある人の生死を分けたものは何か！～』と題し、ドキュメンタリー映画「生命(いのち)のことづけ ～死亡率2倍 障害のある人たちの3.11～」を鑑賞すると共に、災害時に障害者に対する情報伝達のありかたをグループワークを通じて理解を深めました。 | ・鑑賞した映画のDVDを購入し、各地区のボランティア活動だけでなく、市内小中学校にも貸し出しを行い、視聴後の話し合いを勧めています。 | 健康福祉部 社会福祉協議会 |
| 22 | **「ふれあいのつどい」の開催**<br>「ふれあいのつどい」を継続開催し、障害のある人同士や地域住民・ボランティアとの交流を図ります。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉課】<br>・ふれあいのつどい実行委員会の主催により、市・社協の共催補助金等の支援のもと実施し、障害のある人同士や地域の方々との交流を深めました。 | ・ふれあいのつどい実施のため、引き続き共催、補助金等の支援を行い、地域住民に対する啓発活動を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・ふれあいのつどい実行委員会の主催により、市・社協の共催補助金等の支援のもと実施し、障害のある人同士や地域の方々との交流を深めました。 | ・ふれあいのつどい実施のため、引き続き共催、補助金等の支援を行い、地域住民に対する啓発活動を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・ふれあいのつどい実行委員会の主催により、市・社協の共催補助金等の支援のもと実施し、障害のある人同士や地域の方々との交流を深めました。 | ・ふれあいのつどい実施のため、引き続き共催、補助金等の支援を行い、地域住民に対する啓発活動を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・ふれあいのつどい実行委員会の主催により、市・社協の共催補助金等の支援のもと実施し、障害のある人同士や地域の方々との交流を深めました。 | ・実施のため、引き続き共催、補助金等の支援を行い、地域住民に対する啓発活動を進めていきます。 | |
| 23 | **「広報ちの」等を利用した啓発活動**<br>「広報ちの」等を利用し、定期的な啓発活動を実施します。 | 「広報ちの」への掲載 | 充実 | 充実 | 【地域福祉推進課】<br>・「広報ちの」に障害福祉に係る記事を計5回掲載しました。諏訪圏域を単位とした行事等の記事も積極的に掲載し啓発に努めました。 | ・継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>・「広報ちの」に障害福祉に係る記事を計5回掲載しました。諏訪圏域を単位とした行事等の記事も積極的に掲載し啓発に努めました。 | ・継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>・「広報ちの」に障害福祉に係る記事を計5回掲載しました。諏訪圏域を単位とした行事等の記事も積極的に掲載し啓発に努めました。 | ・継続実施 | 【地域福祉推進課】<br>・「広報ちの」に障害福祉に係る記事を計5回掲載しました。諏訪圏域を単位とした行事等の記事も積極的に掲載し啓発に努めました。 | ・継続実施 | |
| 24 | **「障害福祉のしおり」の製作**<br>「障害福祉のしおり」について、内容を更新しながら増刷し制度説明に活用します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・「障害福祉のしおり」を500部製作し、手帳交付時に配布し制度説明を行いました。また、庁内関係窓口や社協等各関係団体に配布し、制度の周知に努めました。 | ・内容を更新しながら増刷していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・「障害福祉のしおり」を500部製作し、手帳交付時に配布し制度説明を行いました。また、庁内関係窓口や社協等各関係団体に配布し、制度の周知に努めました。 | ・内容を更新しながら増刷していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・「障害福祉のしおり」を500部製作し、手帳交付時に配布し制度説明を行いました。また、庁内関係窓口や社協等各関係団体に配布し、制度の周知に努めました。 | ・内容を更新しながら増刷していきます。 | 【地域福祉推進課】<br>・「障害福祉のしおり」を500部製作し、手帳交付時に配布し制度説明を行いました。また、庁内関係窓口や社協等各関係団体に配布し、制度の周知に努めました。 | ・内容を更新しながら増刷していきます。 | |
| 25 | **広域的啓発活動の推進**<br>諏訪圏域障害者総合支援センター等と連携し、「諏訪地域障害福祉社会資源マップ」の製作等を通じて啓発活動を推進します。 | 検討・連携 | 充実 | 充実 | 【地域福祉課】<br>・諏訪圏域自立支援協議会において作成した「障害福祉サービス利用ガイドブック」利用し、障害福祉サービスの障害者サービス事業所の一覧などを通じて啓発活動に努めました。 | ・引き続き障害福祉サービス利用ガイドブックの配布と有効な活用を行い、啓発活動の推進に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域自立支援協議会において作成した「障害福祉サービス利用ガイドブック」利用し、障害福祉サービスの障害者サービス事業所の一覧などを通じて啓発活動に努めました。 | ・引き続き障害福祉サービス利用ガイドブックの配布と有効な活用を行い、啓発活動の推進に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域自立支援協議会において作成した「障害福祉サービス利用ガイドブック」利用し、障害福祉サービスの障害者サービス事業所の一覧などを通じて啓発活動に努めました。 | ・引き続き障害福祉サービス利用ガイドブックの配布と有効な活用を行い、啓発活動の推進に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪圏域自立支援協議会において「障害福祉サービス利用ガイドブック」を作成し、障害福祉サービスの障害者サービス事業所の一覧などを通じて啓発活動に努めました。 | ・障害福祉サービス利用ガイドブックの配布と有効な活用を行い、啓発活動の推進に努めます。 | |
| 26 | **重度障害者等の交流の推進**<br>在宅の重度障害者等、地域での交流の場に参加しづらい障害のある人についても、「希望の旅」等を通じて交流を進めます。 | 推進・充実 | 推進・充実 | 推進・充実 | 【社協】<br>・「希望の旅」に参加することのより、外出の機会や、障害者同士や介助ボランティアとの交流を図り実践することができました。。 | ・外出する機会の少ない在宅の重度障害者の外出支援の応えるため、ボランティア等に協力を働きかけながら、実現に向けた取り組みを実践します。 | 【社協】<br>・「希望の旅」に参加することのより、外出の機会や、障害者同士や介助ボランティアとの交流を図り実践することができました。。 | ・外出する機会の少ない在宅の重度障害者の外出支援の応えるため、ボランティア等に協力を働きかけながら、実現に向けた取り組みを実践します。 | 【社協】<br>・「希望の旅」に初めて参加する障害当事者の発掘(新規2組)、地域ボランティアの交流を図り実践しました。また、障害児の校外活動支援についても相談を受け、対応しました。 | ・外出する機会の少ない在宅の重度障害者の外出支援の応えるため、ボランティア等に協力を働きかけながら、実現に向けた取り組みを実践します。 | 【社協】<br>・「希望の旅」における初めて参加する障害当事者の発掘、地域ボランティアの交流を図り実践しました。 | ・外出する機会の少ない在宅の重度障害者への働きかけを、より積極的に行います。 | |

5ページ

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 27 | **（仮称）市民活動センターの利用・参加支援**<br><br>整備が計画されている「（仮称）市民活動センター」は総合福祉センター的機能も持つことになるため、障害のある人や関係者からの要望や意見の実現に向けて検討します。また、障害のある人や関係者の「（仮称）市民活動センター」利用促進に向けて、利用方法・参加企画等の検討と取り組みを進めます。 | 検討・支援 | 検討・支援 | 検討・支援 | 【社協】<br>・『ゆい・わーく茅野』の運営委員会に、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画していただくことと、当事者としての意見提言をしていただきました。<br>【市民活動センター】<br>・管理運営計画に基づき、市民活動センターが完成しました。充実した設備と職員の支援により、障がいのある人など社会参加しにくい環境にある人々の交流の場や居場所の提供を推進しています。 | 【社協】<br>・『ゆい・わーく茅野』」の運営委員会に、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画していただき、利用方法・参加企画等の検討と取組を進めます。<br>【市民活動センター】<br>・設備に頼ることなく、健常者と障がいのある人が支え合い、思い合える関係づくりや、居場所づくりを構築し、障がいのある人を特別視することのない「自立」を見据えた活動支援を行います。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・「（仮称）市民活動センター設置に関する市民会議」において、ハード面の検討をし、工事に着手しました。また、管理運営計画をまとめました。<br><br>【社協】<br>・「（仮称）市民活動センターに関する市民会議」に、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画していただくことで、管理運営計画に対して、当事者としての意見提言をしていただきました。 | 【市民活動センター】<br>・障害のある人を特別視することなく、「自立」を見据えた活動支援を行います。また、設備・機能に頼ることなく、職員や健常者が支え合い、思い合える関係づくりを構築していきます。<br>【社協】<br>・障害のある人や関係者の意見を聞きながら、利用方法・参加企画等の検討と取り組みを進めます。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>引き続き障害者等の声を反映しながら、障害者向け機能と設備の検討を進めます。<br>【社協】<br>・「（仮称）市民活動センターに関する市民会議」において、障害当事者や障害者支援団体の代表者に参画していただくことで、管理運営計画に対して、当事者としての意見提言をしていただきました。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・（仮称）市民活動センター検討委員会の福祉部会で、障害者及びその支援者との懇談会を計7回開催し、必要な機能や設備の要望を聴取しました。また、H26.2月から障害当事者及びその関係者から3名を検討委員会委員に加え、センター設置基本計画策定に向けた検討を行ないました。<br>【社協】<br>・「（仮称）市民活動センター」に整備が計画されている福祉喫茶について、岡谷市の諏訪湖ハイツ、富士見町の福祉作業所「赤とんぼ」の視察を行い、設備だけでなく、運営体制や障害当事者の就労について研究しました。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・引き続き障害者等の声を反映する中で、総合福祉センター的機能の検討を進めます。<br>【社協】<br>・障害のある人や関係者の意見を聞きながら、利用方法・参加企画等の検討と取り組みを進めます。 | 健康福祉部<br>企画総務課<br>社会福祉課<br>社協議会 |
| 28 | **ぶれジョブの取り組み支援**<br><br>「ぶれジョブ」の実施に向け、周知・啓発・学習を進めていくための支援について研究・検討します。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【こども課】<br>・ぶれジョブの受け入れを行いました。（H28年度2名受け入れ） | ・サポーター、受け入れ先募集に協力します。 | 【こども課】<br>・ぶれジョブの受け入れを行いました。（H27年度1名受け入れ） | ・サポーター、受け入れ先募集に協力します。 | 【こども課】<br>プレジョブの受け入れを行いました。<br>（H26.10.10～1名受け入れ） | ・サポーター、受け入れ先募集に協力します。 | 【こども課】<br>・ぶれジョブちの推進委員会、行政関係者と打ち合わせを開始しました。（2回開催）<br>・H25年9月、ぶれジョブ in さく連絡協議会の会長、副会長を招き、学習会を開催いたした。<br>・H25年9月、小諸を視察しました。（ぶれジョブちの推進委員会、オアシス、行政関係者） | ・サポーター、受け入れ先募集に協力します。 | 健康福祉部<br>こども部 |
| 29 | **福祉教育の場の確保と充実**<br><br>ライフステージの各段階において、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、福祉講座や体験学習などを通じた福祉教育の場の確保と充実に努めます。また、今後も民生児童委員協議会全体集会で障害者福祉部会の研修を開催するほか、関係する研修会等に参加を依頼します。 | 講座、学習会の開催、講師紹介等 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・民生児童委員協議会では、地区民児協単位で福祉施設への訪問研修を実施しています。平成28年度は、茅野市民児協の県外研修として、宮城県南三陸町、石巻市、福島県南相馬市への視察を実施しました。<br>【社協】<br>・高齢者や障害のある方との交流や、車いすやアイマスク体験を通して、児童や生徒、先生方と一緒に『共に生きること 共に学びあうこと』を考えていただくことを目的に実施しました。障害当事者との関わりは「出前福祉教室」で関わる程度に留まっています。<br>開催数:37回<br>開催学校数:11校<br>延参加者数:926人 | 【地域福祉推進課】<br>・継続して施設訪問、研修等を実施していきます。平成28年度も、民生児童委員協議会として県内の福祉施設への訪問、研修を計画しています。<br>【社協】<br>・学校、地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉意識の醸成に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>・民生児童委員協議会では、地区民児協単位で福祉施設への訪問研修を実施しています。平成27年度は、茅野市民児協の県外研修として、京都市のオムロン京都（株）太陽の工場見学を実施しました。ここでは、障害者を積極的に雇用し、高い生産性を確保することを目指しており、障害者との向きあい方など多くのことを学びました。<br>【社協】<br>・高齢者や障害のある方との交流や、車いすやアイマスク体験を通して、児童や生徒、先生方と一緒に『共に生きること 共に学びあうこと』を目的に実施しました。障害当事者との関わりは「出前福祉教室」で関わる程度に留まっています。<br>開催数:36回<br>開催学校数:10校<br>延参加者数:898人 | 【地域福祉推進課】<br>・継続して施設訪問、研修等を実施していきます。<br>【社協】<br>・学校、地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座の開催等による福祉意識の醸成に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>・民生児童委員協議会では、地区民児協単位で福祉施設への訪問研修を継続して実施しています。平成26年度は、市全体の研修として、「精神障害者、発達障害者、その家族の支援について」という研修テーマで、東洋大学教授の白石先生を招いての講演会・研修を行いました。<br>【社協】<br>・高齢者や障害のある方との交流や、車いすやアイマスク体験を通して、児童や生徒、先生方と一緒に『共に生きること 共に学びあうこと』を考えていただくことを目的に実施しました。<br>また、「出前福祉教室」を開催し障害当事者との交流を進めました。<br>開催数:39回<br>開催学校数9校<br>延参加者数:1,077人<br>・福祉施設等でボランティア体験を通じ施設の役割や利用者との交流を深める「サマーちゃれんじ」を開催し、平成26年度は中学生を中心に例年の3倍以上の方々に参加していただきました。<br>7/22～8/31　市内29施設　71名 | 【地域福祉推進課】<br>・継続して施設訪問、研修等を実施しています。<br>【社協】<br>・継続して施設訪問、研修等を通じて、民生児童委員協議会として県内の福祉施設への訪問、研修を計画しています。<br>【社協】<br>・「出前福祉教室」と共に学びあうこと」を考えていただくことを目的に実施しました。<br>・H24年<br>「障害者の現状、種別と課題（茅野市の状況）」「障害者とのコミュニケーションのとりかたについて」<br>・H25年<br>「第2次茅野市障害者保健福祉計画について」、「地域での障害者との関わり」<br>【社協】<br>・学校・地域との協働により「共に生きる」（福祉教育：共育）という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座の開催等による福祉意識の醸成に取組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>民生児童委員では、茅野市民生児童委員協議会全体研修のテーマ内容で障害者に関する研修を実施しました。<br>・H24年<br>「障害者の現状、種別と課題（茅野市の状況）」「障害者とのコミュニケーションのとりかたについて」<br>・H25年<br>「第2次茅野市障害者保健福祉計画について」、「地域での障害者との関わり」<br>【社協】<br>・高齢者や障害のある方との交流や、車いすやアイマスク体験を通して、児童や生徒、先生方と一緒に『共に生きること 共に学びあうこと』を考えていただくことを目的に実施しました。障害当事者との関わりは「出前福祉教室」で関わる程度に留まっています。<br>開催数:46回<br>開催学校数:8校<br>延参加者数:1,222人 | 【地域福祉推進課】<br>・今後も、茅野市民生児童委員協議会全体研修の障害者福祉部会で研修を開催予定です。また関係する研修会等への参加や講師を招いての研修等も検討しています。<br>【社協】<br>・学校・地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座の開催等による福祉意識の醸成に取り組みます。 | 健康福祉部<br>社会福祉課<br>社協議会 |
| 30 | **ボランティア体験学習の学校での取り組み**<br><br>各小学校で取り組むボランティア体験学習について、今後も教科又は特別活動を通じて児童生徒の自主的・自発的な活動として、すべての学校で継続して活動します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【社協】<br>・市民活動センター「ゆい・わーく」に職員を派遣し、障害に関わる人々との交流が深められる講座を企画・実施しました。<br>【学校教育課】<br>・小学校では主に児童会の活動の中で、公共施設の掃除や町の花壇の管理を行い、地域の施設訪問（老人ホーム、デイサービス等）を行い交流を図りました。<br>・中学校では生徒会の福祉・ボランティア委員会が主となり、地元のボランティアとの交流を図ったり、福祉施設への訪問を行い福祉の体験交流をしました。 | 【社協】<br>・ボランティア活動者や地域住民のニーズに対応する講座として企画し開催します。<br>【学校教育課】<br>・教科または特別活動を通じて、今後は、小中一貫教育の中でも児童生徒が協力して継続した活動を取り入れていきます。 | 【学校教育課】<br>・小学校では主に児童会の活動の中で、公共施設（駅等）の掃除を実施したり、老人ホーム等の施設訪問を行い交流を図りました。<br>・中学校では生徒会の福祉・ボランティア委員会が主となり、地元のボランティアとの交流を図りました。 | 【学校教育課】<br>・教科または特別活動を通じて、今後も児童生徒の自主的・自発的な活動として継続した活動を行っていきます。 | 【学校教育課】<br>・各学校で福祉・ボランティアの委員会を設置し、地元のボランティアとの交流を行っています。 | 【学校教育課】<br>・教科または特別活動を通じて今後も児童生徒の自主的・自発的な活動として継続した活動を行っていきます。 | 【学校教育課】<br>各学校で福祉・ボランティアの委員会を設置し、地元のボランティアとの交流を行っています。 | 【学校教育課】<br>教科または特別活動を通じて今後も児童生徒の自主的・自発的な活動として継続した活動を行っていきます。 | 健康福祉部<br>こども部<br>社会福祉課<br>社協議会 |



## 第4章　地域社会への参加と余暇活動の充実（社会参加）

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 35 | **体育館自動ドア設置の検討**<br><br>体育館の自動ドアについて、改修・改築時期に合わせ検討します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【スポーツ健康課】<br>・体育館の改修、改築時期まで職員のきめ細やかな対応に努めます。 | ・体育館の改修、改築時期に合わせ設置を目指します。 | 【スポーツ健康課】<br>・体育館の改修、改築時期まで職員のきめ細やかな対応に努めます。 | ・体育館の改修、改築時期に合わせ設置を目指します。 | 【スポーツ健康課】<br>・総合体育館裏口にインターホンを設置し、駐車場から入り易くしました。また、車椅子用駐車場及び自動ドア以外の開閉しやすい出入口設置（軽量引戸等）を検討しています。 | ・施設の改修・改築時に家族更衣室を設置したいと考えています。 | 【スポーツ健康課】<br>・体育館の改修・改築に合わせ設置する方向で、設置場所（窓口付近）を検討しました。 | ・体育館の改修・改築時期に合わせ設置を目指します。 | 生涯学習部 |
| 36 | **障害者スポーツの推進**<br><br>諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」やサンスポートまつもと、サンスポート駒ヶ根におけるスポーツ関連講座、教室を積極的に活用することを検討し、障害者スポーツの推進を図ります。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉課】<br>・諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会の運営に携わり、茅野市からの参加者の取りまとめや送迎支援を行いました。 | ・引き続き、大会参加者の支援等を通じて障害者スポーツの推進を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会の運営に携わり、茅野市からの参加者の取りまとめや送迎支援を行いました。 | ・引き続き、大会参加者の支援等を通じて障害者スポーツの推進を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会の運営に携わり、茅野市からの参加者の取りまとめや送迎支援を行いました。 | ・引き続き、大会参加者の支援等を通じて障害者スポーツの推進を図ります。 | 【地域福祉推進課】<br>諏訪地区障害者スポーツ大会や長野県障害者スポーツ大会の運営に携わり、茅野市からの参加者の取りまとめや送迎支援を行いました。 | ・引き続き、大会参加者の支援等を通じて障害者スポーツの推進を図ります。 | 健康福祉部 |
| 37 | **公民館の講座等参加支援**<br><br>公民館の講座開催時には引き続き必要に応じてガイドヘルパー、手話通訳を依頼します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【公民館】<br>・該当する講座はありませんでした。 | ・今後も必要に応じてガイドヘルパー、手話通訳を依頼します。 | 【公民館】<br>・該当する講座はありませんでした。 | ・今後も必要に応じてガイドヘルパー、手話通訳を依頼します。 | 【公民館】<br>・該当する講座はありませんでした。 | ・今後も必要に応じてガイドヘルパー、手話通訳を依頼します。 | 【公民館】<br>・高齢者大学の教養講座開催時、手話通訳の方をを交えて行いました。（H25年度） | ・今後も必要に応じてガイドヘルパー、手話通訳を依頼します。 | 生涯学習部 |
| 38 | **障害者用図書の充実**<br><br>毎年、大活字本、朗読テープを必要な範囲内で購入します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【図書館】<br>・新規購入（大活字本）14冊購入しました。<br>・現在、障害者用図書等については、朗読カセットテープ338点、朗読CD222点、大活字本1889点を所蔵しています。 | ・大活字本は、引き続き購入していきます。 | 【図書館】<br>・新規購入（大活字本）　12冊購入しました。<br>・現在、障害者用図書等については、朗読カセットテープ340点、朗読CD222点、大活字図書1873点を所蔵しています。 | ・大活字本は、引き続き購入していきます。 | 【図書館】<br>障害者用図書については、朗読カセットテープ416点、朗読CD222点、大活字図書1873点を所蔵しています。 | ・毎年、大活字本、録音図書を予算の範囲内で購入します。 | 【図書館】<br>・障害者用図書については、朗読カセットテープ416点、朗読CD208点、大活字図書1748点を所蔵しています。 | ・毎年、大活字本、録音図書を予算の範囲内で購入します。 | 生涯学習部 |

## 第5章　実際の緊急時を具体的に想定した防災対策（防災）

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 39 | **当事者団体の活動補助**<br>当事者団体の活動補助を引き続き行います。 | 継　続 | 継　続 | 継　続 | 【地域福祉課】<br>・身体障害者福祉協会、手話サークル、手をつなぐ育成会に補助金の支給等、活動を支援しました。 | ・引き続き、補助金の支援等活動を支援しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・身体障害者福祉協会、手話サークル、手をつなぐ育成会に補助金の支給等、活動を支援しました。 | ・引き続き、補助金の支援等活動を支援しました。 | 【地域福祉推進課】<br>・身体障害者福祉協会、手話サークル、手をつなぐ育成会に補助金の支給等、活動を支援しました。 | ・引き続き、補助金の支援等活動を支援しました。 | 【地域福祉推進課】<br>身体障害者福祉協会、手話サークル、手をつなぐ育成会に補助金の支給等、活動を支援しました。 | ・引き続き、補助金の支援等活動を支援しました。 | 健康福祉部 |
| 40 | **公共施設の利用料減免**<br>総合体育館、市営プール、スケートセンター等の体育施設や、尖石縄文考古館、総合博物館、守矢史料館等文化施設など、市内の公共施設について利用料減免を引き続き行うとともに、その周知に努めます。 | 継　続 | 継　続 | 継　続 | 【文化財課】<br>・市内外を問わず、障害者手帳を持参・提示した者は無料としています。また、障害者の等級に応じて、同伴の介護者1名を無料としています。引き続き、券売機への掲示、受付窓口、HP等で周知に努めます。<br>【平成28年度実績】<br>尖石縄文考古館減免者数　670名<br>八ヶ岳総合博物館減免者数　44名<br>神長官守矢史料館減免者数　2名<br>【スポーツ健康課】<br>・市内外を問わず、障害者手帳を持参・提示のあった場合は無料としています。また、車椅子等介護を要する場合は付添者1名を無料としています。引き続き、券売機への掲示、受付窓口での周知に努めます。<br>体育施設全体減免額<br>平成28年度：105,975円 | 【文化財課】<br>・現状を継続します。<br>【スポーツ健康課】<br>・現状を継続します。 | 【スポーツ健康課】<br>・市内外を問わず、障害者手帳を持参・提示のあった場合は無料としています。また、車椅子等介護を要する場合は付添者1名を無料としています。引き続き、券売機への掲示、受付窓口での周知に努めます。<br>体育施設全体減免額<br>平成27年度：80，560円<br>【文化財課】<br>・市内外を問わず、障害者手帳を持参・提示のあった場合は無料としています。また、車椅子等介護を要する場合は付添者1名を無料としています。引き続き、券売機への掲示、受付窓口での周知に努めます。<br>尖石縄文考古館減免者数<br>平成27年度：597名 | 【スポーツ健康課】・現状を継続します。 | 【文化財課・スポーツ健康課】<br>・市内外を問わず、障害者手帳を持参・提示のあった場合は無料としています。また、車椅子等介護を要する場合は付添者1名を無料としています。引き続き、券売機への掲示、受付窓口での周知に努めます。<br>・体育施設全体減免額<br>平成26年度：280，400円 | ・現状を継続します。 | 【文化財課・スポーツ健康課】<br>市の内外を問わず、障害者手帳を持参・提示のあった場合は無料としています。また、車椅子等介護を要する場合は、付き添いについても1名を無料としています。引き続き、券売機での掲示、受付窓口にて周知に努めていきます。 | ・現状を継続します。 | 生涯学習部 |
| 41 | **スポーツ施設等の利用支援**<br>総合体育館、市営プールなどの公共施設について、親と性別の違う子どもでも親子が一緒に利用できる着替え用スペースの確保について検討します。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【スポーツ健康課】<br>・利用者の申し出により空部屋等を利用して着替えていただく対応をしています。 | ・施設の改修・改築時に家族更衣室を設置したいと考えています。 | 【スポーツ健康課】<br>・利用者の申し出により空部屋等を利用して着替えていただく対応をしています。 | ・施設の改修・改築時に家族更衣室を設置したいと考えています。 | 【スポーツ健康課】<br>・利用者の申し出により空部屋等を利用して着替えていただける対応をしています。 | ・施設の改修・改築時に家族更衣室を設置したいと考えています。 | 【スポーツ健康課】<br>利用者の申し出により空部屋等を利用して着替えていただける対応をしています。専用の更衣スペースの検討をしましたが、建物の構造上大規模な増改築が必要です。 | ・今後の改修・改築に合わせ設置を計画します。当面は空部屋の利用及び現行の更衣室の中にパーテーション等更衣スペースを確保します。 | |
| 42 | **地域活動支援の検討**<br>民生児童委員や福祉推進員等地域の役員の皆さんとともに、障害のある方の地域での活動を支援する方法や活動内容について、社協のボランティア活動とも連携しながら検討します。 | 継　続 | 継　続 | 継　続 | 【社協】<br>・生活支援コーディネーター（＝コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を各地区に配置し、地域福祉活動者では対応困難な個別ケース（高齢者に限定しない）の支援とそれを通した地域福祉活動への展開・充実を図りました。<br>・平成28年度の福祉推進委員研修会では、制度改正が行われる今なぜ地域の支え合いが求められるのか、また、自分たちにもできる助け合いの取り組みを考える機会とし、『自分たちにもできる助け合い』～≪ちょっと困った≫を解決するために～』ををテーマに研修会を設けました。 | ・住み慣れた地域で実践する支えあい活動をより具体的に示せるよう、生活支援コーディネーターに求められる3つの機能、「社会資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング」に努めます。 | 【社協】<br>・国は新たに創設される総合支援事業における担い手を、専門職ではない地域の住民や一般雇用者を想定してます。平成27年度の福祉推進委員研修会では、制度改正が行われる今なぜ地域の支え合いが求められるのか、また、自分たちにもできる助け合いの取り組みを考える機会とし、『誰もが住み慣れた地域で暮らすこと』を支援するをテーマに研修会を設けました。 | ・福祉推進委員に求める役割を見直し、住み慣れた地域で実践する支えあい活動をより具体的に示せるよう、調査研究を行います。 | 【社協】<br>・福祉推進委員研修会や民生児童委員研修会、高齢者クラブ等の研修会において、さまざまな意見や価値観を参加者同士共有することを目的に、「クロスロード」と言う手法を用いて、障害者支援のあり方について参加者同士で意見交換を行う機会を設けました。 | ・「クロスロード」の手法を用いて、民生児童委員や福祉推進委員に対し、障害者支援のあり方について意見交換を行い、実践を促します。 | 【社協】<br>・意見や価値観を参加者同士共有することを目的に、「クロスロード」と言う手法を用いて、意見交換を行いました。 | 【社協】<br>・「クロスロード」の手法を用いて、民生児童委員や福祉推進委員に対し、障害者支援のあり方について意見交換を行い、実践を促します。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 43 | **活動拠点の研究・検討**<br>障害のある人の社会参加に機会を広げ、また理解を深めるために、公共施設の有効利用を含めた拠点となる場所の整備について研究・検討を図ります。 | 継　続 | 継　続 | 継　続 | 【市民活動センター】<br>・管理運営計画に位置付けられたとおり、障がいのある人など社会参加しにくい環境にある人だけでなく、誰でも気軽に立ち寄ることのできる拠点づくりをすすめています。 | ・引き続き、障がいのある人に市民活動への参画機会の拡大を図る運営や事業の検討を行います。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・管理運営計画の中の「管理運営の基本方針」にノーマライゼーションの理念を実現する場として、障害のある人など社会参加しにくい環境にある人はもちろんのこと、誰でも気軽に立ち寄れ、情報交換や交流が図れる場所と機会を提供する旨を謳いました。 | ・障害のある人に市民活動への参画機会の拡大を図る運営を行ないます。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>4月に策定した（仮称）市民活動センター設置基本計画のセンター設置の目的の中に、障害のある人等の活動の場や交流の場、あるいは居場所そのものを提供する旨をうたいました。 | ・引き続き障害のある人に市民活動への参加を促し、社会参加の機会を拡大できるよう、（仮称）市民活動センターの運営や事業の検討を進めます。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>（仮称）市民活動センターの設置は、現在の総合福祉センターを建替える側面を持つことから、（仮称）市民活動センター機能に総合福祉センターの機能を併せ持つことができるよう検討を進めました。 | ・障害のある人に市民活動への参加を促し、社会参加の機会を拡大できるよう、（仮称）市民活動センターの運営や事業の検討を進めます。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 44 | **支えあいマップの活用と情報更新**<br>自主防災組織を中心に、民生児童委員、福祉推進委員、地域住民、ボランティア団体等の協力を得ながら作成している「支えあいマップ」の活用・更新整備を支援します。また、「災害時要援護者マップ」の整備を推進することで福祉推進委員等を中心に支え合い活動を広め、災害時への対応から平時における支え合いネットワークの構築が図られるよう、各区・自治会の実情に即した支援を行います。 | 支えあいマップの更新 情報共有の検討 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」へと名称や掲載する情報の範囲の変更があり、平成27年度末に地域へ名簿の提供がなされました。<br>・各保健福祉サービスセンターでは、各行政区で進められてきたマップづくりを通じた支え合いの仕組みづくりを支援してまいりました。また、実情に合わせ更新を行う行政区に対して支援するとともに、必要な更新を促し、マップを利用した避難訓練実施支援を行いました。<br>・高齢者と比較すると、障害をお持ち方の把握ができていないように思われます。<br>【社協】<br>・行政が取り組む「避難行動要支援者名簿」の作成に向けて、サービスセンター職員と共に、対象者の名簿提出の作成補助に努めました。マップの更新については、各行政区に出向き関わることはありませんでした。<br>【防災課】<br>・市が実施する土砂災害訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認を実施しました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区、H26-湯川区・泉野地区、H27-栗沢区・塚原区、H28-下古田区 | 【各サービスセンター】<br>・提供された名簿を基にした地域での取り組みがあまり見られず、名簿対象者の変更に伴う「マップ」の取組の方針が明確に無いことが考えられます。行政内部で一致させていく必要があります。<br>・災害対策基本法の改正に合わせ「避難行動要支援者名簿」が地域に提供され、新たなマップ作製やマップを活用した取組等を関係部署や地域等と今後も検討していきます。<br>【社協】<br>・各地区の地区行動計画の進捗状況確認時に状況把握に努めるとともに、福祉推進委員会にて各区の状況把握に努めます。<br>【防災課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。 | 【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正により、これまで地域へ提供してきた「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」と、名称や提供する情報の変更がありました。また、地域への提供も、時間を要し平成27年度末での提供となりました。そのため、新たな名簿を活用しての支えあいマップの更新が各地区ともできませんでした。<br>【社協】<br>・行政が取り組む「避難行動要支援者名簿」の作成に向けて、サービスセンター職員と共に、対象者の名簿提出の作成補助に努めました。マップの更新については、各行政区に出向き関わることはありませんでした。 | 【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正に合わせ「避難行動要支援者名簿」が地域に提供され、新たなマップ作製やマップを活用した取り組む等を関係部署や地域等と検討していきます。<br>【社協】<br>・各地区の地区行動計画の進捗状況確認時に状況把握に努めるとともに、福祉推進委員会にて各区の状況把握に努めます。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障害のある人等の活動の場や交流の場、あるいは居場所そのものを提供する旨をうたいました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区、H26-湯川区・泉野地区<br>【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターでは、各行政区で進められてきたマップづくりを通じた支え合いの仕組みづくりを支援し、殆どの行政区で策定されました。また、実情に合わせ更新を行う行政区に対しても支援するとともに、必要な更新を促し、マップを利用した避難訓練実施支援を行いました。<br>・高齢者と比較すると、障害をお持ち方の把握ができていないように思われます。<br>【社協】<br>・災害時に避難をするための要援護者まっぷの取り組みが多く、茅野市が推進している日常生活の支え合い活動への展開までには至っていません。また、要支援者の対象の多くは高齢者であることから、障害者支援の視点が欠かせません。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。<br>【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正に合わせ「避難行動要支援者名簿」は廃止されるため、新たに「避難行動要支援者名簿」の作成を行います。この名簿を自主防災組織等へ提供する方法や情報の更新についての検討を進めます。併せて「支えあいマップ」の活用についても再検討を行います。<br>【社協】<br>各地区の地区行動計画の進捗状況確認時に状況把握に努めるとともに、福祉推進委員会にて各区の状況把握に努めます。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。<br>【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正に合わせ「避難行動要支援者名簿」は廃止されるため、新たに「避難行動要支援者名簿」の作成を行います。この名簿を自主防災組織等へ提供する方法や情報の更新についての検討を進めます。併せて「支えあいマップ」の活用についても再検討を行います。<br>【社協】<br>各地区の地区行動計画の進捗状況確認時に状況把握に努めるとともに、福祉推進委員会にて各区の状況把握に努めます。 | 企画総務部<br>消防署<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 45 | **福祉避難所開設訓練等の実施と周知**<br>福祉避難所の開設運営訓練を行い、サービス提供事業者、医療機関との連携体制を確認します。また、福祉避難所開設訓練、災害時ボランティアセンター開設訓練において、障害のある人への支援対策も取り入れ、必要となる支援の把握と対応の充実を進めます。さらに、福祉避難所をはじめとする避難所の開設予定場所、及び開設までに要する期間等の包括的な流れについて周知を図ります。 | 災害時要援護者対象の防災講習会や訓練の実施 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・改正された指針に基づき、福祉避難所運営マニュアルの見直しや、障害福祉事業所との協定等について検討しました。 | ・障害福祉事業所との協定等について引き続き検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・災害対策基本法の改正にあわせ、「災害時要援護者支援指針」を見直し、「要配慮者防災・避難支援指針」に改正しました。 | ・改正された指針に基づき、福祉避難所運営マニュアルを見直すとともに、障害福祉事業所との協定等について検討します。 | 【防災対策課】<br>・平成26年度は、河原温泉において福祉避難所開設訓練を実施しました。<br>【地域福祉推進課】<br>・H26.9.7　障害当事者（知的・発達障害）、家族、支援者、関係団体等の皆さんに参加いただき、総合防災訓練と同時進行で、福祉避難所開設訓練を実施しました。<br>参加者：障害当事者・家族　9名　支援者　9名<br>地元関係団体等6名　市関係職員22名 | 【防災対策課】<br>・総合防災訓練との同時開催を検討します。<br>【地域福祉推進課】<br>・訓練後の反省会をもとに次回訓練を計画します。 | 【防災対策課】<br>・平成25年度、米沢温泉「塩壺の湯」において福祉避難所開設訓練を実施しました。<br>【地域福祉推進課】<br>・H25.10.23　障害当事者（聴覚・視覚）、支援者、関係団体等の皆さんに参加いただき、福祉避難所開設訓練を実施しました。<br>参加者：障害当事者15名　支援者12名　地元関係団体等10名　市関係職員26名 | 【防災対策課】<br>・総合防災訓練との同時開催を検討します。<br>【地域福祉推進課】<br>・訓練後の反省会をもとに次回訓練を計画します。 | 企画総務部<br>消防署<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 46 | **訓練的制度利用の検討**<br>万が一の災害に備え、いざという時に施設での生活がスムーズに送れるよう、在宅で生活する障害のある方の、ショートステイやタイムケア等の訓練的な制度利用について検討します。 | 制度利用の検討 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・現在、訓練的な利用を意識した取り組みは、各保健福祉サービスセンターでは行っておらず、具体的な制度や活用方法等は、全市的な対応とすることが必要ではないかと考えます。 | ・項目の内容について、再検討が必要ではないかと考えます。 | 【各サービスセンター】<br>・現在、訓練的な利用を意識した取り組みは、各保健福祉サービスセンターでは行っておらず、具体的な制度や活用方法等は、全市的な対応とすることが必要ではないかと考えます。 | ・項目の内容について、再検討が必要ではないかと考えます。 | 【各サービスセンター】<br>・現在、訓練的な利用についての意識した取り組みは、各保健福祉サービスセンターでは行っていません。 | ・必要性について利用者と協議を行い、継続的に検討していきます。 | 【各サービスセンター】<br>・現在、訓練的な利用についての意識した取り組みは、各保健福祉サービスセンターでは行っていません。 | ・必要性について利用者と協議を行い、継続的に検討していきます。 | 健康福祉部 |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 47 | **防災ガイドブックの周知**<br><br>平成24年度改訂の防災ガイドブックをもとに、避難所の位置や経路等確認し、災害時に冷静かつ迅速に行動できるよう周知活動に取り組みます。 | 防災ガイドブックの周知 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【防災課】<br>・「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されました(H28年度は地すべりの警戒区域等を指定)。追加指定分は、別様にて配布しています。 | ・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、追加ページを作成し、関係地区に配布します。 | 【防災対策課】<br>・「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されました(H27年度は鹿島リゾートの別荘エリア～美濃戸を指定)。平成24年度版を作成し、全戸配布しました。追加指定分は、別様にて配布しています。 | ・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、追加ページを作成し、関係地区に配布します。 | 【防災対策課】<br>・「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されました(H26年度は藪科～鹿島リゾートの別荘エリアを指定)。平成24年度版を作成し、全戸配布しました。追加指定分は、別様にて配布しています。 | ・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、追加ページを作成し、関係地区に配布します。 | 【消防署】<br>・平成24年度に改定された防災ガイドブックの内容に基づき、災害対応訓練資料作成を支援。地域の災害に対応する防災訓練の支援を実施しました。<br>【防災対策課】<br>・「土砂災害防止法」に基づく、土砂災害警戒区域等が、指定されました(藪科～美濃戸、別荘エリアは未指定)。平成24年度版を作成し、全戸配布しました。 | 【消防署】<br>・防災ガイドブックを利用し作成した訓練計画に基づき、想定される災害に対する訓練の支援を行ないます。<br>【防災対策課】<br>・土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、追加ページを作成し、関係地区に配布します。 | 企画総務部<br>消防署 |
| 48 | **「災害時自主防災組織の活動マニュアル」作成**<br><br>「災害時自主防災組織の活動マニュアル」の作成をさらに促し、日頃の地域活動に活用できるよう支援に取り組みます。 | マニュアルの作成 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【防災課】<br>・各地域での自主防災出前講座を実施し、個別に相談、指導を行っています。災害時の初動体制を中心に、マニュアル化、具体的な訓練等をお願いしています。 | ・区・自治会単位で講座を実施しながら、活動体制の整備を推進します。特に災害発生時の初動体制づくりを進めます。 | 【防災対策課】<br>・各地域での自主防災出前講座を実施し、個別に相談、指導を行っています。災害時の初動体制を中心に、マニュアル化、具体的な訓練等をお願いしています。 | ・区・自治会単位で講座を実施しながら、活動体制の整備を推進します。特に災害発生時の初動体制づくりを進めます。 | 【防災対策課】<br>・各地域での自主防災出前講座を実施し、個別に相談、指導を行っています。災害時の初動体制を中心に、マニュアル化、具体的な訓練等をお願いしています。 | ・区・自治会単位で講座を実施しながら、活動体制の整備を推進します。 | 【消防署】<br>・自主防災組織へ「災害時自主防災組織の活動マニュアル」作成依頼並びに活動マニュアルを使用しての訓練支援を実施します。<br>【防災対策課】<br>・各地域での自主防災出前講座を実施し、個別に相談、指導を行っています。災害時の初動体制を中心に、マニュアル化、具体的な訓練等をお願いしています。 | 【消防署】<br>・「災害時自主防災組織の活動マニュアル」に基づいた訓練支援を行います。<br>【防災対策課】<br>・区・自治会単位で講座を実施しながら、活動体制の整備を推進します。 | |
| 49 | **緊急メール及び緊急FAX通信の周知**<br><br>聴覚障害者等に対する緊急メール及び緊急FAX通信について、今後も事業の周知に努めます。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【消防署】<br>・諏訪広域消防本部指令センターにおいて、引き続き緊急メール通報・緊急FAX通報が運用されています。<br>メール登録者数<br>広域全体33名　茅野市11名<br>FAX登録者<br>広域全体27名　茅野市9名 | 【消防署】<br>・運用を継続します。 | 【消防署】<br>・諏訪広域消防本部指令センターにおいて、引き続き緊急メール通報・緊急FAX通報が運用されています。<br>メール登録者数<br>広域全体33名　茅野市11名<br>FAX登録者<br>広域全体27名　茅野市9名 | ・運用を継続します。 | 【消防署】<br>・消防一元化に伴い、平成27年2月から開始された諏訪広域消防本部指令センターで引き続きメール・FAXが運用できるよう準備を進めました。茅野市聴覚障害者協会とともに諏訪広域連合長あてに要望を実施した結果、茅野消防署との間で行っていた緊急メール通報・緊急FAX通報の双方とも、指令センターにおいて運用されることになり、茅野市の聴覚障害者11名が登録しました。 | ・茅野消防署では、茅野市の聴覚障害者の皆さんとの関係を継続することにより、緊急メール通報、緊急FAX通報の利用登録者を増やしていき、茅野市だけでなく諏訪広域全体に周知を進めます。 | 【消防署】<br>・緊急メール通報は、音声(肉声)による119番通報が困難な聴覚障害者等が携帯電話の電子メールを利用して、火災や救急などの緊急通報ができるシステムです。<br>・緊急FAX通報は、平成12年10月からFAXを利用して緊急通報ができるシステムです。平成24年度、25年度の利用回数は0件です。 | ・平成27年4月から消防一元化に伴い、緊急メール及び緊急FAX通信は消防本部指令センターにおいて管理・運用が開始されます。 | 消防署 |
| 50 | **災害時要援護者名簿の整備**<br><br>災害時に支援の必要な方が「災害時要援護者名簿」へ漏れなく記載されるよう、できるだけ最新の状況把握に努めます。また、記載を希望しない方についても、記載について理解いただけるよう積極的に働きかけを行います。 | 名簿の整備 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・災害対策基本法の改正により、これまで地域へ提供してきた「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」と、名称や提供する情報の変更がありました。<br>・サービスセンターでは、名簿掲載該当者に対し、名簿掲載の意思確認を訪問等により実施した。<br><br>【防災課】<br>・「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)を、各民生児童委員及び各区長・自治会長並びに防災関係機関に配布しました。 | 【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターからの名簿提供は平成26年度で終了。新たに「避難行動要支援者名簿」として関係部署より地域へ提供されます。<br>【防災課】<br>・災害対策基本法の一部改正の施行に合わせ、茅野市地域防災計画においても「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備を追加修正します。 | 【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターからの名簿提供は平成26年度で終了。新たに「避難行動要支援者名簿」として関係部署より地域へ提供されます。<br><br>【防災対策課】<br>・「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)を、各民生児童委員及び各区長・自治会長並びに防災関係機関に配布しました。 | 【防災対策課】<br>・災害対策基本法の一部改正の施行に合わせ、茅野市地域防災計画においても「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備を追加修正します。<br>【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターでは、民生児童委員に協力していただき名簿の作成と提供を行っています。名簿登載は高齢の方が中心となっており、65歳未満で障害がある方の登載が少ない傾向にあります。名簿の更新は随時行っています。 | 【防災対策課】<br>・災害対策基本法の一部改正の施行に合わせ、茅野市地域防災計画においても「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備を検討しました。<br>【各サービスセンター】<br>・保健福祉サービスセンターでは、民生児童委員に協力していただき名簿の作成と提供を行っています。名簿登載は高齢の方が中心となっており、65歳未満で障害がある方の登載が少ない傾向にあります。名簿の更新は随時行っています。 | 【防災対策課】<br>・災害対策基本法の一部改正の施行に合わせ、茅野市地域防災計画においても「避難行動要支援者名簿」(災害時要援護者名簿)の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備を追加修正します。<br>【各サービスセンター】<br>・「災害時要援護者名簿」が廃止され、新たに「災害時要支援者名簿」を作成します。名簿登載要件の検討を進めます。 | 企画総務部<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |



| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 51 | **スムーズな避難行動の支援**<br><br>避難所への移動ができない(移動手段がない、居ることができない等)障害のある人への対応、対策について検討します。また、被災時、障害のある人と家族がスムーズに行動できるよう啓発を進め、通常の避難経路・避難所の利用が難しい際の対応についても支援の方法、対応を検討します。 | 避難行動支援 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・平成28年度の実施はありませんでした。<br><br>【防災課】<br>・市が実施する土砂災害訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認を実施しました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区、H26-湯川区・泉野地区、H27-栗沢区・塚原区、H28-下古田区 | 【各サービスセンター】<br>・開設訓練は、関係部署と引き続き実施に向けて検討をしていきたい。<br><br>【防災課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認を実施しました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区、H26-湯川区・泉野地区、H27-栗沢区・塚原区<br>【各サービスセンター】<br>・平成27年度の実施はありませんでした。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。<br>【各サービスセンター】<br>・開設訓練は、関係部署と引き続き実施に向けて検討をしていきたい。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認を実施しました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区、H26-湯川区・泉野地区<br>【各サービスセンター】<br>・市防災訓練(9月実施)に合わせ、地域福祉推進課と実施主体として福祉避難所開設訓練を実施しました。保健福祉サービスセンターからは、各避難所担当職員が参加し、実施後に行われた参加者との懇談において、当事者の方々から移動手段等や、福祉避難所開設について意見をいただきました。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認を実施しました。<br>H24-安国寺区・長峰区、H25-笹原区・小堂見区<br>【各サービスセンター】<br>・平成25年度に、担当課(地域福祉推進課)を実施主体として、福祉避難所開設訓練を実施しました。保健福祉サービスセンターからは、各避難所担当職員が参加しました。実施後に行われました参加者との懇談において、当事者の方々から移動手段等や、福祉避難所開設マニュアルへの意見を寄せていただきました。 | 【防災対策課】<br>・市が実施する土砂災害訓練・総合防災訓練において、地区・区・自治会への訓練参加を促し、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施方法を指導します。<br>【各サービスセンター】<br>・関係課とともにマニュアルの検討をしていきます。 | 企画総務部<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |

## 第6章　障壁のない、移動しやすい、快適な地域生活環境の推進(移動支援・生活環境)

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 52 | **公共道路の整備**<br><br>上川橋線の歩道整備等、今後計画されている事業を推進し、バリアフリー化を進めます。また、整備された歩道等既存施設の適切な維持管理に努め、障害のある人が安全で安心して移動できる環境整備に努めます。 | 継　続<br>改良・整備 | 継続<br>改良<br>整備 | 継続<br>改良<br>整備 | 【建設課】<br>・上川橋線につきましては、用地交渉並びに契約業務に並行して、本年度から用地契約が完了した区間から順次施工しています。 | 【建設課】<br>・上川橋線は、来年度(H29)も未整備区間の道路築造工事を実施する計画であり、上川橋の架け替えも含めH33年度の完了を目指し、事業を推進します。 | 【建設課】<br>・上川橋線につきましては、用地交渉並びに契約業務に並行して、本年度から用地契約が完了した区間から順次工事に着手しました。<br>・中大塩幹線道路につきましては、電柱移転が完了し歩道改良工事L=250mを完成しました。<br>【都市計画課】<br>・上川橋線の改良については用地補償もほぼ終了したため、無電柱化事業も含めた歩道整備工事が順次進められています。 | 【建設課】<br>・上川橋線は、来年度(H28)も未整備区間の道路築造工事を実施する計画であり、上川橋の架け替えも含めH33年度の完了を目指し、事業を推進します。<br>・中大塩幹線道路において、現在の波打ち歩道内の電柱移転を図り、バリアフリー化を進め、誰もが障害なく通行できる歩道にリニューアルしていきます。<br>L＝1,750m<br>W＝1.5m<br>【都市計画課】<br>・引続き道路改良工事を実施し、平成32年に上川橋の架け替え工事の完了を目指します。 | 【建設課】<br>・上川橋線につきましては、用地交渉並びに買収契約に時間を要し、H26年度に工事着手には至りませんでした。<br>・中大塩幹線道路につきましては、電柱移転交渉が完了しました。 | ・上川橋線は、本年度(H27)から道路築造工事に着手し、H32年度の完了を目指し、事業を推進します。<br>・中大塩幹線道路において、現在の波打ち歩道の解消と歩道内の電柱移転を図り、バリアフリー化を進め、誰もが障害なく通行できる歩道にリニューアルしていきます。27年度から工事を着手していきます。<br>L＝1,750m　W＝1.5m | 【建設課】<br>上川橋線は、本年度(H26)から道路改良工事に着手し、H32年度の完了を目指し、事業を推進します。<br>中大塩幹線道路において、現在の波打ち歩道の解消と歩道内の電柱移設を図り、バリアフリー化を進め、誰もが障害なく通行できる歩道にリニューアルしていきます。<br>L=1750m<br>W=1.5m | 都市建設部 |
| 53 | **安全に通行できる信号機の設置**<br><br>「あんしん歩行エリア」を中心に、利用者が安心して通行できる信号機への改良を公安委員会に要望していきます。 | 継続・整備 | 継続・整備 | 継続・整備 | 【建設課】<br>・平成28年8月に県道払沢・茅野線の改良に伴う「宮川保育園前」信号機が新設されました。 | ・「あんしん歩行エリア」を中心に、利用者が安心して通行できる信号機を公安員会に要望していきます。なお、平成28年に公安委員会に信号機新設・改良要望を出しましたが、平成29年4月現在、新設・改良の内示はありませんでした。 | 【建設課】<br>・平成27年度は平成28年1月に国道152号線の永明中学校北(塚原・北原石材前)、平成28年3月に県道青柳・茅野停車場の菊沢(菊沢下バス停)の2か所に歩行者用信号機が新設されました。 | ・平成28年に県道払沢茅野線の信号機が設置される内示が県警よりありました。 | 【建設課】<br>公安委員会に要望を出しましたが、平成26年度中の新設信号機はありませんでした。 | ・平成27年度は国道152号線の永明中学校北(塚原・北原石材前)と県道青柳・茅野停車場の菊沢(菊沢下バス停)の2か所に歩行者用信号機が新設される内示が県警よりありました。 | 【建設課】<br>・玉川小西、玉川小入口、大泉山、金沢小入口の各交差点がスクランブル交差点に改良されました。<br>・茅野郵便局前、花蒔公園前に歩行者用信号機が設置されました。 | ・「あんしん歩行エリア」を中心に、利用者が安心して通行できる信号機の新設・改良を公安員会に要望していきます。 | |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 54 | **公園の整備**<br>公園わくわくプランに基づき、すべての公園に身障者用トイレを設置する等、ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した、市民の皆さんが親しみ楽しめる公園づくりを目指します。 | 継　続<br>改良・整備 | 継続<br>改良・整備 | 継続<br>改良・整備 | 【都市計画課】<br>・公園わくわくプランに基づく中規模公園（弓振、金沢、花蔣、前宮、岳麓）は岳麓公園リニューアル整備工事を最後に平成26年度に完了しました。<br>公園に設置されている多目的トイレの維持管理及び修繕を行いました。 | ・永明寺山公園の改修計画を検討しています。 | 【都市計画課】<br>・公園わくわくプランに基づく中規模公園（弓振、金沢、花蔣、前宮、岳麓）は岳麓公園リニューアル整備工事を最後に平成26年度に完了しました。今後はリニューアルの結果について検証が必要になります。 | ・永明寺山公園の改修計画を検討しています。 | 【都市計画課】<br>・岳麓公園リニューアル整備工事を実施し駐車場を拡張しました。また、拡張した駐車場に新たに身障者用区画を設けました。 | ・永明寺山公園の改修計画を検討しています。 | 【都市計画課】<br>・平成24年度は、前宮公園リニューアル整備工事を実施し、新たに駐車場を整備しました。<br>・平成25年度は、岳麓公園わくわくプラン推進委員会により「リニューアルプラン」を策定し、実施設計を完了しました。 | ・今後も、公園わくわくプランの基本理念である「みんなで親しみ、愛し、楽しめる市民参加の公園づくり」を合言葉に、市民のみなさんにと共にすばらしい公園づくりを進めます。<br>・平成26年度は、バリアフリーや自然環境に配慮した、明るく見通しの良い景観スポットとなるような公園を目指し、岳麓公園リニューアル整備工事を実施します。 | 健康福祉部 |
| 55 | **タクシー券の支給範囲や支給額の検討**<br>タクシー券の支給対象や支給額について検討を行います。 | 検　討 | 調査・検討 | 調査・検討 | 【地域福祉推進】<br>・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、神障害者保健福祉手帳1級で申請いただいた方に、タクシー券を交付しました。<br>H28　交付人数：215人 | ・引き続き、事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉推進】<br>・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、神障害者保健福祉手帳1級で申請いただいた方に、タクシー券を交付しました。<br>H27　交付人数：183人 | ・引き続き、事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉推進】<br>・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、神障害者保健福祉手帳1級で申請いただいた方に、タクシー券を交付しました。<br>H26　交付人数：168人 | ・引き続き、事業内容が低下することの無いよう実施します。 | 【地域福祉推進課】<br>今までの支給対象者を拡大し、身体障害者手帳1・2級所持者は障害の種別に関わらず支給対象となりました。また、精神障害者手帳1級所持者も対象者に加わりました。 | ・引き続き、事業内容が低下することの無いよう実施します。 | |
| 56 | **移動手段の充実**<br>福祉バス「ビーナちゃん」利用者実態調査や、実証運行中路線の調査結果を踏まえながら、よりよい見直しの検討を進めます。また、日中活動や余暇活動における移動手段の一つとして、土日祝祭日のデマンドバス運行の必要性について検証を進めます。また、福祉バス・路線バスの共通利用の検討や、福祉バス・デマンドバスの低床化の研究・検討を進めます。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【地域戦略課】<br>・平成28年10月に持続可能なバス運行を図るため、バス交通の再編を行いました。日中の生活便については、週2～3日の運行とし、福祉バスビーナちゃんで設定していた高齢者・障害者の割引運賃の路線を拡大しました。<br>・デマンド交通について、豊平・泉野エリアの運行便数を見直し、新たに西茅野・安国寺エリアを設けました。 | ・今後も利用者実態と経済性を見極めながら、持続可能なバス交通の検討を進めます。 | 【企画課】<br>・持続可能なバス運行の再編について、茅野市公共交通検討会議等で検討し、再編案をまとめています。 | ・これまでの検討を踏まえ、平成28年10月からの新たなバス交通再編に取り組みます。 | 【地域福祉推進課】<br>・福祉バス「ビーナちゃん」輸送実績調査を毎月実施しています。<br>・公共交通検討会議に参画し、今後の方向性について検討中です。<br>【企画課】<br>・持続可能なバス運行形態について、茅野市公共交通検討会議において検討をしています。 | 【地域福祉推進課】<br>・輸送実績を継続して調査します。また、公共交通会議にも継続して参画し、福祉バスとしての今後の方向性を検討します。<br>【企画課】<br>・これまでの検討を踏まえ、新たなバス交通の実施に向けた取組を進めます。 | 【地域福祉推進課】<br>福祉バス「ビーナちゃん」の輸送実績を毎月調査し、公共交通検討会議に参画しながら、今後の方向性について検討を進めています。<br>【企画課】<br>平成22年に策定された「地域公共交通総合連携計画」に基づく運行を実施し、平成25年度には、今後の市内のバス運行について持続可能な体系を構築するため、「茅野市公共交通検討会議」を新たに立ち上げ、検討を始めました。 | 【地域福祉推進課】<br>・継続して利用者実態調査を実施し、検討を進めます。<br>【企画課】<br>市内バスの運行体系について、見直しを進めます。 | 企画総務部<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 57 | **移送サービスの継続**<br>社会福祉協議会で行う現在の移送サービスについて、今後も継続して実施します。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【社協】<br>・移送サービス利用者の7割強が透析患者であることの実態を踏まえ、行政と諏訪中央病院の透析スタッフとの協議を行い、課題の実態把握に努め解決に向けて協議を重ねました。 | ・透析患者の移送サービスの利用については、行政等諏訪中央病院との話し合いを継続し、課題解決に努めます。 | 【社協】<br>・移送サービス利用者の7割強が透析患者であることの実態を踏まえ、行政と諏訪中央病院の透析スタッフとの協議を行い、課題の実態把握に努め解決に向けて協議を重ねました。 | ・透析患者の移送サービスの利用については、行政等諏訪中央病院との話し合いを継続し、課題解決に努めます。 | 【社協】<br>平成26年度は、運行協力員14名とタクシー業者2社により実施しました。<br>○利用人数　80名　＊新規登録　14名<br>○利用件数　5,444件<br>＊前年度と比較し、総件数で302件の増 | 【社協】<br>・一般の交通機関を利用して外出することが困難な市民の生活圏の拡大と社会参加を支援するために、市内で適正な移送サービスの在り方を、行政と諏訪中央病院らと協議し模索します。 | 【社協】<br>一般の交通機関を利用して外出することが困難な市民の生活圏の拡大と社会参加を支援するために、福祉車両4台で送迎サービスを実施しています。 | ・平成25年度は、運行協力員13名とタクシー業者2社により実施しました。<br>○利用人数　97名＊新規登録23名<br>○利用件数　5,142件<br>＊前年度と比較し、総件数で328件の増 | |



**第7章　出生時から成人までの一貫した個別指導（保育・育成・教育）**

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 58 | **どんぐり手帳の効果的利用と情報交換の充実**<br>どんぐり手帳を効果的に利用できるよう、様々な窓口・機関での活用を具体化し定着させ、縦断的かつ横断的な支援体制の更なる充実と情報の共有化を図ります。また、発達障害児の支援に関する情報を共有するためにどんぐり手帳の継続利用を推進するとともに、長野県で作成中の個別支援ノート等の活用の検討を進めます。障害の予防、早期発見に努めるとともに、保健・医療関係機関との緊密な情報交換の場の充実を図ります。 | どんぐりカードの作成、運用 | 普及・充実 | 普及・充実 | 【こども課】<br>・平成28年度に500部を作成しました。<br>・発達支援センター及び保育園での活用を推進しました。<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進しました。<br>・諏訪養護学校では茅野市在住の児童生徒全員に、どんぐり手帳を活用して支援計画を作成しています。<br>・第8刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催しました。（1月）<br>・保護者向けアンケート（3回目）を実施しました。<br>・職員向けアンケートを実施し、どんぐり手帳に対する職員の意識調査を行い、次年度の活用推進計画を検討しました。 | ・どんぐり手帳（第8刷）を500部作成し交付します。<br>・特に支援が必要となる家庭には関係する職員が保護者を通じてどんぐり手帳を積極的に活用して成長過程の記録を蓄積し、次につなげていきます。<br>・加配保育士研修での活用説明を実施します。<br>・保育園や学校での活用を推進します。<br>家庭訪問（4～5月）<br>個別懇談会（12月）<br>保育園入所面談等<br>・各相談窓口での活用を推進します。<br>・保育園や相談窓口等関係する市役所職員向け研修を開催します。<br>・第9刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催します。（1月頃） | 【こども課】<br>・平成27年度に1,000部を作成しました。<br>・保育園での活用を推進しました。<br>家庭訪問（4月）、保育園入所面談等<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進しました。<br>・諏訪養護学校在校生（茅野市在住の児童生徒全員）の活用が始まりました。<br>・第7刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催しました。（1月） | ・どんぐり手帳（第7刷）を500部作成し交付します。<br>・保育園や学校での活用を推進します。<br>家庭訪問（4～5月）<br>個別懇談会（12月）<br>1/2成人式（実施小学校）<br>保育園入所面談等<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進します。<br>・各相談窓口での活用を推進します。<br>・アンケート（3回目）を実施し、評価・検証を行います。（10月～11月）<br>・第8刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催します。（1月頃） | 【こども課】<br>・平成26年度に500部を作成しました。<br>・保育園での活用を推進しました。<br>家庭訪問（4月）、保育園入所面談等<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進します。<br>・各相談窓口での活用を推進します。<br>・アンケート（2回目）を実施し、評価・検証をしました。（10月～11月）<br>・第6刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催しました。（1月） | ・どんぐり手帳（第6刷）を500部作成し交付します。<br>・保育園や学校での活用を推進します。<br>家庭訪問（4～5月）<br>個別懇談会（12月）<br>保育園入所面談等<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進します。<br>・各相談窓口での活用を推進します。<br>・アンケート（2回目）を実施し、評価・検証をします。（10月～12月）<br>・第7刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催します。（12月頃） | 【こども課】<br>・H24年度に800部、平成25年度に500部を作製しました。<br>・保育園、学校、健診・予防接種、相談窓口での活用を推進しました。<br>・H24年の9月から10月にかけてアンケート調査を実施し、評価・検証を行いました。<br>・H25年7月に活用推進ポスター・チラシ作成しました。ポスターは、市内医療機関、保健福祉SC、健康管理Cへ活用推進ポスターを掲示しました。 | ・どんぐり手帳（第5刷）を500部作製し交付します。<br>・保育園での活用を推進します。<br>家庭訪問（4月）、個別懇談会（6月）<br>保育園入所面談等<br>・新生児訪問時、健診時、予防接種時での活用を推進します。<br>・各相談窓口での活用を推進します。<br>・アンケート（2回目）を実施し、評価・検証をします。（10月～12月）<br>・第6刷の作製に向けて、どんぐり手帳活用推進委員会を開催します。（12月頃） | こども部 |
| 59 | **障害児保育の充実**<br>引き続き、障害児保育については全園で受け入れていきます。また、障害に関する知識を習得するために職員研修を実施し、個々の状況を理解し実態に応じた保育の充実を図ります。 | 全園受入職員研修 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【幼児教育課】<br>・障害児は、全園で受け入れ体制を整え、健常児と共に育つ統合保育を行いました。<br>（H28受入園16園、障害児数52人、加配保育士35人。）<br>・障害の状況や保育の方法、指導について専門機関からの助言をうけました。また、作業療法士の園訪問により、継続的な指導をうけました。<br>・講演会や、実習等を通して、障害児保育の質の向上に努めました。 | ・障害児は、引き続き全園で受入れ統合保育を行います。<br>・発達支援センターと連携し、相談体制の充実を図ります。<br>・障害に関する知識を習得するために、職員研修会の開催や、専門機関への同行を実施し指導を受けることで、個々に応じた保育の充実を図ります。 | 【幼児教育課】<br>・障害児は、全園で受け入れ体制を整え、健常児と共に育つ統合保育を行いました。<br>（H27受入園16園、障害児数55人、加配保育士42人。）<br>・障害の状況や保育の方法、指導について専門機関からの助言をうけました。また、作業療法士の園訪問により、継続的な指導をうけました。<br>・講演会や、実習等を通して、障害児保育の質の向上に努めました。 | ・障害児は、引き続き全園で受入れ統合保育を行います。<br>・発達支援センターと連携し、相談体制の充実を図ります。<br>・障害に関する知識を習得するために、職員研修会の開催や、専門機関への同行を実施し指導を受けることで、個々に応じた保育の充実を図ります。 | 【幼児教育課】<br>・障害児は、全園で受け入れ体制を整え、健常児と共に育つ統合保育を行いました。（H26受入園15園、障害児数48人、加配保育士42人。）<br>・障害の状況や保育の方法、指導について専門機関からの助言をうけました。また、作業療法士の園訪問により、継続的な指導をうけました。<br>・講演会や、実習等を通して、障害児保育の質の向上に努めました。 | ・障害児は、引き続き全園で受入れ統合保育を行います。<br>・発達支援センターと連携し、相談体制の充実を図ります。<br>・障害に関する知識を習得するために、職員研修会の開催や、専門機関への同行を実施し指導を受けることで、個々に応じた保育の充実を図ります。 | 【幼児教育課】<br>・障害児は、全園で受け入れ体制を整え、健常児と共に育つ統合保育を行いました。（H24受入園11園、障害児数37人、加配保育士32人。H25受入園13園、障害児数38人、加配保育士36人）<br>・障害の状況や保育の方法、指導について専門機関からの助言をうけました。H25からは、作業療法士の訪問回数を増やし、継続的な指導をうけました。<br>・講演会や、実習等を通して、障害児保育の質の向上に努めました。 | ・障害児は、引き続き全園で受入れ統合保育を行います。<br>・発達支援センターと連携し、相談体制の充実を図ります。<br>・障害に関する知識を習得するために、職員研修会を行い、個々に応じた保育の充実を図ります。 | こども部 |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 60 | **発達支援センターの取り組み・充実**<br><br>平成26年開所した発達支援センターで、発達障害を中心とした障害児者への支援に取り組みます。また、母子通園訓練施設「やまびこ園」の療育内容を継続しさらに充実します。また、保育士、保健師との連携を深め、やまびこ園を療育訓練の場として開放します。 | 普及<br>相談業務拡充 | 拡充・普及 | 継続・充実 | 【発達支援センター】<br>・発達支援センターは、センター内のやまびこ園で乳幼児の機能訓練や家庭支援を行い、最終在籍者は32組でした。言語45回・理学22回・作業21回・音楽療法24回を計画し、子ども及び保護者の療育、訓練の場として充実を図りました。また、臨床心理士による心理相談56件のほか、信濃医療福祉センターからの訪問による療育相談等を実施しました。<br>・保育園や学校等での、子ども及び保護者の相談支援として、発達・育児・就学等の相談、発達検査、医療機関への紹介など相談件数が466件と増加し、早期からの支援へとつながりました。 | ・発達支援に関わる連携体制の整備を行いながら、継続支援を進めます。<br>・母子保健との連携を図り、親子広場・保育園・学校等への訪問相談支援、発達検査の実施等により支援の充実を図ります。 | 【発達支援センター】<br>・発達支援センターとして、保育所や学校等への訪問支援、支援を必要とする子ども等の相談支援の件数は297件でした。学校との連携を図り、就学相談をしながら助言・見学同行など行い、保育園・幼稚園から就学先へつなぐ支援を行いました。<br>・母子通園訓練施設やまびこ園の最終在籍者は27組でした。言語5回・理学22回・作業21回・音楽療法24回を計画し、子ども及び保護者の療育、訓練の場として充実を図りました。また、臨床心理士による心理相談55件のほか、信濃医療福祉センターからの訪問による療育相談、児童相談所からの訪問による相談等を実施しました。 | ・引き続き、母子通園訓練施設やまびこ園における通所支援、発達に支援を必要とする子どもへの相談支援、発達検査、地域支援を行います。<br>・支援に当たっては、保育所、学校等を訪問するなど、関係機関等との連携を図り、情報共有により共通理解を持ち、つながりを大切に継続的支援の充実を図ります。 | ・発達支援センターとして、保育所や学校等への訪問支援、相談支援の件数は167件でした。臨床心理士の配置により、早期発見、対応につながっています。<br>・「発達支援センター・母子通園施設やまびこ園」のパンフレットを、4エリアのサービスセンターや各施設に配布し、支援を必要とする子ども及び保護者、家族等が相談できる拠点となるよう、関係機関との連携を図りました。<br>・母子通園訓練施設やまびこ園の最終在籍者は28組でした。ST60回・PT24回・OT24回・音楽24回　療育訓練の場として充実を図りました。また、臨床心理士による心理相談55件のほか、療育・児童相談所の相談等を実施しました。 | ・引き続き、発達支援センターは、心身の発達に支援を要する子ども及び保護者、家族等が相談いただける拠点として、母子通園訓練施設やまびこ園における通所支援、発達に心配のある子どもへの相談支援、発達検査、地域支援を行います。<br>・支援に当たっては、保育所、学校等を訪問するなど、関係機関等との連携を図り、情報共有により共通理解を持ち、つながりを大切に継続的支援の充実を図ります。 | 【こども課】<br>心身の発達に支援を必要とする児童及びその保護者・家族等が相談いただける拠点として「茅野市発達支援センター」を平成26年4月に開所するため、臨床心理士を配置する他準備を進めました。<br><br>【発達支援センター（やまびこ園）】<br>・ST・PT・OTと訓練の充実を図り、保育士とこまめな連携、意思統一をとりながら療育を進めることができました（H25よりOT増加）<br>・母子分離をする機会を多く組み入れ、親子共々のトレーニングを行いました。<br>・保健師（3エリアSC含む）保育園、やまびこ園との連携の中で子育てに悩んでいる保護者に対し、専門の訓練士等による療育支援や心理相談を行ってきました。 | 【発達支援センター（やまびこ園）】<br>発達支援センターはどんなところで何をするか、広く市民にお知らせしていきます。<br>・通所支援（やまびこ園）、保育所学校等の訪問支援、相談支援、障害者等に理解を深める取組の充実を図ります。<br>・発達支援センターの役割の明確化、情報共有、共通理解の場を設け、充実を図ります。<br>・0歳から18歳までのライフステージごとの支援の取り組みや、つなぐ役目を担っていきます。 | こども部 |
| 61 | **保育環境の整備充実**<br><br>心身の発達を促すため、施設・遊具など保育環境の整備充実を図ります。 | 環境整備<br>遊具購入 | 充　実 | 充　実 | 【幼児教育課】<br>・米沢保育園、泉野保育園の調理室にエアコンを設置しました。 | ・平成29年3月に策定した「茅野市保育園管理計画」に基づき、全園の調理室及び乳児室に冷房設備の設置、調理室のトイレの洋式化、調理室の手洗い温水化を進めます。 | 【幼児教育課】<br>・湖東・中大塩保育園乳児室、玉川・北山保育園の調理室にエアコンを設置しました。 | ・市全体の公立保育園の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う保育園管理計画を策定します。 | 【幼児教育課】<br>・平成26年度はよこうち保育園の改築を行いました。<br>・玉川保育園乳児室と金沢保育園の調理室にエアコンを設置しました。。 | ・市全体の公立保育園の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う保育園管理計画を策定します。 | 【幼児教育課】<br>・平成25年度は宮川保育園の移転新築を行いました。<br>・気温上昇をふまえ、乳児室の室温の調査を実施しました。 | ・後期建設計画の中で、夏場の室温の高い乳児室からエアコンの設置に取り組みます。<br>・心身の発達を促すための保育環境の研究を行い、整備充実を図ります。 | |
| 62 | **茅野市教育支援委員会の充実**<br><br>茅野市教育支援委員会をより充実させ、年3回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。また、教育支援委員会に保護者の意見を聴く機会を設けられるよう体制づくりを進めます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【学校教育課】<br>・心身に障害のある児童生徒に適切な教育支援を行うため、今年度は臨時教育支援委員会を含む4回の茅野市教育支援委員会を開催しました。 | ・茅野市教育支援委員会に名称が変更となり、より児童生徒にあった教育を充実させ、年3回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。 | 【学校教育課】<br>・心身に障害のある児童生徒に適切な教育支援を行うため、今年度は臨時教育支援委員会を含む5回の茅野市教育支援委員会を開催しました。 | ・茅野市教育支援委員会に名称が変更となり、より児童生徒にあった教育を充実させ、年3回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。 | 【学校教育課】<br>・心身に障害のある児童生徒に適切な就学指導を行うため、今年度は臨時就学指導委員会を含む4回の茅野市心身障害児就学指導委員会を開催しました。 | ・茅野市教育支援委員会に名称が変更となり、より児童生徒にあった教育を充実させ、年3回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。 | 【学校教育課】<br>・心身に障害のある児童生徒に適切な就学指導を行うため、今年度は臨時就学指導委員会を含む4回の茅野市心身障害児就学指導委員会を開催しました。 | ・茅野市心身障害児就学指導委員会をより充実させ、年3回の定期開催以外にも必要に応じて柔軟に開催します。 | |
| 63 | **就学相談チームの活用**<br><br>就学相談チームを十分に活用し、複数の目で見た適正な就学指導を行い、幼保小・小中の連携を強化し早期対応に努めます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【学校教育課】<br>・中学校区単位でチームを構成し、他の学校の教育支援委員から助言も含め、より適切な教育支援方法を検討し、実施しました。 | ・複数の目で見て適正な教育支援を行い、幼保小・小中の連携を強化し、早期対応に努めます。就学の場の見直しも適宜行っていきます。 | 【学校教育課】<br>・中学校区単位でチームを構成し、他の学校の教育支援委員から助言も含め、より適切な教育支援方法を検討し、実施しました。 | ・複数の目で見て適正な教育支援を行い、幼保小・小中の連携を強化し、早期対応に努めます。 | 【学校教育課】<br>・中学校区単位でチームを構成し、他の学校の就学指導委員から助言も含め、より適切な就学指導を実施しました。 | ・複数の目で見て適正な就学指導を行い、幼保小・小中の連携を強化し、早期対応に努めます。 | 【学校教育課】<br>・中学校区単位でチームを構成し、他の学校の就学指導委員から助言も含め、より適切な就学指導を実施しました。 | ・複数の目で見て適正な就学指導を行い、幼保小・小中の連携を強化し、早期対応に努めます。 | |
| 64 | **障害児自身が選択できる学習機会の取組**<br><br>いきいきとした学習を進めるために、障害のある子どもたち自身が選択できる学習機会を計画します。 | 計画・実施 | 計画・検討 | 実　施 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級している児童生徒は障害の程度に応じて、学校行事、生活、学習等を通常の学級で過ごしました。また個別の指導計画の立案、実施、見直しを行っています。 | ・障害のある子どもたち自身が選択できる学習機会を計画し、実施します。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級している児童生徒は障害の程度に応じて、学校行事、生活、学習等を通常の学級で過ごしました。また個別の指導計画の立案、実施、見直しを行っています。 | ・障害のある子どもたち自身が選択できる学習機会を計画し、実施します。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級している児童生徒は障害の程度に応じて、学校行事、生活、学習等を通常の学級で過ごしました。 | ・障害のある子どもたち自身が選択できる学習機会を計画し、実施します。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級している児童生徒は障害の程度に応じて、学校行事、生活、学習等を通常の学級で過ごしました。 | ・障害のある子どもたち自身が選択できる学習機会を計画し、実施します。 | |





| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 65 | **交流事業の充実**<br><br>特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし、より充実を図ります。また、養護学校に通学する児童生徒と、地域の小中学校児童生徒との交流機会を今後もより増やすよう努めます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし、より充実を図っています。また、特別支援学校に通学する児童生徒と、地域の小中学校児童生徒との交流機会をより増やすことができるよう、平成29年度から副学籍制度を導入できるよう条例の制定行いました。 | ・特別支援学校に通学する児童生徒が地元の友だちとの関わりを大切にするため、地元の学校へ来たり等、随時交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし、より充実を図っています。また、特別支援学校に通学する児童生徒と、地域の小中学校児童生徒との交流機会をより増やすよう努めます。 | ・特別支援学校に通学する児童生徒が地元の友だちとの関わりを大切にするため、地元の学校へ来たり等、随時交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし、より充実を図っています。また、特別支援学校に通学する児童生徒と、地域の小中学校児童生徒との交流機会をより増やすよう努めます。 | ・特別支援学校に通学する児童生徒が地元の友だちとの関わりを大切にするため、地元の学校へ来たり等、随時交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級の児童生徒と原学級とのつながりを大切にし、より充実を図っています。また、特別支援学校に通学する児童生徒と、地域の小中学校児童生徒との交流機会をより増やすよう努めます。 | ・特別支援学校に通学する児童生徒が地元の友だちとの関わりを大切にするため、地元の学校へ来たり等、随時交流を行います。 | |
| 66 | **特別支援学級との交流**<br><br>特別支援学級の児童生徒同士の学校間で交流を図ります。 | 継続・充実 | 検討・実施 | 検討・実施 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、学校間の交流を行いました。 | ・特別支援学級に入級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、市内の学校間で交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に入級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、学校間の交流を行いました。 | ・特別支援学級に入級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、市内の学校間で交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に通級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、学校間の交流を行いました。 | ・特別支援学級に通級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、市内の学校間で交流を行います。 | 【学校教育課】<br>・特別支援学級に通級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、学校間の交流を行いました。 | ・特別支援学級に通級する児童生徒同士の関わりを大切にするため、市内の学校間で交流を行います。 | |
| 67 | **LD、ADHDへの取り組み**<br><br>各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学内や福祉・医療等の関係機関との連絡調整に努め、一人一人の教育のニーズに応じて的確な教育的支援を行います。 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 【学校教育課】<br>・各校特別支援教育コーディネーターを配置し、学校内または福祉・医療等の関係機関との連絡・調整に努めました。平成27年度から永明小学校にLD等通級指導教室が設置され、市内のLD等で学びにくさを抱える児童生徒の全体把握と、必要な教育的支援の充実を進めています。 | ・障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行い研修等を進めていきます。長野県教育委員会、近隣町村と連携し、LD等通級指導教室の充実、発展していけるよう、調整していきます。 | 【学校教育課】<br>・各校特別支援教育コーディネーターを配置し、学内または福祉・医療等の関係機関との連絡・調整に努めました。平成27年度から永明小学校にLD等通級指導教室が設置され、必要な教育的支援の充実を進めています。 | ・障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行い研修等を進めていきます。近隣町村と連携し、LD等通級指導教室の充実、発展していけるよう、調整していきます。 | 【学校教育課】<br>・各校特別支援教育コーディネーターを配置し、学内または福祉・医療等の関係機関との連絡・調整に努めました。 | ・障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行い研修等を進めていきます。平成27年度から永明小学校にLD等通級指導教室が設置され、必要な教育的支援の充実を進めていきます。 | 【学校教育課】<br>・各校特別支援教育コーディネーターを配置し、学内または福祉・医療等の関係機関との連絡・調整に努めました。 | ・障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行い研修等を進めていきます。 | こども部 |
| 68 | **特別支援教育就学奨励金の継続**<br><br>今後も、特別支援教育就学奨励金の支給を継続します。 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 【学校教育課】<br>・H28年度は奨励金を4,831,668円を支給しました。 | ・今後も、特別支援教育就学奨励金の支給を継続します。 | 【学校教育課】<br>・H27年度は奨励金を4,534,138円を支給しました。 | ・今後も、特別支援教育就学奨励金の支給を継続します。 | 【学校教育課】<br>・奨励金をH26年度は3,935,881円を支給しました。 | ・今後も、特別支援教育就学奨励金の支給を継続します。 | 【学校教育課】<br>・奨励金をH24年度は2,821,034円、H25年度は4,146,897円を支給しました。 | ・今後も、特別支援教育就学奨励金の支給を継続します。 | |
| 69 | **インクルーシブ教育の推進**<br><br>インクルーシブ教育の推進について、研究・検討を行います。 | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 | 【学校教育課】<br>・教育支援委員会を開催し、個々に合った就学の場、教育的配慮ができるよう、検討しています。担当が特別支援教育コーディネーター等連絡会での研修会の連絡等に努め、教職員の資質向上の機会につながる情報伝達を行っています。 | 【学校教育課】<br>・教育支援委員会に名称変更し、個々に合った就学の場や教育的支援の充実を検討していきます。 | 【学校教育課】<br>・教育支援委員会を開催し、個々に合った就学の場、教育的配慮ができるよう、検討しています。 | ・教育支援委員会に名称変更し、個々に合った就学の場や教育的支援の充実を検討していきます。 | 【学校教育課】<br>・就学指導委員会を開催し、個々に合った就学の場を提供できるよう、検討しています。 | 【学校教育課】<br>・就学指導委員会を教育支援委員会に変更し、個々に合った就学の場や教育的支援の充実を検討していきます。 | 【学校教育課】<br>・就学指導委員会を開催し、個々に合った就学の場を提供できるよう、検討しています。 | ・就学指導委員会を通じて、個々に合った就学の場を検討していきます。 | |
| 70 | **学童クラブの充実**<br><br>今後も学童クラブを開設し、特別支援学級に入級している児童は小学校6年生まで受け入れます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【学校教育課】<br>・各小学校に全13の学童クラブを開設し、昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気のなかで指導員による正しい生活指導により、児童の健全を図ろう努めました。また、平成29年度より同時入所の兄弟姉妹の減免措置を講じるため、「茅野市学童クラブ条例」を改正しました。 | 【学校教育課】<br>・月1回以上の学童クラブ指導員への定期研修を継続して実施し、また県から指定される研修への参加により、学童クラブ指導員育成に努めます。また、学童クラブ施設の設備を維持し、安全な運営を実施します。 | 【学校教育課】<br>・各小学校に全13の学童クラブを開設し、昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気のなかで指導員による正しい生活指導により、児童の健全を図ろう努めました。また、平成28年度より小学校6年生までを対象児童とするために、「茅野市学童クラブ条例」及び「茅野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正しました。 | ・月1回以上の学童クラブ指導員への定期研修を継続して実施し、また今後県から指定される研修への参加により、学童クラブ指導員育成に努めます。また、学童クラブ施設の設備を維持し、安全な運営を実施します。 | 【学校教育課】<br>・各小学校に全13の学童クラブを開設し、昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気のなかで指導員による正しい生活指導により、児童の健全を図ろう努めました。また、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、「茅野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成26年12月25日に公布しました。 | ・月1回以上の学童クラブ指導員への定期研修を継続して実施し、また今後県から指定される研修への参加により、学童クラブ指導員育成に努めます。また、学童クラブ施設の設備を維持し、安全な運営を実施します。 | 【学校教育課】<br>・各小学校に全13の学童クラブを開設し、昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気のなかで指導員による正しい生活指導により、児童の健全を図ろう努めました。 | ・月1回以上の学童クラブ指導員への定期研修を継続して実施し、学童クラブ指導員育成に努めます。 | |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 71 | **諏訪養護学校学童クラブの継続**<br>諏訪養護学校学童クラブを継続して開設し、児童生徒の状態に沿った適切な援助にて配慮し、保護者が安心して就業できるよう事業運営に努めます。 | 継続・充実 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪養護学校の開校日、第3土曜日、長期休暇や学校休業日に児童生徒の放課後等の活動の場として学童クラブを開設しています。<br>・平成24年度より諏訪養護学校学童クラブの運営を「社会福祉法人この街福祉会」へ委託して実施しています。<br>登録者数<br>H24 13名　H25 15名　H26 15名　H27 16名　H28 16名 | ・引き続き、円滑な学童クラブ事業の継続に努めます。<br>・保護者のニーズを把握し、実態に見合った利用日の増加を検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪養護学校の開校日、第3土曜日、長期休暇や学校休業日に児童生徒の放課後等の活動の場として学童クラブを開設しています。<br>・平成24年度より諏訪養護学校学童クラブの運営を「社会福祉法人この街福祉会」へ委託して実施しています。<br>登録者数<br>H23 23名　H24 13名　H25 15名　H26 15名　H27 16名 | ・引き続き、円滑な学童クラブ事業の継続に努めます。<br>・保護者のニーズを把握し、実態に見合った利用日の増加を検討します。 | 【地域福祉推進課】<br>・今年度は15名の児童が諏訪養護学校の学童クラブを利用しました。 | ・引き続き、円滑な学童クラブ事業の継続に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・諏訪養護学校の開校日、第3土曜日、長期休暇や学校休業日に児童生徒の放課後等の活動の場として学童クラブを開設しています。<br>・平成24年度より諏訪養護学校学童クラブの運営を「社会福祉法人この街福祉会」へ委託して実施しています。<br>登録者数<br>H21 21名　H22 22名　H23 23名　H24 13名　H25 15名 | ・現在実施している学童クラブを継続し、児童生徒の状態に見合った適切な援助に配慮し実施します。<br>・保護者が安心して就業できるよう、第3土曜日以外の土曜日の実施について検討をしていきます。 | 健康福祉部 |
| 72 | **地域との交流促進**<br>今後も全保育園で「未就園児のつどい」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行います。 | 充実・拡充 | 充実・拡充 | 充実・拡充 | 【幼児教育課】<br>・全園において、「未就園児の集い」や「園庭解放」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行いました。 | ・次年度以降も同様の計画を継続して実施します。 | 【幼児教育課】<br>・全園において、「未就園児の集い」や「園庭解放」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行いました。 | ・次年度以降も同様の計画を継続して実施します。 | 【幼児教育課】<br>・全園において、「未就園児の集い」や「園庭解放」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行いました。 | ・次年度以降も同様の計画を継続して実施します。 | 【幼児教育課】<br>・全園において、「未就園児の集い」や「園庭解放」を実施し、就園前の親子や地域のお年寄りの方との交流を行いました。 | ・次年度以降も同様の計画を継続して実施します。 | こども部 |

## 第8章　将来を見据えた権利擁護制度等の周知・活用（人権・権利擁護）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 73 | **「茅野市虐待防止センター」の設置**<br>国や県の指針に基づき、障害のある人を含めた市民の虐待対応の窓口として「茅野市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の通報受理、相談、対応等を行います。また、実際の事例発生時の対応について、マニュアルを整備し、各関係機関と連携をとりながら迅速に対応します。さらに、虐待発見の際の通報義務が市民自身にも課せられたことを踏まえ、市民向け周知活動の徹底に努めます。 | センターの周知 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【社協】<br>・虐待と疑われるケースについて弁護士等に直接相談し対応を仰ぎました。また、この相談会を機に、司法書士や弁護士といった司法関係者との連携を実践し、課題解決に取り組みました。 | ・虐待対応研修や成年後見制度無料法律相談に積極的に参加し、職員の研鑽に努めます。 | 【社協】<br>・一昨年に引き続き、成年後見制度無料法律相談に積極的に参加し、虐待と疑われるケースについて弁護士等に直接相談し、対応を仰ぎました。また、この相談会を機に、司法書士や弁護士といった司法関係者との連携を実践し、課題解決に取り組みました。 | ・虐待対応研修や成年後見制度無料法律相談に積極的に参加し、職員の研鑽に努めます。 | 【地域福祉推進】<br>・「茅野市高齢者・障害者虐待対応マニュアル」に沿って相談体制を整え、虐待通報や相談に備えました。<br>【社協】<br>・成年後見制度や虐待防止対応等の研修に述べ12名の職員が参加し、理解を深めました。平成26年11月には、昨年に引き続き成年後見制度無料法律相談を実施し、虐待と疑われるケースについて弁護士等に直接相談し対応を仰ぎました。また、この相談会を機に、司法書士や弁護士といった司法関係者との連携が実践できるようになりました。 | 【地域福祉推進課】<br>・引き続き、法や県・国の指針に基づき対応します。<br>【社協】<br>・虐待と疑われるケースについて、係および社協内でケース検討を行うと共に、関係機関への引継ぎを速やかに行うことを徹底してまいります。 | 【地域福祉推進課】<br>・障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待発見の際の通報義務が市民自身にも課せられたことを踏まえ、H24.10.1日 号の広報ちのに関連記事を掲載しました。<br>・虐待事例発生時の対応マニュアルについて、高齢者とあわせ整備しました。<br>【社協】<br>・成年後見制度や虐待防止対応等の研修に述べ12名の職員が参加し、理解を深めました。平成25年11月には、成年後見制度無料法律相談を実施し、虐待と疑われるケースについて弁護士等に直接相談し対応を仰ぎました。 | 【地域福祉推進課】<br>・引き続き、法や県・国の指針に基づき対応します。<br>【社協】<br>・虐待と疑われるケースについて、係および社協内でケース検討を行うと共に、関係機関への引継ぎを速やかに行うことを徹底してまいります。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |
| 74 | **成年後見制度利用支援事業の実施**<br>「成年後見制度利用支援事業」を実施し、障害のある方の権利擁護を図ります。 | 各種事業の周知 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。<br>・平成28年度では、成年後見制度の申し立てを行った件数はありませんでした。<br>【社協】<br>・茅野市社協として平成28年度は新たに2件法人後見（内1件は保佐）を受任しました。また、成年後見制度に関する相談支援について、日常生活自立支援事業と併せて、対応してきました。<br>・平成29年度に受託する予定の成年後見支援センターに関して、センター設置の準備に取りかかりました。<br>・制度の周知に関しては、民生児童委員協議会や諏訪養護学校保護者会等の学習会に出席し、制度の啓発に努めました。 | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみではなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・各区、自治会での住民活動の把握に努めるとともに、地区行動計画を実践するため、障害当事者の参画を地区関係者に働きかけ協議します。<br>【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・引き続き、第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援します。 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。【社協】<br>・茅野市社協では、日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度を活用した支援が必要となったため、法人後見運営委員会を設立し、法人後見受任に向けた取り組みを実践しました。法人後見は、茅野市社協が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の成年後見制度に基づく後見事務（財産管理や身上監護）を行い、高齢者や障害者の権利擁護を図ることを目的に支援活動に取り組みます。諏訪家庭裁判所から法人後見を1件受任しました。<br>○後見活動内容<br>・不動産売買における手続き<br>・相続放棄における手続き<br>・入院に伴う日用雑貨購入に伴う金銭管理<br>ほか | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみではなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し、啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・判断能力が低下している方への支援だけでなく、家族や支援関係者等にも、成年後見制度の啓発活動に努めます。 | 【各サービスセンター】<br>各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。<br>【社協】<br>・成年後見制度や虐待防止対応等の研修に述べ10名の職員が参加し、理解を深めました。また、職員ワーキングにおいて成年後見制度における法人後見受任について検討し、提言をまとめました。また、社協内で記録のある対象者から、成年後見制度等の必要性の有無について、調査・分析をしました。 | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみではなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し、啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明を、事業所や当事者団体に対して実施しました。 | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみではなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し、啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明や研修会をより多く企画し、事業所や当事者団体に対して啓発活動に務めます。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |





| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 75 | **権利擁護関係事業の利用促進と人材養成**<br>権利擁護のための相談・支援体制を充実させ、社会福祉協議会での「日常生活自立支援事業」による金銭管理等の支援や、成年後見制度の普及啓発に努めます。また、各種研修や勉強会等を開催し、成年後見制度を担う人材の養成に取り組みます。 | 各種事業の周知 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。<br>・権利擁護に関する研修会（県や関係団体の主催）へ積極的に参加しています。<br>【社協】<br>・生活困窮者自立支援事業における家計相談支援事業と併せて、日常的に金銭管理に不安のある対象者への潜在的ニーズをキャッチするため、各地区に配置された生活支援コーディネーター（＝コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）10名とともに、事業の普及啓発に取り組みました。 | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみでなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・平成29年度より「茅野市・富士見町・原村 成年後見支援センター」を3市町村から茅野市社協が受託し、成年後見制度、権利擁護等に関する開発活動に取り組みます。 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。なお、権利擁護に関する研修会（県や関係団体の主催）へは積極的に参加しています。<br>【社協】<br>・平成27年度から実施された生活困窮者自立支援事業における家計相談支援事業と併せて、日常的に金銭管理に不安のある対象者への潜在的ニーズをキャッチするための方策として、民生児童委員協議会の各ブロック研修会に参加し、事業の普及啓発に取り組みました。 | 【各サービスセンター】<br>サービスセンターのみでなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し、啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>判断能力が低下している方への支援だけでなく、家族や支援関係者等にも、成年後見制度の啓発活動に努めます。 | 【各サービスセンター】<br>各保健福祉サービスセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての説明や関係機関へ繋ぐ事を心がけています。<br>なお、権利擁護に関する研修会（県や関係団体の主催）へは積極的に参加しています。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明を、事業所や当事者団体に対して実施しました。また、民生児童委員協議会のちの地区ブロックにおいて、クロスロードを用いて勉強会を実施しました。 | 【各サービスセンター】<br>サービスセンターのみではなく、担当課も含め、障害者の権利擁護に対し、啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明や研修会をより多く企画し、事業所や当事者団体に対して啓発活動に務めます。 | 【各サービスセンター】<br>・各保健福祉サービスセンターでは、成年後見制度や日常生活自立支援事業について関係機関へ繋ぐ事を心がけていますが、十分な啓発活動ができていない状況です。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明を、事業所や当事者団体に対して実施しました。 | 【各サービスセンター】<br>・サービスセンターのみではなく、担当課も含め障害者の権利擁護に対し啓発活動を積極的に行っていきます。<br>【社協】<br>・成年後見制度に関する制度説明や研修会をより多く企画し、事業所や当事者団体に対して啓発活動に務めます。 | 健康福祉部<br>社会福祉協議会 |

## 第9章　情報バリアフリーの推進（情報・コミュニケーション）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 76 | **コミュニケーション支援事業の充実**<br>コミュニケーション支援事業をさらに充実させ、情報のバリアフリーに努めます。 | 整備・充実 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・音声言語による情報が入手しにくい聴覚障害者の日常生活の利便を図るため手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施しました。<br>・視覚障害者に向けて月に1回声の広報をCDで配布しました。 | ・声の広報に限らず、引き続き、利用の簡便化を図っていきたいと考えています。 | 【地域福祉推進課】<br>・音声言語による情報が入手しにくい聴覚障害者の日常生活の利便を図るため手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施しました。<br>・視覚障害者に向けて月に1回声の広報をCDで配布しました。 | ・声の広報に限らず、引き続き、利用の簡便化を図っていきたいと考えています。 | 【地域福祉推進課】<br>・音声言語による情報が入手しにくい聴覚障害者の日常生活の利便を図るため手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施しました。<br>・視覚障害者に向けてカセットテープで配布していた声の広報を、平成27年2月からCDで配布するよう変更しました。媒体の変更によりラックナンバーを設定できるようになり、より利用者にとって便利なものになりました。 | ・声の広報に限らず、引き続き、利用の簡便化を図っていきたいと考えています。 | 【地域福祉推進課】<br>・音声言語による情報が入手しにくい聴覚障害者の日常生活の利便を図るため手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施しました。<br>・視覚障害者向けに声の広報を継続実施しています。<br>・第2次茅野市障害者保健福祉計画の冊子にSPコードを添付しました。 | ・引き続き、障害者の情報保障に向けて環境整備を行います。 | 健康福祉部 |
| 77 | **障害に応じたコミュニケーション技術の周知**<br>障害のある人に対する接客・接遇について研修啓発等を行い、障害のある人への対応についての理解を促進します。 | 整備・充実 | 整備・充実 | 整備・充実 | 【地域福祉推進課】<br>・職員向け接遇の手引に沿って、一般市民だけでなく障害のある方への対応についてもサービスの向上を図りました。 | ・茅野市市民サービスアップ運動を継続して実施し、サービスの向上に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・職員向け接遇の手引に沿って、一般市民だけでなく障害のある方への対応についてもサービスの向上を図りました。 | ・茅野市市民サービスアップ運動を継続して実施し、サービスの向上に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・職員向け接遇の手引に沿って、一般市民だけでなく障害のある方への対応についてもサービスの向上を図りました。 | ・茅野市市民サービスアップ運動を継続して実施し、サービスの向上に努めます。 | 【地域福祉推進課】<br>・市役所において茅野市市民サービスアップ運動の一環として職員向け接遇の手引を作成し、一般市民だけでなく障害のある方への対応についてもサービスの向上を図りました。 | ・茅野市市民サービスアップ運動を継続して実施し、サービスの向上に努めます。 | |
| 78 | **小地域におけるコミュニケーションの充実**<br>障害のある人も含めた地域における福祉のまちづくりに向けて、各地区のボランティア活動や福祉推進委員等の活動と連携を図り、身近な地域におけるコミュニケーションの充実を図ります。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【各サービスセンター】<br>・第二次地域福祉行動計画が全地区において策定され、計画に基づく活動が各地区において展開されました。<br>・この計画において、障害のある方に対して、具体的な取り組みは明確にされていませんが、各地区、各区・自治会で人と人とのつながりを強め、誰でもが安心して生活できる地域を作り地域福祉を向上することを目指しています。<br>・保健福祉サービスセンターは、この計画を地区コミュニティセンターや地域にお住まい方々と連携して進めています。<br>【社協】<br>・各区、自治会での住民活動の把握に努めると共に、地区行動計画の実施2年目として、障害者支援の視点も盛り込んだ取り組みが実践できるよう、各地区に配置された生活支援コーディネーター（＝コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）10名が、意見提案や資料整備に努めました。<br>【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・各地区ごと、第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援しました。 | 【各サービスセンター】<br>・引き続き地域福祉行動計画の推進を支援していきます。<br>【社協】<br>・各区、自治会での住民活動の把握に努めるとともに、地区行動計画を実践するため、障害当事者の参画を地区関係者に働きかけ協議します。<br>【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・引き続き、第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援します。 | **【パートナーシップのまちづくり推進課】**<br>**・第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援しました。**<br>**【各サービスセンター】**<br>**・第二次地域福祉行動計画が全地区において策定され、平成27年度に計画に基づく活動が各地区において展開されました。この計画において、障害のある方に対して、具体的な取り組みは明確にされていませんが、各地区、各区・自治会で人と人とのつながりを強め、誰でもが安心して生活できる地域を作り地域福祉を向上することを目指しています。**<br>**・保健福祉サービスセンターは、この計画を地区コミュニティセンターや地域にお住まい方々と連携して進めています。**<br>**【社協】**<br>**・各区、自治会での住民活動の把握に努めると共に、地区行動計画を実践するため、障害当事者の参画を地区関係者に働きかけ協議します。** | **【パートナーシップのまちづくり推進課】**<br>**・引き続き、第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援します。**<br>**【各サービスセンター】**<br>**・地域福祉行動計画の推進を支援していきます。**<br>**【社協】**<br>**・各区、自治会での住民活動の把握に努めると共に、地区行動計画を実践するため、障害当事者の参画を地区関係者に働きかけ協議します。** | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・第二次地域福祉行動計画作成について支援しました。<br>【各サービスセンター】<br>・平成27年度からの第2次地域福祉行動計画を全地区において策定しました。この計画において、障害のある方に対して、具体的な取り組みは明確にされていませんが、各地区・各区で人と人とのつながりを強め、誰でもが安心して生活できる地域を作りあげることで、間接的に障害のある方の地域福祉を向上することを目指しています。<br>・保健福祉サービスセンターは、この計画を地区CCや地域にお住まい方々と連携して進めています。<br>【社協】<br>・各区、自治会での住民活動の把握に努めると共に、地区行動計画の策定過程において、障害者支援の視点も盛り込んだ話し合いが行えるよう、意見提案や資料整備に努めました。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・第二次地域福祉行動計画の具体的な実践に対する取組について支援しました。<br>【各サービスセンター】<br>・平成22年度を中心に、市内9地区及び7行政区において地域福祉行動計画を策定しています。その内容は、地区や区の支え合い作りを推進する取り組みです。この計画では、障害のある方に対して、具体的な取り組みは明記されていませんが、各地区・各区で人と人とのつながりを強め、誰でもが安心して生活できる地域を作りあげることで、間接的に障害のある方の地域福祉が向上することを目指しています。各保健福祉サービスセンターは、この計画を地区CCや地域にお住まい方々と連携して進めています。<br>【社協】<br>・各区、自治会での住民活動の把握に努めると共に、いきいきサロン活動に参加しました。 | 【パートナーシップのまちづくり推進課】<br>・引き続き、各サービスセンターにおいて支援体制を維持します。<br>【社協】<br>・成年後見制度における法人後見受任について、体制内で調査、検討を行います。 | 企画総務部<br>健康福祉部<br>社会福祉協議会 |

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 25年～26年 | 後期目標 27年～29年 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | **「デジタル録音図書(DAISY)」の検討・研究** | | | | | | | | | | | | |
| 79 | 視覚障害者だけでなく、発達障害、学習障害、知的障害、精神障害の方に有効なコミュニケーション媒体である「デジタル録音図書(DAISY)」について、検討・研究を行います。 | 研究・検討 | 研究・検討 | 研究・検討 | 【社協】<br>・茅野市市民活動センター『ゆいわーく茅野』にて音訳と書作成のための必要機器等(PC・付属マイク等)の設置及び、製作用ソフトウェア「My Studio PC」のライセンスを取得手続きをし、平成29年6月より運用を開始します。導入に関しては、市の広報広聴課、地域福祉課障害福祉係で実施されている広報の音訳化の使用を参考にし導入しました。 | 【社協】<br>・職員も含めた製作の使用方法を学び、音訳ボランティアが継続して活動ができるよう支援をします。 | 【社協】<br>・視覚障害者のニーズに沿って、H28.2より社協広報誌「たまご」をCDで配布できるようになりました。<br>・ボランティアグループ「ひざしの会」に対し、技術向上のための研修等情報提供しました。<br>音訳ボランティアセミナー参加者<br>H25:3名 H26:0名 H27:1名 | 【社協】<br>・まだ、参加経験の無い朗読ボランティアを「デジタル録音図書(DAISY)」研修会に参加していただき、その技術取得を図る予定です。 | 【社協】<br>・「(仮称)市民活動センター」に設置予定の録音室等において「デジタル録音図書(DAISY)」導入に向けて、下諏訪町図書館を視察し研究しました。また、朗読ボランティアを「デジタル録音図書(DAISY)」研修会資料を参考に、その技術取得を深めていただきました。<br>音訳ボランティアセミナー参加者<br>H25:3名 H26:0名 H27:2名(予定) | 【社協】<br>・まだ、参加経験の無い朗読ボランティアを「デジタル録音図書(DAISY)」研修会に参加していただき、その技術取得を図る予定です。<br>【図書館】<br>・今後、研究・検討します | 【社協】<br>・「(仮称)市民活動センター」に設置予定の録音室等において「デジタル録音図書(DAISY)」導入に向けて、下諏訪町図書館を視察し研究しました。また、朗読ボランティアを「デジタル録音図書(DAISY)」研修会に参加していただき、その技術取得を深めていただきました。 | 【社協】<br>・まだ、参加経験の無い朗読ボランティアを「デジタル録音図書(DAISY)」研修会に参加していただき、その技術取得を図る予定です。<br>【図書館】<br>・今後、研究・検討します | 健康福祉部<br>生涯学習部 |

第10章 保健・医療の充実(保健・医療)

| No | 今後の取り組み | 計画等内容 | 前期目標 | 後期目標 | H28の評価及び実績等 | 今後の計画 | H27の評価及び実績等 | 今後の計画 | H26の評価及び実績等 | 今後の計画 | H24・25の評価及び実績等 | 今後の計画 | 担当部署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | **妊産婦施策の充実** | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 妊産婦及び新生児の健康維持のため、現在のパパママ講座やマタニティー相談等のさらなる充実を図ります。また、家庭訪問を中心に市内すべての新生児及び産婦の把握に努め、乳幼児健診以前からの支援を行います。 | 新生児訪問、健康相談の実施 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【健康づくり推進課】<br>・パパママ講座を継続して行っており、平成28年度は延べ173人の参加がありました。マタニティ相談は、平成28年度は延べ59人の参加がありました。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行っています。<br>・サービスセンター保健師による乳児訪問を生後2か月頃行い、平成28年度は 468件でした。 | ・パパママ講座、マタニティ相談を引き続き実施します。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行い、乳児訪問を全数行います。<br>・産後ケア事業を新規に実施します。 | 【保健課】<br>・パパママ講座を継続して行っており、平成27年度は173人の参加がありました。マタニティ相談は、平成27年度は61人の参加がありました。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行っています。<br>・サービスセンター保健師による乳児訪問を生後2か月頃行い、平成27年度は410件でした。 | ・パパママ講座、マタニティ相談を引き続き実施します。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行い、乳児訪問は全数行います。 | 【保健課】<br>・パパママ講座を継続して行っており、平成26年度は234人の参加がありました。マタニティ相談は、平成26年度は111人の参加がありました。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行っています。<br>・サービスセンター保健師による乳児訪問を生後2か月頃行い、平成26年度は497件でした。 | ・パパママ講座、マタニティ相談を引き続き実施します。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行い、乳児訪問は全数行います。 | 【保健課】<br>・パパママ講座を継続して行っており、平成24年度は293人の参加がありました。マタニティ相談は、平成24年度は141人の参加がありました。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行っています。<br>・サービスセンター保健師による乳児訪問を生後2か月頃行い、実施率は平成24年度98.8%でした。 | ・パパママ講座、マタニティ相談を引き続き実施します。<br>・母子健康手帳発行時に保健師による面接を行い、乳児訪問は全数行います。 | 健康福祉部 |
| | **ライフステージを通じた健康診査体制の充実** | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 乳幼児健診、歯科検診を実施し、発達・発育上の問題点を早期に発見し適切な相談・支援を行います。障害のある子の乳幼児健診の受診方法について、個別対応も含め研究・検討を行います。また、中高年層に対する健康診査や保健指導の充実を図るとともに、受診機会の増加と未受診者対策に重点をおいて事業を実施します。 | 乳幼児健診、保育園訪問の実施<br>基本健康診査等の実施 | 継続・充実 | 継続・充実 | 【健康づくり推進課】<br>・乳幼児健診は95%以上の出席があり、月齢に合わせた相談、指導を行いました。障害のある子どもについては、保護者の希望を聞きながら健診での対応をしています。<br>・特定健診については、10月までの未受診者対象に集団健診を行いました。未受診者へ受診勧奨を行い 838人受診しました。個別健診と集団健診合わせて4717人受診しました。心電図検査では、心房細動等が発見され治療開始になった方がありました。 | ・乳幼児健診については、保護者が来てよかったと思っていただける健診をめざして取り組みます。<br>・特定健診については、未受診者への訪問を継続して行います。28年度に引き続き心電図検査を希望者に実施します。 | 【保健課】<br>・乳幼児健診は95%以上の出席があり、月齢に合わせた相談、指導を行いました。障害のある子どもについては、保護者の希望を聞きながら健診での対応をしています。<br>・特定健診については、自己負担額を24年度から無料化し受診しやすくなりました。また、未受診者への訪問と電話がけを行い、12月までの未受診者対象に集団健診を行いました。27年度は4248人受診しました。 | ・乳幼児健診については、保護者が来てよかったと思っていただける健診をめざして取り組みます。<br>・特定健診については、引き続き無料とし、集団健診、未受診者への訪問を継続して行います。28年度から内容を追加し、心電図検査を希望者に実施します。 | 【保健課】<br>・乳幼児健診は95%以上の出席があり、月齢に合わせた相談、指導を行いました。障害のある子どもについては、保護者の希望を聞きながら健診での対応をしています。<br>・特定健診については、自己負担額を24年度から無料化し受診しやすくなりました。また、未受診者への訪問と電話がけを行い、12月までの未受診者対象に集団健診を行いました。26年度は45.7%となりました。 | ・乳幼児健診については、保護者が来てよかったと思っていただける健診をめざして取り組みます。<br>・特定健診については、引き続き無料とし、集団健診、未受診者への訪問を継続して行います。 | 【保健課】<br>・乳幼児健診は95%以上の出席があり、月齢に合わせた相談、指導を行いました。障害のある子どもについては、保護者の希望を聞きながら健診での対応をしています。<br>・特定健診については、自己負担額を24年度から無料化し受診しやすくなりました。また、未受診者への訪問と電話がけを行い、12月までの未受診者対象に集団健診を行いました。23年度よりも受診率アップし、24年度は45．5%となりました。 | ・乳幼児健診については、保護者が来てよかったと思っていただける健診をめざして取り組みます。<br>・特定健診については、引き続き無料とし、集団健診、未受診者への訪問を継続して行います。 | |
| | **医療機関との連携** | | | | | | | | | | | | |
| 82 | 各サービスセンター等を通じて、ケースの必要性に応じて医療機関の情報提供や相談に努めます。 | 連携・充実 | 充実 | 充実 | 【健康づくり推進課】<br>・28年度から特定健診で高血圧・高血糖等がある方については、紹介状を作成したことで連携がとりやすくなりました。<br>・医療機関から治療中の糖尿病等がある方の紹介があった場合、管理栄養士の栄養指導を実施しています。<br>・医療機関で特定健診のポスター掲示を行っています。 | ・管理栄養士による栄養指導を主治医の指示により行います。<br>・特定健診を実施している医療機関との連携により、受診率アップをはかります。 | 【保健課】<br>・糖尿病、腎機能低下等のある患者さんの栄養指導を主治医からの依頼により、管理栄養士が栄養指導しています。<br>・特定健診の受診率アップのため、ポスター掲示、受診をすすめていただくようお願いしています。 | ・管理栄養士による栄養指導を主治医の指示により行います。<br>・特定健診を実施している医療機関との連携により、受診率アップをはかります。 | 【保健課】<br>・糖尿病、腎機能低下等のある患者さんの栄養指導を主治医からの依頼により、管理栄養士が栄養指導しています。<br>・特定健診の受診率アップのため、ポスター掲示、受診をすすめていただくようお願いしています。 | ・管理栄養士による栄養指導を主治医の指示により行います。<br>・特定健診を実施している医療機関との連携により、受診率アップをはかります。 | 【保健課】<br>・糖尿病、腎機能低下等のある患者さんの栄養指導を主治医からの依頼により、管理栄養士が栄養指導しています。<br>・特定健診の受診率アップのため、ポスター掲示、受診をすすめていただくようお願いしています。 | ・管理栄養士による栄養指導を主治医の指示により行います。<br>・特定健診を実施している医療機関との連携により、受診率アップをはかります。 | |
| | **障害者歯科保健の充実** | | | | | | | | | | | | |
| 83 | 歯科衛生士の訪問活動を継続し、口腔衛生状態の改善を指導していきます。また、治療が必要なケースについては、歯科医師や家庭と相談しながらスムーズな受診を支援します。 | 歯科医師会との連携<br>歯科衛生士の家庭訪問の実施 | 充実 | 充実 | 【健康づくり推進課】<br>・歯科衛生士の訪問指導については実施しませんでしたが、県による在宅障害児(者)訪問歯科健診事業では、4名の実施がありました。 | ・サービスセンターと協力し歯科医師会と連携をはかります。 | 【保健課】<br>・訪問活動のニーズについてはサービスセンターで把握しています。希望者がなかったため、実施しませんでした。 | ・サービスセンターと協力し歯科医師会と連携をはかります。 | 【保健課】<br>・訪問活動のニーズについてはサービスセンターで把握しています。希望者がなかったため、実施しませんでした。 | ・サービスセンターと協力し歯科医師会と連携をはかります。 | 【保健課】<br>・訪問活動のニーズについてはサービスセンターで把握しています。希望者がなかったため、実施しませんでした。 | ・サービスセンターと協力し歯科医師会と連携をはかります。 | |
| | **心の健康づくりの普及・啓発** | | | | | | | | | | | | |
| 84 | 精神疾患の予防と早期治療について、今後もうつ病、自殺予防、認知症等地域での取り組みを中心に充実します。 | 充実 | 充実 | 充実 | 【健康づくり推進課】<br>・自殺予防対策として、臨床心理士による心理相談(心の健康相談)を延べ144回行いました。<br>・企業向けのメンタルヘルス出前講座を6回開催しました。<br>・広報ちのによる市民への啓蒙活動を行いました。 | ・心理相談、メンタルヘルス出前講座、広報での啓蒙を引き続きおこない、自殺予防対策につとめていきます。 | 【保健課】<br>・自殺予防対策として、臨床心理士による心理相談(こころの健康相談)を74回／年、企業向けのメンタルヘルス出前講座を8回／年開催しました。<br>「広報ちの」による市民への啓蒙活動を行いました。 | ・心理相談、メンタルヘルス出前講座、広報での啓蒙を引き続きおこない、自殺予防対策につとめていきます。 | 【保健課】<br>・自殺予防対策として、臨床心理士による心理相談(こころの健康相談)を85回／年、企業向けのメンタルヘルス出前講座を6回／年開催しました。<br>「広報ちの」による市民への啓蒙活動を行いました。 | ・心理相談、メンタルヘルス出前講座、広報での啓蒙を引き続きおこない、自殺予防対策につとめていきます。 | 【保健課】<br>・自殺予防対策として、臨床心理士による心理相談、企業向けのメンタルヘルス出前講座、「広報ちの」による市民への啓蒙活動を行いました。 | ・心理相談、メンタルヘルス出前講座、広報での啓蒙を引き続きおこない、自殺予防対策につとめていきます。 | |





## 計画策定の経過

| 開催日 | 開催部会等 | 主な内容 |
|---|---|---|
| H28.06.28 | 障害福祉部会 | ・第2次障害者保健福祉計画の進捗について<br>・第3次障害者保健福祉計画について |
| H28.08.25 | 障害福祉部会 | ・障害当事者アンケート調査と<br>障害者団体等ヒアリング調査について |
| H28.9.12～14 | ヒアリング調査の実施 | 「障害者の生活実態と意向に関するヒアリング調査」<br>・当事者団体、家族会、事業所等12団体 |
| H28.10.18～31 | アンケート調査の実施 | 「障害者の生活実態と意向に関するアンケート調査」<br>・対象別無作為抽出による郵送調査 |
| H28.12.06 | 障害福祉部会 | ・障害者団体等ヒアリング調査結果について |
| H29.02.02 | 障害福祉部会 | ・障害者の生活実態と意向に関する<br>調査結果について |
| H29.04.10 | 障害福祉部会 | ・障害者及び介護者等の生活状況と<br>ニーズの整理 |
| H29.06.05 | 障害福祉部会 | ・第2次障害者保健福祉計画の進捗について |
| H29.08.07 | 障害福祉部会 | ・茅野市の課題について<br>・計画の構造について |
| H29.10.03 | 障害福祉部会 | ・計画(案)について<br>・「障害」の表記について |
| H29.11.17 | 障害福祉部会 | ・計画(案)について最終確認<br>・今後の日程について |
| H29.12.18 | 第6回ビーナスプラン<br>策定委員会 | ・第3次障害者保健福祉計画(案)について |
| H30.1.4～2.2 | パブリックコメントの<br>実施 | |
| H30.2.14 | 地域福祉審議会 | ・計画(案)の諮問、答申 |

## 福祉21茅野障害福祉部会　部会員名簿

| 役　職 | 氏　　名 | 所属団体 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 部会長 | 戸川　榮司 | 手をつなぐ育成会 | 監事 |
| 副部会長 | 鮎沢　英行 | あすなろセンター | 所長 |
| 部会員 | 翠川　浩 | 社会福祉法人愛泉会 | 次長 |
| 部会員 | 鈴木　美和子 | 諏訪圏域障がい者総合<br>支援センター「オアシス」 | 所長 |
| 部会員 | 井上　純一 | (社福)この街支援センター | センター長 |
| 部会員 | 井上　雅司 | NPO法人やまびこ会 | 理事長 |
| 部会員 | 品川　美好 | (旧)身体障害者福祉協会 | 会長 |
| 部会員 | 大蔵　修 | ひまわり作業所 | 事業部長 |
| 部会員 | 金井　秀雄 | 聴覚障害者福祉協会 | 会長 |
| 部会員 | 名取　忠義<br>宮坂　美智江 | 民生児童委員協議会 | 副会長 (～H28.11末)<br>女性幹事 (H28.12～) |
| 部会員 | 秋山　浩樹 | 諏訪圏域障害者就業･生活支援<br>センター すわーくらいふ | 主任　就業支援ワーカー |
| 部会員 | 小平　嘉清 | 視覚障害者福祉協会　茅野市部 | 茅野支部代表 |
| 部会員 | 原田　泰子 | この街支援センター | 相談支援専門員<br>(福祉21茅野副代表幹事) |
| 部会員 | 内山　芳郎 | 諏訪養護学校 | 進路指導主事 |
| 部会員 | 山室　典子 | R for I　ぷれジョブちの | 代表 |
| 部会員 | 義経　恵美子 | NPO法人ふくろうSUWA | 理事長 |
| 部会員 | 細田　道郎<br>米津　康之 | 茅野市社会福祉協議会 | 在宅福祉係長 (～H29.3末)<br>(H29.4～) |
| 部会員 | 毛塚　郁夫 | NPO法人八ヶ岳福祉農園 | 理事長 |
| 部会員 | 倉田　健一 | 働くぞうさん(茅野) | 事業計画責任者(～H28.12) |
| 部会員 | 飯嶋　典子<br>大野　まひる | 諏訪養護学校PTA | 茅野地区代表 (～H29.3末)<br>(H29.4～) |
| 部会員 | 小池　志保 | この街支援センター | この街きっず学園職員(H28.12～) |
| 部会員 | 大坪　誠也<br>豊橋　智望 | 中部保健福祉サービスセンター | ケースワーカー (～H29.3末)<br>(H29.4～) |
| 部会員 | 森井　潤<br>白鳥　晴美 | 保健課<br>健康づくり推進課 | 健康推進係長 (～H29.3末)<br>保健師 (H29.4～) |

| | |
|---|---|
| *アドバイザー | 特定非営利活動法人　日本地域福祉研究所　理事　　原田　正樹 |

**第3次茅野市障害者保健福祉計画**

発行　平成30年（2018年）3月

編集　長野県茅野市（健康福祉部地域福祉課）
〒391-8501　長野県茅野市塚原二丁目6番1号
TEL（0266）72-2101（代） FAX（0266）73-0391
ホームページ　http://www.city.chino.lg.jp

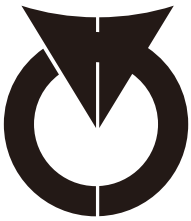

みんなでつくる
みんなの茅野市